

| | |
|------------------|---|
| Title | 橘守部撰述現存諸稿本とその成立に就いて(一) |
| Sub Title | |
| Author | 平澤, 五郎(Hirasawa, Goro) |
| Publisher | 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫 |
| Publication year | 1980 |
| Jtitle | 斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.17 (1980.) ,p.1- 455 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000017-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

橘守部撰述現存諸稿本とその成立に就いて (一)

平澤五郎

緒言

晩学殆んど独行の人であった江戸末の国学者・橘守部の著稿が漸次世に顕れるのは文化末年から文政年初にかけてのことである。守部既に四十歳の期を前後するの頃である。蓬壺主人立華庭麻呂を名乗り、武州幸手の退陔にひそまり雌伏研鑽の十年近きを閲した後である。

其後、猶十年に余る在地の学匠は臆て転進の機を得て、江戸浅草寺弁天山の地に池庵を号し、一門流を構えるに至ったのが、天保の初である。守部生涯の全著述経過より概観すれば、其間が、謂わば第一期を劃する草創期とも称すべき時代であった。現存する諸稿本も又多くは未定の草案本である。

次いで天保年初から更に十年の歲月は、永年の蘊学は博き視界にと転じて、その卓異独創の成果はまさに日を逐うて順々と世に問うべく、尤も豊熟にして得意充足の時期であった。その畢生の著業も過半は此期に開花し、又、諸々の稿本と共に終美の成稿を得て、まさに刊行を俟つの寸前にあった。此の池庵十年が守部の学問的活動に於て、最もその生彩を發揮し、守部学の事実上の完成期となるのである。

天保後半から弘化・嘉永にかけての晩年—嘉永二年五月二十四日病没、六十九歳—の又凡そ十年の間は豊熟の盛期は自から老熟の境界にすすみ、ともかくも天保期の大人の名位を獲るのである。嘗つてのあくなき論難遂究の鋭鋒は内に自負を秘めた静謐な論調へと移ろいつつ、推敲斧鉞を重ねて簡頸な論述にと一見転じてゆくかの如くである。しかし猶其処にも積年の学殖に裏付けられた生来の尖鋭な論癖が言外に隠れ、時に論述は却って飛躍し、晦渋して、分明を欠く嫌いはすくなくない。独り守部にかぎらず在野の学匠の一般でもあつたらうが、凡そ此の四十年にわたる学歴には、倚るべき学統なく、先学へのひたすらな挑戦に唯独り憑んで終始しながらに己の境涯を貫きとおした其足跡は今にふりかえって尋常であつたとは思われない。自然、その論放の中には、屢々矜持を超えた自己顕示と独断の一面は避けがたく、当代又後世の毀誉褒貶を相半ばする事情が奈辺にも存するのであろう。しかし又、唯晩景一端の終稿に抛つてのみ早計に全貌を勘決する読者の側にも起因するところなしともいえない。遡って守部の著稿は殆んどすべてにわたり草案から第一・二次稿と数次に及ぶ改稿の生々しい痕跡が辿られるからである。

その現存諸稿本であるが、年代的にこれを展眸するに、幸手時代約二十年の間の遺稿は其数は比較的尠く、而も基礎的な諸資料蒐集の整理ノート、或は未だ本格的な体裁を整えぬ草案・草稿本の類が主であり、江戸池庵時代を迎えて卒かに成稿諸本が激増している。現存諸稿本の過半は以後二十年間の諸篇であり、しかもそれら諸篇著は草稿本から定稿本にいたるまでの自筆稿本が極めて良く保存され、更に転写諸本をも攢集すれば守部著作の全貌は其成立経緯と論述内容の展開経過をも併せて具に辿られ得るのである。

又、其等自筆諸稿本は亡佚すること僅かにして橘家のよく襲蔵されるところであつた。其後—昭和十四年—同家を離れることになるのであるが、その「橘守部大人遺稿目録」所載の諸稿本は、その過半が、財団法人斯道文庫と天理図書館に収蔵されるところとなり、主要著稿は幸いに離散潜蔵をまぬがれたのである。前者は現在慶應義塾大学附属研

究所斯道文庫に「椎本文庫」として所蔵する。そのほかには、吉野龍門文庫、桐生吉田家、三重朝日町公民館等をはじめ、諸図書機関に分散所蔵されているが、その点数は尠い。ただし上記の中で、桐生吉田家所蔵本は、守部の高弟であるとともに佳き支援者でもあった吉田秋主以来の襲蔵書であり、幸手在住時代以来の初期稿本類をはじめとし、とりわけ守部書翰は質・量共に比類なき資料群と仄聞するところである。遺憾ながら未だ繙閲の機会に恵まれていない。いずれ精査の好期を俟つものである。

その現存諸稿本は甚だ広範に渉るが、凡そ次の如く、その研究対象により部門される。

(一)神道並びに記紀篇　イ神道論攷、ロ記紀の研究、ハ記紀歌謡の研究、(二)萬葉集篇　主に註釈書、(三)神樂催馬楽研究篇、(四)歌学歌論篇　イ撰格論攷、ロ諸種緊要、ハ歌論攷、(五)箋註書篇　古今・伊勢・源氏・土佐・百人一首等註釈、(六)語学並びに事彙篇、(七)歴史研究篇、(八)歌文集並びに歌合篇、(九)雜録小品篇等である。如上、対象は広き分野におよぶが、畢生の主軸をなすものは記紀と萬葉の研究であつて、その生涯を終始している。歌格歌論篇は其獨創性に於て、又箋註書諸篇は鋭利簡頸な論述に於て、語学事彙篇はその博引と細緻な論証に於て、各々守部学の一端を担うものであるが、結句するところは謂う所の神典の究明に帰着するため前提であつたことは守部自らも屢々吐露するところである。いわば時代の潮流の中におのずから随順するのも又国学者守部の面目であつたのであろう。その現在の意義が守部の主題とうらはらに寧ろ副次的論攷の中に見出されるという歴史のアイロニーは否まれないとしても、その学問の窮極は其処にこそあつたのであろう。

扱、本稿は橋守部撰述諸稿本の基礎的調査であり、守部全著述にわたる評価の論を当面の課題としたものではなく、わずか、その諸稿本の文献的解題を主目標としたものである。夙に大正十一年橋守部全集十二巻首巻一卷の刊行の後、略半世紀を閲して再版は補巻一卷を増補して刊行されたのであるが、守部著述の全稿本経過から見れば、その

部分的活字化にすぎない。又、全集収載諸篇の解題も当然の事ながら当該底本にとどまるものであって、其後は未だに調査対象となることをも敢て避けるが如き傾向にもあった。今般、橘守部諸稿本の総合的な基礎調査を試みたのも這般の状況を考慮し、その欠を補うと共に、守部の学問的軌跡を着実に提出して、その再評価、再検討の便に供せんがためである。―当解題に併せて「未刊橘守部著作集」十巻の刊行を企劃したのも又全集の遺漏を補填することにある―。従つて、かかる観点より現存の自筆稿本を主に、自筆稿本を欠くものは転写本をも含め、可及的に網羅することを期し、殊に各稿本の書誌的調査に努めて留意して縷述したものである。解題経過としては、その上に各諸稿本校勘の結果を得て、その数次にわたる改稿過程―草稿から改編・改稿には余念なき経緯の見ゆるところから委細にこれを辿つて、諸稿本の成立次第を明らかにすべく試み、併せて、資料上許容されるかぎりに於て、その成立年代を確認又は推定することを期して、其等は各備考欄に附記することにした。

各稿本の論述内容に就いては各解題中に当然言及すべきことながら、全集所載の著作はそれに譲り、未紹介諸篇にかぎり、その概要を略述するにとどめ、あるいは一部例文を以てこれに代えた処もある。更に転写諸稿本に就いては猶未見の諸本も存するが、その過半は篤実な影写・臨模本か、丹念な転写本かであつて、自筆稿本の亡佚するものを除き、管見する諸本を簡略に附記するにとどめて、所謂総合目録的な意図は当初から控除した。板本に就いても同様に、初板・初印に近きを撰択し、異板のなきかぎりは、後印・重印等に見る装訂・奥付の相違などは省筆することとした。言うまでもなく著書として既に本文上の意義をあらためて見出しがたいからである。

又、守部の書翰類は上記した如く吉田家に襲蔵されるものを除くと、その他は極く僅かな点数にすぎないので、已得ず本稿では割愛することにした。更に守部遺墨の手習用の法帖、拓摺本等の類は、その学問上の意義を強いて見出しがたく前者同様にすべて省略した。従つて本稿は守部の編・著稿を原則として対象とし解題したものである。

記紀歌の研究

守部の記紀歌謡の研究は稜威道別総論下（版本卷二）の末に、

歌ははやく此紀に、古事記を合せて、別に釋しつれば、此書には、凡て省けり、即稜威ノ言別と名^{ナツ}けて、此たび俱に刊行す、故レ語釈は、其ノ言別に譲^リて、省る処多かれど、彼ノ書は、三十年以前にもせれば、いつか忘れて、同じことの、両方に出たるも有べく、又其ノ釈言の、稀には、此レと彼レと、齟齬^{クヒチガ}へるもあるまじきにあらずと誌し、その經營は共に永く、文化の末文政のはじめに遡る。記紀・萬葉の撰格に関する草稿の類いは現在も猶その幾点かをとどめていることから推して、その生涯を託した記紀の研究は文字通り右記の文辭に誇張はなかつたであらう。勿論、それは言うまでもなく、現在の稜威言別を指すものではなく、その草案・腹稿、あるいは着手の昔日^{キナ}をふりかえって偲んだ言辭である。しかし現存するところは以下の解題にあげた自筆本数点とその転写本とを数えるにすぎなく、自筆完本はまた終稿に近い一本をとどめているのが現状である。

その書名は、「蘆荻鈔」、「紀記歌解」、「神詠古義」、「八十言別」、「稜威言別」と転々し、その中で、「蘆荻鈔」と「稜威言別」とが、草稿本、定稿本として一般に通行するところとなっている。しかし「紀記歌解」、「八十言別」の名称はともかく、「神詠古義」の名義は「蘆荻鈔」以来の草稿を整備し、記紀歌謡通解の成果に一段落をみた稿本に冠した書名であることを思うと、「稜威言別」以前の書名としては守部の意旨を如実に語る名義であったかと推測されるのである。

版本「稜威言別」の恐らく原本となったであろう天理図書館蔵「稜威言別紀歌解草稿」の「撰状」ニラミザマの終項に、

此釋は、おのれまだいと若かりし時、既に十五卷に注し置たるを、此たひ道別とあひ合せ見べく、かき改めぬ

と、言別以前の記紀歌解を十五卷と記している。いずれの稿本を指すのか定かではないが、現在、十五卷の稿本にして定稿近き伝本には、学習院図書館蔵「紀歌解草稿」十五卷、岩瀬文庫蔵守部加筆本「蘆荻鈔」十五卷―後述するが本書も書名を「神詠古義」と補訂する―、尊経閣文庫・京都大学図書館蔵「神詠古義」十五卷の両系統本が存するのみである。且つ「神詠古義」十五卷は前記「蘆荻鈔」十五卷の自筆補訂に拠った繕写本の写しである。守部の記紀歌解は十五卷本の体裁にて旧稿は一応完稿となったと目してよいのではないか。そして書名も「神詠古義」が「蘆荻鈔」に替って冠せられた時期があった。しかし其の後、猶「八十言別」の如き改名をも考慮されるが、「稜威言別」と命名されるまでは、主に「蘆荻鈔」の書名を以って呼称されるのが一般であった。

いずれにせよ、本書の総論を成す、「撰状」は、右の「蘆荻鈔」に草稿を載せて「意哀牟泥」とし、その草稿を補訂に沿い繕写したのが「神詠古義」の「提要」となっているが、右の「蘆荻鈔」十五卷本にいたり総論が添えられて、その体裁は具備したものと推測される。更に、本稿の改稿と共に「稜威言別原本」十卷本の「撰状」ニラミザマ、「稜威言別紀歌解草稿」の「撰状」ニラミザマに順次書き改められるのである。この「蘆荻鈔」十五卷本にはじまる総論は、各稿本は自ら相違し、又全集底本である版本にも未載であるところから、各解題中には全文を挙げたが、ここでは其総論に従い本書著述の意趣と方法の概ねを略記する。

その始めに、「神詠古義」の「提要」には、

日本書紀古事記を合せて其本文の古意を解きつるをは神典古義と名つけ其哥ともの古意を解るをは神詠古義と名

つけり

と述べ、言別終稿には、その「撰状」に、

此たひ日本紀を注するに。古伝説と。歌とを二つに分ちて。古伝説の釋を。稜威ノ道別と號^{ナツ}け。歌の釋を稜威ノ言別と名^{ナツ}けつ。

と記し、兩稿共に道別・言別の著述領域をまず区分する。そして同「撰状」には更に、

故レ道別の方は。道の論^{アゲツラ}ひを主^{ムネ}として。語釈などは。只其ノ条^{トコロ}々の。聞知^ヲるゝにまかせ。言別の方は。歌の上のみなりければ。言の意を専^ラ解んとてなり。

と、兩書の意趣を鮮明に分離している。かく言別が古道の論になく専ら歌意と語義の釈註にあることは、既に神詠古義「提要」にも記するところであり、本著述の企図は当初より道別と異にするところのものであった。

次いでその記紀歌謡本文の撰状に就いては、先学の厚顔抄・記唱歌集等の書紀偏重を避け、

その哥ともを相照しみるに書紀古事記互におとりまさりありて一方にのみよりかたきも多く又互に句とも落たるなどもありて補はすてはえあらぬもみゆ又贈答のうたの次第^{ツイテ}の乱れたるなどもすくなからねは今は書紀にまれ古事記にまれ人もわれもまされりとおほゆるかたを本文に出して落字写誤と見ゆるところはいつれにも一方の書以てこれを正し改めて注はくへつ―「提要」

又、

記紀の歌を。併せてとくに。互に劣り優りあり。其ノ勝れりとおほしきを。本文に立て釈をくはへ。劣れりと見えたるをは。其条々毎の。末に引おきぬ。こは其異同を。見^{しらしめん}むか^カ為なり。――「稜威言別」十卷本

と、記紀兩書からの個々の撰状と比較を加え、いわば守部の校訂本文を作製している。その校訂は「稜威言別」十卷本の「撰状」に「又^{アラカン}豫^カめ異本を校合しつれば。歌の上にも。稀々世の普通の本等とは。一二字つゝ。違ふ事もあ

守部の記紀歌謡に対する尊尚の念は、

此書の挙る所の哥は上つ代のめてたき哥の限りなりければ………されは万葉集中にて柿本山部のうしの哥ともは殊にすくれて世に哥の二聖とさへたへきにたれとそまほ此神詠中のめてたき哥とくらへてはいとはるかにおとりて聞ゆへしまして今より後千よろつ世々はへぬとも誰かはくはたておよふへき実^まに天地にいたり尽して御国の花ともひかりともたからともめて貴ふへきは此うたともになんありける―提要

と極言して憚らない。守部の国学、就中記紀の研究は神ながらの道の論と共に、その古意を感觸する訓詁、語義の遡源におかれているのは時勢の赴くところ、当然の方向であつたらう。しかし、また守部の記紀歌に執するのは、早くより提唱する歌格の論、就中その眼目とする古格の基調を記紀歌に見出したところにもあつた。いわば守部歌論の基点ともなり、要諦ともなるものが、道の論の書の中に併存していたのである。かく記紀歌に対する尊崇の念は極言しても余りあるものであつたらう。永い研鑽は生涯にわたるのも首肯される。ともかく神詠古義「提要」は右記の文を以つて結んでいる。

扱、現存諸本のうち披閱の機会を得たのは次の諸本である。

一 版本

(イ) 稜威言別 卷一〜三 嘉永三年刊 三冊

(ロ) 稜威言別 十卷附目安 明治二十四・二十七年刊 十一冊

二 写本

(イ) 稜威言別紀歌解草稿 卷一〜三 自筆 三冊 天理図書館蔵

稜威言別 卷一〜三 橘冬照筆 三冊 斯道文庫蔵

- (口) 稜威言別原本 十卷 自筆 十冊 斯道文庫蔵
- 稜威言別 卷四〜九 筆者未詳 七冊 無窮会神習文庫蔵
- 稜威言別 卷六〜十 筆者未詳 五冊 静嘉堂文庫蔵
- 稜威言別 卷四〜十 筆者未詳 七冊 静嘉堂文庫蔵
- 稜威言別 卷四〜九 筆者未詳 六冊 九州大学文学部蔵
- 稜威言別 卷四〜十 筆者未詳 八冊 神宮文庫蔵
- 齐明天皇紀童謡解 木下美重筆 一冊 東京大学国文学研究室蔵
- (ハ) 神詠古義 十五卷 筆者未詳 二十五冊 尊経閣文庫蔵
- 神詠古義 十四卷 「難」叟人筆 二十二冊 京都大学附属図書館蔵
- 紀記歌解草稿 卷二・七 橘東世子筆 二冊 斯道文庫蔵
- (ニ) 蘆荻鈔草稿 十五卷 自筆補訂本 五冊 岩瀬文庫蔵
- (ホ) 紀記歌解草稿 十五卷 筆者未詳 十五冊 学習院図書館蔵
- 蘆荻鈔 卷一 筆者未詳 一冊 無窮会神習文庫蔵
- (ヘ) 蘆荻鈔草稿 卷十三〜十五 自筆 三冊 斯道文庫蔵
- 一 三輪神杉 二卷 自筆 二冊 岩瀬文庫蔵
- 三輪神杉 二卷 橘東世子筆 二冊 斯道文庫蔵

その他、桐生吉田家に、文政十三年・天保二・三年橘貞暉写「紀記荻荻鈔」十五卷十五冊が存する。特に同本は上記写本(ニ)・(ホ)に近き稿本と推測されるので披閲の機会を希うものである。

現存する稿本は右記した諸本にとどまるが守部の紀記歌謡の研究は、稜威道別総論に「彼ノ書は三十年以前にものせれば云々」と記しているごとく、古く幸手時代に遡るものであろう。しかし現在、その草稿とおぼしきものは皆無と云うてよい。斯道文庫蔵「紀記歌集糾謬草稿」など紀記歌謡の歌格の論としては最も初期の草稿であるが、わずかに此一本を所見するにすぎない。右掲の諸本の中では早くとも文政末年頃の草稿であろう。写本(ハ)蘆荻鈔草稿に於ても、全集解題で橋純一氏が述べられている如く、「此の草稿も……殊に註のうちに、守部という名が出て居るのを見ると、四十歳以前のもの」ではなく、又更に降り文政十二年前後、守部五十歳に近き頃の草稿と推定されたのである。その積註を岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」・学習院図書館蔵「紀記歌解草稿」などと比較してみても、既に甚しい相違は認められず、成稿を俟つ前稿本的な状態にある草稿である。その点草稿としても初度の執筆とは考えがたい。紀記歌全般にわたり、その中から百八十三首におよぶ詳註をあらたに起稿するについては、既に永年の草稿・備忘の類いが蓄積されていた上での事であったと思われる。しかし現在、それを検証する手懸りを得ないのが実情である。

さきごろ、桐生吉田家に所蔵される、吉田秋主宛守部書翰を検討された高田浩氏の御論考^{註一}がある。同書翰は未見であるので、以下、氏の所見されたところによると、文政十二年十二月三日付の書面に「紀記歌注釈とりかかり三四枚も出来候分云々」とあるをはじめとし、翌年九月十一日付の書面には「芦荻抄草稿満備仕候間差上候、全部差支も無之、斉明紀童謡に至る迄明かに解候間御怡悦可被下候」と記され、その間逐次草稿次第を秋主に書信して、文政十二年の秋から翌年の秋にかけて「芦荻抄」十五冊は成稿の運びとなった、と述べられている。現在の処、最も確実なる資料による結論であろう。恐らく年来の草案を新規に稿したのが、右の十五巻であったと推測されるのである。

又、氏は前記した吉田家所蔵の橋貞暉書写の「紀記芦荻鈔」十五巻は此の稿本の転写本であるとして紹介なされている。その概要から俄かに比較しがたいが、上掲諸本中、写本(ニ)・(ホ)に近く、就中(ホ)学習院図書館蔵「紀記歌解草

稿」十五卷と同じくするのではないかと推測されるのである。この臆測が許されれば、写本(ハ)斯道文庫蔵「蘆荻鈔草稿」卷十三〜十五は、(ホ)稿本との近似関係から此の期の文字通り草稿残卷であったのではなからうかと推定されるのである。

現存する諸稿本はかく文政十二年前後、守部四十八・九歳頃の草稿をはじめとするものである。岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔草稿」十五卷は、後述する如く全卷にわたる自筆の詳密な増訂加筆本であるが、その土台となる稿本は、学習院図書館蔵「紀記歌解草稿」十五卷と同じくし、恐らく天保年初に成った「紀記蘆荻鈔」十五卷本からの転写本と推測される。その加筆時期は明らかでないが、数次にわたる補訂の跡が見出され、踵を接しての加筆であったろうが、短期日の許に終了したのも思われないのである。

その後、この十五卷の加筆本が繕写されたのであろうか。現在、その所在がしれぬが、転写本と推定される二本が、右掲の、(イ)尊経閣蔵「神詠古義」十五卷、京都大学附属図書館蔵「神詠古義」十四卷である。後者には天保十四年四月の書写年紀が記されているところから、遅くとも天保十四年の転写以前には、斯道文庫蔵「蘆荻鈔」草稿にはじまる数次の改稿は「神詠古義」十五卷の完成をもって一段落を告げるものとなったのであろう。その成稿の時期も又審らかにしがたい。しかし、岩瀬文庫本加筆後、幾許もないことであろうし、又、書名を「八十言別」と改めようとした天保九年以前には既に成立していたことと漠然ではあるが推測されるのである。

これよりさき、天保二年辛卯十一月刻成を記す「山彦冊子」附載の「池庵橋守部大人著述目録」に、

蘆荻鈔^{十五冊}

此書は日本紀古事記に載れる歌どもを一ッに合せて其ノ御代々々の順に次第し歌毎に先ッ其前文の

意を釈して其時の有ルやうをよく心得させ次に歌の意を委く解キ論されたれば其世に在て其歌を聴が如くいと悟り安きのみならず翁は古語を解ッ更に妙を得られたれば先キの註どもの非も自然に知られあまたの難歌難語も悉

く明かになりて凡上古の歌の註釈此書に優りて委き物又ある事なし

と、近刻諸本に次いで、まず「蘆荻鈔」十五卷を挙げてゐる。さきの天保年初成稿「蘆荻鈔」を早くも著述目録として発表し、開板の意図を記して世評の反応を採つたのであらう。

次いで、天保九年六月の刊記を持つ「心廻種」二卷の附載同目録には、

。八十ノ言別 十五卷 一名蘆荻鈔

此書は、右の道別に、とき合されたる、上古の歌どもの積也、其大旨は、紀記中に載れる歌どもを、一ッに合せて、其御代々の順に次第し、其入所の違へるを正し、其時の有ルやうをよく心得させて、一首の意の、はらうまく入べきやうに、ものせるさま、誠に其代に在て、たゞちにきくが如き書也

と、前者同様の広告文を載せてゐる。此時の書名は「八十ノ言別」と改め、旧題を一名として「蘆荻鈔」と記してゐる。既に「神詠古義」をも改めての書名であつたらう。というのは同目録の前項に「。稜威ノ道別 十五卷 一名神詠古義」と記してゐることからも類推されるのである。それは「神詠古義」の「提要」に「日本書紀古事記を合せて其本文の古意を解きつるをは神詠古義と名つけ其哥とも古意を解るをは神詠古義と名つけつ」と記してゐる如く、神詠古義・神詠古義の両書は相對偶しての呼称であつたからである。同目録に「稜威道別」を「一名神詠古義」として誌すには、当然の事ながら、一方記紀の古意を解いた「神詠古義」が併存してゐたと見るべきであらう。然りとすれば、「神詠古義」は天保九年六月以前に於て、稿本は既に成立してゐたものと想定されるのである。しかるに、「八十ノ言別 一名蘆荻鈔」と猶記してゐるのは、「神詠古義」の名称に較べ、「蘆荻鈔」の書名が早くから巷間に識られるところであり、又一部では既に書写されるところでもあつたからであらうか。守部自身も其後の著作中には「蘆荻鈔」の書名を以つて略々統一してゐる。あるいは、「神詠古義」の書名は比較的短い期間の名称であり、世に又識

られるところの鈔い書名であったのかもしれない。伝存する転写本も僅か右の二本にすぎなく、天保九年の頃には早くも「八十ノ言別」と改め、上梓の企画を世に問うているのである。

この「八十ノ言別」はいずれ「稜威言別」と改められるが、「八十ノ言別」なる書名を持つ伝存本は識られず、此の天保九年から、凡そ七年後に、守部は旧稿の改稿に着手し、同書の出版にそなえている。高井浩氏の上掲書によれば、弘化二年十一月九日付吉田秋主宛書翰に「さて此節は御存し昔の芦荻鈔を綴直し認候」とある由である。前回に次ぐ、本格的な改稿であろう。現存稿本からみると、斯道文庫蔵(四)「稜威言別原本」十巻の再編成の時期を指すこととなるのであるが、後述する如く、その十巻十冊はほぼ定稿とみて差支えない清書本であり、旧稿に対し全面的に改訂が加えられて、未完であるが総論にあたる「撰状」も添えられるのである。右の書翰に従えば、弘化二年の暮から翌年六月へかけてのこととなるのであるが、多少の疑問はないわけではない。次の(イ)の天理図書館蔵「稜威言別歌紀草稿」三巻三冊であるが、本稿は(四)斯道文庫本巻一〜三を更に修補し、その「撰状」を成稿としたものである。「撰状」末に、「弘化三年六月」の日付があるので、此の年紀までに、(四)斯道文庫本十巻と(イ)天理図書館本三巻両本の改稿改訂がわずか八ヶ月足らずの間に成立したこととなるのである。後者はともかく前者の改稿には守部をしても、それ相応の日時を要したことは想像するにたたくない。そこで、あるいは、後者に見る日付は、前者の未完「撰状」に誌すべき日付であったのではなからうかとも、前例に倣い臆測されもするのである。翌年六月は、高志の門人瓊舎真瑤・古山文興兩人の跋文を得ていることなど、その間の事情を暗示するようにも思われる。弘化三年六月頃に斯道文庫蔵「稜威言別原本」十巻が完成し、更に、板本の下稿とすべく、その中の三巻までを修補して浄書したのが、天理図書館蔵「稜威言別歌紀草稿」二巻であり、それは、自序末に記す「御代の名を弘化と申す三とせの冬」にかけての事であったのではなからうかと推測されるのである。

いずれにせよ、天理図書館蔵「稜威言別紀歌解草稿」三巻は弘化四年八月に上梓の許可を受くべく学問所に提出されたのである。二ヶ月後、官許を得て、上木に急いだのは高井氏の同論文に紹介された書翰中に明らかである。

初帙三巻は嘉永三年正月発兌となっている。しかし守部は既に前年五月二十四日に六十九歳の生涯をとじている。初帙三巻も上記三巻本が、そのままに開板されたのではなく、猶所見を以って冊修する処が随処に散見され、本書に託する守部の執着のほどが窺われるのである。

第二帙三冊―巻四―巻六―は孫道守により明治二十四年七月に「椎本吟社」から発行され、第三帙四冊―巻七―巻十―と目安一卷を併せ、明治二十七年六月に発売され、全十巻と目安一卷のすべてを完了するにいたるのである。

最後に、「三輪神杉」二巻は「稜威言別」成稿の後、言別によって、紀記歌の大意のみを抄録した一種の入門啓蒙書である。その成立は後述する如く、弘化三年冬以後のことであつたらうと推定される。以上、紀記の歌謡に就いての守部の註釈は本書を以って了っている。

註一 高井浩氏「橘守部の稜威言別の執筆経過とその間における桐生門生との交渉」―群馬大学紀要人文科学篇十二所収、昭和三十八年。

稜 威 言 別 卷之一―三

嘉永三年刊

斯道文庫蔵

袋綴、三冊。縹色布目空押表紙、竪二十六・二糎、横十七・八糎。匡郭、四周单边、竪二十・六糎、横十五糎。每半葉十行。版心、「稜威言別」、下方に丁附す。卷之一、「序一（一六）」―内、自序（四丁裏迄）、凡例（五丁表）、目錄（六丁裏迄）―、「一之一（一六十二）」、卷之二、「二之一（一四十八）」、卷之三、「三之一（一五十三）」、「跋之一（一五）」と記す。

題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に、「稜威言別一（二）三」、内題、「稜威言別卷之一（二）三」と記し、その許に「橘守部謹撰」と署名している。

卷之一の見返しは、一面に匡郭を設け界線にて三分し、

橘守部撰述／稜威言別 初帙三冊／椎本蔵梓
と三行に刻している。

自序末には、

御代の名を。文政と申す三とせの冬。をこかましくはあれと。みつから言挙してしるす 橘守部
と記され、卷之三奥には、

弘化といふ四とせみな月富士のみ雪もきえぬちふ日書そへぬ 高志 瓊舎真瑤

弘化四年 越の道のしり 古山文興識

の日付のある兩跋文を載せている。

後表紙見返しの奥付には、

稜威言別 初帙 三冊 既出

同 二帙 三冊 嗣出

同 三帙 四冊 嗣出

稜威道別 初帙 五冊 既出

同 二帙 五冊 嗣出

嘉永三年正月発兌

椎本蔵板

と刻している。累年にわたり改稿を重ねた稜威言別十巻の初帙三巻は嘉永三年正月に発兌のはこびとなったのであるが、守部は前年五月二十四日に永眠している。

自序末の日附に「文政申す三とせの冬」と見えるが、此年紀は、次述する天理図書館蔵「稜威言別」三巻の自序末、又同書「撰状」奥に、それぞれ、「弘化三年冬」、「弘化三年六月」と記しているので、上梓にあたり、此日付には故意の改訂があったものと思われる。弘化四年八月、新刻の伺書を昌平坂学問所に提出し、その許可を得ているが、提出した下稿が、本書の原本となった天理図書館蔵の「稜威言別」三巻であるからである。

この初帙三巻は、次述する如く、上記の三巻本をそのままに下稿としたのではなく、更に冊修し、時にあらたな所見をも加えて上梓されたものであり、その間には猶積文中に於て相違する処が随処に散見されるのである。

守部没後、一年にして発刊された「稜威言別」は初帙三巻を以って中断するが、二帙・三帙は明治二十四年・二十七年の両度に孫道守によって続刊されている。但し、卷之三までの三冊は初度の板を其儘に重印している。

全集第三巻所収本並びに昭和十六年富山房刊「稜威言別」十巻の底本は再度の版本に拠るものである。

附記

猶、守部の本貫である三重県朝日町の公民館、又神宮文庫・無窮会神習文庫等には、その装幀を飾った特製本がある。そのひとつ、無窮会本は、

白地雲形雲母刷表紙、竪二十六・七糎、横十八・七糎。題簽、淡香色斐紙短冊に「稜威言別 一（一三）」と刷られている。該書等は皆前掲本と序・跋・奥付も共に同板であるが、前掲本の見返しにある封面書名等を欠いている。

稜威言別 十卷附目安一卷 明治二十四・二十七年刊

斯道文庫藏

袋綴、十一冊。卷一〜三、嘉永三年版重印(既述)。卷之四〜十・目安一卷は前者と同表紙なるも寸法やや異り、豎二十六・四糎、横十八・九糎。匡郭もわずかに相違し、四周单边、豎二十一・一糎、横十五・八糎。每半葉十行。版心、「稜威言別」、下方に丁附す、卷之四、「四之一(〜六十九)」、卷之五、「五之一(〜六十二)」、卷之六、「六之一(〜六十六)」、卷之七、「七之一(〜五十四)」、卷之八、「八之一(〜七十七)」、卷之九、「九之一(〜五十七終)」、卷之十、「十之一(〜七十終)」、「稜威言別跋」。一(〜六)、「目安」、「目安一(〜三十四)」と各丁数を附す。

題簽、单郭付短冊(表紙左肩)に、「稜威言別 四(〜十)」、「稜威言別目安 完」、内題、「稜威言別卷之四(〜十)」、「稜威言別目安」と記し、「目安」の許には「橘守部撰」と署名がある。尾題、「稜威言別卷之十 大尾」と記す。

卷之四・卷之七・目安の各冊見返しには、それぞれに一面に匡郭を設け界線にて三分し、

橘守部撰述／稜威言別 貳帙三冊／明治廿四年七月新刻 椎本吟社

橘守部撰述／稜威言別 参帙四冊／明治廿七年六月新刻 椎本吟社

橘守部撰述／稜威言別 目安一冊／明治廿七年六月新刻 椎本吟社

と三行に刻している。

卷之十末の跋文六丁は、

明治廿七年三月

正三位 松浦 詮

…前畧…七十二の叟小中村清矩熱海のやとりに秋のうみおたやかなる日束みしかき筆とりてしるす

明治廿六年十月廿七日

義象書

…前畧…明治といふ年のはたとせ余り七とせの春そのあらましをしるす

橘道守

と、両三名の跋文に右の年紀を記している。

各奥付は、卷之三は嘉永三年版の奥付に替え、後表紙見返しに、

製本版元

東京都本所松倉町二丁目七十一番地
橘道守

と刻し、発兌書林として、

須原屋茂兵衛／金花堂佐太郎／中外堂梅次郎／浅倉屋久兵衛

の四書肆とその所在を並記している。又、卷之六には、同後表紙見返しに、

明治廿四年七月一日印刷並出版（定価壹圓貳拾錢）

著述人

故人 橘 守 部

発行兼印刷人

東京府土族 橘 道 守
(住所)

発刊所

(住所) 椎 本 吟 社

と奥付し、「大取次」として、

吉川半七 会通社／浅倉屋久兵衛 金花堂

の四書肆を挙げている。又、卷之十には、同後表紙見返しに、奥付は、

明治廿七年六月十日印刷

同年同月十五日発行

著述人

故人 橘 守 部

発行兼
印刷人

東京府土族 橘 道 守
(住所)

印刷所
發行所

椎本吟社
(住所)

と誌し、「大取次書林」として、書肆「吉川半七」を代表して記している。同「目安」一卷の奥付は、卷之十末のそれと同じくする。

「稜威言別」十卷の上梓の経過は、右記の日付からほぼ明らかである。即ち、卷之一から卷之三までは嘉永三年正月に発行され、明治二十四年七月には、嘉永三年版に加え、卷之四から卷之六までの第二帙を新刻して発兌し、明治二十七年六月には、第三帙として、卷之七から卷之十までと「目安」一卷を併せ発行されたのである。

又、卷之十末の「稜威言別」跋文にも、松浦詮が、

卷の数すへて十卷あるをその第三の卷までははやく翁の在し世に教へ子たちのあひはかりてすり卷になせりしかそのうちちたえてありけるをうま子道守かおもひおこして去る明治廿四年に第六の卷までを梓にのほせ猶おこたらすいそしみて此たひは全部十卷をのこりなくなしをへつるなりけり

と、明治廿七年三月の日付にて誌し、又、孫道守は、

かくおほち守部かとしころ心こめしをいたつらにせしと父冬照をしへ子たちとはかりて弘化といふとしの四年三の卷までを梓にのせしか其後父もうせ世の中もさわかしく成しまゝにこの事もたえつるをおのれなけはしくおもふあまり海の浜ものよる時々にあやまりを正しみつから筆とりていしけ鳥山しけくに板にゑらせて、ことし一とも十卷、外に目安一卷をみなゑりをへつ

と記しているのが明治二十七年春の日付である。両跋文により、その開板経過は更に明瞭となるのである。但し、道守の跋文にいう「弘化といふとしの四年三の卷までを梓にのせしか」とあるのは開板官許を得た年に遡っての言辭であろう。上梓は記すまでもなく、嘉永三年正月のことである。

「稜威言別目安」一卷は同じ明治二十七年に併せ上梓されたものである。全集第三卷所収本の底本は右の板本であるが、此「目安」一卷は、その刊行の際はざされてゐる。補巻として、言別十巻の目録・語彙・事項の索引を加え、検索の便宜をはかったのである。その凡例を次にあげると、

一 うたの一篇のうへにとりてはこれまでの人々の説るむねとはすへて異にして十首に九首まではおのれはしめて解明らめたるかことしされとそをこゝにことわるへきならねはその中に物にも引へき語ともにはしめて考へ出たるにはそのかしらにのをしるしぬ又考へ出てはあれとさしもあらぬこととうへには○をしるしつ

一 道別の目安とおなしすちなるも多かるへけれと此二つの書は互にゆつりてかれに委しきはこれに省きこれにくはしきはかれに省きてものしつれば後の見合にとて再ひ出すなり見む人もその心すへし

一 巻のはてにくさくの事をひとつに合せて出しつそれらはいつ方へも出しかたきにつきてなり皆たくおのれか心おほえのみなれば人の用にはたつましき事ともならんかし

と三項目を誌している。まず、「コトノアリカ語在所」として目録をあげ、巻次丁数を記し、次に五十音順に記紀歌語を二段に並記し、当該巻次・丁数・左右を記し、凡例に従い、の、○の簽を語頭に施している。更に「クサク。雑」として、言別中の事項の類をあげ、同様に当該箇処を記したものである。

右掲の凡例中に「皆たくおのれか心おほえのみなれば云々」と見えるが、その初めは文字通り備忘の要に便するためであつたらう。いづれ「目安」一卷とするに及び、得意の簽を交えて自説を具示するなど守部一流の面目が窺われる。とまれ、「稜威言別」は僚巻「稜威道別」と相並べ、「目安」一卷をも編目して全き完成を期すべく、最晩年におよんだのであつた。

初帙三巻は既述した如く、嘉永三年の版を其儘重用したものである。

道守の手になる二帙・三帙の巻四から巻十までは、道守の跋文に「海の浜ものよる時々にあやまりを正しみつから筆とりて……板にゑらせて」と誌しているのをみると、道守が校訂しながらに板下を舐したのである。その底本となったのは斯道文庫蔵「稜威言別原本」十巻中の当該巻である。後述する如く、道守のわずかな校訂は経たであろうが、各巻は上掲本と丁数・行数・字詰にいたるまで殆んど一致し、寧ろ其儘に板下本が浄書されたといつてよいであろう。初帙三巻の如き再度わたる改稿の経過はなく、猶期しながらに途絶したまま巻之四以降七冊は残され、孫道守にいたって遺稿が忠実に上梓されたのである。

稜威言別紀記草稿 卷一〜三

自筆

天理図書館蔵

袋綴、三冊。本文共紙表紙、竪二十七・五糎、横十九・九糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・七糎。釈文、二字下げ。細註、双行割書。每半葉十行。

外題、表紙左肩に「稜威言別紀記草稿 一(一三)」と自筆墨書する。内題、「稜威言別卷之一(一三)」と記され、卷之一内題下に「橘守部謹撰」と署名している。

自序未には、

御代の名を弘化と申す三とせの冬／をこかましくはあれとみつから言／挙してしるす

橘守部

と三行に誌し、又、「撰状ニラミザイ」の奥に、

弘化三年六月

の日付が記されている。

各冊の巻次第は、

第一冊、自序(丁附アリ、「序一〜四」) 撰状(同、「凡例一〜三」) 目録(同、「目録一〜二」) 稜威言別卷之一 神之御

代十一首 紀六首、記九首、其中同歌有二百四首 一丁附ス、但シ「七」〜「六十七」ト訂ス。

第二冊、同卷之二 檀原ノ宮ノ朝十四首 紀七首、記十二首、其中同歌有五首 瑞籬ノ宮ノ朝五首 紀三五首、記二首、其中同調在二首 一丁附「五十五」。

第三冊、同卷之三 日代宮ノ朝十四首 紀六首、記十三首、其中同歌有五首 一丁附「五十九」。

となつてゐる。本書の巻次第、編成、表記方法も版本と全く同じくし、次述する斯道文庫蔵十卷本より更に整備され、版本に受継れている。本書は全巻概ね浄書本といえるが、自序には猶五・六ヶ処の補訂の跡を残し、本論中にも僅かながら見消ち、貼紙訂正なども散見される。例えば、前記、「日代宮ノ朝十四首」は貼紙補訂の跡であり、その下は約三字分ほどが切取られている―次述冬照影写本には「高穴穗宮朝十四首」とある―。又、巻一「五十二」丁表の「項懸坐二神」の石像図(版本一ノ四十七丁表)は余白のままに未だ図画されていないなど未完の部分も残されている。

次に本書には、板本に於て自序の次に載せている「稜威言別」凡例の如き一葉に替る「撰状」三葉を目録の前に所載している。全六項目にわたり「稜威言別」撰述の意趣、凡例を兼ねた、いわば総論とも称すべきものであり、簡明、具体的に提示している。次に全文を掲出して、守部の意図と方法に代ることにする。

撰状

一此たび日本紀を注するに、古伝説と、歌とを二つに分ちて、古伝説の釈を、稜威ノ道別と號け、歌の釈を、稜威ノ言別と名けつ、如此二つに分てるは、昔より吾カ古伝説の意旨を、よく悟識れる人なくて、久しき世々、甚く惑ひ来にたれば、其をよく弁へむに、所せければなり、故レ道別の方は、道の論ひを主として、語釈などは、たゞ其ノ条々の、聞知ラるゝにまかせ、言別の方は、歌の上のみなりければ、言の意を、専ラ解んとてなり、

されは其ノ積、互に譲りかはして、物せんとはおもへと、その条の状に因て、罕には道別の方に、説かずては得
あらぬ事も有へく、又既に言へても、猶再び云へずては、得あらぬ処などもあれば、凡てたゞ、時のよろしきに
したかへり

一 記紀ともに、歌は皆談辞の中に伝たれば、皆がらまさしきのみも得あらず、只何となく、世がたりなるも有へ
く、又雅楽のために、設けたるなともありげに見ゆ、されと積中に、そを一とも得ことわらさりければ、その心
して見へきなり、さて道別、直語等の積に、彼ノ談辞と云ものを、いとさびしく避たるは、道を清く説かんかた
めなり、今此書に、除きあへざるは、うたの上には害もなく、又多く其談辞中に、伝へたればなり、見む人あや
しむ事勿れ、談辞といふことは、道別の総論に委くことわりぬ

一 上代の歌なれば、かたきふしく多かるまゝに、はやくのちうさくども、あまねく見合せき、されど古き世の
積どもは、歌の解いとあらく、疎かにして、扱へき事をさく／＼なし、又近世にして、契沖阿闍梨の厚顔抄、本居
ノ宣長の古事記伝、荒木田ノ神主久老の日本紀歌紀記歌集等にも、今見れば、扱へきはいと／＼稀にして、取がたき説
のみ多かり、思ふに中古の人の、通えぬまゝに、おしつけおきつるは、彼ノ古今集序に、ちはやぶる神代には、
歌のもしもさたまらず、すなほにして、ことこのころわきがたかりけらし」と云る程の心なりければ、歌のや
うには、思はさりしさまに見ゆ、古学起りて、言語に精く入たち、かゝる上古の歌の意を、聞しるやうに、なり
来しいさはさるものから、其いさをほこりにかあらん、猶下に、上古を侮れる心ありつれば、おのがとけぬふ
しくは、凡てひが事と見て、それとはあらず、いひ遁れ、又いとたやきものに、見くたしなとせる、いと多か
り、故レ此たひは、今見得たる処を主として、そのひが事も、をり／＼採て出しぬ、其度毎に、右の書名をこと
わらんも、煩ラはしかれば、厚顔抄は、抄といひ、古事記伝は、伝、或は記一伝といひ、日本紀ノ歌一解は、解

と云り、猶其ノ他の書、其他の事ともにて、省きいふ事、これかれ有へし

一記紀の歌を、併せてとくに、互に劣り優りあり、其ノ勝れりとおぼしきを、本文に立て、釈をくはへ、劣れりと見えたるをば、其条々毎の、末に引おきぬ、こは其異同をしらしめんが為なり、又一篇の上は、勝りざまにして、句の落たらんと見えたるは、記紀の中、何れにも、其一方より補ひ加へて、挙るもあるべし、又本トは一首なるへきが、二首三首となれるもあり、亦其入処の、たがひたるなどもこれかれ見えたり、其等は、得憚あへず、皆改め正しつ

一歌の次第は、記も、紀も、其御代々々の歌を、一つに合せて、たとへば、神之御代十一首、紀六首、記九首、其中ニ同哥有_ニ四首、檀原ノ宮ノ朝十四首、紀七首、記十二首其中ニ同哥有_ニ五首、とやうにいついでつ、次々凡ての御代の歌ども、皆然かせり、されと其ノ歌ともの中には、何れを先キ、いつれを後と、知がたきも多かる、其はいかにせん、その状に随ひて、よきほどにいつ

一此釈は、おのれまだいと若かりし時、既に十五卷に注し置たるを、此たひ道別とあひ合せ見べく、かき改めぬ、故_レあらたに撰ぶに、異ならされは、必ず一たび、稿せずは、得あらぬわざなるを、今は何事も、物むつかしかるまゝに、さる事もせず、たゞ其条々を、むねのうちに作りつつ、筆さしぬらしてつゞりかきつ、全部みながら然か為つれば、極めて注文くだくだしく、あらぬあやまち多かりなん、見る人毎に、引なほしてよ

弘化三年六月

と誌している。この「撰状」は、次述の「稜威言別」十卷本に草稿を載せている。その草稿は未完のまま中断しているが、本書の「撰状」は、概ねその草稿に則り改稿されたものである。しかし、それは末項を加えて完備させているが、叙述次第と数項目に増訂のあとがみられるにとどまっている。同十卷本の解題にも全文を掲出したので併せ参

照されたい。

本書は既に述べた如く、板本寸前の浄書前稿本である。「撰状」につづき、板本との異同を概略することにする。先ず、自序であるが、本書を以って開板の下稿とすべく意図したのであるか、序文・目録を整備し、序末には、「御代の名を弘化と申す三とせの冬」と成稿の日附を明記している。本書以前の諸稿中にはすべて執筆期日を誌すものではなく、本書にはじめて自序を冠し年紀を記しているのは、恐らく本稿の完了を以って累年にわたる記紀歌解の完成を期したことを告げたのであろう。しかし、猶稿を改め板本三卷となるのであるが、その板本には「御代の名を文政と申す三とせの冬」と二十数年に遡った日附に変更されている。日附改変の理由は既に解しがたいが、長歌撰格、文章撰格等が同様に文政年初に立還って著述時期を記していると等しく、草案、腹稿の期日を以って替らせた、守部一流の常套を擬ったものではなからうか。同時に弘化三年六月の日附ある「撰状」も板本に於ては削除されることとなっている。ともあれ、本書の自序により、いずれ板本の拠るところとなる「稜威言別」の成稿は弘化三年六月から同年冬にかけて卷之三迄は本書の如き成稿本となったことを告げているのである。この序文は板本とは右の年紀以外も若干相違し、更に推敲を経て板本序文となっている。

次に目録は、巻第一から巻第十までを挙げ板本と全く一致するが、その末尾に、

長歌短歌旋
通計頭長哥相合百八十三首ノ此外紀記同歌五十首ノ中有異同似別哥一

と記し、板本にある「其佳立ニ本文ニ劣拳ノ末」の註記を欠いている。

本書の目録よりみれば、本稿は卷之三までにて擱筆されることなく、卷之四から終巻まで意図されていたことが判るが、実は本稿は三巻までを以って終り、続稿されることはなかったのである。板本卷之四ノ十の七巻は次述する斯道文庫蔵「稜威言別原本十卷」の当該巻を其儘に板本の下稿として推察されるのである。

扱、斯道文庫蔵十卷本から本稿への改稿は、単に推敲、斧正というにとどまらず、十卷本を基幹として全面的に精撰し、論述を簡潔化している。十卷本が元来「神詠古義」に見る諸註集約的な詳述態度を自説に拠って簡要化するところにあったが、猶其処に残る倚依的叙述を本書に於て更に払拭し、老熟した守部本来の論述に簡頸化したものともいえようか。その論旨は既に異るところはないが、一層の整備と改訂は本書兩三卷の全般におよんでいる。言うまでもなく定稿本を期したものであらう。

守部の「稜威言別」にかける執着のほどは、嘉永三年刊行となる板本の上にも如実に窺われ、定稿を期した本書卷之三までに、更に全面的な削正、補訂が施されているのである。釈文中にはあらたな見解を提示しているところも尠くない。しかし、その改訂は前稿の十卷本から本書への経過に較べると、やはり末端の部分にとどまるものである。

弘化四年八月、「稜威言別」新刻の伺書を昌平坂学問所に提出している。その時の印記であらう、第一葉の左肩に「学問所改」の墨印が捺されている。又、本書提出の際の事であらうか、卷之三、四十八丁表裏にかけての熱田神宝神劍の註文と図には朱筆を以って囲み「是ハ恐レ多カレハ刪リ拵ッベシ」と朱書している。板本の当該部は、「神鏡開始ノ中に写し出せる熱田ノ神劍ノ図は、朝廷の宝劍より写シ取れりと云り、家に伝へ蔵れと、畏こかれば憚カレリ」と記し省略している。

稜 威 言 別 卷一ノ三

橋冬照筆

斯道文庫蔵

袋綴、三冊。青鈍色絹表紙、竪二十六・四糎、横十九・二糎。見返し、金銀切箔散し。料紙、薄様斐紙。字面高サ約二十・六糎。釈文二字下げ。細註、双行割書。每半葉十行。

題簽、金銀切箔散し短冊（表紙左肩）に「稜威言別 一（二）」と墨書す。内題、「稜威言別卷之一（二）」と記し、卷之一内題の下に「橘守部謹撰」と署名している。

自序末には、

御代の名を弘化と申す三とせの冬ノをこかましくはあれとみつから言ノ挙してしるす
と三行に誌し、又、「撰状」の奥に、

橘守部

弘化三年六月

の日附が記されている。

本書は「橘守部大人遺稿目録」に冬照筆とし、「前項（天理図書館蔵『稜威言別歌記草稿三卷』）のものを冬照が影写したものである。行数字詰等全く同じである」と記している。「椎本文庫目録」もこれに准い、ほぼ同様に誌している。薄様の雁皮紙を用い、天理図書館現蔵の自筆稿本を影写したものであるが、冬照書写本中に窺われる彼の筆癖はいなみがたく同人の筆写本であることが確められる。

本書は影写本とはいいながらも、猶影写の際の誤写とは認めがたい相違が自筆稿本との間に二・三見出される。

その一つは、自筆稿本の自序に散見する行間補訂註が本書には書写されていない。又、卷之一の丁附は自筆稿本の補訂以前のままである。

その二つは、卷之一の項懸坐二神図が自筆稿本には当該箇処を余白に残したままであったが、本書にはそれが丁寧に図画されている。そのほか、卷之三巻首に自筆稿本が「日代宮ヒシノノ朝十四首」を貼紙補訂している処を、本書は「高穴穂宮朝十四首」と記していて、明らかに補訂以前の記述である。あるいは、本書の自序、目録、撰状の並べ方が、自筆稿本とは、目録、撰状とが前後し、又、卷之三の熱田神劍の註文に就いて自筆稿本では朱書し削除を指定した部

分（前記）をも、本書は其儘に除去することなく書写していることなどである。

これら数例によっても、現存自筆稿本そのままの影写とは認めがたい。考えられるのは、その二の相違を除き、本書の影写は、自筆稿本一・二次の補訂の中、第一次補訂が本書の本行中に清書されているので、恐らくその第二次補訂以前の事であったかと思われるのである。そして、冬照は守部の指示に従い、項懸坐二神図を所定箇処に画き入れて、定稿副本たるべく期したのではなからうかと。其後、自筆稿本は上梓の許可を得べく、僅かながら補訂、又は削除箇処を朱書して提出されたのであろうかと推測されるのである。いずれにせよ、上記諸点を除けば、本書は冬照による自筆稿本の影写副本であり、その間の異同は、書写の際の誤脱・誤字―句点・清濁・振仮名―等の点にかぎられるのである。印記、卷之一巻末に「椎本文庫」朱印が捺されている。

註 自筆稿本自序の補訂箇処をあげると、

。かやすくよみとねり（一オ、本書訂正に従フ、。みなかみのなかれの末、更にたえはてゝ（二オ、本書傍記ナシ）、。彼ノことわりをそへよむうへに（二ウ、本書傍記ナシ）、。ときことを〇くはへ来て（同、本書訂正ニ従フ）、。ひとつにかきこせりし（三オ、
にこし
よく見よくよみて
とれらは
さへに
水脈落かはりて
くみとれる
やうくかき
本書傍記ナシ）、。うたのころを聴しるらんうへは（三ウ、本書傍記ナシ）。

の五・六箇処であるが、後補の訂正と思われる部分は本書には書写されていない。

稜 威 言 別 原 本 十 卷

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、十冊。丹色卍ツナギ空押表紙、竪二十六・八纏、横十八・九纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十・四纏。积文二字下げ。細註、双行割書。每半葉十行。

題簽、薄墨色短冊形絹布（表紙左肩）に「稜威言別 原本（但し卷四以下）一（〜十）」と墨書する。内題、「稜威言別 卷之一（〜十終）」と記し、卷之一内題の下に「橘守部謹撰」と署名している。

各冊の卷次第は、

第一冊、撰状^{エラビザマ} 稜威言別卷之一 神之御代十一首 紀ニ六首。記ニ九首。其中同歌四首あり。かれ十一首とはするなり。―丁附「七十九」

第二冊、同卷之二 檀原ノ宮ノ朝十四首 紀に七首。記に十二首。其中に同歌五首あり。―丁附「五十四」、丁附誤アリ、実数五十三丁。同卷之三 瑞籬ノ宮ノ朝五首 紀に五首。記に一首。其中に同歌一首あり。―丁附「二十」、丁附

誤アリ、実数二十一丁。

第三冊、同卷之三 高穴穂ノ宮ノ朝十四首 紀に六首。記に十三首。其中に同歌五首あり。―丁附「七十二」。

第四冊、同卷之四 稚桜ノ宮ノ朝六首 紀六首。記三首。其^{タカフネホ}中。同歌有三首。一。明ノ宮ノ朝十三首 紀十首。記十二首。其中。同歌有二十九首。―丁附「六十九」

第五冊、同卷之五 明ノ宮ノ朝ノ下 高津ノ宮ノ朝三十首 書紀二十首。記二十二首。―丁附「六十二」。

第六冊、同卷之六 高津ノ宮ノ朝ノ下―丁附「六十六」。

第七冊、同卷之七 稚桜ノ宮ノ朝三首 紀一首記三首其^{後ノ}中有同歌一首 遠ッ飛鳥ノ宮ノ朝十六首 紀九首記十二首―丁附「五十三」^四

第八冊、同卷之八 朝倉ノ宮ノ朝廿一首 紀九首記十四首―丁附「七十七」。

第九冊、同卷之九 八鈎ノ宮ノ朝四首 紀四首。記二首。其^{ナミキ}中有同歌二首。列城ノ宮ノ朝十四首 紀九首。記六首。其^{ナミキ}中有同歌一首。玉穂ノ宮ノ朝四首

並紀。記ニ―丁附「五十七」。

第十冊、同卷之十 金刺ノ宮ノ朝二首 並紀。記 不レ載 小墾田ノ宮ノ朝三首 並紀。記 不レ載 岡本ノ宮ノ朝一首 後ノ岡本ノ宮

ノ朝七首 豊崎ノ宮ノ朝三首 両槻ノ宮ノ朝七首 大津ノ宮ノ朝五首―丁附「六十九」、丁附誤アリ、実数七十丁。

となつてゐる。巻次第は「撰状」に記してゐる如く時代順を追うものであるが、十巻の編成は次述の「神詠古義」以下が十五巻に分巻すると同じく任意的なものである。本書の編成が其儘板本の編成となつて踏襲されてゐる。但し、板本は巻之三を第三冊「日代ノ宮ノ朝十四首」よりと改編してゐる。

本書の総論をなす「撰状」(四葉)は前稿「神詠古義」の「提要」を改めて、次の如くになつてゐる。

撰状
ニラビザイ

一此たひ日本紀を注するに。古伝説と。歌とを。二つに分ちて。古伝説の積を。稜威ノ道別を號^{ナツ}け。歌の積を。稜威ノ言別と名^{ナツ}けつ。如此^{カク}二ツに分てるは。昔より吾カ古伝説の意旨を。よく悟リ識れる人なくて。久しき世々。甚^{イタ}く惑ひ来にたれば。其^ソをよく弁へむに。所せければ也。故^レ道別の方は。道の論^{アゲツラ}ひを主^{ムネ}として。語積などは。只^{トコロ}其ノ条々^ノの。聞知^ラるゝにまかせ。言別の方は。歌の上のみなりければ。言の意を専^ラ解んとてなり。されは其^レ「(一オ)積。互に譲りかはして。ものせんとはおもへと。其ノ条の状に困^四て。罕には道別の方に。積^カずては得あらぬ事もあるへく。又既に言^ヒても。再^ハ云^ハすては得あらぬ処なども。ある^ハへし。は凡てたよりにまかせつ

一記紀の歌を。併せてとくに。互に劣り優りあり。其ノ勝れりとおほしきを。本文に立て積をくはへ。劣れりと見えたるをは。其条々毎の。末に引きおきぬ。こは其異同を。見^{しら}むか為^めなり。又一篇の上は。勝りさまにして。句の落たらんと見えたるは。記紀の中。何れにても。其一方より補^くひ加へて。挙るもあるへし。又本トは「(二ウ)一首なるへきか。二首三首となれるもあり。又其入^レ処の。たかひたるなとも。これかれ見えたり。其等^{ソレ}は時^トの宜^シき見^みむ心^にに見^み極^め(見^みむ以下ミセケチ、皆改めものしつ、めものしつヲてかけりト訂ス)に随^ひひて。ものしつ。

一歌の次第は。紀も。記も。其御代々々の歌を。一つに合せて。たとへは○神之御代十一首。紀六首。記九首。其○檀原

ノ宮ノ朝十四首。紀七首。記十二首。其中同歌有三五首。とやうについてつ。次々凡ての御代の歌とも。皆然かせり。されと其ノ歌と

もの中には。何れを先キ。いつれを後と。知かたきも多かる。其はいかにせん。その状に随ひて。よきほとにつ
いてつ。(二オ)。

一上代の歌なれば。かたきふし／＼多かるまゝに。はやくのちうさくとも。あまねく見合せつ。されと古き世の
釈ともは。歌の解いとあらく。疎かにして。抛へき事をさ／＼なし。又近世にして。契冲阿闍梨の厚顔抄。本居
宣長の古事記伝。荒木田ノ神主久老の。紀記歌解。日本紀歌ノ解。等にも。今は抛へきは。いと稀にして。取か
たき事のみ多かれと。此等は世によく弘りて。広く人の見しれる書なりければ。をり／＼引て。論せし事もあり。
其たひ毎に。書名をことわらんも。煩ラはしかれば。此三ツの書名は省約て。厚顔抄は。抄と(二ウ)いひ。古
事記伝は。伝。或は記伝といひ。日本紀ノ歌ノ解は。解と云り。猶其ノ他の書。其他の事ともにも。省きいふ
事。これかれあるへし。

一茲に。何事よりことわりおく事あり。さきに撰ひつる。道別。直語等に。幼言。談辭とて。除きたる事ともを。
此書には。得除きあへす。其まゝに説るも。これかれあり。かくては其ノ論ひ。いたく齟齬ふわさなりけれ
と(三オ、丁附ナシ)。

と、此処で「撰状」は中断している。同丁末二行、同裏を余白とするが、次葉表に又、
いひ。古事記伝は。伝。或は記伝といひ。日本紀歌ノ解は。解と云り。猶其他の書にも。さるたくひ。少しはあ
りなん。

一歌の前文の訓は。既に道別に出たれば。今此に引クところは。たゝわつかに反点のみ付て止ミつ。又豫め異本
を校合しつれば。歌の上にも。稀々世の普通の本等とは。一二字つゝ。違ふ事もあるへし。それらには。字の左
に○をそへて分てり。此他の事ともは。道別にも出テ。又其ところ／＼にも云へし。(丁附三オ)

と書き終え、ついで右項の「歌の前文の訓は云々」以下の行間に忽卒な書入れがあり、「こゝにことわりおくことあり既にかきし道別真語等は云々」と前葉末の草案を記している。文辞はかなり相違するが同様の趣旨を記して、前葉同様に中断している。前葉はこれを浄書して併せとじたのであろうが、「撰状」の終項は日付けを附することなく何故か中途にて其儘終っている。

それは前述「稜威言別紀記歌解草稿」の「撰状」とは叙述次第を前後するところが見出されるが、その意趣、文辞は既に概ね同じくし、その前稿をなすものである。多少の加筆補正を経て、終稿「撰状」となるのである。

本書は右の「撰状」が未だ草稿のままに残されているが、以下の本論は、題簽に記す「稜威言別 原本」たるにふさわしく、本文は朱句点に至るまで端正に浄書されている。

紀記本文は「撰状」に記す守部校訂本文を真名で書し、右傍に片仮名の訓読を施している。この表記方法は本書から試みられたのであろう。神詠古義以前の稿本に於ては「哥をしるすには古仮字のかたはらに今やうの仮字そへて二行にものし」(神詠古義提要)と真名本文と平仮名訓読を二行に並記している。本書の傍訓の形式は恐らく「稜威道別」の方式に准ったものであろうが、「撰状」にも云うが如く、二書をよく相対称すべく意図したところに出でたのであろう。それは「稜威道別」完成稿の後を襲うものであったからであらうと推測される。

扱、板本及び板本巻之三までの祖本となった三冊本「稜威言別紀記歌解草稿」と本書との関係をみると、先ず、本書巻之三まで三冊は三冊本「稜威言別」にと更に改訂を経て繕写されたのは前述する如くであるが、巻之四以下は前者の如き、再度の改訂はなかったのであろう。其儘に板本の下稿となっている。巻之四第四冊から巻之十第十冊までは直接板下本の扱るところとなり、各冊の丁数・行数・字詰にいたるまで全く一僅か巻六・十三丁に行数の異同が瞥見されるが、同じくしている。明治二十四年から同二十七年にかけて孫道守の上梓するところであるが、巻四以降が、かく本

書卷四以下を其儘に板本の下稿としていることは、弘化三年、三冊本「稜威言別」改訂稿本が成つて後、以下卷之四から卷之十については改稿することのなかつたことを推測させるのである。あるいは前者の如き改稿の意図は存したにせよ、遂に改訂本の筆を執ることなく終つたとすべきかもしれない。いずれにせよ、本書の卷之三までは改稿繕写本「稜威言別」三冊の寸前の稿本であり、卷之四から卷之十まで七冊は道守上梓の際、直接に底本となっている。その意味では、本書十卷は守部の記紀歌謡研究の事実上の完成であつたと見るべきであらう。弘化三年をほど遡らぬ、恐らく一・二年の間のことであつたらうと推測されるのである。

次に、前稿「神詠古義」十五卷、前々稿「蘆荻鈔」十五卷と較べると、その相違は、両前稿が先註を丁寧^{ていねい}に追ひ、自説への経過を辿るといふ精しい叙述の方法から、本稿では前稿を全面的に検討し、自説を中心に先註の所説を精撰し、必要に応じてその要旨を引き、自説を補うという態度に変更されているところにあるとでも略々言いえようか。その「撰状」にも、

はやくのちうさくともよ。あまねく見合せつ。されと古き世の釈ともは。歌の解いとあらく。疎かにして。抛へ

き事をさくくなし。又近世にして。契冲阿闍梨の厚顔抄。本居宣長の古事記伝。荒木田ノ神主久老の。紀記歌解。日本紀歌ノ解。等にも。今は抛へきは。いと稀にして。取かたき事のみ多かれと。此等は世によく弘りて。広く人の見しれる書なりければ。をりく引て。論せし事もあり。(傍点筆者)

と、自負のほどを総論に明記するにいたっている。「蘆荻鈔」、「神詠古義」は、先行する諸註の集約的成果として、それはそれなりに一つの完成稿であつた。しかし、それは本書にいたり、前稿本までの成果を基として前稿を補正するといふよりも、あらため新稿を撰述したと寧ろ見るべきであらうか。前稿との間には、その叙述の精粗のみにかかわらず、記紀研究の永き経過の後、守部の到達した所説が整理統一され、簡頸に論述されている。弘化三年の三冊本

「稜威言別」の「撰状」は「此釈は、おのれまだいと若かりし時、既に十五卷に注し置たるを、此たひ道別とあひ合せ見べく、かき改めぬ」と記しているごとく、全十五卷の「蘆荻鈔」、「神詠古義」が、全十卷の体裁として書き改められるには、「稜威道別」の完成に至る研鑽の経過が其処に介在したのであった。その記紀全般にわたる研究成果が自ら本書の上にも豊熟した実りとなりつつもたらされたとみるべきであろう。

「稜威道別」の完成が弘化元年五月のこととされるので、道別と「あひ合せ見べく」書き改められたものであろう。とすれば本書は、弘化元年から間もなき執筆となり、弘化三年冬の序文を持つ三冊本「稜威言別紀歌解草稿」三卷の再改訂本脱稿以前の間、二・三年の間のこととなる。 「蘆荻鈔」十五卷が「いと若かりし時云々」はともかくとして、本書は守部最晩年、畢生の「稜威道別」と相並んでの著述となっているのである。

印記、各冊第一葉に「椎本文庫」朱印が捺されている。

稜 威 言 別 存卷四〜十

著者未詳

無窮会神習文庫蔵

袋綴、七冊。縹色布目表紙、縦二十六・七糎、横十八・二糎。料紙、薄様。字面高サ約十九・五糎（巻四冒頭本文）。釈文二字下げ。細註、双行割書。每半葉十行。柱下に丁附、卷之四「一（〜六十九）」、卷之五「一（〜六十二）」、卷之六「一（〜六十六）」、卷之七「一（〜五十三）」丁附誤アリ、実数五十四丁、卷之八「一（〜七十七）」、卷之九「一（〜五十七）」、卷之十「一（〜六十九）」丁附誤アリ、実数七十丁、と記す。跋文三丁。

題簽、重郭付短冊（表紙左肩に貼付、但し卷之五以下無郭の白紙短冊）に、「稜威言別 四（〜十）」と墨書する。内題、「稜威言別卷之四（〜十）」と誌す。

本書卷之十の跋文は、

石上古事紀のうたはいとあかりたる御世より猪名部のたぐみかうつすみなはのひとすちによむことたにいとかたきをとおと棚機のうちなかせるとたまのみすまるひとつをにつらぬきてぬは「たまのくろきみけしをまつふさにときなされたるのみにあらず足結の小鈴おつることなく霰松原あら〜にはことのうへもわきたむへきこの言別そことし

公のみゆるしか〜ふりていしけ」鳥山しけ〜に板にゑらせへくなむしかはあれと三くりの中村のあそ伊うみのはまものよるとき〜にかきてあたへよとかたらひけるを山との一もと薄うなかふしいなひかたくてゆく水のあひたもなく」うつしはて〜満たしぬなく文庫にをさめてもゆる火のほなかにうせなんことなく花くはしきくらの如みむ人めてたまは〜うま酒餌香の市にあたひもてこはすとも手掌うちて言ほかひなさまくなも」

弘化のよとせ十二月はかり

橘冬照しるす

と誌している。

本書は前記斯道文庫蔵自筆「稜威言別原本」と比較するに、各巻の丁数・行数・字面等全く同じくして、自筆本の訂正を本行とし、又句点、振仮名等に僅かな相違が散見するにとどまり、その当該巻の影写本かと思われるのであるが、本書には前掲の跋文が添えられている。

この冬照の弘化四年の跋文は、勿論自筆本にはなく、跋文に云うが如く、「三くりの中村」某のしきりの要請に依り、本書を書写したのである。本書が卷之四以下の書写本であるのは、弘化四年八月、稜威言別新刻の官許を得て、既に卷之三までの板行の準備が進められており―因みに嘉永三年刊本の事実上の依拠稿本となった天理図書館蔵「稜威言別歌解草稿」の「撰状」奥の日付は弘化三年六月と記している。又、その影写補訂本は冬照が書写している―いずれ近くに刊行され

ることになっているために、更に卷之四以下の繕写を覓められたのであろう。跋文に又「ことし公のみゆるしかゝふりていしけ鳥山しけく板にゑらせへくなむ」というのは、その事であろう。冬照が先に卷之三まで影写補訂本を制作していることなどを考えると、弘化四年晦日の此頃、稜威言別全十巻の繕写本完成の実務に父守部に代り携っていたのかもしれない。それが本書の如き浄書本として跋文を添え残されたとも思われるのである。

しかし猶臆測を運らせば、嘉永二年五月守部の卒後、同三年正月稜威言別初帙三巻の刊行に嗣いで、以下二帙三帙七巻の上梓が予定され—嘉永三年刊初帙三巻の奥付に、一帙三冊・三帙四冊を嗣出と予告している—冬照は事実上の責任者として、前記十巻本原本に拠って稿本の繕写を急いでいたのであろうか。父守部が存命中であるならば、初帙三巻と同じく、十巻本原本には更に刪修の経過があつたに相違あるまい。本書は当該巻七冊を其儘影写するにとどめているのは、やはり父守部の没後の事ではなかつたらうかと想像されるのである。そして、本書跋文が「弘化よとせ十二月はかり」と記しているのは、弘化四年新刻官許の年と、又、嘉永三年刊本、高志瓊舎真瑤跋文に弘化四年六月と日付しているのに呼応させたためではなからうかとも臆測されるのである。

いずれにせよ、本書は稜威言別十巻原本から冬照が当該巻を丹念に影写した経過を具に物語っている。本書が冬照影写本そのものであるか否かは猶審らかにしがたい。冬照影写本の重写本とも考えられるからである。とまれ、本書は薄様に端正に書写された、影写一本である。

稜威言別二帙・三帙の刊行は既に記した如く、嘉永三年後、予告とはことなつて、嗣出されることなく、降つて明治二十四年・二十七年の再度にわたり板行されるのであるが、その跋文は守部孫道守がしたためている。全集に所収するので此処にあらため再出しないが、同跋文は本書冬照の跋文を殆んど其儘に踏襲したものである。その経過と日付を僅かに改めているにとどまる。同文中に「其後父もうせ世の中もさわかしく成しまゝにこの事もたえつるをおの

れなけはしくおもふあまり海の浜ものよる時々にあやまりを正しみつから筆とりていしけ鳥山しけく／＼に板にゑらせて」と誌しているが、夙に冬照が遺稿をただし、跋文をも添え、開板の期に備えていたことは、前記した如く、本書がその間の事情を具に伝えているのである。

猶無窮会神習文庫目録には、本書七卷七冊は嘉永三年刊三巻と同架され、全十巻十冊と記されている。
印記、各巻第一葉に、「井上頼因蔵」、「井上氏」の両朱印が捺されている。

稜 威 言 別 存卷六く十

筆者未詳

静嘉堂文庫蔵

袋綴、五冊。鬱金色行成表紙、堅二十七・二纏、横十九・七纏。料紙、楮紙。題簽、表紙左肩に短冊形白紙を貼り、「稜威言別 六(く十)」と墨書している。

本書は前記斯道文庫蔵自筆「稜威言別原本」十巻の当該巻の丹精な影写本である。

印記、各巻第一葉に「松井氏／蔵書章」、「橘園蔵書」の方形両朱印が捺されている。

稜 威 言 別 存卷四く十

筆者未詳

静嘉堂文庫蔵

袋綴、七冊。浅縹色表紙、堅二十六・三纏、横十八纏。料紙、楮紙。題簽、表紙左肩に短冊形白紙を貼り、「稜威言別四(く十)」と墨書。

本書も前記自筆十巻本の影写に近き臨模本である。未だ記紀歌本文に仮名を施さざる処もあるが、丁数・行数・字

詰、又字高にいたるまで殆んど同一である。

印記、「田中本」長方形朱印を捺している。

稜 威 言 別 存卷四〜九

筆者未詳

九州大学文学部蔵

袋綴、六冊。縹色卍ツナギ空押表紙、竪二十六・八糎、横十八・二糎。料紙、薄様。題簽、重郭付短冊に「稜威言別 四（〜九）」と墨書している。

本書は前記斯道文庫蔵自筆稿本十巻の当該巻を臨模し、各巻の丁数・行数・字詰等全く同じくし、又筆跡をも近似している。極く僅少の転写の際の異同を除けば、寧ろ影写本とも云うべきであろう。前掲転写本と同様に、嘉永三年、言別第一帙（巻一〜三）刊行後、未刊部を書写したものである。帙外題下に「橋本直香本」と記している。守部門下の逸材として、本書の書写も或はその人かと思われるが、猶審らかにしない。

稜 威 言 別 存卷四〜十

筆者未詳

神宮文庫蔵

袋綴、八冊。淡茶色刷毛引表紙、竪二十七・五糎。横十九・六糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・三糎。釈文二字下げ。每半葉十〜十二行不等。細註、双行割書。各冊丁数以下に誌す。

外題、表紙左肩に「稜威言別 一（〜八）」と墨書する。但し、実は同書卷四〜十に当る。内題、「稜威言別卷之四之上（〜十）」と記す。

各冊第一葉の扉題に各々、「稜威言別 卷四上 卅六牒」、「稜威言別卷四下 四十五牒 明治六季第四月写焉」、「稜威言別卷五 七十牒 明治六季第四月二十一日筆工竣」、「稜威言別卷六 牒七十五 明治六季第五月二日筆工竣」、「稜威言別卷七 牒六十二 明治六年第五月十日筆工竣」、「稜威言別卷八 牒九十一 明治六年第五月中旬写焉」、「稜威言別卷九 明治六季五月念三日筆工竣」(丁数記欠、六十七丁)、「稜威言別卷十 牒八十二 明治六年第五月三十一日写焉」と墨書している。明治六年四月・五月の両月に書写されたのであろう。嘉永三年に卷一・二・三の第一帙上梓後、第二・三帙が明治二十四年・同二十七年に刊行されるの間、卷四く十を書写して補ったものである。本書の本文は、斯道文庫蔵自筆本「稜威言別十卷原本」と同じくする。同自筆本系統からの転写であらう。但し、卷四を二卷上下に分冊している。

印記、各冊本文初葉に「林崎文庫」の長方形朱印を捺している。

齐明天皇紀童謡解

木下美重筆

東京大学国文学研究室蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、竪二十七・二糎、横十九・三糎。料紙、薄様。字面高サ約十九・七糎。积文二字下げ。每半葉十行。細註、双行割書。本文墨付十一丁。

外題、表紙左肩に「齐明天皇紀童謡解 全」と墨書。内題、「稜威言別抄出／齐明天皇紀童謡解」と記し、その許に、「橘守部撰述」の署名がある。

奥書に、

明治十一年二月八日伊勢国度会郡宇治ノ旅寓ニ写畢ルノ木下美重

と記している。

本書は、内題に記す如く、「稜威言別」卷十所載の齊明紀童謡部分の抄出である。板本卷十、四十六丁裏から五十丁裏までに相当する。明治十一年には「稜威言別」の当該巻は上梓されていないので、恐らく転写本からの抄出書写本であろう。この原本は上記斯道文庫蔵「稜威言別原本」十巻である。本書を比較するに、内容は云うまでもなく、丁数・行数・字詰等まで概ね同じくし、依拠した転写本もよく原本の姿を伝えていたのであろう。古来、記紀歌中の難義歌の釈を「稜威言別」から書抜きとどめたものであり、独立した守部の編著ではない。

印記、巻首に「本居文庫」朱印を捺す。

神詠古義 十五巻

筆者未詳

尊経閣文庫蔵

袋綴、二十五冊。縹色表紙、竪二十五・五糎、横十八糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・五糎。釈文二字下げ。細註、双行割書。毎半葉十行。

題簽、子持梓付短冊(表紙左肩)に「神詠古義 神代上(〓皇極孝徳齊明天皇) 一(〓十五)」と墨書している。内題、「神詠古義 卷第一(〓十五)」と記す。但し卷二以下「第」字を欠く。卷一内題の下に「北畠源守部謹撰」の署名がある。筆者は未詳である。本書の本文は、次述する岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」十五巻に施された守部自筆の増補訂正、附箋書入れにそって、丹念に本行化された清書本である。尤もわずかの例外は散見されるが、同蘆荻鈔の中に見出される「今一字下ニカクヘシ」(巻七)、或は欄外書入れに「コレハ分註には非ず」(巻十二)、など記す守部の指示にも忠実に従い書写されている。本書に於て、外題・内題を「神詠古義」に、又、同蘆荻鈔「意衰牟泥」を「提要」に改めてい

るが、それも同書の改訂を其儘に襲ったものである。しかし、本書は同書から直接繕写されたものとは考えがたい。次に挙げる斯道文庫蔵「紀記歌解草稿」などの伝存から類推して、蘆荻鈔十五卷の改稿が恐らく存し、それからの転写本と考えるのが妥当であろう。

ともかく、その際、前稿本蘆荻鈔十五卷五冊は十五卷二十五冊に改められ分冊されている。しかし、それは単に便宜的な分巻であるにすぎない。以下、参考までに誌すと、

第一冊 卷一、提要四丁、神代御卷十一首（題簽に「神代上 一」と記す）三十三丁。―前稿本蘆荻鈔卷一。

第二冊 第二、承前（同神代中 二上）二十七丁。

第三冊 承前（同「神代下 二下」）二十六丁。―同卷二上下二分冊。

第四冊 卷三、神武天皇御卷十四首（同「神武上 三上」）三十丁。

第五冊 承前（同「神武下 三下」）三十三丁。―同卷三上下二分冊。

第六冊 卷四、崇神天皇御卷五首・景行天皇御卷十四首（同「崇神・景行上 四上」）三十二丁。

第七冊 承前（同「景行中 四中」）三十三丁。

第八冊 承前（同「景行下 四下」）三十丁。―同卷四上中下三分冊。

第九冊 卷五、神功皇后御卷六首（同「神功 五」）四十五丁。―同卷五

第十冊 卷六、応神天皇御卷十三首（同「応神ノ一 六上」）二十九丁。

第十一冊 承前（同「応神ノ二 六下」）二十八丁。―同卷六上下二分冊。

第十二冊 卷七、承前（同「応神ノ三 七上」）二十六丁。

第十三冊 承前（同「応神ノ四 七下」）二十七丁。―同卷七上下二分冊。

第十四冊 卷八、仁徳天皇御卷上三十首―同御卷上下合―(同「仁徳ノ一 八上」)二十四丁。

第十五冊 承前(同「仁徳ノ二 八下」)二十七丁。―同卷八上下二分冊。

第十六冊 卷九、仁徳天皇御卷下(同「仁徳ノ三 九上」)二十五丁。

第十七冊 承前(同「仁徳ノ四 九下」)二十六丁。―同卷九上下二分冊。

第十八冊 卷十、履中天皇御卷三首・允恭天皇御卷十六首(同「履中允恭ノ上 十上」)三十二丁。

第十九冊 承前(同「允恭ノ下 十下」)三十七丁。―同卷十上下二分冊。

第二十冊 卷十一 雄略天皇御卷上二十一首―同御卷上下合―(同「雄略ノ上 十一」)五十丁。―同卷十一。

第二十一冊 卷十二、雄略天皇御卷下(同「雄略ノ中 十二上」)二十五丁。

第二十二冊 承前(同「雄略ノ下 十二下」)二十八丁。―同卷十二上下二分冊。

第二十三冊 卷十三、顯宗天皇御卷四首・武烈天皇御卷十四首(同「顯宗武烈 十三」)五十一丁。―同卷十三。

第二十四冊 卷十四、繼体天皇御卷四首・欽明天皇御卷二首・推古天皇御卷三首・舒明天皇御卷一首(同「繼体欽明

／推古舒明／十四」)三十六丁。―同卷十四。

第二十五冊 卷十五、皇極天皇御卷七首・孝徳天皇御卷三首・齊明天皇御卷七首・天智天皇御卷五首(「皇極孝徳／

齊明天皇／十五」)四十九丁。―同卷十五。

と各巻の丁数により任意に合冊するところが多いが、その内容は述べた如く前稿本蘆荻鈔の補訂に従ったものである。

猶現在、その改稿自筆本の存否は明らかでなく、転写完本は本書と京都大学図書館に一本を所蔵するにすぎない。

備考

此処に、本書の「提要」を掲出するが、その「提要」も、本書の拠った前稿、次述する岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」の「意哀牟泥」補訂に従い書き改められたものである。その「意哀牟泥」は附箋又は塗抹改訂の跡が殊に著しく、既に処々は判読に苦しむので、本書「提要」を挙げて、それを相兼ねることにする。塗抹改訂部分を除くと、本書の「提要」とは、その一項目―掲出文中に註記した―に両書は叙述に多少の異同を見るが、そのほかは「意哀牟泥」の改訂を略々辿ったものであり、その内容には殆んど異るところがない。改稿に際し繕写された本からの転写本である。

提要

一日本書紀古事記を合せて其本文の古意を解きつるを神典古義と名つけ其哥どもの古意を解るを神詠古義と名つけつそもく文は意旨を要として解へく歌は語情を主として喩すへきわさなるをむかしよりの註釈ともはもとより近世著はせる日本紀集解通証古事記解伝等にいたるまでも古伝説の本つ意趣を悟ラぬ故とは云なから其要とすへき文義を解カす其主とすへき歌情を述へす無用の引書繁雜に過て煩はらしくのみ物せれば打見るに其義通せず人皆倦てかしらやめるはかりなり故レこたひは本文の上には歌の意は一わたりいひて煩ラはしき語釈を省き偏に文義を解事を主とし歌の上には引所の前文の意はわつかに大意のみをいひて只其歌の意情を専とし及ふかきりは言を詳に解喩さんとして文と歌とを分て記せりこれ彼ノ文は意の通するを要とし哥は言のあはれをむねとせれば也もとより紀中の歌は本紀を撰録せられしころ雅楽寮に伝へたるをめさけて記せるさまなるも多く猶さらぬもすへて文義に拘へらさりければかく分ん方なかく心得安くかつはおのつから互に相合せて事実と言語と両ながら全くさとりなん事今此書の本意なる

一書紀に載レる哥どもの古事記に脱モシたるあり古事記に載レるうたどもの書紀に脱モシたるあり又同歌にして互に異同あるもおほしこれを厚顔抄紀記哥集などには先ッ書紀に載レるうたのかきりを注して次に書紀に脱モシたる古事記の歌

ともの余りを注せりもとより書紀は正史の事なれば然為へきことわりなれともその哥ともを相照しみるに書紀古事記互におとりまさりありて一方にのみよりかたきも多く又互に句とも落たるなともありて補はすてはえあらぬもみゆ又贈答のうたの次第ツイテの乱れたるなともすくなからねは今書紀にまれ古事記にまれ人もわれもまされりとおほゆるかたを本文に出して落字写誤と見ゆるところはいつれにも一方の書以てこれを正し改めて注はくへつ僅か五百年八百年のうたともすらも誤りつる事の多かるをまして千万代のあひたには伝へひかめもなからましやは此を憚りてはなか／＼にあらぬ僻説も出来へきわさなれば止事を得ざるなりなほ然為にもそのうたの条ワテとくに本書の句とも出してことわれは妨げもあらざるへし

一今此神詠古義に歌をついつるやう書紀古事記に載る哥ともを一つにあはせて神代のうたは共に神代ノ御巻と標してその条に皆出し神武天皇の御代のうたは共に神武御巻と標してその条に皆出し継々の御代の哥とも猶皆しかしてついてたりされとそのうたの中には同じ御代のうちにもいつれをさきいつれをのちといふ事の後の今よりはしられかたきうたとも多かれは皆た／＼そのをち／＼のたよりにまかせてついてつそのころして見へきなり

一はやくの注さくともの中に今此書に引て抄といへるは契沖阿闍梨の厚顔抄也紀解又解といへるは荒木田神主久老翁の日本紀歌解也記伝又伝といへるは本居宣長翁の古事記伝也この外私記釈紀以来の書とも見あはせたとそはいと稀々の事なる故に別にことわらず一本項前稿本「蘆荻鈔」と叙述にやや相違あり

一本文に挙たるうたの中に字右に（○）を附したるは書紀古事記のうちいつれにも一方によりて改めたるなり字ノ左に（○）を記したるはおのれか試に補ひたるなり落字誤字ともに注の中に本文をも出してそのよし委くことわれり大かた今世のものうちうさくともを見もてゆくにいと後世のかやすけなるものうへにもうたてこと／＼しく引

書をとりこみて上段にも下段にも傍にもくたゝしうものするならばしこそうたてかたはらいたけれいかておのれか注釈にはさるまねひせてかやすく言すくなにもはせんと心得たるを如此古き代のかたしともかたきふしゝを解むにはさてのみもえあらていとかくたゝしき釈言ともゝをほくほとこそり見む人なほ煩はしとはおもひゝ委しくはまほしきふしゝは止事をえすてなん―上記の「(。)」「(。)」は校訂箇所の籤―

一此書に挙る所の哥は上つ代のめてたき哥の限りなりければ書紀古事記にもこれを載られたるなりされは万葉集にて柿本山部のうしの哥ともは殊にすぐれて世に哥の二聖とさへたゝへきにたれとそまほ此神詠中のめてたき哥とくらへてはいとはるかにおとりて聞ゆへしまして今より後千よろつ世ゝはへぬとも誰かはくはたておよふへき実に天地にいたり尽して御国の花ともひかりともたからともめて貴きへきは此哥ともになんありける然るに古今集の序に哥のもしもさたまらすことの心もわきかたかりけらしなといへりしは高きに過て其世の人にはおもひおよはれさりしにこそはやくそのかみかくしもいひおとせりしよりこのかた見る人たえて久しく埋れきにたるを時のゆければ又更にあらはれ出て此哥ともめてたさをやうゝきゝわきしる世に立かへりぬるこそうれしくもたふとけれかゝれは今はもの学ひする人の為のみならずまた難波津を手ならふわらはへもよみうかへぬへきやうにとて哥をしるすには古仮字のかたはらに今やうの仮字そへて二行にものし注詞は多く平言をほとこしつかく古き世の耳遠き哥ともなれは殊にときひかめもありなんを後の人よく改めたゝしてよ

右の「提要」にて、本書及び「蘆荻鈔」十五卷撰述の意趣とその方法はほほ明らかであるので、重ねての贅言を避けるが、前記「稜威言別」、次述の「蘆荻鈔」と関連する一・二の事がらを附記することにする。

その一つは、本書はその冒頭に「日本書紀古事記を合せて其本文の古意を解きつるをは神典古義と名つけ其哥ともの古意を解るをは神詠古義と名つけつ」と記し、前記の「稜威言別」が「稜威道別」と対称されての呼称であったこ

とと同じくするが、神典古義、神詠古義の名称からして、「稜威道別」撰述以前になった著述であることが明らかにされるのである。因みに「提要」の冒頭項目は岩瀬文庫本「意哀牟泥」第一葉に貼紙後補したところの改訂本文である。此の改訂本文の以前には、右の両書名は見えず、岩瀬文庫本加筆時期のことであったと推定されるのである。その時期は前述した如くである。

その二は、先註に対する守部の所見であるが、まず「提要」に於ては、右文中に記す如く、契沖・久老・宣長の書を挙げているにすぎないが、岩瀬文庫本「意哀牟泥」では、加筆以前の冒頭に、

一日本書紀、古事記に載られたる歌のちうさくは、はやく円珠庵ノ阿闍梨の厚顔抄、荒木田ノ神主の日本紀歌廻解、

また紀記歌集注などあれとも、いまた解をへぬ事かちにて、誤れる事とも多かれは、今より所とするにたらず、

書記のかたは、同し神主の、日本紀歌廻解と云もあれと、此ノ書は安き事をも、あやしく説(トキ)なす解(クセ)のありて、人まとはせなる事多し、

○又古事記のかたは、鈴屋ノ翁の伝の中にて、見合もすへけれど、これはた誤れる事もすくなからず、いとなほさりに見過せる事ともありて、猶うちまかせては、たのみかたくそ見えたる、故レこたひわれとひとしく、いにしへをこのむらん人のために、そのたかへるを正し、只おのれかおもふすちのみいひてもえあらて、すへなくその説ともの、よさあしさをことわれることもあるなり、

と、先註に対する守部の激しい批判は文辞にほとぼしっているが、しかし、猶それらに倚依し、それを追って所論する処はいなまれなく、「神詠古義」の「提要」では右文は塗抹するところとなっている。守部の自負する所説やはり「稜威言別」にいたって、その「撰状」に披歴されるところとなるのである。その註釈は、従って結果的には、先註を丹念に辿り、自説に到達する経過が詳述されていることとなっているのである。

その三は、「提要」の末に、記紀歌謡本文の掲出方法についてであるが、それは、

哥をしるすには古仮字のかたはらに今よようの仮字そへて二行にももし注詞は多く平言をほとこしつかく古き世の

耳遠き哥ともなれば云々

と記し、又、同じく、加筆以前の「意哀牟泥」にも

本文の歌を○本書の古仮字と、後世の伊呂波仮字と、二行にしるしたるは、只初学の人のために、よみやすかれとてなり、

と記している。初学のため云々はともかく、「神詠古義」、「蘆荻鈔」以前の稿本は—例えば斯道文庫蔵「蘆荻鈔」(卷十三(十五)草稿など—皆右文の表記に従い、記紀歌の本文を掲出している。その本文掲出方法が改められるのは前述した如く「稜威言別」の稿より改められるのであり、そのことは、やはり「稜威道別」と対称併述しようとする意図に存したのであろう。終歳の著述に両部が相並ぶべく、その後の叙述形式に於ても細微な整備と統一に配慮するところとなつたのであろうと推測されるのである。

神詠古義 十四卷

〔難〕叟人筆

京都大学附属図書館蔵

袋綴、二十二冊。紺色布目表紙、堅二十三糎、横十六・七糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・二糎。积文二字下げ。細註、双行割書。每半葉九行。

題簽、子持梓付短冊(表紙左肩)に「神詠古義 一(十四下)」。内題、「神詠古義卷第一(十四)」と記す。但し卷二以下「第」字を欠く。卷一内題の下に「北畠源守部謹撰」の署名がある。

卷十四の奥は、

天保十四卯年三月ヨリ書初而同六月中旬書寫終／神詠古義全十五卷為十四卷合本為拾冊也／自神代天智御卷終大

友所持借鳥〔難〕叟人（朱印）

と誌す。右の奥書に記す如く、天保十四年〔難〕叟人の書写本とあるが、〔難〕叟人に就いては猶審らかにしない。又、詠古義全十五卷為十四卷合本為拾冊」とあるので、任意に巻数を改めたものであるが、冊数は本書は二十二冊に分冊され十冊には合本されていない。その点分明にしがたい。

本書は前記の尊経閣文庫蔵「神詠古義」十五卷二十五冊本とは右の如く巻数・冊数は相違するが、記紀歌本文の掲出方法を除き全くといってもよいほどに同じくし、両本の原本は同一稿本であると推定される。

扱、記紀歌本文の掲出については、本書も「提要」に「哥をしるすには古仮字のかたはらに今やうの仮字そへて二行にもものし」と同じく誌しているが、実際には、真字の本文を挙げ右傍に平仮字にて訓みを直接に細記し、「提要」にいう左右二行に両仮字を並記する尊経閣文庫本と異って簡略化している。恐らく本書筆写者のこれも任意に改めた処であろう。勿論、真字本文と訓みに両者異るところはない。両書の相違は此一点に尽きるといってもよいであろう。前者同様、参考までに、本書の編次を左に誌すことにする。

第一冊 卷一、提要五丁、神代御卷十一首、三十八丁。第二冊 卷二、承前、二十九丁。第三冊 承前、二十七丁
― 卷二を上下二分冊とする―。第四冊 卷三、神武天皇御卷十四首、二十五丁。第五冊 承前、四十五丁― 卷三を上下二分冊―。第六冊 卷四、崇神天皇御卷五首、二十二丁。第七冊 景行天皇御卷十四首、四十丁。第八冊 承前、四十丁― 卷四上中下三分冊―。第九冊 卷五、神功皇后御卷六首、四十九丁。第十冊 卷六、応神天皇御卷十三首、三十丁。第十一冊 承前、三十一丁― 卷六上下二分冊―。第十二冊 卷七、承前、五十七丁。第十三冊 卷八、仁徳天皇御卷上三十首（同御卷上下合）、五十四丁。第十四冊 卷九、仁徳天皇御卷下、五十四丁。第十五冊 卷十、履中天皇御卷三首・允恭天皇御卷十六首、三十七丁。第十六冊 承前、三十六丁― 卷十上下二分冊―。第十七冊 卷十一、雄略

天皇御卷上二十一首（同御卷上下合）、五十三丁。第十八冊 卷十二、雄略天皇御卷下、五十八丁。第十九冊 卷十三、顯宗天皇御卷四首・武烈天皇〔御卷〕十四首、四十一丁。第二十冊 承前、繼體天皇御卷四首、三十九丁―卷十三上下二分冊―。第二十一冊 卷十四上 欽明天皇御卷二首・推古天皇御卷三首・舒明天皇御卷一首・皇極天皇御卷七首・孝徳天皇御卷三首、四十一丁。第二十二冊 〔卷十四下〕 前承、齊明天皇御卷七首・天智天皇御卷五首、三十六丁―卷十四上下二分冊―。

と十四卷二十二冊に分冊されている。卷十四を上下に分卷する以外は尊経閣文庫蔵本と略々同じくするが、分冊次第は右記した如く任意的なもので、前者同様特に意味するところはない。

紀記歌解草稿 存卷二・七

橘東世子筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。改装紺色表紙、竪二十八・三糎、横十九・六糎。元表紙欠。料紙、薄様斐紙。字面高サ約二十二・一糎。釈文二字下げ。每半葉十行。細註、双行割書。本文墨付、卷二 五十二丁、卷七 四十七丁。

題簽、金切箔散しの香色短冊（表紙左肩）は、「紀記歌解 草稿 卷二（七）」と墨書する。内題、「紀記歌解草稿 卷二」、「紀記歌解卷七草稿」と記す。

その筆写者は「橘守部大人遺稿目録」に橘東世子筆と誌し、「椎本文庫目録」も前者に従っている。勿論確証はないが、東世子筆写の諸稿本と併せ見るに、同者の手跡と推定される。

本稿本は岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」十五卷・尊経閣蔵「神詠古義」十五卷の卷二・七に相当する。板本稜威言別卷一の後半と卷五に略々同じくする。即ち本書卷二は八千矛神詠「ぬばたまの、くろきみけしを」から日子穂々手見命御答

歌「おきつとり、かもづくしまに」までの七首、巻七は吉野之国主等歌「ほむたの、ひのみこ」から宇遲能和紀郎子詠「ちはやひと、うちのわたりに」までの七首にわたる歌解である。

その本文は「神詠古義」と同じくし、岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」の増補訂正にそって改め、浄書している。しかし、僅かながら同本中の書入れを欠くのも「神詠古義」と一致する。本書は「神詠古義」に先立つ書写本と思われるが、その依拠本は、右の「蘆荻鈔」からの改稿本であるか否かは猶審らかにしがたい。が、料紙に薄様を用いて書写し、本文中にはまま一・二字の欠字―後補すべく空白とする―が散見され、殊に守部の筆跡に近似するなど、東世子書写本に屢々存する影写本のひとつかとも推測されるのである。因みに右の「蘆荻鈔」、「神詠古義」には、本書の欠字は共に書写されている。又、註項目を示す○印、校訂本文を指示する簽などはすべて空白としたままにとどめられている。恐らく影写後の後補を期したのが其儘に放置されていたのであろう。東世子による「蘆荻鈔」の繕写も考えられぬことではないが、とすれば、上記の如き不整備のままに放置されていることは考えられないことである。やはり、「蘆荻鈔」改稿浄書本が作られていたのであろうと想定するほかはないのである。しかし猶判然としがたいのは、改稿浄書本に本書が拠ったとすれば、何故に、尊経閣文庫・京都大学図書館蔵本の如く「神詠古義」の書名が冠せられなかったのであろうか。不審なるままに附記して今後の調査をまつことにする。

蘆荻鈔草稿 十五卷

自筆補訂本

西尾市立図書館岩瀬文庫蔵

袋綴、五冊。丹色卍ツナギ空押表紙、竪二十七糎、横十九糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十二・五糎。釈文二字下げ。每半葉十行。細註、双行割書。

題簽、各冊表紙左肩の淡橙色短冊に、「蘆荻鈔 自一 草稿 一」、「蘆荻鈔 自四 草稿 二」、「蘆荻鈔 自七 草稿 三」、「蘆荻鈔 自十三 草稿 四」、「蘆荻鈔 自十四 草稿 五」に記し、又各表紙に順次、「神代／神武」、「崇神 景行／神功 応神」、「応神 仁徳」、「履中 允恭／雄略 顕宗／武烈」、「継体 欽明／推古 舒明／皇極 孝徳／齊明天智」と同筆墨書している。署名は第一巻の題下に、「北畠源守部謹撰」と記している。

本文は守部筆跡によく類似するが別筆である。しかし、守部自筆の書入れ、附箋等の増補訂正が尠ならず、特に前半部に於ては著しい。守部身辺の者による令写本に自ら加筆補正したのが本書であろう。

内題は数次の改更の跡をとどめ、各巻第の編成も定稿「稜威言別」と相違する。以下に併せ掲出する。

第一冊

蘆荻鈔 紀記歌解 意哀牟泥（自筆附箋には、更に「神詠本義 提要」と改む）。六丁。

神詠古義 紀記歌解草稿 卷第一。神代御卷 十一首 書紀六首古事記九。首其内同歌有四首。三十丁。

紀記歌解草稿卷二。本文上の阿遠夜麻邇のうたに引つけて云。四十七丁。

紀記歌解卷三草稿。神武天皇御卷 十四首 書紀七首古事記十二。首其内同歌有五首。五十六丁。

第二冊

紀記歌解卷四草稿。崇神天皇御卷 五首 書紀五首○其内有三古事記同（十八丁表迄）。景行天皇御卷 十四首 書紀六首古事記有

記十三。八十三丁。 歌一首○又一首出三景行御卷一

紀記歌解卷五草稿。神功皇后御卷 六首 書紀六首古事記三。首其内同歌有三首。三十九丁。

紀記歌解卷六草稿。応神天皇御卷 十三首 書紀十首古事記十二。首其内同歌九首。五十一丁。

第三冊

紀記歌解卷七草稿。承前。四十五丁。

紀記歌解卷八草稿。仁德天皇御卷上 三十首 書紀二十首古事記二十。二首内同歌有十二首。 四十八丁。

紀記歌解卷九草稿。仁德天皇御卷下。四十六丁。

第四冊

蘆荻鈔卷十草稿。履中天皇御卷 三首 書紀一首古事記三首其内有同歌一首。 (九丁表迄)。允恭天皇御卷 十六首 書紀九首古事記十二首其内有同歌五首。 六十一

丁。

蘆荻鈔卷十一草稿。雄略天皇御卷上 二十一首 書紀九首古事記十四首其内有同歌二首。 四十五丁。

蘆荻鈔卷十二草稿。雄略天皇御卷下。四十九丁。

蘆荻鈔卷十三草稿。顯宗天皇御卷 四首 書紀四首古事記二首其内有同歌二首。 (十四丁表迄)。武烈天皇御卷 十四首 書紀九首古事記六首其内有同歌一首。 五十

丁。

第五冊

蘆荻鈔卷十四草稿。繼体天皇御卷 四首 (二十丁表迄)。欽明天皇御卷 二首 (二十三丁表迄)、推古天皇御卷 三首

(三十五丁裏迄)、舒明天皇御卷 一首。三十六丁。

蘆荻鈔卷十五草稿。皇極天皇御卷 七首 (十四丁裏迄)。孝德天皇御卷 三首 (二十丁表迄)、齐明天皇御卷 七首 (四

十丁裏迄)、天智天皇御卷 五首。四十九丁。

と誌している。

先ず、本書には、数次にわたる書名の改訂とその経過が辿られる。右記の如く卷一から卷九までは、「紀記歌解」

をもって内題としているが、卷十にいたると、唐突に「蘆荻鈔」と改題しているのである。次述する本書の前稿自筆本には「蘆荻鈔草稿」と記しているので、此処でも当初の書名が再び採用されたものと推測するほかはない。又、外題が「蘆荻鈔」を以って統一されているのをみると、本書の筆写者は当然「蘆荻鈔」が本書の最終的書名であるとして書写したものと推測される。しかし、其の後、守部は本書を加筆訂正するにおよんで、その「蘆荻鈔」を再三改めて、「神詠古義」の書名に変更したのである。「意衷牟泥」冒頭部分を改訂した附箋一葉は「提要」となり、その処には、「神詠古義」の書名を冠している。この「神詠古義」の書名は、前述の京都大学図書館本、尊経閣文庫本等、わずか二本の転写本ではあるが、右の改訂に従って改められているのである。且つ本書「蘆荻鈔」は「神詠古義」をもって一応の完成稿となるのであるから、いずれ「稜威言別」と改称されるの間までは、守部自らが最終的に撰択した書名は「神詠古義」であったと考えざるをえない。本書も、その意味では寧ろ「神詠古義草稿」として書名を掲げべきでもあるが、外題の表記に従い「蘆荻鈔」と一般に聞馴れた書名を以って呼称しておくことにする。

次に、本書の編成であるが、其後、「稜威言別」に於ては再編成されて十巻本の形態をとることとなるのである。即ち、本書卷一・二が「稜威言別」卷一に、同卷三・四が卷二・三に、同卷五・六・七・八・九が卷四・五・六に、同卷十が卷七に、同卷十一・十二が卷八に、同卷十三・十四・十五が卷九・十にと、それぞれの巻第に再編されてゆくのである。

又、註解するところの記紀歌謡の本文は、既に「神詠古義」の処にて触れたが「古仮字と、後世の伊呂波仮字と二行」(意衷牟泥)に並記し、次いで釈註に移っている。記紀本文の右傍に片仮名の訓みを施す「稜威言別」とは「神詠古義」同様に相違する方法をとっている。しかし、その所引本文は、守部の改訂本文を含めて、以降の「神詠古義」、「稜威言別」とも殆んど相違するところは尠く、又、「稜威言別」に見る註項目も既に本書に於て同じくしている。但

し、その註解は既述してきた如く、定稿「稜威言別」に較べると、契沖・久老・宣長の先註を中心に、参照資料を丹念に所引し、自説にいたる推移を詳述するところが多く、守部の永く模索を重ね来たった形迹を巨細にとどめている。

恐らく文政年初に起稿されたと推測される記紀歌謡の註解は、累年の研鑽と改稿を繰返しながら、以下に粗述する、斯道文庫蔵「蘆荻鈔」草稿から、学習院図書館蔵「紀記歌解」十五卷等の稿本がなるにおよんで俄かに形をあらため整えて、此処に本書「蘆荻鈔」十五卷の加筆訂正を以って、ひとまず第一次の完成をみることになったのである。そして、それが本稿「蘆荻鈔」十五卷であり、その繕写本が「神詠古義」十五卷である。本稿の随処に見出される附箋、書入れもさることながら、「我友小佐野豊かいはく此御考に困りて」(卷三)、「爰に星野貞暉云」(卷十)などと書きそえ、足利、桐生の門下の見解をも採り込んで詳述しているのをみると、古く幸手以来の研究成果が本稿には集約されているといえるのである。

しかしながら、猶未だ稜威言別に於て結語している守部説とも隔るところは尠からず散見され、いずれ精撰、整備され、簡潔な叙述に統一されるまでには到っていない。が、既に本稿は「神詠古義」と共に記紀歌解の成稿を俟つばかりの、一段落を跡づける稿本であるといえる。

印記、各冊第一葉に「岩瀬文庫」印と共に「時習堂／図書章」、「時習堂記」、「田上」の三種の印が捺され、又、巻十五巻末には、

明治十七年十二月廿八日於加州金沢求之／長門 田上陳鴻蔵書

と朱記し、方形「陳鴻」印が捺されている。

紀記歌解草稿 十五卷

筆者未詳

学習院図書館蔵

袋綴、十五冊。薄茶色刷毛引表紙、竪二十四糎、横十六・八糎。料紙。楮紙。字面高サ約十七糎。积文二字下げ。每半葉十行。細註、双行割書。

題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に「紀記歌解 一（〜十五）」、内題、「紀記歌解草稿卷第一（〜十五）」と墨書する。但し、卷二以下「第」字を欠く。又、卷十二から卷十五までには扉題を「蘆荻鈔十三（〜十五）」と同筆墨書している。卷第一内題の下に「北畠源守部謹撰」と署名がある。

本書の各冊編次は次の如くである。

- 第一冊 意哀牟泥、七丁。紀記歌解草稿卷第一、神代御卷 十一首 書紀六首古事記九首其内同歌有四首、四十二丁。
- 第二冊 同卷二、本文上の阿遠夜麻邇アヲヤマニのうたに引つゝけて云、五十八丁。
- 第三冊 同卷三、神武天皇御卷 十四首 書紀七首古事記十二首其内同歌有五首、五十八丁。
- 第四冊 同卷四、崇神天皇御卷 五首 書紀六首古事記一首同歌一首又一首出景行御卷二、景行天皇御卷 書紀六首古事記十三首其内同歌有五首、七十八丁。
- 第五冊 同卷五、神功皇后御卷 六首 書紀六首古事記三首内同歌有三首、四十丁。
- 第六冊 同卷六、応神天皇御卷 十三首 書紀十首古事記十三首内有三同歌九首、六十三丁。
- 第七冊 同卷七、承前、五十八丁。
- 第八冊 同卷八、仁徳天皇御卷 三十首 書紀二十首古事記二十首内同歌有十二首、五十八丁。
- 第九冊 同卷九、承前、五十六丁。

第十冊 同卷十、履中天皇御卷 三首 書紀一首古事記、三首内有同歌一首、允恭天皇御卷 十六首 書紀九首古事記十二、首其内有同歌五首、七十四丁。

第十一冊 同卷十一、雄略天皇御卷 二十一首 書紀九首古事記十、四首内有同歌有二首、五十四丁。

第十二冊 同卷十二、承前、五十七丁。—比処ヨリ扉題ニ「蘆荻鈔十二」トアリ—。

第十三冊 同卷十三、顯宗天皇御卷 四首 書紀四首古事記、二首内有同歌二首、武烈天皇御卷 十四首 書紀九首古事記、六首内有同歌一首、五十八丁。—扉題「蘆荻鈔十三」。

第十四冊 同卷十四、繼体天皇御卷 四首、欽明天皇御卷 二首、推古天皇御卷 三首、舒明天皇御卷 一首、四十三丁。—扉題「蘆荻鈔十四」。

第十五冊 同卷十五、皇極天皇御卷 七首、孝德天皇御卷 三首、齊明天皇御卷 七首、天智天皇御卷 五首、五十七丁。—扉題「蘆荻鈔十五」。

本書の編成は各卷一冊ずつをあて十五卷の巻第となっている。岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」が十五卷を五冊に合綴しているが、巻次の構成は上記した如く岩瀬文庫本と全く一致する。のみならず、同本と照合するに、本書は同本にみる著しい補訂書入れ以前の稿本の状態を示している。しかし、僅かながら同本の補訂を本行中に書写しているところも散見されるのである。が、書入れ全体から見れば極く尠く、それは、何次かにわたる改訂加筆の過程の中で、恐らく第一次の補正部分にあたる処であろうか。当然の事ながら同本の塗抹削除部分は本書の本文として書写されているのである。既述した如く、岩瀬文庫本の土代をなす稿本は守部自筆ではなく、身辺の者に書写させた稿本であり、それへの守部の加筆であるところから、その令写本以前の自筆稿本が想定されるが、それに当該する稿本は未だ管見しない。しかし、右の第一次の補正に拠っているのを考慮すれば、本書の拠った稿本は岩瀬文庫本の第一次書入れ後の稿本かと推測される。岩瀬文庫本第一次の書入れの後、自筆繕写本、あるいは、令写稿本などが作られ、一部巷間に転

写されてゆくような経過があつたのであろうか。ともかくも、本書は記紀歌解の稿本経過から、現在のところ、右記した如く、岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」十五卷の加筆以前の状況をとどめた唯一の転写完本であると推定されるのである。本書の巻一に該当する転写本に、次述する無窮会神習文庫蔵「蘆荻鈔」一卷がある。

又、本書の直接の前稿本と目される稿本は猶明らかではないが、斯道文庫蔵「蘆荻鈔草稿」(存三卷)がある(後述)。文字通り草稿本であり、直ちに本書の拠つた稿本の前稿本と想定するには猶其の間には逕庭が認められる。

備考一

前例に倣い、本書の序論をなす「意哀牟泥」全文を次に掲出する。既述した如く、本書は岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」十五卷の土代となつた前稿本の写しである。岩瀬文庫本の「意哀牟泥」―加筆後は「提要」―は補筆訂正のあとが著しく、全文の揭示は却つて錯雑する惧れがあるので、本書の「意哀牟泥」を以つて、岩瀬文庫本の加筆以前の原稿を示し、加筆後の稿は「神詠古義」に拠つて提示することにした。此序論のみを以つても両稿の間にはかなりの隔りがあり、守部の補訂推敲を重ねてゆく経過が具に検出されるのである。本書の前稿本と想定される斯道文庫蔵「蘆荻鈔草稿」は後半の数巻を現存するにすぎないので、その草稿本に本書の如き「意哀牟泥」が添附されていたか否かは知るよしもないが、ともかく、本書の階程に於て、序論をも完備し、記紀の歌解は一応完備するにいたつたのである。

意哀牟泥

一日本書紀古事記に載られたる歌のうちさくは早く円珠庵ノ阿闍梨の厚顔抄荒木田ノ神主の紀記歌集注などあれともいまた解をへぬ事かちにて誤れる事とも多かれは今より所とするにたらず書紀のかたは同じ神主の日本紀歌廻解と云もあれと此書は安き事をもあやしく説トキなす僻クセのありて人まとはせなる事おほし又古事記のかたは鈴屋ノ翁の伝の中にて見合もすへけれとこれはた誤れる事もすくなからすいとなほさりに見過せる事ともありて猶うちま

かせてはたのみかたくそ見えたる故レこたひわれとひとしくいにしへをこのむらん人のためにそのたかへるを正
したらざるを補ひてなんあらたにこのちうさくは作りぬるさてもをちなき守部かつくもその誤をあやまりとし
りそめたるは皆彼ノ大人のみたまのふゆをかふふりての事なるを今たやすけにそのあやまりを誤りとあらはにあ
けつらひいはんはいとおふけなくつゝましましきわさにはあれとふるしともふるき限りのうたともにしてその語とも
後世の人にはいと耳遠き事かちなれば初学のともからこれをみんなに右いふをも諾ひ左いふをもうへなひていつ
れをよしいつれをあしといふ事をたはやすくわきためかたきさまなれば只おのれかおもふすちのみいひてもえあ
らてすへなくその説ともよきあしさをことわれる事もあるなり見ん人そのあけつらひをよく照らし考へて又
守部かとき事(ひか事脱敷)にあらは正しあらためてよ

一 既ハヤクのちうさくともいはいはく古事記書紀を撰はれし時歌はみな雅楽寮ウタマヒノツカサよりめさけて記せるなりといはれたるもた
一 わたりの事なるへし書紀皇極天皇ノ御卷に己酉蘇我ノ臣蝦夷等臨レ誅悉ク焼ユ天皇ノ記ミフミクニノフミダカラモノフツノフビトエサカ国記珠宝船史恵尺
即疾イチバクトリテヤカエルクニフミツ取所焼国記ル而奉ニ中ノ大兄ニと見えたれば当時ソノカミステニ已ニにウタマヒノツカサ樂府ウタマヒノツカサならずとも天皇の御書をはしめ諸家イヘクに録シル
置れたる書ともいひかて載おかれさらんもし樂府ウタマヒノツカサにのみ伝へて天皇の史典ミフミには載られさりしものとせは貴
き皇神の御歌をはしめ御代々々の天皇命の大御歌ともようせすは俳優ワサツキのうきたるわさより作り出たるにやとあ
らぬ疑ひをも引出ぬへきものそかし古事記ノ序にも於是天皇詔之朕リン玉ハク聞諸家之所ノ贖モタル帝紀本辞既違ユヒ正実ニ多加フ
虚偽ウタ二当テ今之ニ時ニ不レ改メ其失ノ未レ経ニ幾ハクノ年ニ其旨欲レ滅ヒとあれは諸家イヘクにも所贖モタルし帝紀本辞のありつる事はもとよ
りにてそれたに正実に違ひ虚偽ウツハリ多くなりけんを改め給ひしほとなりければ假令タトヒ樂府ウタマヒノツカサより献る事ありとも帝
紀本辞を以て正し給はさらんやは書紀に神代の歌六首凡て一書云の中に出されたるをも又あやしふ事なかれかし
尋常は正しきかたを本文とするならひなれとも彼ノ書紀は漢籍に似む事を主ムネとつゝられたるものにして古伝の漢

籍めかざるをかたへにはし給へともさすかにそれををしみ給ひて一書の伝へともを多く記し給ひたりされは古
伝はなか／＼に一書のかたを正しとも申すへしもし彼ノ御歌ともを楽ノ府よりめさけて記し給はましかはかへり
て本文には記し給はましを一書の中に記し給へるにても帝記本辭に載つらむ事をおもふへし又書紀古事記に同
歌の多く載たるに互に異同の多かるもその証ならずや此は歌の末に某曲也といふ事を記されたるを見ていひ出し
事なるへけれと彼ノ某曲と記されたる故は今謡舞のうきたるわさに聞なれて俗に某曲とおほえたらんは此おほん
時のみうたなるそといふ意をことわらん為に記し給へるものなりけり猶此事はその条々にいふを見よ

一書紀に載れる歌とも古事記に脱たるあり又同歌にして互に異同あるもおほしこれを厚顔抄紀記歌集などには先
ッ書紀に載れるうたのかきりを注して次に書紀に脱たる古事記の歌とも餘りを注せりもとより書紀は正史の事
なれば然為へきことわりなれともその歌ともを相照し見るに書紀古事記互におとりまさりもあり又互に句とも
落たるもあり又贈答のうたの次第の乱れたるもすくなからねは今は書紀にまれ古事記にまれ守部かこゝろにまさ
れりとおほしきうたを本文に出して落字写誤とみゆる所はいつれにも一方の書以てこれを正し改めて注はくはへ
つ貴き史典に載られたる上代のみうたともを然こゝろにまかせてものせんはおふけなきわたくし事のやうなれと
僅か五百年八百年のうたともすらも誤りつる事の多かるをまして千万代のあひたには伝へひかめもなからましや
は此を憚りては解よしのなきすちのましれは偏に見ん人のために心得安くものせんにはこれもせんかたなくて
のわさそかしさて然為にもそのうたの条々事に本書も出してことわれは多の罪もなかるへし

一此紀記歌解に歌をついつるやう書紀古事記に載れるうたともを一つにあはせて神代の歌は共に神代御卷と標して
その条に皆出し神武天皇の御代のうたは共に神武御卷と標してその条に皆出し継々の御代の歌とも猶皆しかし
て出せりされとそのうたの中には同じ御代のうちにもいつれをさきいつれを後とのちよりはしられましき

うたともゝ多かれは皆たゝたよりにまかせてついてつその心してみへき也

一本文に挙たる歌の中に字ノ頭に(を)を囲みて記したるは書紀古事記のうちいつれにも一方によりて改めたる也字ノ尻に(を)を囲みて記したるはおのれかこゝろみに補ひたるなり落字誤字ともに注の中に本文をも出してそのよし委くことわれり大かたその世のものゝちうさくともを見もていくにいと後世のかやすけなるものゝうへにもうたてことくしく引書をとりこみて上段にも下段にも傍にもくたくしうものするかならはしにはあれともなかくにうるさかるへきわさなれはよしやわか身はものしらぬそしりをうくともなるへきかきりは言すくなにして只みん人のはらにうまく入へきやうにもせはやおもひわたりつるを如此古き世のかたしともかたきふしを解むにはさてのみもえあらてこれにはいとなくくたしき注ともをほとこせり見ん人うるさかりなんとも上つ代の歌にまさりてももの学ひをたすくるものも又なかりければあかすつとめてよくよみよくさとるへきわさなりかし一本文の歌を本書の古仮字と後世の伊呂波仮字と二行にしるしたるは只初学の人のためによりやすかれとてなりさるにても万葉集などゝはたかひてかならずよみたかへましき仮字書なるをさしもせんはあまりわつらはしくいたつら事と人にいはれんにやとおもへとおのれ兼てよりかくたふとくめてたき歌ともをいかてをさなかるほとよりよみうかへさせまほしくおもひわたりしこゝろからかくはものしつるなむ―上記「(「)」「)」は校訂箇所の簽。

と、本書の意趣、叙述凡例を詳述しているので、その論述の概要は推察されることと思われる。

備考二

本書の題名は、「紀記歌解草稿」と記しているが、その後岩瀬文庫本では、「蘆荻鈔紀記歌解 意哀牟泥」神詠古義、「紀記歌解草稿 卷第一」、又卷十以下には「蘆荻鈔」と、三様の変遷があるのは既述した通りである。又、岩瀬文庫本や本書以前の草稿本である後述の斯道文庫本には「蘆荻鈔」の名義を冠している。岩瀬文庫本に限っていえば、「紀記歌解」なる

名義が卷十以後、「蘆荻鈔」と改称され、更に「神詠古義」にとあらためられたと、その経過を辿られ得るのであるが、既にその草稿本に「蘆荻鈔」と記されているところから、この三様の呼称は上記の単一な推移を以って決めかねるのである。本書の場合においてすら、卷十二から卷十五迄の扉題には「蘆荻鈔十二（〜十五）」の書名を誌している。そこで、これもひとつの推測にすぎぬが、本書は岩瀬文庫本の加筆以前の稿本と同じくするところから、巻初の内題を其儘に踏襲して「紀記歌解草稿卷第一」とし、以下をこれに倣ったのではなからうか。そして岩瀬文庫本が卷十以下を「蘆荻鈔」と記しているところから本書又は本書の依拠本も扉題に於て「蘆荻鈔」と卷十二以下に重ねて記すという転写の経緯があったのではなからうかと。其後、更に「神詠古義」、「八十言別」、「稜威言別」と再三に改称されてゆくが、「稜威言別」の名義が最終的に冠せられるまで、「蘆荻鈔」は守部の紀記歌解として、名義は重りあいながら、一般にも又守部自身に於ても馴れ親しまれた呼称として通行していたのではなからうかと推測されるのである。天保十一年十月以降の書写と推定される斯道文庫蔵「長歌撰格」（定稿本）上巻註文中にも「予か蘆荻鈔を見へきなり」と記すなど代表的呼称として既に定着していることを示すものであろう。

次掲の無窮会神習文庫本（存卷一）は本書と同じくする稿本からの転写本でありながら、書名は「蘆荻鈔」と記している。これなども無窮会本が改名以後の稿本に依るという内容上の事柄ではなく、転写の過程に於て、上述した如き書名の経過を考慮して撰択されたところの書名であったと見るべきではなからうかと臆測されるのである。

備考三

前文中、本書は岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」十五卷の加筆以前の状況をとどめた唯一の転写本であると述べたが、高井浩氏の御論考中に、吉田家所蔵「紀記芦荻鈔稿」十五卷を紹介されている。披見の機会を得ぬので同氏の御調査によると、「全十五冊、追加一冊、仮綴、美濃大、本文大要墨付三十五枚、追加本十一枚半」、最後の巻に「文政十三年寅十

月六十二翁橘貞暉謹書」と記されている由である。「意哀牟泥」、又全十五巻の編次など大凡本書のそれと合致するものである。又、巻十より「芦荻抄」と書名を記しているのは岩瀬文庫本のそれと一致する。追加一冊巻尾の日附「文政十三年寅十月」の外に、巻二に「天保二年十月橘貞暉謹書」、巻五に「天保三辰年三月十日謹書」の記があるとのことである。書写に数年の隔りがあるのに如何なる事情が存したのか猶氣懸りである。が、本書と近似する書写本のようにあるところから、本書の依拠本の成立も右記の年次が予測されるのである。

註 十五頁註記所掲論文

蘆 荻 抄 存卷一

筆者未詳

無窮会神習文庫蔵

袋綴、一冊。枸杞茶色表紙、竪二十三・七糎、横十六・四糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九糎。積文一字下げ。細註、双行割書。每半葉十行。本文墨付三十六丁。

題簽、子持梓付短冊（表紙左肩）に「蘆荻鈔」、内題、「蘆荻抄卷第一」と記し、其の許に「北畠源守部謹撰」と署名している。

「蘆荻抄 意哀牟泥」六丁に続き、「神代御卷 十一首 書紀六首古事記九首其内同歌有四首」と記し、その第四首目、沼河日売詠「あをやまにひがかくらば」の積までを書写している。

本書は前記の学習院図書館蔵「紀記歌解」巻一にあたり、両書は転写上の誤りを除けば殆んど一致し、同一稿本からの転写本である。従って、本書も岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」十五巻の著しい補訂書入れ以前の稿本系統からの転写本である。但し、現在両書の拠った直接の稿本は明らかでなく、岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」との比較によるものであるが、僅

かながら岩瀬文庫本の補訂を本行中に書写しているのをみると、恐らく岩瀬文庫本の何次かにわたる改訂加筆の過程中、恐らく、その第一次の補正に従って書写されたものであろう。

猶学習院図書館本と共に、岩瀬文庫本の加筆部分を本行化する顕著な一例をあげると、沼河日売詠「あをやまに」の語釈中、「多麻伝佐斯麻伎」の終りに、岩瀬文庫本は「張昏」と記し追補のことを誌しているが、現在その附箋は落佚している。両書ではそれが約一丁程にわたり本行として書写されている。此一例などを除くと両書の本文は岩瀬文庫本加筆以前の稿本としての状況をとどめている。

又、本書の書名に就いては、岩瀬文庫本に、「蘆荻鈔紀記歌解 意哀牟泥」、神詠古義「紀記歌解草稿卷第一」の如く三様の変遷があるが、本書はその「意哀牟泥」に冠した補訂の書名に従い、学習院図書館本が訂正以前の書名に拠ったものとみて、それらの依拠本が、この改題に前後する書写本であるとも考えられもする。が、両書の本文が同一であるところから、さきに学習院図書館本解題で述べた如く、守部の稿本にも既に両様の書名が併存し、又筆写者に於ても、その名義の撰択には多少の迷いのごときものが働いての結果でもあったのではなからうかと思われるのである。いずれにせよ、両書は同一稿本からの転写伝本である。

印記、卷初に「井上頼国蔵」、「井上氏」両印が捺されている。

蘆荻鈔草稿 卷十三・十四・十五

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、三冊。改装濃紺色表紙、第一冊、縦二十四・二糎、横十七・二糎。第二・三冊は縦約一糎弱大。元表紙は本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・五糎。积文二字下げ。每半葉十行。細註、双行割書。本文墨付、卷十三

三十八丁、卷十四 四十一丁、卷十五 二十一丁。

題簽、單郭付短冊(表紙左肩)に、「蘆荻鈔 卷十三(一十五)」(改装表紙)と記し、元表紙には、それぞれ「蘆荻鈔 卷十三」(自筆)、「蘆荻鈔 卷十四」(自筆)、「齊明天智紀歌解／蘆荻鈔卷十五零本カ」(別筆)と墨書する。内題、「蘆荻鈔卷十三(十四)草稿」と記すも、卷十五欠題す。

本書は前記岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」十五卷の卷十三から卷十五の三卷に相当する前稿本である。因みに、板本では卷九と卷十にあたる。各巻次第は、

卷十三 顯宗天皇御卷四首、武烈天皇御卷〔十四首〕

卷十四 繼体天皇御卷四首、欽明天皇御卷二首、推古天皇御卷三首、舒明天皇御卷一首、皇極天皇御卷七首、孝徳

天皇御卷三首

卷十五 齊明天皇御卷七首、天智天皇御卷五首

である。岩瀬文庫本に於ては本書卷十四皇極天皇御卷七首以下が卷十五に編入されている。

記紀歌の所引本文は既に守部の改訂本文を掲げ、岩瀬文庫本のそれと殆んど異るところはなく、右傍に並記した平仮字の訓みも同様に概ね一致している。本文に次いで註釈は略々二字下げに叙述し、註釈項目も全く同じくしている。しかし、本書には各冊随処に増補訂正が施され、文字通りの草稿本である。

その著しい補訂箇処は、丹念に辿ってみると、殆んどすべてが、岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」——既述した如く、その加筆訂正以前——、又、学習院図書館蔵「紀記歌解草稿」の本行中に組入れられている。もともと両書には本書とは別の新たな改訂、改稿の跡が散見され、かつ処によっては大幅な増補も見出される。殊に齊明紀童謡など顯著な例である。岩瀬文庫本あるいは学習院図書館本等にいたる経緯として本書の如き草稿本から直接に稿を改める経過は考えられなく

もないが、その間やはり本書に沿いつつも猶追補し刪訂を経た自筆の改稿本などの存在を想定するのが妥当ではなからうか。

「稜威言別歌紀草稿」の「撰状」に「此釈は、おのれまだいと若かりし時、既に十五卷に注し置たるを云々」と記しているが、所見する十五卷の記紀の釈では本書が最も初期の草稿本である。もつとも、そのまま本書を「若かりし時」の草稿とはいいたくない。又、内容の上からも程近くに相接する上記兩本に「守部」の署名註一が見えるところから、庭麻呂から守部と改名した守部四十五・六歳、文政八・九年以後、文政末年にかけてのことであろうと思われるのである。守部書翰の検討から「稜威言別」の執筆経過を論及された高井浩氏註一は「文政十二年秋から翌年の秋にかけてさきの稿は大幅に改稿されて十五冊になり、書題も途中で芦荻鈔と改められ」と述べられているが、あるいは本書も、その期の草稿本の残巻であろうかと推測される。

印記、各巻第一葉は「椎本文庫」朱印を捺している。

註一 庭麻呂から守部に改名した年次は、自筆本土佐日記解―桐生吉田家蔵―の序に「文政九とせ二月の十日はかりにかきへて、すなはちしるす、橘守部」とあるのを初見とするという。高田浩氏「桐生吉田家所伝史料による橘守部伝の補正」―昭和三十四年「群馬文化」第二十五号所収。
註二 十五頁註記所掲論文。

三輪 神杉 二巻

自筆

西尾市立図書館岩瀬文庫蔵

袋綴、二冊。丹色卍ツナギ空押表紙、縦二十三・三糎、横十六・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八糎。釈文一字下げ。每半葉十一行。本文墨付（丁付あり）、上巻四十丁、下巻六十二丁。全文に朱句点を附す。

題簽、兩冊表紙左肩の短冊形白紙に、「三輪神杉 乾(坤)」と墨書、内題同上(但し、乾(坤)を上(下)とす)。内題の許に、「橘守部謹撰」と自署している。

その緒言二葉に、

三輪ノ神杉のこゝろ

十握の劍に。紐刀をそへけるは。仮に物きるをりの。爲なりけらし。稜威ノ言別に。此書をそへおくも。かりに歌の心を。見まほしき時の爲なりけり。かれ言の意は。悉く言別にゆつりて。今此書は。只一首の大意の。まじるしのみなりければ。其名を。三輪ノ神杉となん。負せたる。然はあれと。此書のみ見らん人のために。次の事は。ことわり置なり。

一 紀記ともに。歌の前文を誤り。収所イリドコロをひがめたるが多かる事。言別に弁へたるが如し。かれ今は。其前文にはあへて泥ナツす。歌の意を主として。いさゝかづゝの端詞をそへつ。見む人紀記の前文と。等ヒトしからさるも多きを。ふとうたがふ事勿れかし。

一 神代のうたは。もとその神の。しかくの時。よみたまふと云のみが。古伝にて。其歌までは。伝らさりつるを。人の代となりて。うた舞のために。つくりまけたるなりけれと。こゝには。それらの事までは。えことわらず。もはら本書のまゝに出しつ。

一同し歌の。日本紀と。古事記と。異なるは。互に相合せて。そのまされる方を取てあげつ。然してそのかたへなるも。言別には。そのをちゝに並へ出して。その異同をも。つまひらかにしらせたと。今はそれにゆつりて。其おとれる方は。すべてはぶきつ。

一 久しき代々。伝へ來にたれば。誤字もあり。落字もあり。又もと一首の哥を。二首三首に。あやまりたるなども

あり。それらも紀記たかひに。傍へより。正し補ひ。あるひは数本校合して。そのよろしきにしたかへり。かれ今の素本に。異なるへきには。もじの左に。△△かく如く。しるしをさして。しらせたり。

一此書。本文も何も。すべて平仮名して。記したるは。かつはかやすきにつき。かつはをさなきほとより。口ならはしめ。おかまほしくてなりけり。猶此外にも。くさくの心得ありけれと。本書ありて。そのぬきかきの如き。かりそめごととなりければ。さまでもとて省きつ。

と誌し、その論述の意趣と経緯等を具さに述べている。即ち、本書は「稜威言別」十卷撰述の後、一種の抄録の如き、同書に詳述した記紀歌の大意を主に抜萃し、上下二卷に編成した啓蒙書である。

その編成は、

第一冊卷上 神之御代十一首、櫃原ノ宮ノ神武朝十四首、瑞籬ノ宮ノ崇神朝五首、高穴穂ノ宮景行朝十四首、稚桜ノ宮ノ神后朝六首、明ノ宮ノ応神朝十三首、

第二冊卷下 高津ノ宮ノ仁徳朝三十首、後ノ稚桜ノ宮ノ履中朝三首、遠ッ飛鳥ノ宮ノ允恭朝十六首、朝倉ノ宮ノ雄略朝廿一首、八鈎ノ宮ノ顯宗朝四首、列城ノ宮ノナミキ烈朝十四首、玉穂ノ宮ノ継体朝四首、金刺ノ宮ノ欽明朝二首、小墾田ノ宮ノ推古朝三首、岡本ノ宮ノ舒明朝一首、後ノ岡本ノ宮ノ皇極朝七首、豊崎ノ宮ノ孝徳朝三首、両槻ノ宮ノフタツキ齊朝七首、大津ノ宮ノ天智朝五首

と、「稜威言別」十卷註と同じくし、同書の記紀歌百八十三首の大意を抄出したものである。その際、右の緒言に記している如く、記紀歌本文は同書の校訂本文に拠りながらすべて平仮名に改め、童蒙のための便宜をはからつていゝる。次いで並記する歌意も同書から殆んど其儘に再録した、「本書ありて。そのぬきかきの如き。かりそめごと」であったのであろう。

その執筆は「稜威言別」十卷の成稿後のことであるのはいうまでもないが、更に限定すれば弘化三年六月以降のこと

とであらうかと推測される。本書は各歌の大意のあとに、例えば、「此御哥の精注。言別卷一、十三葉以下ニ出ツ」の如く、「稜威言別」の対称箇処を誌している。上掲「稜威言別」中、当該本としては、卷一〜卷三の間は、天理図書館蔵「稜威言別紀記草稿」の当該丁数と概ね一致し、卷四〜卷十の間は、斯道文庫蔵「稜威言別原本」とほぼ同じくする。全く一致する該本が見当らぬが、そのことは、天理図書館本執筆以後の編述であると考えられ、同書「撰状」奥に「弘化三年六月」と見え、同序末に弘化三年冬のことと記しているところから年次の上限が推定されるのである。恐らく、「稜威言別」成稿の余録として、同序執筆の冬以降、翌年にかけての走筆であつたらうかと推測されるのである。印記、両冊巻首又は巻尾に「椎本文庫」と「美篤舎文庫」両印が捺されている。

註 編次第はわずか改められたところがあり、日本武ノ尊命、御火焼ノ翁の問答歌は宮簀媛詠の次におかれ、「此条言別と
は。次第を一二首改めたり。」など記す処もある。

三輪 神杉 二巻

橋東世子筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。下辺に銀砂子を散した、淡茶刷毛引表紙、堅二十三・三纏、横十六纏。

題簽、鶯色墨流し短冊（表紙中央）に、「三輪神杉 上（下）」と墨書する。

本書は料紙に薄様斐紙を用いた、前者の影写本である。丁数・行数・字詰等全く一致するが、間々散見する前者の補訂を本行に入れている。筆者は「橋守部大人目録」に橋東世子写とし、「椎本文庫目録」も同じくする。署名はないが、影写本とはいいながら東世子特有の筆癖が窺われる。

印記、巻首に長方形の龍文朱印を捺している。

万葉集の研究

—その註釈書諸稿本—

守部に於ける万葉集註釈の著述の中で最も初期に属する「万葉集略解直日」の緒言には、

そもく古書とものおほくうせたる中に、たまく古事記書紀の世に伝れるは、□□くたふとき事□□□□、

もし此万葉集のうせて伝らさらましかは、かの書ともは伝れとも、上つ代のまことの意はしられさらましを、今此集のつたはり□□□□、又いみしきさちともさちにはありけれ、これそこの、むなしからさる直日神の御霊なりけると、あさよいうれしひよろこほしひ、いなたきにさくけまつりてなん、おろくよみあちはふるに、をちなき心にも、神世の事は、かへりてこの集よりそ、さとりしらるゝ心ちはしける

と述べているのを見るにつけ、既に守部生涯の古典研究部門に、古事記、日本書紀につぐ、主軸の対象として、その位置が、此の万葉集に設けられていたことを語るものである。それは、また、時代の趨勢に赴くところのみもいえない、守部の著録に始終する、神典の古意に感触する最良の媒体でもあったからであろう。

次文は、それを先学の中に確認するかの如く、晩年の墨繩総論にも引く、万葉考、玉勝間、槻落葉をあげ、真淵から宣長、久老にと継承する、「神の御ふみ説ける趣」は「もはら万葉をあきら」むることにあり、「古へ人の意詞を得んには、歌の外やはある」と、「万葉是古学要」に見出すのである。そして、

此ことぶりもよ、誰もとしたけゆくまにく、けにしかなりとおもひとるへき事なれば、若きほとより、此集に

心を入れて、只哥とのみは見すくさて、古への意詞をよくあちはふへきわさそかし、されともより哥なれば、哥のうへのよさあしさも、其ほとくにつきて、なとかあげつらはさらん、今おのれくかよまん哥のためには、習ふへきすかたと、ならひかたきすかたあり、その心してとるへきなり、そはもと此集は、後ノ世のごと、かにかくにおもひめくらしして、つくり出たる哥にはあらて、その時そのをり、ものにふれ事にあたりて、おのつからの誠情をうたひ出せる哥にし□□□記せる人も又、あな□□にえらひ調へてもせしならねは、わろきさまに聞ゆるもおほきなり、今哥こ□にその事をことわらんも、かつは所せく、かつはたやすき□□□□たゝすくれてめてたき哥のみに、かしらに○をしるして、初学の人のみしるしにそなへりと、略解直日の註釈態度を要約している。

この期—文化末年から文政のはじめの頃、既に十年にほど近い武州幸手の雌伏研鑽に培われた守部の古典学はようやくに本格的な著述期を迎えるのであるが、この万葉集研究に於ても、その主題と基本的方法との大綱は序々に煮つまっているのが窺われるのである。

まず、その一は、万葉は「只哥とのみは見すくさて、古への意詞をよくあちはふへきわさ」にあり、その二は、「哥のうへのよさあしさ」も明らむることにある。それは後世の視点からする是非ではなく、古への心に遡って、詠歌の時・場を偲び、その調べをたどることにあらねばならぬとする。

前者は守部の万葉研究に於ける執拗な例証と語義詮索のかたちとなって現れ、訓詁註釈の著述にと発展し、後者は緊要・撰格の如き歌論書として光彩を放つにいたるが、当初から、両者は相互に關聯しながらに、その主題たる神典の古意をたずね、自ら体得するための前提のもとに統一されねばならないものでもあった。

守部の論弁の現在の可否は本稿の主旨でなく、暫くおくとしても、初期の著述からして、かく万葉を両側から捉え

ようとする基本的方針が認められ、そして、此の時期、すでに訓詁と歌格の基礎的研究は早くも草案が整理されつゝあつたのが確められるのである。

守部の歌格論等の著述については後述することにし、先ず訓詁註釈の著作をみるに、彼の死の直前までに致々として営れながら、遂に僅か数巻の功をも遂げることなく終焉することとなつた、その草稿本から定稿本へといたる道程は永く、次の管見する諸稿本のみにて、その執心のほどが偲ばれるのである。

以下は本稿の叙述に従い、註釈書関係の諸稿本を列記する。

万葉集墨繩 卷一総論 自筆

斯道文庫蔵

万葉集墨繩 卷一総論 橘浜子筆

お茶の水図書館蔵

万葉集墨繩 卷一総論 筆写未詳

斯道文庫蔵

万葉集墨繩 卷一総論 筆者未詳

東洋文庫蔵

万葉集墨繩 卷一総論 筆者未詳

長崎県立長崎図書館蔵

万葉集墨繩 卷一七 自筆

斯道文庫蔵

万葉集註無題本 存卷一・二 自筆

斯道文庫蔵

万葉集墨繩 卷一総論・〔万葉集〕 存卷二・五 筆者未詳

大阪府立図書館蔵

万葉集墨繩 存卷二 筆者未詳

大阪府立図書館蔵

万葉集墨繩 存卷一・二 筆者未詳

静嘉堂文庫蔵

万葉集千別 存卷五・六・十 自筆

斯道文庫蔵

万葉集千別 存卷二・三 村上忠順筆

刈谷市立刈谷図書館蔵

万葉集要解 存卷一・二・四・七 自筆

斯道文庫蔵

万葉集要解 存卷一 村上忠順筆

刈谷市立刈谷図書館蔵

万葉集略解直日 存卷一・三 自筆

斯道文庫蔵

万葉集略解直日 存卷二 自筆

お茶の水図書館蔵

檜婦手 自筆

斯道文庫蔵

檜婦手 筆者未詳

斯道文庫蔵

万葉集竊考 自筆

斯道文庫蔵

万葉檜婦手 卷一・六 自筆

天理図書館蔵

万葉檜婦手別記一 自筆

天理図書館蔵

附 斯道文庫蔵本(卷一・五・同別記)・無窮会神習文庫蔵本(卷一・五・同別記)・静嘉堂文庫蔵本(卷二・五・同別記)・刈谷市立刈谷図書館蔵本(卷一・二・三)・東洋文庫蔵本(卷一・五・同別記)・同蔵抜萃本(木村正辞書

入)・早稲田大学図書館蔵本(卷一・五・同別記)・お茶の水図書館蔵本(卷五)。

万葉集墨繩 卷一総論

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。金銀砂子散し菊花空押朽葉色覆表紙、竪二十八・二糎、横二十糎。料紙、薄様斐紙、字面高サ約二十・二糎。每半葉十行。本文墨付五十五丁(内、跋文二丁半。柱下方二丁附。但シ、「一ノ廿六」ヲ誤記シ「一ノ廿七」トス、從ッ

テ、最終丁「一ノ五十六」ト記ス。

題簽は欠くが表紙左肩に後補の短冊形白紙があり「万葉集墨繩 一」と墨書する。一因みに後述する「万葉檜栴」七冊の表紙右上に附す「万葉集墨繩 二(〃八)」と誌す白紙と同一である。内題は「万葉集墨繩 卷一」とあり、その許に「橘守部撰述」と自署している。

本書「総論」は、万葉是古学要・題号・撰者附時代・本文・部類・目錄・端詞・左註附細注・卷次第・古訓新訓・異本・古鈔・仙覚万葉鈔・代匠記・万葉類林・万葉履歴・万葉考・玉小琴・槻落葉・略解・今ノ積墨繩、の各項目をたてて、万葉集の概要を略説し、仙覚以下近世にいたる万葉研究書のあらましを評価しながら本書撰述にあたる参考資料の主なるものとして^{註一}いる。

総論末にある守部の識語には、

此巻、ことし正月の十一日を、よき日と定めて、筆を立そめぬ、まだ年のはじめの、よごといひいる人絶ず来るを、をりくはあへしらひなどしつゝ、同じ月のはつかの日の、ゆふさりつかたに、かきをへつと誌している。

この「ことし正月の十一日云々」というのは、前掲項目中「今ノ積墨繩」に「おのれ此集をちうせんと企つる事、こたひにて三たひなり、初め若かりける時、一たひ筆を立つるは、考注、略解等の、うたの積の足はさるをあかすおほえて、唯歌の心^のを^をみ^を、こまやかに物せしを……」と万葉集註釈の企てのはじめから述べて、次に、

此五とせ六とせかほとは、たゞ儘かなる書の限りを集めて、考へわたりけれど、
其書目ともは、本文中、地名の出
たる処々にことわれは、此には^考挙
さる、これは限りもあらさるに、よはひには限りありて、今既に老たれば、ことし天保十二年の春、更におもひ
なり、
起して、又筆をたてそめつ云々

と記しているので、此の総論起稿の年は天保十二年正月十一日、守部六十一歳のこととなる。

また、この総論につづき、門弟坂倉ノ千英の追記註二を載せている。そこにも、

こたび吾師、万葉集の新注、墨繩と云を、作りそめ給へり、全部の稿、いつなりをへんにかと、いと待遠くおぼえけるに……全部の功業遂たまはゞ、とくかきそへてん（筆者云目録）とおもふも、今よりなんうたゝたのしき、かくてことしを上木のはじめとして、是より年々にゑらせつぐべし。いかですむやけくなしをへてしがなと、ひと日池の庵の別館につどひて、何くれの事をさだむるついでに、此ゆるよしをいささかことわりおかんとて、中村ノ正富、片山ノ元質のぬしたちとかたらふに、おのくゆづりて事はてねば、坂倉ノ千英筆をとりてしるす、此日や、天保の十二年七月廿五日の事になん、けふより後、板にゑりそむるより、巻をとゝのふるまての事は、昌麻呂ぬしにゆだねつ

と、万葉新註墨繩の著述の途次に、池庵に門人が集って梓行の協議がもたれているのであるが、その日付は天保十二年七月廿五日と記している。

また、後述するところであるが、この墨繩（全集書名）巻八の奥には、「此巻二月十四日よりかうかへそめて廿四日に稿しをへつ其間に二日三日いとまをかきたり」と誌している。上記の日付よりすれば、此詳細な万葉集註釈の功業が僅か二ヶ月を経ずして終り、その七月下旬にはすでに上木の企劃がなされるという、余りにも異常というほかはない進捗状況である。しかし、以下前稿諸本に見るが如く、本書の成るには、累年の成果が此天保十二年春―此年紀に就いては猶疑点がある、後述―の数ヶ月に一気に稿を整えしめたのである。

かく墨繩巻一の総論はなるのであるが、成稿後は僅かに語句の誤が訂されているにすぎない端麗な清書本である。

全集巻五所収底本。

印記、第一葉に「椎本文庫」朱印を捺している。

備考

「万葉集墨繩」の書名は、自筆稿本にみるかぎり、本書総論にのみ記されていて、次述する全集底本自筆本七冊は、すべて「万葉檜ヒノツグマデ楓」と題している。全集編輯にあたり統一したものであることは全集にも註記するところである。しかし、守部自身も最終的な書名として考えていたことは、翌年（天保十三年二月）に開板された万葉集緊要に「予が墨繩の積を見て、心得べし」（巻上）、又「古訓にしたかふべし、そのよしは、委く墨繩に、弁へたるを見てしるべし」（巻上）と、墨繩の書名を繰返していることから窺われる。それは恐らく総論執筆の時のことであろう。総論末日附を信ずれば天保十二年正月のこととなる。とすると、全集墨繩底本となった「万葉檜楓」は、天保十二年春以前の稿本に冠した書名と考えるのが最も妥当な推定であろう。総論に冠した「墨繩」の書名以後の稿本であれば、当然の事ながら、すべて「万葉集墨繩」で統一されてしかるべきである。従って全集底本となった「万葉檜楓」七冊の執筆は書名の点からみると、総論に云う天保十二年春起稿とするのには多少の疑問が残るのである。もつとも、総論の日付が「万葉檜楓」初巻起筆の頃に遡って記されたとすれば矛盾するものとはならないのであるが。「此巻、ことし正月の十一日を、よき日と定めて、筆を立そめぬ」など記しているのをみると、「檜楓」七冊を書き終えて後、その起筆の日を記念して、吉日を撰んで日付したのではないかとも想像される。が、猶後々触れる如く、この年紀については明らかに不審な点が残されている。（次述万葉檜楓・同千別備考参照）

いずれにせよ、此処では総論の日付通りに受けとめ、天保十二年の春、総論は書き上げられ、題号は定って、累年の万葉集詳註の遠大な計画は継続執筆すべく着手されたとみておくことにする。

註一 参考資料中に誌す代匠記に就いては、総論中に殊に、

世に流布する、代匠記と云ものは、いつの比の艸按にて、いかなるをこの者の、抜写せしにかあらん、いとまたしく、かつあらしものなり、おのれかもたるは、今井似閑の自筆にて、書入あり、世に似閑本とは、なへての名なれとも、普通のとは、こよなうまさりたり、巻数は、流布の本と同しく、二十二冊なれとも、薄紙にて、一部の紙数、凡二千枚あり、されは普通の本の如く、五十枚位を、一冊とせば、四十巻の本なり、是とて、彼ノ阿闍梨の初度の稿本にて、清撰の下書にはあらされとも、其説ともを見合するに、泉居翁などの見られたるも、世のかいなての悪本なりし事は、其引て云るさまにてしるし云々

と、今井似閑筆書入れの初稿本とわざく断っている。墨繩文中にも此手沢本につき処々に触れているが、椎本文庫中には見えず、其真偽は未詳である。しかし守部が此手沢本に憑むところ如何に大であったかは、右掲の文中にても明らかである。

註二 墨繩総論の追記には「おのくゆづりて事はてねば、坂倉ノ千英筆とりてしるす」とありて、本来坂倉ノ千英の筆跡であるべきであるが、本書では守部がそれをも書写している。門人千英の記を得て、総論と共に浄書したのであるが、それは上梓を意図して、まず総論の定稿がなされた、その際の事であつたらうかと推測される。

万葉集墨繩 卷一総論

橘浜子筆

お茶の水図書館蔵

袋綴、一冊。浅葱色行成表紙、縦二十七・二糎、横十九・五糎。料紙、薄様楮紙。題簽、薄緑墨流し鳥子紙短冊（表紙左肩）に「万葉集墨繩 一」と墨書する。

本書は前掲の守部自筆本の浜子影写本である。浜子が転写した日附は、本書の奥に、天保十とせまり三とせといふとの卯月 橘浜子しるす

と誌しているので、墨繩総論起稿日付から一年数ヶ月後にあたることになる。

印記は表紙裏に「坐本蔵書」の方形朱印を捺している。

万葉集墨繩 卷一総論

筆者未詳

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。香色表紙、竪二十七・一糎、横十八・八糎。料紙、薄様の楮紙（全紙裏打す）。題簽、表紙左肩の白紙短冊に「万葉集墨繩 橘守部著自筆也」と墨書する。第一葉（遊紙）表左側に「万葉集墨繩 橘守部著 并自書」とあり、その裏やや左寄りに、

此墨繩守部氏自書授与兒貞幹／弘化二乙巳年秋八月中尾恭卿記

と誌している。

本書は題簽等上記の筆跡は別として、守部自筆と見誤るほどに甚だ近似するが、自筆本からの丁寧な影写本である。しかし両書を細かに見較べると、猶僅かに相違は見出される。そのひとつは前掲書にそのまま散見した補訂の跡であるが、本書は補訂に従い本行化するが、そのほかに自筆にしてはあやまりがたい誤字・誤脱など極くわずかながら見出され、やはり、守部近辺の者によって屢々影写される副本のひとつであったかと思われる。因みに弘化二年乙巳年は守部六十五歳、墨繩成立、四年後であるが、筆跡の極似から自筆本墨繩卷一として中尾父子が所持したのである。第一葉裏に「佐」の朱印が捺されている。

万葉集墨繩 卷一総論

筆者未詳

東洋文庫蔵

袋綴、一冊。金銀砂子散し朽葉色行成表紙、竪二十六・七糎、横十八・七糎。料紙、薄様。題簽、短冊形白紙（表

紙左肩)に「橋守部大人著述 門人正写／万葉集墨繩 全」と、傍記(細書)と外題を二行に墨書している。

本書は前掲自筆稿本の丹念な影写本である。筆跡も極似する。但し、まま振仮名、句点など書き落すところが散見される。

総論末の守部識語の後に自筆稿本に添えられている坂倉ノ千英跋文二丁半が省略されている。従って、五十三丁表にて終り、その裏に、

此下細字にて門人のことわりも侍れともらしつ

と断っている。僅か一、二ヶ処に、書写後の朱筆訂正がある。

万葉集墨繩 卷一総論

筆者未詳

長崎県立長崎図書館蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、豎二十七糎、横十九・三糎。料紙、楮紙。本文墨付―柱に丁附す―、行数共に自筆稿本に同じ。題簽は短冊形白紙(表紙左肩)に、「万葉集墨繩 総論 一」と墨書している。

本書は自筆稿本の臨模本である。同本の清濁点、草躰又字面に極く僅かな相違を見出すが殆んど影写本に近い転写本である。但し、本書には、書写後の朱筆補訂書入れが行間に処々散見される。その過半は、墨繩総論の所引する参考本文の省筆と誤記を補訂するものである。そのほか、僅か書写の誤りを傍記訂正するところがある。

印記、卷首卷尾に、「三宅／文庫」(方形)「秋実」(円形)の両朱印が捺されている。

万葉檜 七卷

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、七冊。卷一から卷五迄の五冊は、金銀砂子散し菊花空押朽葉色表紙、縦三十・二纏、横二十二・三纏。卷六・卷七の両冊は浅縹色表紙、縦三十・六纏、横二十二・六纏。料紙、斐・楮交漉紙(卷一・卷七の両冊には継紙部分があり、楮紙を用う)。字面高さは、全巻略共通し、万葉集本文約二十五・二纏、積文一・二字下げ約二十三・二纏。每半葉十行。細註は二行割書としている。

題簽は卷一と卷五の五冊に存し、香色斐紙短冊(各表紙左肩)に「万葉檜卷一(一五)」本集一之一(一五)、自一葉(一四葉左)至八葉右(一十六葉左)と自筆墨書する。また全冊各表紙右上に後補の短冊形白紙(墨繩総論と同様)が貼付され、卷一から卷五迄の五冊には「万葉集墨繩二(一六)」、卷六・卷七の両冊には「万葉集墨繩七(八)」(檜六・七)と別書している。恐らく全集の編輯時に「万葉檜」の書名を前掲の卷一総論に倣い「万葉集墨繩」と統一し、墨繩総論が第一巻を占めるところから本書檜の巻第をずらし、全八巻として整理した時の書名と巻第であろう。

内題は「万葉檜ヒツツマデ卷第一(一七)初稿」(但し卷二以下「第」字欠)と記し、その下方に各巻に「橘守部撰述」と自署している。(但し、卷二以下「述」字欠)

各巻の編成は、それぞれの巻首に、

- 卷一 「万葉集卷第一目錄」、「本集一之一」自一葉註一至八葉、卷二 「本集一之二」自七葉左至九葉右、卷三 「本集一之三」自九葉至十二葉
- 左、卷四 「本集一之四」自十二葉左至十三葉右、卷五 「本集一之五」自十四葉左至十六葉左、卷六 「本集一之六」自十六葉左至十七葉左(但し元は「自十四葉左至十六葉右」と書きし上に貼紙し訂正している)、卷七 「本集一之七」自十八葉左至十九葉左、と記している。

各巻首に「自く葉至く葉」と誌すのは、釈文の前にまず守部が彼の校訂附訓本文を掲げるに先だち、印本の古点（守部云う）を施した本文を掲げているが、その依拠した印本の^{註二}丁数を提示するものである。

扱、本書檜楓巻一は前述した如く万葉集墨繩の巻二であり、万葉集巻第一目録（四丁裏迄。柱下方に丁付）と巻頭歌、泊瀬朝倉宮御宇天皇代 大泊瀬稚武天皇、天皇御製歌（1）（脚註番号は国歌大観番号、以下同）と高市岡本宮御宇天皇代 息長足日広額天皇、天皇登_三香具山_二望国之時御製歌（2）（四十七丁裏迄）の長歌二首の詳解よりなる。

目録の次、四丁と五丁の間に別紙一葉が綴込まれていて、その表裏に細字自筆にて、「題号・撰者・巻次第・古訓新訓」の項目に就いて其要旨を略述している。勿論全集未収のものであるが、いずれ全集墨繩巻一総論の中に組入れられる草稿・案文である。本書装幀の時にあわせ綴込まれたものと思われる。（静嘉堂本にもあり。後述）。

檜楓巻二―墨繩巻三は、同代、天皇遊_三獵内野_二之時中皇女命使_三間人連老猷_二御歌并短歌（3）・（4）（〔符は守部校訂本文〕から幸_三讚岐国安益郡_二之時軍王見_レ山作歌并短歌（5）・（6）の長短歌の四首（六十二丁裏迄。但し丁付第十八丁欠第十丁二葉あり）。

檜楓巻三―墨繩巻四は、明日香川原宮御宇天皇代 天豊財重日足姫天皇、額田王歌（7）から中大兄命三山御歌并短歌（13）・（14）・（15）の長短歌の九首（六十二丁表迄）。

檜楓巻四―墨繩巻五は、近江大津宮御宇天皇代 天命開別天皇、天皇詔_三内大臣藤原朝臣_二競_三憐春山万花之艶秋山千葉之彩_二時額田王以_レ歌判之歌一首（16）から大海人皇子命答御歌一首（21）まで長短歌六首（七十三丁表迄）

檜楓巻五―墨繩巻六は、明日香清御原宮御宇天皇代 天淳中原瀛真人天皇、十市皇女参_三赴於伊勢神宮_二時見_三波多横山巖_二吹黄刀自作歌一首（22）から藤原宮御宇天皇代 高天原広野姫天皇、天皇御製歌（28）の長短歌の七首（四十七丁表迄）

檜楓巻六―墨繩巻七は、柿本朝臣人麻呂過_三近江荒都_二時作歌并短歌二首（29）・（30）・（31）と高市連黒人感_三傷近江

旧堵二作歌二首(32)・(33)の長短五首(五十七丁裏迄)。

檜栞卷七―墨繩卷八は、幸三子紀伊国一時川島皇子御作歌一首或云山上臣憶良作(34)から幸三子吉野宮之時柿本朝臣人麻呂作歌二首并短歌二首(36)・(37)・(38)・(39)の長短歌六首(五十三丁表迄。後述)。

の万葉集卷一半ばにして本稿檜栞は文字通り詳述を終えている。

そして、本稿卷七(墨繩卷八)巻末には次の識語がある。即ち、

此卷二月十四日よりかうかへそめて廿四日に稿しをへつ其間に二日三日いとまをかきたりと誌している。

本書は全集の万葉集墨繩の底本となった稿本であるが、後述するように、猶其後も、恐らく定稿を予定していたのであろう、朱墨の補訂を行間に或は別紙を以って貼付するところも間々見出される未定稿本である。各巻初の内題の許に「初稿」とあるのも故なくはない。が、それも定稿寸前の最終的加筆稿本であり、いずれ第一巻の総論の題名である「万葉集墨繩」として浄書され、上梓を企図されたのであろう。そのはじめの池庵での集いが、「天保十二年七月廿五日」のことであった由を巻一総論の奥に門人坂倉ノ千英が誌しているのは前述した通りである。

全集卷五所収底本。印記、各巻第一葉に「椎本文庫」朱印を捺している。

備考

本稿の著述年代であるが、守部全集「墨繩」の解題には、

著述年代は、総論中「今釈墨繩」の項によって、天保十二年一月の起稿であることが知られる。第八巻々末に「二月廿四日に稿しをへつ」とあるのは、翌天保十三年のことであろうか。

と橋純一氏は述べられている。上掲の墨繩の起稿から勘案されて、本稿七冊の成立の間をほぼ一年余りと推定され

たのである。さきの坂倉ノ千英が追記しているように「故レわづか九日十日がほとには、一まきづゝ巻成て、月に三巻は、必ず書をへ給へり」と、いささか誇張した言辞であろうが、守部の筆のはやさは余人の及ぶところでないであろうから、翌年の二月下旬の頃と本稿成立を想定されたのは一応肯首されるのであるが、本稿をつぶさに見ると、やはり、いささかためらうところがある。

まず、総論に於ては、天保十二年正月に「万葉集墨繩巻一」と書名を改めながらに、何故に、本稿はすべて「万葉檜瓜巻第一（一七）初稿」と記し、書名・巻第ともに統一されていなかったかである。それは本稿七巻が書名変更以前の稿本であったからにはかならないからであろう。

次に、本稿巻七（墨繩巻八）の識語日付に就いてであるが、巻七巻尾部分を見るに、さきに檜瓜巻七本文は全五十三丁にて終ると記したが、実際には、本稿は四十三丁表七行にて終っている。同裏は本来白紙であったが、この裏から本稿とは別種の稿本をもって以下を補綴しているのである。即ち本稿の丁附は「四十二」にて終り、「四十三」の丁附を欠く。次の「四十四」とあるべきは、別稿を補綴したために「四十一と五十」と別稿丁附を其儘に残している。全集で云うと、巻八、三百四十一頁、(38)柿本人麻呂の長歌「安見知之。吾大王云々」の註文中、「宣長は、長歌の句法を知らざりつれば、其人にも似ず、をりをり如此状なる僻説を云出せる事あり。是心すべき也。いで今此処の句の続きを例の図してしらすべし」までが四十三丁表七行までに書写されている。猶三行の余白を残して、同裏には別稿を以って守部独創の図解を貼付し以下十丁を補綴しているのである。

この別稿本とは次述する自筆本「万葉集千別」である。その千別の巻六巻尾は三十九丁裏末行にて途切られ、四十丁以下を欠いている。四十丁裏の前記図解以下が述べた如く本稿に補綴されたがためである。一見して此補綴部分は、料紙、又、引用書名の略記などすべて千別のそれと符合するのである。本稿「檜瓜」巻七巻尾は明らかに別稿

「万葉集千別」卷六卷尾であることが確認される。とすると、さきに、全集墨繩解題で、墨繩卷八（檜楓卷七）の卷末日付「二月廿四日に稿しをへつ」をあげ、稿了の日付と推定されているのは明らかに誤りであり、これは補綴された「万葉集千別」卷六の卷尾に附された終稿日付を意味するものにすぎないのである。後述するが、此千別は現資料からは本稿檜楓の前稿本と推定され、すでに本稿と相隣接する稿本ではあるが、なほ両稿の間にはいくばくかの逕庭が存するのである。ともかくも、本稿「檜楓」卷七迄は天保十二年二月廿四日に終稿となったものではないことが明らかである。

しかし、此天保十二年の春は、卷一総論に「此五とせ六とせかほとは、たゞ慥かなる書の限りを集めて、考へわたりければ……中略……今既に老たれば、ことし天保十二年の春、更におもひ起して、又筆をたてそめつ」と記しているので、万葉集の註釈の著述にあたっていたことは確かであろう。又、更に付け加えるならば、催馬楽入文に附された天保十二年九月日付の中村正富の跋文にも、

此神楽さいばらは、吾師の翁の、はやくちうし給ひし稿本なり、こたび板にゑらせんとねぎつるにいまだして、ゆるし給はず……をりしも万葉の精注に心をくだきて、あだし方には心うつらず、又さるいとまもあらずとて、いなび給へるを、しひて人々の乞けるに

と師守部の近況を伝えているので、此天保十二年の春からは、やはり畢生の大業のひとつとして万葉集詳註の計画に腐心していたことは確かである。

右記の文面からすれば、当然の事ながら、それは本稿「万葉檜楓」の著述であったと推測されるのである。しかし、これにも猶疑点がないわけではない。

後述する刈谷市立刈谷図書館蔵村上文庫に、明治八年村上忠順が写すところの「万葉集千別」卷二・卷三の合綴一

冊本がある。両巻末にはそれぞれに、

此卷閏正月より筆さしぬらして同く十二日にかき／をへつ（卷二）

此卷閏正月の十三日より考へそめて廿日の日に／かきをへつ（卷三）

と守部の識語が見える。天保期に閏正月のある年は天保十二年である。此識語よりすれば「万葉集千別」卷二・卷三の両巻は同年閏正月の執筆となることになる。前述した如く、自筆本千別卷六の識語に二月廿四日の日付が見えるのであるから、第六巻までは天保十二年の同日付までには脱稿したものとみななければならない。同千別は現在卷十（後述）まで存するが、卷七以下には識語がなく、その稿了日は明らかでないが、その進捗状態からみて月余を超えていることではなかったであろう——もっとも千別の前稿「万葉集要解」七巻が成稿となっているためであろう——。ともかく異常な早さで十巻が終ったのは三月末か四月のはじめの事であつたらうかと臆測される。とすると、「万葉檜栂」七巻の稿本は其後の事であればならないことになるわけである。

万葉檜栂七巻の成稿は猶月日を明らかにしないが、同年七月二十五日には、坂倉千英が総論の奥に、

ことしを上木のはじめとして、是より年々にゑらせつぐべし、いかですむやけくなしをへてしがなど、ひと日池の庵の別館につどひて、何くれの事をさだむるついでに、此ゆゑよしをいさゝかことわりおかん云々

と誌し、同門中村正富、片山元質等が師を困んで、上木を企劃している^{註三}のであるから、其頃までには「檜栂」七巻は大よそ完成していたのであろう。千別成稿後、数ヶ月の期間である。此僅か数ヶ月の間に「万葉集千別」十巻に拠つて増補・改訂し、新稿「檜栂」七巻と面目を新にしたと推測するほかはないとすれば、余人ならずとも唯驚くのはかはない。しかも猶其間に随時、補訂・推敲が加えられたのである。

更に、其後、「万葉集註無題本」（仮称）二冊の自筆が現存する（後述）。それは本稿「檜栂」卷一・卷二の影写・浄

書本である。この浄書本は本稿にままた散見する補筆・訂正の跡を追って丹念に書写しているのを見ると、本稿加筆後の事であり、いずれ、「万葉檜栂」七巻の定稿本ともなるべきものであつたろうと思われる。現在二冊をとどめるにすぎないが、其後継続書写されたか否か現在明らかにしがたい。又、不思議なことに、此両冊は書名・巻第を記さず、当該箇處を余白としているのである。書名を敢て余白としているところから、両冊も「万葉集墨繩」の書名以前の浄書本であつたと推定される。墨繩改名後であれば敢て余白とする理由もなからうからである。その時期は又未詳であるが、開板を計画した同年七月頃の事であつたろうか。ともかく現墨繩総論の未だ執筆されていない時期の事ではなければならぬ。

さて、此處で問題となるのは、現万葉集墨繩卷一総論に誌す、天保十二年正月十一日日付である。如上の稿本経過から如何様に考えようとも、かかる年月の正当性はありえようもない。千別にせよ、檜栂にせよ、同日付以後の成稿であるからである。それ故に総論解題でわずか触れたがそれは三度にわたる万葉集註釈の最終的集約としての精註、その着手吉日を以って総論執筆の日付に代えしめたのではなからうかと思われるのである。もしなければ、此期日はあいがたい。又守部が屢々用うる常套手段でもある。偶々それは「万葉集千別」着稿の年月でもあり、千別が檜栂寸前の稿本でもあれば、恐らく、それを記念しての事ではなかつたろうか。千別執筆後、檜栂改稿のあとに、あらたに「万葉集墨繩」の書名を冠して卷一総論の筆をとつたものと想定されるのである。それは「万葉檜栂」巻第一目録の次に添えられた別紙一葉の総論要旨草案（前述）を土代として書きあげられたものであつたに違いないかと臆測するのである。翌年二月に開板された万葉集緊要の前、同書序・於保武湍に誌す天保十二年十二月以前に、早ければ、同年の七月の末頃には現在の「万葉集墨繩総論」一卷、「同檜栂」七巻は完成してゐたことと思われるのである。しかし、記した如く、此「万葉檜栂」も巻七巻末部分を前稿「千別」を以って敢て補綴してゐるのを見ると、続稿する

ことなく中止したのであろうか。あるいは無題本の如く、墨繩定稿を期しながらも、余儀なく以後に託したのかもしれない。既に現在辿るべくもないが、この天保十二年は守部にとって倉卒にあけくれる繁忙な日々であったようである。

註一 「自一葉至八葉」とあるが、卷二に「自七葉左至九葉右」とあり、「八葉」は「七葉」の誤りである。古活字版・寛永二十年版・宝永六年版共に同一であり、正確には「七葉左五行」迄である。従って卷二は「自七葉左六行」となる。

註二 墨繩卷一総論の中の古訓新訓の処に

誰も古点といへは、ゆかしくおほゆるやうなれと、今伝へたる、活字本の古点のさまを見るに、仙覚の点には、いたく劣れるをもても、彼古点次点の、またしかりけむほども、大かたにはおしはかるへし、故^レ今は律師の功をたへて、そを今の古点と名つけ、今より見れば、是も古点なればなり、細字に分ちて、傍ラに出しつ、

と誌しており、ついで、卷一卷頭歌をあげるにさぎだちて

さて此に先つ古本を引て、古点をつけ、ついでに他本の異同、誤字、漏脱等を、合せ記す、と云い、古点本文と校異をあげ、また細註して、

今にして、かゝる古点を挙ん事、無益のごとく、かつは煩らはしきに似たれども、かく物する事は、なべての人々に、むかしの訓をもしらせ……中略……今は仙覚の訓を、古点として、むねとあげ、又まれをりくには、元曆校本、古葉類聚本、またおのれが家に持る、堂上家の古筆本等を相合て、引ことも有べきなり、

と、ことわりがきしている。守部の拠った仙覚の訓は、右の引用文からすれば、附訓古活字本と推定されるが、実際には、この古活字版を改版とした寛永二十年安田十兵衛刊の整版か、寧ろ宝永六年出雲寺和泉掾刊の印本であろう。校異部分を除けば本文・訓も殆んど同じくする。印本の葉数をまず記し、本稿各巻の編成を巻首に提示したものである。

註三 天保十二年九月の跋文―門弟中村正富・坂井長豫兩人―を持つ、神楽歌入文・催馬楽入文の巻後附録に「池室橋守部先生著述中」に「万葉集墨繩 初帙五卷 嗣出」と予告し、近刊を告げているのも上記の集いの企案を語っているのである。

万葉集註無題本 存卷一・二

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。薄茶色墨流し表紙、豎三十・三糎、横二十二糎。料紙、薄様斐紙。題簽、表紙左肩に銀泥地鈍色波紋模様の短冊を貼り、「万葉集註 卷一ノ一(二)」と別筆墨書する。両冊共に内題を欠くため、無題本と仮称したものである。但し、第二冊「本集一ノ二」の巻首内題箇処には白紙を貼り、別筆にて「題号」と記し、後補すべく余白としている。

本書は前掲自筆本「万葉檜楓」七巻中、其巻一・巻二(全集墨繩卷二・三)両巻を守部自ら影写し、万葉集墨繩の定稿本たるべく清書したものである。従って、丁数・行数・字詰等は極く少異はあるが前者と同一である。

影写に際しては、僅かの例外を除き、前者の増訂本文を其儘に本行中に組入れて繕写されているが、詳さに見あわずと、猶若干の異同が散見される。例えば、巻一目錄部分の送仮名を本書は去り、或は前稿巻一卷末の継紙訂正部分には、あらたに句点を施すなど細部に補正の跡が散見される。

又、次の如く、即ち、巻一、十一丁裏八行末から十行には、前掲稿本は、

またおのれが家に持る、堂上家の古筆本等を相合て、引ことも有べきなり
とあるのを、本書では、

またおのれが家に持る、堂上家の古筆本等をも相合せて、いたく異なる訓あらんには、それらをも引くこと、あるべからんかし、

と改め、記述の正確さを期す処なども瞥見される。

本書は前掲自筆稿本の影写ながら、かく細部に完成稿としての入念な配慮が窺われるのである。

本書の執筆時期は猶明確にしがたいが、墨繩総論執筆を前にした、書名の変更以前のことであつたらうかと思われる。因みに前掲自筆稿本巻一目録の次に添えられた別紙一葉―総論要旨原案―は本書には除かれているが、総論一卷を目前に予定してのことであつたからであろう。

印記、両巻第一葉に「椎本文庫」朱印が捺されている。

万葉集墨繩 卷一総論・〔万葉檜栂〕 存卷二～五 筆者未詳

大阪府立図書館蔵

袋綴、五冊。香色地金銀砂子散し表紙、豎三十・五糎、横二十二糎。料紙、薄様。以上装訂・筆写者共に同じ。

題簽、表紙左肩短冊に「万葉集墨繩 総論 一」、「万葉集墨繩 二（～五）」と墨書。内題、「万葉集墨繩卷一 総論」、

「万葉集墨繩卷三（～五） 初稿」と記し、その許に各巻「橘守部撰述」（巻三以下は「述」字欠）の署名がある。但し、巻二は内題・署名を欠き、巻三は「集」字を脱している。

本書は外題・内題共に「万葉集墨繩卷一（～五）」を以って、書名を統一しているが、前記斯道文庫蔵自筆稿本「万葉集墨繩総論」と同蔵「万葉檜栂」巻二～五からの影写本と推定される。―因みに全集所収の墨繩では巻一・三～六に相当する―従って、各冊の丁数・行数・字高等、書写時の誤写・誤脱を除き一致し、字体にいたるまでよく類似している。

影写に際し、本書巻二以下に於ては本来「万葉檜栂卷二（～五）」と記すべきを、既述した如く、総論脱稿後に決定した「万葉集墨繩」の書名に拠って記したがために、自筆稿本とは内題が相違することとなつたのであろう。本書

卷二の内題を空白とし、同巻三に「万葉檜栂」と書き、その上に「墨繩」と改めている痕跡を残していることなど、這般の経過を語るものであらう。

本書は「万葉集墨繩卷一（一五）」と書名を統一し、巻第を定めながらに、しかし、不思議なことに、本書は自筆稿本「万葉檜栂」巻一の一冊が書写されていない。現在、その間の事情は審らかにしがたい。又転写の時の、誤写・誤脱は、まま散見されるが、本書巻三（四十七丁裏終行）・巻四（四十二丁裏終行）などには各々一行をそのままに書落すところなども見出される。しかし、大概丹念な影写本であり、自筆稿本の補訂に拠って書写されている。

但し、次の如く、自筆稿本の補訂以前の本文に拠るところも、わずかながら見出される。

今按に、此句の訓は、此点に随ヒてよむべし——本書巻四、廿二丁表。

今『以下貼紙トラス按に不取は不聴キカスを誤りたる也前句に鳥と花とを云ヒ』補訂書入れ「出たれは其鳥を受る語なくは有へからねは也」——自筆

稿本同巻同丁。

とあり、自筆稿本に加筆された貼紙訂正・補訂書入れが、本書には書写されていない。上記の例などは、其顯著な一例であるが、本書はかかる補正の施される以前の稿本に拠ったものであることが判る。加筆定稿本以前に影写されたものであらうか。それとも、影写副本の如きを再び影写したものであらうか。猶未詳である。

印記、各巻見返しに「初代豊田文三郎氏遺書」朱印、各巻巻首に「無暇舎蔵」朱印が捺されている。

万葉檜栂 存巻二

筆者未詳

大阪府立図書館蔵

大和綴、一冊。金銀砂子散し刷毛目表紙、竪二十七糎、横十九・三糎。料紙、薄様。字面高サ約二十一糎。积文一

字下げ。本文墨付六十二丁。

題簽、表紙左肩短冊に、「万葉檜栂 卷二」と墨書する。内題、「万葉檜栂卷二 初稿」と記し、その許に「橘守部撰」と署名がある。

本書は自筆稿本万葉檜栂卷二の転写本である。丁数・行数・字詰等すべて同じくし、手跡も守部に模しているの
で、自筆本を臨写したものであろうか。書写の際の誤写、振仮名の省略など、わずかながら散見されるが、大略は丹
念に模写されている。全集所収万葉集墨繩卷三に当る。

猶本書は国書総目録、万葉集檜栂手の項に、卷二、自筆、一冊と見えるが、前記した如く、本書は万葉檜栂卷二の
臨写本であり、晩年の万葉集檜栂手卷二ではなく、又、自筆稿本でもない。

印記、表紙見返しに、「初代豊田文三郎氏ノ遺書」朱印と巻首に「鶴屋護栖」の朱印が捺されている。

万葉檜栂 卷一・二

筆者未詳

静嘉堂文庫蔵

袋綴、二冊。第一冊、花卉唐草空押茶褐色墨流し表紙、竪三十・三糎、横二十二・五糎。第二冊、波文空押茶褐色
墨流し表紙、やや大きく、竪三十・四糎、横二十二・七糎。料紙、薄様斐紙。題簽、暗緑色地卍ツナギ空押短冊（表
紙左肩）に、「万葉檜栂 橘守部撰」（両冊共）と墨書している。

本書は静嘉堂文庫図書目録に守部自筆本と記されているが、それは本書の筆跡が余りに酷似するところから推測さ
れた誤りであり、前掲自筆本「万葉檜栂」七卷（全集墨繩）の卷一・二の両巻からの影写本である。両冊の丁数・行
数・字詰は記すまでもなく同一である。守部著書に屢々散見される副本のひとつでもあろうか。恐らく身辺の者の手

になったのであろう、その筆跡は自筆と見紛われるほどである。影写に際しては、僅か例外として見消ち本文を其儘にとどめるところはあるが、自筆本の補訂は丹念に本行中に組入れている。但し釈文中、その項目を示す○印の朱簽を欠く処が多い。

又、自筆本巻一目録の次に綴込めてある添紙一葉―総論要旨原案―は二・三語の異同(誤写歟)はあるが、これも自筆に酷似する筆跡で、他紙と同じく毎半葉十行に改め書写されている。此部分は丁附が施されていないが、自筆本が後補添紙であった故であらう。

印記、「松井氏蔵書章」、「鶴屋護栖」の両方形朱印が捺されている。

万葉集千別 卷五・六・十 自筆

斯道文庫蔵

袋綴、三冊。卷五、浅縹色表紙、縦三十・七糎、横二十二・八糎。卷六・十の両冊は改装濃紺色表紙、縦三十・六糎、横二十二・七糎。料紙、楮紙。字面三卷共通し、万葉本文、約二十五糎、釈文二字下げ約二十二・五糎。毎半葉十行。細註は二行割書とする。

題簽、卷五は短冊形白紙(表紙左肩)に「万葉集千別卷五 本集一之五 自十五葉至十七葉」と自筆墨書する。卷六・十両巻は

改装時の金切箔散し短冊(表紙左肩)に「万葉集千別 卷六(十)」と別筆註一にて誌す。但し、卷十の一冊には、第一葉

―元表紙歟―に、「万葉集千別 卷十」と別筆の後補貼紙がある。前掲の「墨繩」「檜栴」と同様同筆であり、全集編輯時のものであろう。

内題、「万葉集千別卷第五(六・十) 初稿」と記し、その許に、各巻「北畠源守部撰」と署名している。但し、卷

六のみ「初稿」の二字を欠く。

各巻の編成は、前掲「檜栂」同様に、それぞれの巻首に、

巻五 「本集一之五 自_二十五葉_一 至_二十七葉_一」、巻六 「本集一之六 自_二十八葉_一 至_二十九葉_一」、巻十 「本集一之十 自_二二十六葉_一 至_二三十(以下余白)」
と誌す。即ち、

巻五は、明日香清御原御宇天皇代 天淳中原瀛真人天皇 天皇御製歌(25)から高市連黒人感_二傷近江旧堵_一作歌二首(32)・(33)までの長短歌九首(柱下に丁附す。七十丁表迄)である。さきの檜栂巻五(全集墨繩巻六)後半から同巻六(同巻七)の部分に該当する。巻末に識語があり、

此の巻二月四日よりかうかへそめて同しく十三日の／夜かきをへつ又こよひより二日三日いとまかく事／のいてきたるこそくちをしけれど誌す。

巻六は本来、幸_二于紀伊国_一時川島皇子御作歌或云山上臣憶作(34)から幸_二于吉野宮_一之時柿本朝臣人麻呂作歌二首并短歌(36)・(37)・(38)・(39)まで長短歌六首(同丁附す。三十九丁裏末行)の註釈であったが、一檜栂巻七(全集墨繩巻八)に該当する一此巻は四十丁以下が切取られ、(38)人麻呂の長歌「○豊付青垣山、代云……」に始まる項目の註文中「……此は源氏簿木に、すぐよかならぬ山のけしき、木ぶかくよはなれて豊みなしと、ある処の花鳥余情の積に、巨勢ノ金岡へ以_レ墨豊_レ山十五重、広高へ」を以って終り、以下を欠いている。先に自筆本檜栂解題中に述べたように、本巻四十丁以下は、同裏の部分一長歌の句の続柄の図解一から切放され、同裏を檜栂巻七、四十三丁裏に貼付して、以下本巻の四十一丁から五十丁までが、その丁附の儘に補綴されているのである。従って、全集墨繩巻八の当該部分は万葉集千別巻六の巻末部分である。特に注意されるのは、全集墨繩巻八の奥に記載する、

此卷二月十四日よりかうかへそめて廿四日に稿しをへつ其間に二日三日いとまをかきたりとある識語は、本書千別の著述経過を誌した識語である。従って、前記の卷五末の「同じく十三日の夜かきをへつ」に続く日付ともよく符合するのである。

卷十は、未完の檜栂卷七（墨縄卷八）以下の万葉註釈の跡をとどめるものであり、しかも檜栂稿本に相接する前稿本として注目に価する残卷である。その内容は、

三野連岡麻呂入唐時春日藏首老作歌一首（62）

山上臣憶良在大唐時憶本郷作歌一首（63）

慶雲三年丙午秋九月幸于難波宮時歌二首 志貴皇子御作歌（64） 長皇子御作歌（65）

の四首の註釈を終り、太上天皇幸難波宮時歌四首（二十四丁表二行）の、○太上天皇、○難波宮の項目を考証し、次葉（二十五丁）表第三行に、例に倣い守部云う古点本文を挙げ、細註二行の次に守部校訂本文と註釈第一項目を次の如く二行に、

大伴乃高師能浜乃松之根乎枕宿夜家之所偲由（66）

○大伴高師能浜乃松之根乎

と書き擱筆している。以下、続稿を予定していたのであろうことは、卷十の編成を「自二十六葉至二十（余白）」と、余白を残していることから推測されるのである。しかし、どのような事情かは解しがたいが、あるいは、次稿檜栂の執筆起稿を企図するところでもあったのであろうか、「万葉集千別」は卷十の中途、この置始東人歌（66）（左註）の註釈項目を記するにとどめ、当初の計画を中断したものであると考えられる。

現存伝本中には檜栂卷七以下をつなぐ「万葉集千別」卷七・八・九の三卷は未だ見出されていないが、本書卷十の

残巻によつて、「万葉集千別」著述計画のあらましとその唐突な中止を知るのである。

各巻第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

註一 卷六・卷十の改装濃紺色表紙は、旧斯道文庫にて橘守部自筆稿本類購入後に補装するところであり、題簽の筆者は当時の文庫長春日政治博士と聞く。以下にも此表紙にて別筆とあるのは同博士の手跡である。

万葉集千別 存卷二・三

村上忠順筆

刈谷市立刈谷図書館蔵

袋綴、合一冊。黄色表紙、竪二十三・五糎、横十六・六糎。料紙、柱に「村上蔵板」と刻記する十行卦紙。匡郭、竪十九・四糎、横十三・九糎。积文二字下げ、細註は二行割書とする。柱下辺に丁附あり、卷二「〇一（一七七了）」―但し、丁附誤アリ、「〇三十」ノ次ヲ「〇五十一」トス、実数五十七丁。卷三「〇一（一三十九了）」と記す。

題簽、茶色郭付短冊（表紙左肩）に「万葉集千別二三」と墨書す。内題、「万葉千別卷第二（一三） 初稿」と記し、次行下方に両卷「北畠源守部撰」と署名がある。

各巻の編成は、前記自筆本と同じく、両巻巻首にそれぞれ、

卷二 「本集一之二 自八葉至十一葉」、卷三 「本集一之三 自十一葉至二十二葉」

と記す。即ち、

卷二は、イテマシ、幸ニ讚岐国安益郡アヤノニ之時軍王見トキミ山ノ作歌并短歌（5）・（6）から中皇女命往イマセル于紀温泉ノイデニ之時御作歌三首トキヨミタマヘルウタ（10）・（11）・（12）迄の長短歌八首の註釈より成る。万葉集檜瓜（全集墨繩）卷三後半より卷四前半に略々該当する。

卷末に守部の識語あり、

此卷閏正月より筆さしぬらして同く十二日にかき／をへつと誌している。

卷三は、中ナカノオホエ大兄命三山御歌一首并短歌二首近江宮御宇天皇(13)・(14)・(15)から天皇詔シテ内大臣藤原朝臣ニアラソヘセ玉フ一競ニ憐ニ春山万花之艶ハルヤマノハナノニホヒト秋山千葉之彩ノモミヂノイロトツ時額田王以ノ歌判之歌一首(16)迄の長短歌四首より成り、万葉檜栴卷四後半から卷五巻頭部に相当する。巻末に同じく識語あり、

此卷閏正月の十三日より考へそめて廿日の日に／かきをへつ

と、卷二の識語を受けて、かく記している。

万葉集千別自筆稿本は現在卷一と四・卷七と九の七巻が欠巻し、その所在を明らかにしないが、本書はその転写本ではあるが、卷二・三の両巻を補うものとして注目されるのである。本書の存在により、万葉集千別の巻第編成の前半が判明すると共に、守部の千別執筆の期日が大略明らかとなるのである。先ず両巻巻末の識語に誌す「閏正月」の年は天保十二年のことと確実に推定され、千別巻一から卷六までの六冊は天保十二年正月から同年二月廿四日(前記卷六識語)の間、甚だ短期間に成稿となったものと考えられるのである。そして万葉檜栴七卷(全集墨繩)と万葉集墨繩総論は本稿千別十巻の執筆中絶後、直ちに同年中に着手され、年内には本稿を基にして改稿されるに至る、その成立次第が明確となるのである。従って、墨繩総論の奥に記す、天保十二年正月十一日の総論終稿日付は、明らかに事実と相違し、守部のいはば意図的配慮が働いていることは否定しがたいのである。万葉檜栴又同千別備考中に述べた如くに、前稿万葉集千別の執筆に遡り総論日付は記されたのであろう。

かく万葉集千別十巻の欠巻中、僅か二巻ながらも転写伝本の存することによって判明される事実は尠くない。

村上忠順が万葉集千別卷二・三を書写したのは、両巻巻末―同卦紙欄外書脳部分―に、それぞれ、

明治八年六月廿二日廿三日廿四日三日写畢 忠順（朱印）

明治八年乙亥六月廿五日廿六日写了且校合畢 忠順（朱印）

と、克明にその日付を誌している。又、上欄余白には僅かながら忠順書入れが散見される。此兩卷以外は村上文庫蔵書中には存せず、他卷の書写については現在明らかにしがたい。

印記、卷首に「参河碧海／村上図書」なる大張りな方形朱印が捺されている。

備考

この万葉集千別は万葉檜栂（全集墨繩）七卷に相接する寸前の稿本である。既に、本書の段階に於て、万葉檜栂の原形は成ったとみてよいであろう。兩書を比較するに細部に於て猶相互に逕庭をみるが、万葉集註釈の方法として、まず、古点本文と校異を掲げ、次に守部校訂本文をあげて附訓した後、各註項目の許に、代匠記以下の先註を記して批判し、私按を述べて、末に一首の総意をもって註釈をとじる一貫した叙述態度は、本書に於てほぼ完備し、次の万葉檜栂に受けつがれているのである。守部の所説・仮説等も略々此千別に於て固り、多少の表現の推敲を経て檜栂に定着している。本書脱稿後も、特に卷五の一冊には欄外余白・行間に補筆し、又は補訂箇処を貼紙するなど恐らく数度にわたる入念な朱墨の書入れが見出される。そして、其等補訂は朱筆した指定箇処に従って檜栂本文中に多くは其儘に浄書されている。この一事にても判るように、本稿をもって万葉集註釈の決定稿にと整備をめざしていたのである。卷二・三は別筆ながら、又、自筆卷六・十の兩四卷には如上の書入れは甚だ尠いが、檜栂に近似する点では卷五同様である。ともあれ、この万葉集千別十卷が、いづれ多少の増補と丹念な推敲を経て万葉檜栂として成立するのであるが、すでに本稿はその目前の状態にあったと言えるのである。

この万葉集千別十卷の著述年代であるが、自筆本卷五・六に誌されている識語から、兩卷は或る年の二月四日から

同月の廿四日の短期間に執筆されたことになる。又、刈谷市立刈谷図書館所蔵の村上忠順書写本には、卷二・三の両巻は、その識語によれば、閏正月のある同月廿日までに脱稿していたことになるのである。既述（檜楓解題備考・忠順書写本解題）した如く、閏正月のある年は天保十二年であるから、万葉集千別の六巻は、此年の正月から二月廿四日までには一応成稿したものと考えられるのである。

守部の万葉集註釈の試みを見ると、以下に記す自筆稿本によって判るように、尠くとも数回にわたるものであり、その中で前記万葉檜楓七巻の構想は次述「万葉集要解」七巻にはじまり、本稿を経て三度目の稿本である。万葉集墨縄総論に「此五とせ六とせかほとは、たゞ慥かなる書の限りを集めて、考へわたりけれと」（同今ノ積墨縄）と回想しているが、これら両三部の稿本などの間を述べているのかもしれない。万葉集要解と此千別の間は猶相当の懸隔はあるが、千別と檜楓とは記した如く形式・内容共にすべて甚だ相接する稿本であるから、此天保十二年春からの万葉集千別十巻の執筆と中断は、恐らく間をおくことなく万葉檜楓七巻への起筆にと継続され、前者を土代として一気に定稿へと目論まれたのではないかと思われるのである。

同年七月には門人坂倉千英等が開板を議しているので、定稿本檜楓も其頃には稿を整えつつあったことであろう。従って、万葉集千別の卷七以下卷十に至る四巻も、未稿残簡卷十が現存するにすぎず、且つ識語を欠き確実な執筆時期は明らかにしがたいが、前記六巻の進捗状況と檜楓七巻の執筆を考慮すると、恐らく、卷六脱稿後から実質には月余を甚だしく超えるものではなかったにちがいない。とすると同年四月の初めか、遅くとも其末頃には、書き終えていたかと推測されるのである。

又、「万葉集千別」なる書名は本稿からのことであるが、類似書名は、天保十年己亥十一月刻成の奥付がある「鐘のひびき」巻後附録「池庵北畠守部先生著述略目録」の中に見える。同目録には、

○千葉別チヤンノワキ 七十五卷 一名樗木鈔

此書は万葉集の積也、是も歌の意を解ッ事を主として長歌の句つゞきの紛ラはしきには、其語脉を図に組立て、心得安くし、草木禽獸調度等も、なべて見知るまじき物には、図を出せるか如く、凡てを精くせれば、二百巻にも及ぶべきを、人の目を勞させじとて、種々に工夫をこらして、かくは約メられたるなり、凡ッ此集のちう積の中に、かばかり委く、詳かに尽せる大成、又ある事なし、

と喧伝広告している。この「千葉別」が恐らく後の「万葉集千別」に先立つ名称であったのであろう。広告通りに読めば、二百巻に及ぶ詳註の企劃を既に七十五巻に約めて大成したことを告げている。それはともかくとして、此広告にしても天保十年末には、いずれ「万葉集千別」と題号される註釈書の順備がいそがれつつあったからであろう。千別は前記した如く、忠順転写本から天保十二年初春に着手されたと推定されるのであるが、此記事からも同書の執筆は天保十年十一月後の事であり、忠順転写本に誌す「閏正月云々」の識語の信憑性も再確認されてよいことになるのであろう。参考までに追記した。

万葉集要解 卷一・二・四・七 自筆

斯道文庫蔵

袋綴、六冊。本書は卷一と六の五冊と卷七別帙一冊からなる。

卷一から卷六迄の五冊は改装濃紺色表紙、 縦二十八・三糎、横十九・八糎。題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩）に「万葉集要解卷第一（一六）」と墨書する。但し、此五冊の原装は本文共紙表紙で、自家用の刷題簽を表紙左上に貼付している。卷五・六両卷欠。其題簽は守部稿本中にままた散見される、 縦十六・五糎、横三糎の長方形の匡郭を設け、上辺

小粹に「池庵」、下辺小粹に「文庫」と印刷したものである。題簽下には各巻の執筆期日を克明に記している。即ち、

「万葉要解卷一 本集卷一ノ上 下稿」 自正月十四日
訖同月廿五日

「万葉要解卷二 本集卷一ノ中 下稿」 自正月朔日訖
同月十三日

「万葉要解卷四 本集卷二上ノ上 下稿」 自二月十六日
訖同月二十六日

万葉要解卷五 本集卷二上ノ下 下稿（題簽欠墨書） 自二月廿七日
訖三月十一日

万葉要解卷六 本集卷二下ノ上 下稿（同欠墨書） 自三月十二日
訖同月廿四日

と誌している。上記の中で、卷一・二の執筆期日は守部の誤記であろう。両巻の題簽下には貼付以前に墨書した外題と日付が透視出来、それには、それぞれ、

万葉集要解一上 下稿 自正月元日
至十三日

万葉集要解一中 下稿 自正月十四日
至二十七日

と記されているので、卷一・二両巻の執筆期日はやはり後者が正しいのであろう。それにしても卷二の脱稿日を二日ずらし記しているのは故意か偶然か訝しく思われる。

卷七は前者とは別時の改装である。縹色蓮華唐草出繋ぎ空押表紙、縦二十八・二糎、横十九・八糎。後補題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に「万葉集要解 卷七」と別筆墨書する。本巻は原表紙を欠いているが、卷六に続く残葉である。

内題は「万葉集要解卷第一（二・四・五・六・七）／本集卷一ノ上（本集卷一ノ中・本集二ノ上・本集二上ノ下・本集二下ノ上・本集二下ノ下）」と二行に記しているが、卷四は「集」字を欠き、又卷四・六・七は「第」字を欠くなど、未だやや不統一である。卷一・二の両巻内題は後補貼付の白紙に訂正されたもので、原内題は、「万葉集要解卷一 初稿上」、「万葉集要解卷一 稿本」とのみ誌され、編次未定の跡をとどめている。

以下、全巻共通し、料紙、楮紙。字面高サ、万葉集本文約二十・七糧、釈文二字下げ。每半葉十行に書写し、細註は二行割書としている。

各巻編次とその所収内容をあげると、

巻一即ち「本集巻一ノ上」は、泊瀬朝倉宮御宇天皇代 大泊瀬稚武天皇 天皇御製歌(1)から大海人皇子命答御歌(21) (六十二丁表迄)までの長短歌二十一首、

巻二、「本集巻一ノ中」は、明日香清御原宮御宇天皇代 天淳中原瀛真人天皇 十市皇女参_ニ赴於伊勢神宮_ニ時見_ニ波多横山巖_ニ吹黄刀自作歌(22)から輕皇子宿_ニ于安騎野_ニ時柿本朝臣人麻呂作歌(45)及び短歌四首(46)・(47)・(48)・(49) (五十六丁裏)までの長短歌二十八首、

巻四、「本集二ノ上」は、難波高津宮御宇天皇代 大鷦鷯天皇 盤姫皇后思_ニ天皇_ニ御作歌(85)から長皇子与_ニ皇弟_ニ御歌一首(130) (五十四丁表)までの短歌四十六首、

巻五、「本集巻二上ノ下」は、柿本朝臣人麻呂從_ニ石見国_ニ別_レ妻上来時歌二首并短歌(131)・(135)・(137)から十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首(156)・(157)・(158) (四十五丁表)までの長短歌二十八首、

巻六、「本集二下ノ上」は、明日香清御原宮御宇天皇代 天淳中原瀛真人天皇 天皇崩之時太后御作歌一首(159)から明日香皇女木跡殯宮之時柿本朝臣人麻呂獻_ニ忍坂部皇子_ニ歌一首并短歌(196)・(197)・(198) (六十三丁裏)の長短歌四十首の註釈である。

巻七、「本集二下ノ下」は、第一葉に高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌(199)とあるが、わずかに長歌中の「○不奉仕。国乎掃部等」の項目までの註を七丁裏八行までに書きとめて中断している残葉である。以後の経過は現存本中に見ることが出来ず審らかにしえないが、恐らく、此の万葉集註釈は万葉巻二を本巻にて終了す

る予定でありながらに此処にて擱筆したのではなからうか。

上述したように、本書は万葉集巻一の註釈を上中下の三巻、巻二を上ノ上下、下ノ上下の四巻を以って構成しているのを見ると、以下、相当量の続稿を企図した守部の万葉註釈に於ける前期の集成として体裁をととのえたものとみることが出来る。万葉巻二の註釈を猶残しながら中断しているが、いずれ本書は、以下に述べるごとく、万葉集墨繩（原万葉檜楓）にと展開する原案、初稿の構想として注目されるのである。

本書に於ける註釈の方針は基本的には、檜楓（墨繩）・千別と同じくする。まず、各御代・各時代・題詞・作者につき史的背景を中心に考証する。次いで守部校訂本文に訓読を施した後、註釈項目を朱○印符のもとに、一句又は二句を挙げて註釈し、末尾に、一首の総意を以って締括している。

万葉本文とその訓点は檜楓・千別に見るごとく、守部校訂本文に先立ち、印本文と古点（仙覚点）、又校異本文を並記するまでに至っていないが、校訂語句には朱の○印箋を施し、或は長歌の句切れを示す墨の箋しなどを施し明示している。その校訂語句の過半は、この時期に於て、既に次稿「千別」又は定稿の「檜楓」と合致するのを見ると、守部の万葉註釈の基礎は概ね固りつつあったものと思われる。それは語句の註釈に於ても同じく例歌を博搜し、語源遡及の実証的方法は三書一貫し共通するところである。しかし、いまだ草稿的な態度を持し、先学の諸註を集約整理するには^{註一}いたらず、又、証歌を網羅するにも及ばず、私案も確信をかくのであろうか、「猶考ふへし」の如くに誌しているところも尠くない。全巻は既に浄書本に近く端正に書写されているが、猶稿後の増補、訂正のあとは屢々朱墨両筆をもって欄外余白・行間に書入れ、又は附箋している。その点では次稿「千別」に見る如く定稿を目前にしての稿本との間には、猶相当の隔りを示すものである。

猶参考までに、その一・二例を挙げる。

その一例は、附箋書入れ箇処である。万葉集卷一、柿本ノ朝臣人麻呂過近江ノ荒都時作歌(29)の一項目である。万葉集要解(卷第二)には、

○石走、淡海国乃、冠辞考云四卷に石走間近又十に石走間々ともいへるに同じ意にていはゞしの間ひと云をあらうみのあはにいひかけしならんあふみは本阿波宇美なるを波宇を約むれば布となる故に阿布美といへはその本の語にいひかけつらんとあり○以下附箋『今按に此集にいはゞしといへるは今世の石橋の類にはあらず山川などの浅瀬に石を二三尺間ひたに置並へて渡るを云也十九卷七夕の哥に秋されは霧立わたる天の川伊之奈弥於可婆つきて見んかもとよめる是也七卷に思故郷二哥に年月もいまた経なくにあすか川瀬々ゆ渡りしいはゞしもなしとよめるも彼置並へたる石とももの旅なりしほとに失せたるをいへる也二卷人麿の哥に上瀬に石橋渡し下瀬に打橋わたし石橋に生なひける玉藻もそたゆれば生る打橋に生をられる川藻もそ枯れははゆる』今ノ世の「よみたるもし実の橋の如くならんには藻は生へきに非ず只並へおく石の事なる踏てわたるを以て橋とはいへる也さて淡海とつゝけたるは四卷に石走間近とかきし云故にはあらし歟四卷に石走間近君。石走遠心者などありされは近くあふ遠くあふと云也かく近くとも遠くとも云は玉の緒といふ枕詞をみしかしともなかしともつゝくると同じ心はへ也猶考ふへし』と補っているが、万葉集千別には、

○石走、淡海国乃、冠辞考云、まぢかき、かみ、なび、あふみ万葉卷四に、石走、間近君爾、云云、此石走の字は、卷六に石走、多芸、卷十二に、石走、垂水などあると同じかれと、訓も意も、異にて、こをいはばしとよめるは、川に石を並おきて渡るをいへり、されは其石間々々の、間の近きをもて、君と我住ところの近きに譬て、つゝけたり、卷十に、石走、間々生有、貌花乃、卷十一に、明日香川、明日文将渡、石走、遠心者、不思鴨とよめるも同じ、こは近してふことのうらを打かへしていひつれば、即右と同意也、守部、按に彼山川に、石を置キ並へて、其上を踏て渡るには、其石間を近き意に取れば、

一トまたぎにて、いと近く、又遠き意にとれば、一トまたぎには余て飛ねば、踏越難き所もある故に、遠き方にもつゝけたる也、かの玉の緒と云、枕詞を短しとも、長しとも、つゝけ云か如し、反を云るにはあらず、さて、卷十九に、

七夕、安吉佐礼波、奇里多知和多流、安麻能河波、伊之奈弥於可婆、都芸三見牟可母、卷二に、明日香乃河之上の哥

瀬、石橋渡、一云シモツセニ、打橋渡、石橋、一云オヒナビケル、玉藻毛叙、云云、この石浪の、浪は借字にて、石並也その石浪、石浪、下瀬、打橋渡、石橋、石浪、生磨留、玉藻毛叙、云云、並渡したるを、即石ばしともいふ、故にか

く二様に、卷七に、思二故、年月毛、未経爾、明日香河、湍瀬由渡之、石走無、また、橋立、倉椅川、石走者裳、も有なり、郷一、トシツキモ、イマタヘ、ナクニ、アスカガハ、セバ、ユワタリシ、イハシシモナシ、ハンダテノ、クラハンガハノ、イハシシハモ、

壮子我度為、石走者裳、これらを、合せて見ば、いはゞしのさまうたがひなかるへし、卷十三に、石走、甘南備

山丹、云云、こはかみの語を隔て、並とつゞけたるにや、神なびを常に、神なみともいひ、出雲風土記に

は、神並ともかき、右に、石浪渡、伊之奈弥於可婆、などもあれば也、卷一に、石走、淡海国乃、また、磐走、淡海乃国之、云云、これも右の初めに挙たる、石走、間近とも、間々ともいへるに同じ意にて、いはゞしの間ひ

といふを、あはうみのあはに云ヒかけしなるへし、あふみは、本は、阿波宇美なるを、波宇を、約むれば、布とな

る故に、阿布美と云フ、その本の語にいひかけつらん」上巴今按に、これはめてたき考へどもなり、右の内、甘南

備山、とかけたるは別義なれと、其他はをさく違る事なし、彼ノ川に石を居並へて、踏渡る事、行囊抄、飛鳥

川の処云、飛鳥川ハ飛鳥村ノ巽ノ方ヨリ、北ニ流ル、小川也、石ヲ六ツ七ツ、置並ヘテソレヲ、踐渡ル淵瀬ト云

ヘキ程ノ沙汰ニ及ヘキ、川ニ非ズ、云云、又文明三年紀行に、有馬山の麓云云、四十八瀬と云処に、来けるに、里人岩橋

に石をおきならへて、ふみわたる也、きのふの雨に水まして、それたにふみあへぬ所多かり、是をしも岩橋と、覺

えたる、万葉集、人まろのうたに、あすか川、瀬々よりわたりし、岩ばしもなしと、よみけんむかしおほえて云云、と云る

類ひにて如く今も山川などには、常にある事にて、辺土の民は、それをいはゞしとおほえたるも有リといへり、さ

て淡海の事は、次の楽浪の条に引、諸抄に多く見えたれば省けり、此ノ石走より、淡海ノ国へ、続けたる集中に此ト下

に、石走、淡海県とよみたるは、遠江ノ国碧海ノ郡ノ、郷名也、

と、すでに檜楓（墨繩）の註釈に近似する論述にと整備されている。それに比し、本書、要解の段階では、未だ冠辞考の結論を要約するにとどめているが、しかし其後の附箋書入れを見るに私按を含めて敷衍している。両例に見るかぎり、この加筆部分は、千別の細註、或は結語の中に引続き提示される主内容をなしている。即ち後者の叙述は増補・周備の経過を経て面目は一新されているが、本書に述べられた私按が基軸となつて一貫して展開しているのである。僅か一例にすぎぬが、かかる増補改訂を経ながらに次稿「千別」の原案が作られてゆく過程を多く見出すのである。此加筆時期は何時頃であつたのか明らかではないが、本書の著述と、その後の増補加筆を以つて、守部の万葉集註釈は第一期を劃するものであつたと思われるのである。

更に、もう一例、同歌の総意を述べているところを挙げると、要解は、

○一篇の凡ての意は神武天皇よりこのかたの御代より始て大御位生現を在継スメロキます皇祖天皇の限りの神御代次々にの悉く御代々々次々に天下知しめし来し倭ノ国オホキを除ていかに念オモホしてか思オモよらぬ平山ナラヤマ越て御一代近江には遷りましけん但し夷世にヒナといへは隔て遠さかるやうに

はあれと程遠ねは兼て名高く聞及ひし（ぬ）ノ右ニ、国なりけ□トアリからぬ此国の大津宮天ノ下に天ノ下しろしめし、天智天皇の名其に高き大宮地を兼てよりの地を兼てより此間きよて尋ねとときけとも世ノ人も此間しにいつの程にか草ふかき原となりてたゞ霞のみきらくといへとも春草とたなひきのこるむかしの宮跡を見るかなしきよと也の高く茂れる故か春霞世ノ人も此間といへとものふかく棚世にヒナきらふ故か其宮の見えさる趾所尋ね□□に（ミセケチ）を見て世はかくはやくも変わるものかと悲しきよと也

と、著しい推敲の跡を見せている。それが千別に至ると、

○一編の総意は、神武天皇より、以来生現アレレ継ツギます、天皇の尽りスメロキ、御代次々に、天下知しめし来し、倭ノ国オホキを除ていかに念オモホシ行てか、思オモひよらぬ、平山ナラヤマ越て、夷ヒナの近江には、遷りましけむ、但し夷ヒナとはいへと、程遠オモホシからねは、かねて名高く聞及ひし、其大宮を尋ねて、此間とはきよしを、いつ程にか、草ふかき原と成て、只霞のみきらく

と、棚引のこる、むかしの宮跡を、見るかかなしと也

と浄書されている。前者の推敲が、此処ではほ其儘に生かされ千別の記述となっている。すでに、この点では、定稿檜栴(墨繩)の一編の総意との間には、右の歌にかぎって見れば、其処にはいくばくの逕庭もない。

僅か一・二例をもって、本書と次稿万葉集千別との脈絡を辿るのは如何かと思われるが、本書は千別にかなり先立つ万葉集総釈の稿本として、相互の間は猶遠く離隔する感は拭えぬながら、いずれ千別・檜栴へと熟成する基盤を形造った草稿本として留意されるのである。

印記、巻一と巻五各冊の原表紙に、題簽に並び、やや大振りの唐獅子印が捺され、同右下に「池庵」と墨書し、その下には守部稿本には数少い「錢餅岡」^{註二}の小型長方形朱印が捺されている。

備考一

本書の著述年代に就いてであるが、既述した如く、本書の各冊表紙には各巻の執筆月日を明記している。が、その年代が何時頃の事であったのか未だ審らかにしがたい。守部書翰等を現在猶多量にとどめている吉田家蔵書中から、いずれ、その傍証など紹介され、解明されることであろうが、披閲の機会を得ぬままに、以下簡略に推測を述べておくことにする。

先ず、本書―要解―は前述の万葉檜栴・千別の如く相接する時期の著述とは思われず、両稿に対しては著述方法・内容共に未だかなりの懸隔があることは否まれぬ。とはいえ、万葉集註釈の基本的体裁は本書から始めて整備されるにいたっているのを見ると、それは単なる草案として執筆されたものとも思われず、やはり、相当の準備の許に原案が成熟した上での著述であったと看做れるのである。江戸転居後、池庵に学舎を構えて、学界進出を期する著作の、主目標のひとつとして、豫てからの腹案が一気に、僅か三ヶ月足らずにて稿を成さしめたのであろう。

各表紙右下に誌す「池庵」の署名と、「錢餅岡」(参照註二)の長方形朱印から、それは天保二年夏以後の起筆であることが判明する。此守部印記は現存稿本中に捺印されていることは甚だ尠い。刻印は再転居地淺草寺弁才天の池辺にあって程なく、その地に因んで記念する意を込められていたのであるうか、既に千別などには捺印されていない。その使用期間は余り長期にわたるものとは思われない。とすると、この稿本は江戸進出後、万葉集千別執筆―天保十一年初春―以前、十年程の間が想定されるのである。万葉集墨繩総論の中で、「今ノ釈墨繩」の項に、

此五とせ六とせかほとは、たゞ慥かなる書の限りを集めて、考へわたりければ、其書目ともは、本文中、地名の出たる処々にことわれは、此には萃まざるな、これは限りもあらざるに、よはひには限りありて、今既に老たれば、ことし天保十二年の春、更におもひ起して、又筆をたてそめつ、

と記している。この参考文献蒐集以前、即ち天保十二年春を遡る五・六年以前が、本書―要解―の執筆の時期にあたるのではなからうか。但し、既述した如く天保十二年春は実は万葉集千別の執筆時である。ともかく、仮りに此推測が許されれば、さきの「錢餅岡」の刻印後、即ち天保二年夏以後、天保六・七の間がその執筆年代と一応は想定されることになるのである。

又、同「今ノ釈墨繩」のはじめに、

おのれ此集をちうせんと企つる事、こたひにて三たひなり、初め若かりける時、一たひ筆を立つるは、考注、略解等の、うたの釈の足はさるをあかすおほえて、唯歌の心のみを、こまやかに物せしを、他し事どもの漏にたるか、とかくに心のこりして、半途にしてすてつ、其後又二たひ企たる時は、本集に載れる事は、一つも漏モラさしとて、いとつはらに物しそめたるに、まる地理の上には、殊にくらかりければ……

と万葉註釈の跡を回顧している。初度の註釈を若かりける時と述べていることから、やはり天保二年五十一歳以前

の事と素直に読みとらねばならないであろう。今に残る稿本にも「万葉集略解直日」(次述)が存し、略解を転写して、その上欄・行間余白に先注を引きて歌意を詳記している。或はそれを言うのであるうか。其後、再度の企ては、「本集に載れる事は、一つも漏ラさしとて」と言う。いささか難点はあるが、旧稿「略解直日」の草稿的なのに較べて、確かに「つはらに物し」ているのが、万葉集要解である。守部の回想に言う両度の註釈は、多分に此両稿本を指しているのかもしれない。そして、万葉集千別・檜栂の両稿本が、定稿として、既にその構成も共に周備し、且つ時期を相接するが故に、殆んど同一稿と目して概括したのではなからうかと思われるのである。仮りに三度の註釈の経過が右述した如くであったとすれば、要解から千別・檜栂両稿本に至る逕庭は、墨繩総論に云う「此五とせ六とせかほと」をその中断期間と見れば、最も肯首されるのではなからうか。又同総論に述べている、疎き地誌の蒐書にのみ限らず、要解中には所引なき今井似閑自筆書入本代匠記―その真偽はともあれ―などをも覓めえて万葉集千別・檜栂にと飛躍し、心ゆく詳註を期する端緒を見出しているの執筆が第三度目の註釈となったのであるうか。いずれにせよ、本書は天保六・七年の頃の稿本と推測され、守部の万葉集註釈書としては、初めて本格的な著述として目論まれたものであったかと思われる。

備考二

先に、此万葉集要解は巻七を以って万葉集巻二の註釈を終了する予定でありながら、その後半を残したままに中途に於て擱筆したのではなからうかと推測したのであるが、以下に見る守部著述中には猶継続執筆され、その続稿が既に成立していたかの如き叙述が見出される。

まず、天保十二年の跋文を持つ神楽歌入文・催馬楽入文の註文中には、次の如く、墨繩・万葉ノ釈の書名が散見される。

既に其積墨繩の中に、委しく弁へつれば、此には省けり（神樂歌入文卷上）——とよのあそびの註

又万葉ノ積一卷、引馬野の歌の下にも、委くことわりつれば、こゝには省けり（同卷中）——さいばりにノ榛の註
委き事は万葉ノ積にいひつ（卷中）——わがせの君の註

これらの委き事も、皆万葉の積にて見べし（同下卷）——さゝなみや、しがのからさきの註

此事万葉ノ積に、委く弁へたるを見てよかし（同卷下）——きりぐすの註

此事万葉に、委しく弁したり（同卷下）——いせじまやの註

そのよし万葉ノ積に委くいへり（同卷下）——久方の註

撈海一得卷上に、云るを引て、万葉ノ積に委く云り（催馬楽入文卷上）——なゝはかりありノはかりの註

これらの事は、万葉の積に委くせり（同卷中）——あたらしき、としのはじめにの註

等の記述が散見される。上例中、「榛」、「さゝなみ」、「久方」の諸項は万葉集墨繩（上掲檜楓）、万葉集千別の註文中に見出されてしかるべき記述であるが、そのほかの諸項は、両入文所引の例歌などから見て万葉集卷二以降卷二十に互るものである。——もつとも、それらも、現墨繩・千別・要解の註文中には、関連語彙として言及する処はあるのであろうが——従つて、上記の記述からみるかぎり、守部の万葉集註積は全卷にわたる稿本が存したが如くに見受けられる。

又、両入文と上梓をほぼ同じくする——天保十三年二月冬照跋——万葉集緊要にも、次の如く述べている処がある。

卷上に、(イ)卷一、藤原宮之役民歌(50)をあげ、

これらの内、へよりてあれこそ、へとこよにならん、へ神ながらならしなどある、何れも意味深き言どもなれども、こゝにはえことわらず、古註どもは、いまだ疎かなり、予が墨繩の積を見て、心得べし

又、同卷に、(ロ)卷二、十市皇女薨時、高市皇子尊御歌三首中の二首(156)・(157)、

みもろの神のかみすぎすぎしよりかげに見えつゝいねぬよぞおほき

みわやまの山べまそゆふみじかゆふみじかきからにながくとおもひき

に籤を施し、

……さて此御歌どもの、かくよむべきゆゑよしは、集の釈にくはしくいへり

更に、同卷、(イ)卷三、石川女郎歌(278)、

じかのあまはめかりしほやきいとまなみつげのをぐしもとりて見なくに

も同様に附籤してから、

此うたの四句、くしげのをぐし、又ゆるのをぐしなどよむは、なか／＼にわろし、髮梳と書で、つげとよむ義訓なり、古訓にしたがふべし、そのよしは、委く墨繩に、弁へたるを見てしるべし、

と記している。更にもう一例をあげると、同卷に、(ニ)卷四、紀女郎贈三太伴宿祢家持一歌(763)、

たまのをゝあわをにによりてむすべらばありて後にもあはざらめやも

の歌の附籤のあとに、

此うた、昔より解得たる釈なし、沫緒とは、鎮魂祭に、魂をいはひしづむる、いはゆる葛篔の結びの名也、さればうたの意も、其意を得て、今別るとも、いのちだにたもちてあらば、あり／＼て後にも、又あはんといひて、

もはら鎮魂の心をよみたり、此事集の釈にもいひ、又別に委く考へおけるものもあり

とある。いずれも例歌をあげて、その註文に「墨繩」「集の釈」と明記している。

しかし現在の墨繩(上掲檜楓)は卷一幸三于吉野宮一之時柿本朝臣人麻呂作歌二首并短歌二首(39)迄にて終り、上記五首の訓釈はいずれも見出すべくもない。但し、(イ)藤原宮之役民之作歌(50)は墨繩前稿である万葉集千別一現存本欠

巻部分である巻七から巻九の間一の註釈中に存したことは推定される。屢々述べてきたように、千別と墨繩は相接し、前者は後者の未整理稿本であるにすぎない点、両者を同一稿本と見做し、敢えて「墨繩の釈」と記したのであるとするならば、かく記述するのも矛盾するものではない。しかし、(イ)巻三石川女郎歌(278)の義訓につき「委く墨繩に、弁へたる」と記しているのは如何に解すべきか推測しがたい。現存千別は被見するかぎりでは十巻を以って中絶し、巻一太上天皇幸于難波宮「時歌(66)の本文を挙げて擱筆しているからである。或は更に続稿がかつて存したとも考えられなくもないが、千別から墨繩(上掲檜楓)への改稿期間は非常に短く、千別も巻三石川女郎歌までにいたる詳註が成っていたものとは到底想像しがたいのである。

また、さきの神楽・催馬楽両入文でも同様であったが、この万葉集緊要に於ても、「墨繩」の名称と共に「集の釈」と二様に記され、恰もそれぞれ両書の存するが如く読みとれもするが、(イ)の歌にさきだつ(ロ)の巻二高市皇子歌(156)・(157)の二首の訓についても「集の釈」と記しているのを見ると、共々、万葉集の註釈を単に二様に表記したものにすぎないのであらう。

その(ロ)の歌二首の訓を見るに、(156)の第三・四句、(157)の第四句が守部独創の訓み方であり、万葉集要解巻五所収の当該歌の訓と全く同一である。言うまでもないが、墨繩・千別は未註釈の巻である。とすると、「集の釈」と記す対象は此要解をも含む守部の万葉集註釈の三著述を併せ呼称しているとも理解しなければならぬであらうか。しかし、それにしても、万葉集要解七巻も既述した如く、現存自筆本からは万葉集巻二の註釈を完了することなく投筆しているのである。従って、神楽・催馬楽両入文、又、万葉集緊要に見える、万葉集巻三以下の例歌に施す「墨繩云々」、「集の釈云々」の記事は天保十三年現在では未着手の腹案をかく記したまでにすぎないものであったと推測せざるを得ないのである。恐らく天保十二年初頭に此要解を基礎稿本として、万葉集詳註大成を企劃して、千別・墨

繩の兩稿本が現存本の時点にまで達し、向後更に継続して成稿を予定するが如き途次に於ては、程遠き未稿の卷々の所収歌に対しても、「墨繩」と呼び、「集の釈にくはしくはいへり」とも、守部一流の誇示した言辞をも敢て辞さなかつたのではないかとも思われるのである。勿論、(二)卷四紀女郎歌に「集の釈にもいひ、又別に委く考へおけるものもあり」と記すのは、「集の釈」は未稿ながらも、その附註、沫緒の解は既に山彦冊子の釈中に見出す如く、万葉集総釈の企劃を今や現実化せんとする前段階に於ての言辞であつたことも事実である。しかし、万葉集総釈二百卷の大計画は、兩三著に見るが如く、その端緒を以つて投筆され遂に具現することはなかつたのである。

因みに、嘉永元年四月重痾に臥す直前の著述である万葉集檜婦手六卷も又万葉集卷三大伴坂上郎女祭神歌(379)を以つて絶筆している。

註一 万葉檜楓(墨繩)・万葉集千別にいたると、代匠記以下の主要な先注を列記し、次いで、その批判におよぶのが諸註全般にわたる守部の論述方法であるが、本書の段階では、僅か叙述上必要とする範囲内にとどめ、その結論を中心に略記するのが殆んどである。墨繩総論、代匠記の項で、手沢本今井似閑書入本につき言及し、屢々墨繩釈中には似閑書入本を引用しているが、本書には購入以前か似閑書入本を所引するところをみない。因みに千別に於ても墨繩同様に多用されている。参考資料に於ても、自ら本書と次稿二書との間の隔りを見るのである。

註二 この印記のある稿本は、本書のほか、天理図書館蔵「神樂歌入文卷二」残卷、本文庫蔵「竜田川弁・神名火山考」等、僅かの自筆稿本を見るにすぎない。

錢餅岡は恐らく錢瓶岡を意味するのであろう。餅はもたひ、即ち酒甕をいうところから転用し、「ぜにがめのおか」と訓んだものと思われる。天保十年刊「鐘のひびき」に附す須原屋の広告「池庵北畠守部先生著述略目録」に俗語考四冊として「……守部先生の家は、世に其音高く鳴ひゞく、浅草寺の鐘の下、弁才天の池の上、通称を橘元輔となん申せる」と記している。守部が浅草寺境内に深川から転居したのは天保二年夏七月のことといわれる。右の「弁才天の池の上」というのは、江戸名所図会に誌す浅草寺内の錢瓶弁財天社の辺をいうのであろうか。その原註記に「山門の前、右の方、池の中島小山の上

にあり。世に老女弁財天と唱ふ」と記している。其の処とすると、錢餅岡は錢瓶弁財天社のある池の中島小山を指すことゝなるう。池庵を構えるに因んで、守部は此の長方形印を刻したのであるうか。それも転居を記念しての刻印であるうとすれば、天保二年夏以後、余り隔てぬ頃であつたらうか。

万葉集要解 存卷一

村上忠順筆

刈谷市立刈谷図書館蔵

袋綴、一冊。黄色布目表紙、竪二十三・七糎、横十六・六糎。料紙、柱に「村上氏蔵板」と刻記する十行卦紙。匡郭、竪十九・四糎、横十三・九糎。柱に丁附あり、「〇一ノ一（六十三）」と記す―但し丁附誤アリ、実数六十四丁。

題簽、鴉色郭付短冊（表紙左肩）に「万葉集要解」と墨書す。内題、「万葉集要解卷第一」と記し、次行下方に「北畠源守部撰」と署名がある。

本書は前記自筆稿本卷一の転写本である。但し、自筆稿本とはその加筆補訂部分に於て小異するところがある。自筆稿本の補訂は尠くとも二次にわたつたのであろうか、本書はその第一次の補訂部分（訂正・欄外書入れ・押紙など含む）を忠実に本行中に書写しているが、最終次の加筆補訂は本書には見出し得ない。主にそれは、一首の総意を記す部分に相当し、自筆稿本との相違箇処となっている。従つて本書の拠つた底本は、守部の最終補訂稿本以前の、恐らくその転写本から重写したものであるう。欄外には纔かながら忠順の書入れが散点する。他巻の書写については明らかでない。

村上忠順が本書を書写したのは、卷末の卦紙欄外、書脳下辺に、

明治八年六月十五日創業同十八日一卷了

と克細に日付を記し、その上に、忠順なる二箇の方形小型朱印を捺している。前記「万葉集千別巻二・三」転写の数日前の日付である。同時期に守部稿本を閲覧し得て書写に及んだのであろう。万葉集要解は前記自筆稿本のほかに転写本は本書以外には現在所蔵をきかない。

印記、第一葉に「参河碧海／村上図書」の朱印がある。

万葉集略解直日 存卷一・三

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。表紙は厚手奉書紙に翔鶴二羽を描く、竪二十七糎、横十九糎。料紙、薄様斐紙。全巻裏打す。字面高サ約二十・五糎。註文二字下げ、十八・五糎。行数不等、每半葉十二行前後。本文墨付、第一冊(巻一)、六十八丁(内、序二丁、凡例三丁、目録三丁)、第二冊(巻三)、九十七丁(内、目録四丁)。

題簽、香色絹布短冊(表紙左肩)に「万葉略解直日 一」(第二冊剝落)と自筆墨書する。内題は橘千蔭の「万葉集略解」を其儘に転写したものである。

本稿は千蔭の万葉集略解を丹念に筆写し、略解の万葉本文・釈に先註並びに私按を配し、欄外・行間余白一面にわたり、朱墨筆にて細記し、守部の万葉集註釈の基礎たらしめようとした草稿本である。但し巻三は「橘守部大人遺稿目録」(昭和十四年)に「巻三は略解の本文は守部の筆であるが、わづかに存する頭註は冬照の筆である」と記している如く、僅か十余箇処の欄外註は守部筆跡と異り、やや未熟佶屈な字体である。

本稿略解直日は万葉集の註釈を略解の釈に沿って試みたものであるが、未だ巻三には至らず、巻二も未見であるが、全集首巻所収論文、佐々木信綱氏「橘守部の万葉研究」の中に「直日の巻二の零本一冊を、わが竹柏園の書架に

蔵してをる。それによると、『古へに恋ならむ鳥は』の歌の条以下には、書入がない」と述べられているので、巻二相聞の半ば―額田王奉_レ和歌一首―を以って中断したのであろう。守部の万葉集註釈に於ける最も初期の企劃原案とも称すべき草稿と推定される。(その後、同巻二の一冊を閲覽し得た。後述)。

印記、両巻第一葉に「椎本文庫」朱印を捺している。

備考一

本書の執筆については、略解序・凡例の上欄余白に、その要旨を冒頭に掲げている。即ち、

「宣長云、安藤為章か千年山集といふ物に、契沖の万葉の註釈をほめて、かの顯昭仙覚か輩を、此大徳になそらへは、あたかも驚胎にひとしといふへしといへる、まことにさる事なりかし、それかみの説ともにくらへては、かの契沖の釈は、くはふへきふしなく、事つきた_リ□□_ト誰もおほえけんを、今又吾県居大人にくらべて見れば、契沖の輩も、又驚胎にひとしとそいふへかりける、何事もつきくに、後の世はいとはつかしきものにこそありけれ」といへり、さ_ル□_カを、又つきく宣長久老、その他の人々のかうかへによりて、今はかの真淵の考よりも、此略解そこよなくまさりたりけるを、それはた、猶いかにそやおほゆるふしもおほく、又歌の意ことはを解るに、言のたらはぬかちなれば、庭麻呂、早くよりこれがくはしき注さくをつくらんの心あれと、いとなくていまたえとりもかゝらぬに、書入だにして得させよと、わりなく乞へる人のために、おもふふしを一わたりかきくはへぬ、その書くはへしさまは、まつ此略解をば、しはらくおのれかみつからの注さくの如くして、言のたらはぬ所は補ひ、誤れるふしは、譬へば、云云といふはわろし、こは云云の意なり、などやうに、ひたすら注の詞を□_タすけ用ひてものせれば、□_{オカ}のつから其詞にひかれて、くはしきことの尽しかたきまゝに、又頭にも言を頒ちて、いたく初学の耳にも入安きやうに、もはら俗言をほとこして、いとをさなきすちをも書そへつ、

と述べている。右の引用文にて、更に附言するまでもなく本稿の概要は略々言いついておられる。

続けて、伊勢人川喜田ノ常道の略解批難をあげるが、「けにもをちくしが見ゆめれと、今この註釈を直し補ふ心よりは、さすがにさるすちもつゝましくてみなもらせり」と記し、本書はただ略解補正の態度を以って執筆するにとどめたことが知られるのである。

また、次に、万葉本文・万葉是古学要・万葉題号・撰者・時代・巻次第・古訓・新訓等、いずれ、墨繩総論に於て集約される各論がやゝ任意的ではあるが詳記され、既に守部の万葉註釈の基本的な大枠が窺いしられるのである。

本稿の拠った諸註については、又、

註釈は、かの仙覚の万葉集鈔、由阿の詞林采要、季吟の拾穂抄、契沖の代匠記、春満の僻案抄、又童蒙抄などあれど、真淵の万葉考はかりいたれるはあらさる也、考より後にも、雨引山の、恵岳の選要抄、又傍注などあれども、これらもいまし、此外宣長の玉の小琴、久老の槻の落葉などはよろしき書ながら、纔に一卷二巻にして、用をなさずそありける、猶此外にもあれと、おのれいまた目にふれず、さてこれらのちうさくを引出ていふばかりの余帛もなく、いとまもあらねは、今はたゞ、何にもよらすて、うちおもふまゝをものせる中に、たまゝ何かしがいはくと名をあげたるは、頃日ちかく目にふれて、空におほえをる事ともを、たよりにふれてかつくいへるのみ、

と述べているところから、土代である略解の註の上に、仙覚以後の諸註を参考にしながら、中でも真淵の考を主軸におき、先註と私案を要約していることが知られる。又、墨繩総論の「今ノ釈墨繩」に「おのれ此集をちうせんと企つる事、こたひにて三たひなり、初め若かりける時、一たひ筆を立つるは、考注、略解等の、うたの釈の足はさるを、あかすおほえて、唯歌の心のみを、こまやかに物せしを、他し事とも漏にたるか、とかくに心のこりして、半途に

いて、すてつ」と述べているのは、恐らく、本書執筆を回顧しての事ではなからうかと思われるのである。「唯歌の心のみを」とあるのは、本書と相違し、猶釈然としないでもないが、卷二半ばにして中断しているのは右掲の文面どうりである。

そして、本書、序文の末尾には、

又已にいひし事も、ことのあかぬふしは再ひいへることもありて、あらたにちうするものゝ如く、きはやかならぬ事かちなり、猶ゆく先いとま得んをり待て、さらに正しきちうさくはせん、こはかりそめのわさと、見ゆるしてよかし、

と結んでいる。かく本書は未だ結構不十分な註釈書の草案、ノートに類する草稿として、著述としての体裁を整えるにはいたつていないが、いずれ前述の諸稿本に発展する初頭の研究成果が本書の中に見られるのである。

備考二

次に、本書の執筆年代であるが、前掲の引用文中に「庭麻呂、早くよりこれがくはしき注さくをつくらんの心あれ」と記され、庭麻呂の署名が見える。従って尠くとも守部と改名する以前の事であるのが判る。庭麻呂の署名は全集首卷「橘守部翁略年譜」によれば、武州幸手移住後の文化十三年、守部三十六歳の著述「神風問答」の奥書に、同年八月二十五日とあり、署名立花庭万呂と誌しているのが、初見される著述とみられる。また、守部改名時期は審かにしないが、文政九年丙戌七月、浅草新寺町 書林和泉屋庄次郎方から上梓された拓摺本「讚大江戸歌並短歌」に、橘守部と署名する^{註一}ところから此年以前であることは確かである。文政九年は守部四十六歳に当る。斯道文庫所蔵本中に瞥見する識語を、二・三挙げれば、伊勢物語箋（筆者未詳）に「文政元年三月朔日 橘庭曆」（凡例末）、百五十番歌合（自筆）に「文政のふたとせ葉月のつきたちの日ひか事すてふいせの国人立華庭麻呂」（巻頭文）、神道弁卷上

(自筆)に「立花庭麻呂撰」等見える。神道弁はその奥書に「此まきや文政三とせの春、人にふとはれて」とあるので文政三年四十歳頃までは確実に庭麻呂と署名したと云えるのであるが、その後は明らかにしていない。天理図書館所蔵「古今和歌集註」二巻は、本稿同様に古今集を浄書し、契沖の余材抄、真淵の打聴、宣長の遠鏡などを「もとゝして、まれには、古註ともをも、おのれか考へをもくはえつ」(同自序)と、欄外・行間に諸註、私案を「庭云」と記し細書している体裁は本書とよく執筆方法を同じくしているのが参考され、守部の註釈過程の一端を覗きみるように思われる。自序末に文化十四年九月七日の日付があるのをみると、守部三十代後半、成熟しつゝある古典の成果を著録しとどめる計画のもとに、かかる諸註集成とその批判に自説を展開する多くの草稿期を迎えていたものと思われる。本稿もあるいは古今集註同様の方法のもとに企劃されたもののひとつではなからうか。筆勢も古今註のそれとよく似るのも故なきものではないと思われるのであるが、猶その時期を審らかにしがたい。さきの墨繩総論中に「初め若かりける時」とある万葉註釈のはじめとするには、この若かりけるがいさゝか躊躇われるが、回想的表現とすれば、それはそれとして理解出来ないこともない。いずれにせよ、守部四十歳を迎える数年の間―万葉摘翠集^{註二}と同じくする頃、あるいは、そのあとをうけてか―の事ではなからうかと思われるのである。

しかしながら、猶疑点が存するので附言すると、本稿第二冊(巻三)に僅か散見する欄外書入れである。此の書入れは前者の註文の体裁をとらぬ単発的な語句の註記であるが―勿論庭麻呂と記す私案など見えぬ―さきの遺稿目録に「頭註は冬照の筆」であるとしていることである。前冊と同時の書入れとすれば、冬照はいまだ茂松・茂三時代―仮りに、文政三年守部四十歳の時、冬照七歳―であれば云うまでもなく不可能なことである。述べた如く筆跡は幼げながら、文政九年守部改名の年としても冬照十三歳にすぎぬのを考慮すると、冬照筆を否定するか、本稿中絶の後、冬照元服(天保元年)前後の筆跡とするか、全く別人とするのほかはない。未だ著述ともいいえぬ草稿であれば、然るべき身辺

の者による書入れであろう。とすれば、冬照、浜子のいずれかとも思われ、庭麻呂署名時代から相当の間を経た時期の守部近辺の者（冬照か）の書入れとみるのほかはなからう。未詳のまゝに後考を俟つことにする。

附言

橘守部全集首巻所収、佐々木信綱氏「橘守部の万葉研究」の中に本稿は「緒言の中に『近き文化のはじめ経亮の校本』云々とあるから、文化年中の著で、註釈の初期に属するものである」と断定されているが、その前後の文は「此集、仙覚の校合せしほとまては、二十の巻末にいへることく、くさくの本ともありしさまなれと、今はおほくうせて、只普通の印本は、僅にかの律師の点せし本と、活字本と、近き文化のはじめ、梅宮ノ祢宜、橘経亮といふか、校本のみなり」と印本を俯瞰的に述べたものであって、必ずしも文化年中の著述と断定する理由とはなりがたい。むしろ著述状況、署名、殊に古今和歌集註に窺われる註釈態度から推して文化末年文政のはじめ数年の間のことと推定するのが妥当であろう。

註一 鈴木英一氏「橘守部」によれば、「守部と称した年次については、自筆稿本『土佐日記つと』の序に『文政九とせ二月の十日ばかりにかきをへて、すなはちしるす、橘守部』とあるを初見する由、高井浩氏の論考を引いて述べられている。

註二 平凡社万葉集事典に佐々木信綱氏は万葉摘翠集につき「守部が、庭麻呂といひし時代の著作にして、撰格成立の過程を知るに足る。文政元年三月蓬壺主人とせる自序、及び立華庭万呂撰と著せる自序あり」と記している。

万葉集略解直日 卷二

自筆

お茶の水図書館蔵

袋綴、一冊。表紙は厚手奉書紙に翔鶴二羽を描いている、竪二十七・一糎、横十八・九糎。料紙、薄椽斐紙。全巻

裏打す。字面高サ約二十・五糎。釈文二字下げ、十八・五糎。行数不等、每半葉十二行前後。本文墨付七十五丁（内目錄三丁）。

題籤、香色絹布短冊形（表紙左肩）に「万葉略解直日 二」と自筆墨書している。内題は橘千蔭の「万葉集略解」を転写したまゝである。

本書には表紙右側に、

零本なれと珍重すへし橘家にもこの二の巻は／欠けたり
と誌している。佐々木信綱氏の添書であろうか。

本書は表紙の添書のように、前掲斯道文庫蔵本巻一・三と僚巻をなすもので、表紙・料紙等、すべてを同じくしている。「椎本文庫」等の印記も見えぬところをみると、かなり早くから橘家を離れたのであろう。

但し、本巻の守部書入れは、三丁表から十四丁表までの十二丁で、その他には、僅かな朱筆の校合が七ヶ処ほど散見されるにすぎない。守部の註文は朱墨両筆であるが、眉欄書入れは主に墨筆、行間は多く朱筆にて本文校異が主となっている。即ち、万葉集略解卷二相聞卷頭から幸^シ吉野宮^ニ時、弓削皇子贈^ヲ与額田王^ニ御歌一首（三）までの二十七首を以って註文は終っている。前掲斯道文庫蔵本解題にも所引したが、全集首卷所収論文、佐々木信綱氏「橘守部の万葉研究」の中で、「直日の卷二の零本一冊を、わが竹柏園の書架に蔵してをる。それによると、『古へに恋ならむ鳥は』の歌の条以下には、書入がない」と記されているので、その本が本書であろう。併せ此処に附記する。但し、佐々木信綱氏の印記は捺されていない。

檜 媼 手

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。紺色表紙、堅二十七・一糎、横十九・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十一糎。每半葉八行。本文墨付、六十九丁。

題簽、金銀砂子散し布目空押短冊(表紙左肩)に「檜之媼手」と冬照筆にて墨書している。内題は「檜媼手」と誌す。署名なし。

本書は、橘守部大人遺稿目録、又椎本文庫目録に「万葉集二十卷ノ註釈ヲ志シ、ソノ計画ヲ立テテ要項ヲ記シタルモノカ、又注目スベキ対句ヲ書抜キ後日撰格著述ノ参考ニ供シタルモノトモ思ハル」と記しているように「猶其具體的意図は推測しがたいが」恐らく註釈、または撰格等の著述計画の一端であろう。各卷毎に朱の○印を捺し、万葉本文一句から複数句―を抜出し、その下に印本丁数を記し、対句は平仮名二行に並記している。上欄余白に、処々抄出本文の関連事項を註文しているのが散見される。

印記、卷首に「椎本文庫」朱印を捺している。

備考

本稿の筆録年代は審らかにしないが、前返の万葉集略解直日などに較べて後日の筆跡の如くに見える。其後の長歌撰格・短歌撰格等の成立を考慮すると、同時代の、いづれ近き頃か、万葉集の註釈項目・疊句・対句など、万葉全般にわたり整理したものであらうかと思われる。

参考までに、卷初第一葉を掲出すると、

かたまもよ みかたまもたし ○ 虚見津山跡乃国者 しき並て われこそおれ ○ 山常庭村山有等取與呂布天乃香具山 ○ う
 ふくしもよ みかたまもたし ○ 虚見津山跡乃国者 しき並て われこそおれ ○ 山常庭村山有等取與呂布天乃香具山 ○ う
 にはらは けふりたちたつ 何 怜 国 曾 己 上 ○ 八 隅 知 之 我 大 王 乃 あしたには 御 執 乃 梓 弓 之 奈 留 弭 乃
 なはらは かまめたちたつ 何 怜 国 曾 己 上 ○ 八 隅 知 之 我 大 王 乃 あしたには 御 執 乃 梓 弓 之 奈 留 弭 乃
 音為奈利朝 オトスナリ 夕 かりに 今たゝすらし ○ 霞 立 長 春 日 乃 晚 家 流 和 豆 肝 之 良 受 ○ 遠 神 吾 大 王 乃 ○ 思 遣 鶴 一 寸 乎 白 土

と、万葉歌句を抄出並記したものである。わずか一葉ながら、歌句の訓み方は既に墨繩・檜孀手に見えるそれと殆んど一致する。しかし、前述の万葉集略解直日に施された守部の朱筆異訓と次の如く一例を除き符合する。即ち、

かたまもよ、みかたまもち、タシ(朱)ふくしもよ、みふくしもちタシ(朱)

おしなへて、われこそをらし、れ(朱)のりなへて、われこそをれませ

くにはらは、ぶ(朱)けむりたちこめ、たつ(朱)うなはらは、かまめたちたつ、おもしろき(朱)うましくこそ

あしたには、とりなてたまひ、ゆふへには、いよせたてゝし(本文ハ立之、墨繩ハ立坐)

あざかりに、いまたゝすらし、ゆふかりに、いまたゝすらし

とあり、本文にも同様訂正の字を当てているので、略解直日以後の筆録であれば矛盾せず、尠くとも万葉集要解以前の、文政末から天保はじめ頃の、整理ノートのひとつとみておくことにする。

檜 孀 手

筆者未詳

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。縹色布目表紙、竪二十七・八纏、横十九・四纏。料紙、薄様。字面高サ約二十一纏。每半葉八行。本文墨付六十九丁。

外題、表紙左肩に「檜婦手 全」と墨書する。内題同上。

本書は前掲自筆稿本の影写である。書写時の極く僅かな誤脱・誤写を除き、筆跡をも模して、丁数・行数・字詰等、全く同じくする。

万葉集竊考

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、豎二十四糵、横十七糵。料紙、楮紙。本文墨付、二十七丁。

外題、表紙左肩に「檜瓜手遺稿」別筆（冬照歟）墨書。内題、「万葉集竊考 卷一（一二十）」。

万葉集二十巻にわたり、各巻毎に注意される考註を反故紙裏に記し、カード式に印本丁数順に貼付している。およそ百二十項目におよぶ。万葉註釈を期しての基礎作業として準備されたひとつであろう。

参考までに一例をあげることにする。卷二、十市皇女薨時高市皇子尊御作歌三首につき、

同二十四五丁ノ間 三諸之神ノ神須疑已具耳云々

此哥三四句誤字有よみかたく古くより点もなし考に已免乃美耳將見管本無とよみたれとあまり文字も数多かはりてうけかひかたし今按に已具耳三字は上の須疑と云ことを重ねいへるたはれかき也卷十四十八丁右芽子之花開乃乎再入緒云々とある乎再も乎字再と戯れ書る類とすへし次哥の如此耳も上の短木綿を如此とうけたるにて短木綿如此耳故爾なりされは牟自得見監乍共は之自影見盈乍共。不寐夜叙多なるへし

さて此次の哥は短木綿如此耳故爾などよはんも常の事にて誰も打つけにしか思ふへきなれとも又其次の哥に黄泉

を活用しいひめくらし山振之立儀足山清水といひて黄泉とせるなど凡て三首ともに勝れてよみさま巧みなりけれ
は此哥も神山之山辺真蘇木綿短木綿と序辞をおけるからには下にも短き事と長き事となくてはあるへからぬ也か
く見れば三首ともにすくれておもしろき御哥ともなり

と解し、守部に屢々見る合理的解釈の片鱗が本例のみならず他例からも窺れるのである。何時頃の備忘録的な作業かは知りたいが、その筆跡から見て前掲書以前、文政期後半の、いづれ幸手時代の研鑽の跡であろう。印記、巻首に、「椎本文庫」朱印が捺されている。

万葉檜孀手 六卷

自筆

天理図書館蔵

袋綴、六冊。第一冊から第五冊は、浅縹色表紙（千別と同表紙）、竪二十七・六糎、横二十・一糎。第六冊は表紙を欠き、仮綴じ白紙表紙。以下全冊共通し、料紙、薄様。字面高サ約二十・五糎。积文一字下げ。每半葉行数、积文十
二行。万葉本文はやや大字に書す。丁数、各巻柱下に丁附あり。巻一 序三丁・凡例三丁・本文四十丁―内万葉集卷第一目録一丁―、巻二 六十三丁、巻三 五十丁―内万葉集卷第二「目録」二丁―、巻四 五十二丁―丁附五十二丁、重複
一丁―、巻五 五十七丁―内万葉集卷第三目録二丁―、巻六 十四丁。

題簽、短冊形斐紙（表紙左肩）に「万葉集檜孀手 一（一五）」と墨書する。巻六は仮表紙左肩に別筆で「万葉集三追考」と外題している。内題、巻一は「万葉檜孀手卷之一」と記し、巻二以下は「万葉檜ノ孤卷之二（一六）」と記す。巻一内題下に「橘守部撰」の署名がある。

自序末に、

嘉永のはしめの年のやよひの廿日

橘守部識

と誌し、凡例末にも、

嘉永元年三月廿一日

と同翌日の日附が記されている。

識語は卷一・卷二・卷三・卷四の各卷に、

此卷三月九日に筆を立はしめて廿日にかきをへつ／得よみも見すしてちらしうてつ（卷一）

此卷三月廿五日に筆を立はしめて四月六日にかき／をへつ下かきもせずよみも見ねはもらし、事多／からん（卷二）

此卷四月七日より艸しそめて十三日にかきをへつ／いたく急きたれは直すへき事多からん（卷三）

此卷四月十三日夕さるかたより艸しそめて同／廿日の夕へにかきをへつ此とし改元／守部とし六十八（卷四）

と、各卷の執筆月日を明記している。

本書の内容は全集第四卷に所収されているので記すまでもないが、万葉集卷一を本書卷之一・二の両卷に分け、

「本集一上雑歌」（国歌大観番号22迄）、「本集一ノ下」（同84迄）とし、同卷二を本書では卷之三・四に当てて、「本集

二ノ上相聞・挽歌」（同162迄）、「本集二ノ下」（同234迄）としている。万葉集卷三も同様に本書卷之五・六の両卷にて終

る予定であったのであろう、卷初に全目録を掲出している。本集卷之五は「本集三ノ上雑歌」（同351迄）、卷之六は「本

集三ノ下」と記し、後半の註釈に当てたのであろうが、大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌（同379）の長歌語釈まで、僅

か十三葉と次葉三行にて擱筆している。永年にわたる万葉集の研鑽は此処に未完のまま絶筆するところとなった。

本書は卷之一・卷之二奥の識語にそれぞれ、「得よみも見すしてちらしうてつ」、「下かきもせずよみも見ねは云々」

と誌しているが、執筆後の訂正が各巻わずかに散見されるにすぎない端正な清書本である。

本書には、「椎本文庫」等の印記は見出されないが、次述諸本の底本となった橘家旧蔵本であろう。

全集卷四所収本・アララギ特別増刊「橘守部 遺著万葉集檜婦手一名万葉集檜瓜」（大正五年十二月）の底本は本書である。但し、全集では目録を一括し冒頭に据えている。

万葉檜瓜別記一

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。黄色布目表紙、竪二十六・七糎、横十九・二糎。料紙、薄様。字面高サ約二十・五糎。每半葉十二行。細註二行割書。本文墨付三十一丁（柱三丁附ス）。

題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に、「万葉檜婦手別記」と別筆墨書する。内題、「万葉檜瓜別記一」と記す。「二」以下は着手されずに終わったのであろう。巻尾に「橘守部艸」と署名があるが、後補の筆跡か。以下の転写諸本には省略されている。

本書は万葉集卷三前半までの次掲諸項目を詳註別載したものである。即ち、

本集一上 ○虚見津山跡○取与呂布・宜・宜奈倍○反歌○青丹吉○十市皇女参マキリタマフ赴於伊勢ノ神宮ニ・波多横山ノ巖、
本集一下 ○伊勢ノ国伊良虞嶋○耳我嶺嶽○楽浪乃大津志サ、ナミノオホツチ・楽浪乃国○隱口乃泊瀬○安礼衝武○待乳山○安良礼松原、
本集二之上 ○遊行ノ女婦多かりし事○笠ノ女郎○紀ノ女郎○安倍ノ女郎○中臣ノ女郎等の事○石川女郎と云人の事○
郎女と女郎の事○屋ヤの葛根ツツナネを仰て寿事ネグ、本集二之下 ○馬酔木アシビ、本集三之上 ○久具都クヅ附傀儡ツク○三穗ホノ石室イハヤ○志都乃シツノ
石室附岩代

の諸項目である。本書は檜婦手六巻と同時期に別記として執筆されたものであろう。僅かに訂正の見消ちが散見されるが、前書同様に端正な精写本である。本書にも又「椎本文庫」等の印記は捺されていない。

本書は全集巻四所収本・アララギ特別増刊「橘守部遺著万葉集檜婦手一名万葉檜楓」の底本である。

備考一

本書の転写本は国書総目録によれば七部ほどが見出される。以下に播閱せる諸本の概要を記す。

○斯道文庫蔵万葉檜婦手 卷一〜五・附同別記。筆者未詳。

袋綴、合二冊。正ツナギ空押淡茶色刷毛引表紙、竪二十六・六糎、横十九糎。料紙、薄様。字面高サ約二十・五糎。釈文一字下げ。

題簽、重郭付短冊形白紙(表紙左肩)に「万葉檜楓一二三(四五附タリ別記)」と墨書する。各巻扉に「檜楓 第巻(」

五)」、「檜楓別記 全」と記し、右偶に「頤神堂蔵」と所蔵者名を誌している。又、第一冊表紙右端に「自本集第一至本集二之上天皇崩之後八年云々」、第二冊には「自本集二之下至本集三沙弥満誓世間乎之歌」と各冊所収略目次を記す。又同冊には右記につづけ、「別記目〇虚見津山跡〇反哥弁〇青丹吉〇十市皇女波多横山〇伊良虞嶋〇耳我嶺嶽〇楽浪国〇隠口長谷〇屋上葛根ノ事〇馬醉木〇安礼衝武〇待乳山〇安楽礼松原〇郎女女郎弁〇久具都ノ事〇三穗石室静石室ノ事」と別記項目を標示している。

本書は第一冊を巻一〜巻三、第二冊を巻四・五と別記に排し合綴しているが、前記自筆本と丁数・行数・字面・字詰にいたるまで全く一致し、影写本ともいえる書写本である。但し、上欄余白に「可雲曰」(卷之三)、「雲云」(卷之四)「雲按」(卷之四)と記す補註書入れが散見する。「雲」は国立公文書館蔵「蒙古諸軍記弁疑」五巻五冊本とその転写本(後述)等の識語に見える「可雲上人」のことであろうか、しかし此人に就いては猶審らかにしないが、本書の

筆写者による追記であろう。

印記、各冊第一葉に、「晚翠／婁図／書記」の方形朱印が捺され、又、各扉に「頤神堂蔵」の記がある。

○無窮会神習文庫蔵万葉檜婦手 卷之一～五・附同別記。筆者未詳。

袋綴、三冊。茶褐色花卉空押表紙、豎二十七糎、横十九糎。料紙、薄様、字面高サ約二十・五糎。釈文一字下げ。

題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に「万葉檜瓜一二（三四・五別記）」と墨書している。

本書は又薄様斐紙を用い、三冊に合綴しているが、丁数・行数・字詰にいたるまで自筆本と同じくし、字体をも近似するなど影写本か、丁寧な臨写本である。但し自筆本の僅かな訂正は本行中に改められている。

印記、各冊第一葉に「井上氏」、「会田幸成／蔵書之印」が捺されている。

○静嘉堂文庫蔵万葉檜瓜 卷之二～五・同別記。筆者未詳。

袋綴、五冊。薄茶色墨流し表紙、豎二十六・四糎、横十六・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・五糎。釈文一字下げ。

題簽、子持粹付き短冊形白紙（表紙左肩）に「万葉檜瓜別記一」、「万葉檜瓜卷之二（～五）」と墨書する。

本書は卷之一が欠卷であるが、本書も前記二書と同じく影写本に近く、丁数以下字詰に至るまでも全く一致する。自筆本の筆跡に倣い、その訂正に沿って丹念に書写された臨写本であろう。

印記、各巻第一葉に「松井氏／蔵書章」の方形朱印が捺されている。

○刈谷市立刈谷図書館蔵万葉檜婦手 存卷之一・二・三。村上忠順写。

袋綴、一冊。卍ツナギ空押黄色表紙、豎二十三・六糎、横十六・三糎。料紙、豎十八・九糎、横十二糎の十二行卦紙。柱に丁附あり、序二丁、凡例・目録二丁、卷之一「一（～廿二了）」、卷之二「二（～三六了）」、卷之三「三（～四〇了）」。

一（三十一）。

題簽、鶉色郭付短冊（表紙左肩）に、「万葉集檜婦手」と墨書する。

本書は村上忠順による自筆本系統の転写本である。但し、卷三目録を省略している。書写年月は各卷末一卦紙柱下方に、それぞれ、

明治十一年五月十日十一日於東京小網町豊倉楼写之畢 蓬（卷之一）

明治十一年五月十四日十五日於東京写也（卷之二）

明治十一年五月十八十九日於東京小網町豊倉亭写之畢（卷之三）

と、謹細な手跡で誌している。因みに、「蓬」は忠順の号、「蓬廬」の略記である。印記、卷首に「参河碧海／村上図書」の方形朱印が捺されている。

○東洋文庫蔵万葉檜婦手 卷之一・五・附同別記。筆者未詳。

袋綴、六冊。縹色布目空押表紙、豎二十六・四糎、横十九糎。料紙、薄様。字面高サ約二十・五糎。积文一字下げ。各冊柱下方に丁附す。

題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に「万葉集檜楓 卷一（一五）」、「万葉集檜楓別記一」と墨書している。

本書も薄様を料紙とした前記自筆本系統からの影写本と思われる。各冊の丁数・行数は、書落し・落丁を除き、全く一致する。書落しは卷之一凡例五丁裏六丁表の一面である。又落丁は卷之五冒頭目録初葉が欠けている。影写本としては余り丹念なものではなく、万葉本文訓、振仮名等もしばしば書落し、筆跡も守部のそれとはやはり相違する。書写後、誤字を朱筆訂正するところが後半かなり散見される。自筆稿本からの直接の影写ではなく、上掲の影写本などからの再影写本ともいふべきであろう。

附記。同文庫蔵本に、万葉檜瓜并別記―木村正辞書入本―一冊がある。深縹色布目表紙、竪二十七・六糎、横十九・七糎。袋綴。料紙、楮紙。字面高サ約二十・五糎（本文）。釈文一字下げ。本文墨付二十二丁。題簽、子持梓付刷短冊（表紙左肩）に、「万葉集檜瓜 一二卷」と墨書している。

その内容は、「万葉檜瓜目録」一丁、「万葉檜瓜卷之二」三丁、「万葉檜瓜別記一」十丁、「万葉檜瓜卷之三」三丁、「本集二之上」五丁（同別記、綴じ誤るか）、の各内題が記されている。各丁数にても判るように、万葉檜婦手卷二・三及び別記からの抜萃と要約である。抜萃文の余白には、「正辞按」、「正辞云」として、朱墨の書入れがかなり散見される。書入れと抜萃文の筆跡とが同じくするので、木村正辞が一部要点を抜書し、更に自案等を註記した備忘ノートの如きものであろう。併せ附記しておく。

印記、第一葉に「木村／正辞／図書」の方形朱印が捺されている。

○早稲田大学図書館蔵万葉檜婦手 卷一と五・附同別記。筆者未詳。

袋綴、六冊。茶褐色表紙、竪二十三・三糎、横十六・三糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・二糎。釈文一字下げ。每半葉行数、釈文十一行。柱下方に丁附あり。「序一（一七）」―序四丁・凡例三丁―、卷之一「一（一四五）」―内目録一丁―、卷之二「一（一六七）」、卷之三「一（一五七）」―内目録二丁―、卷之四「一（一五七）」、卷之五「目録二丁」、「一（一五七）」―丁附「十四」重複シ実数五十八丁―、同別記「一（一卅一）」。

題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に「万葉檜婦手 卷一（一五）」、「万葉檜婦手別記 全」と墨書する。

本書は自筆稿本からの直接の転写本ではなく、前掲書写本系統からの重写本であろう。但し、前掲諸本に見る、卷之一・二・三・四の奥にある守部識語はすべて省略されている。又、内題下の署名「橘守部撰」が卷之一のほかに卷之二・三の両冊と同別記に「橘守部撰述」と記されるなど相違はあるが、略々正確な転写本である。書写後、誤りを

墨訂する処がまま散見されるほか、句点、振仮名には筆写者の任意に随うところがある。

印記、各卷本文第一葉に、「滝舎／蔵書」方形、「待賢／之章」円形の両朱印が捺されている。

○お茶の水図書館蔵万葉檜瓜卷之五

袋綴、一冊。後補厚手楮紙表紙、縦二十八・三糎、横二十・四糎。元表紙は本文共紙。料紙、薄様。字面高サ約二十・五糎。釈文一と二字下げ。每半葉行数、釈文十二行。柱下方に丁附す、「一（五十七）」内、目録二丁。

外題、後補表紙左肩には「万葉檜瓜 零本 卷之五」と記し、元表紙の左肩には本文同筆にて「万葉檜瓜 卷之五」と墨書している。内題、同上。

本書は自筆本卷之五と丁数・行数・字詰を全く同じくして、料紙に薄様を用いての影写本であろう。自筆本の振仮名をそのまま書落すところが散見される。

印記、第一葉に、「竹柏園文庫」、「橘園／蔵書」の両朱印が捺されている。

備考二

本書凡例のはじめに、

万葉集を注せし事此たひにて三度なり其はしめはまる地理に暗かりつれは三哲の説に随ひて物せしに彼ノ大人も
いと思ひの外に地理にうとかりければ後に其ひか事を見出てかきけしつ次に撰ひたるは精くものせんとて昔より
の衆説を尽く引よせていはゆる大全と云ものゝさまにかきたるを後に見れば今更めくこゝちして自ら恥しくなり
つれは又やりうてつ

と、本書執筆に先立ち、永年の万葉集註釈の昔を顧みている。初度の稿は万葉集略解に書入れを施した幸手時代の略解直日を指すのであろう。再度の稿は江戸進出後の万葉集要解にはじまる「いはゆる大全」のさまに諸註集成を企

図した万葉集墨繩までのおよよその経過であつたかと思われる。しかし、いずれも未完のままに終つた生涯のテーマを老晩最後の宿題として自らに課したのが万葉檜婦手の執筆であつたのであろう。前文につづけて、

かくするうちによはひかたふきて何らのふしくも皆わすれはてにたるを人々のあとらへしきりなり今は何かはせん翁さひ人なとかめそおのか心まゝにも、せんとて更に筆とりそめつ

と、己が心境を吐露している。守部の著述にあつては、従前の煩細な詳註に較べ、本書は述べている如く、稀にみる簡約な叙述態度を保持して、「歌の意を解くことをむね」とし、詳細な言解は諸註に譲つて、寧ろ淡々と存意を開陳している。老來のしからしむところか、あるいは、稜威道別・言別の功業を果した心のゆとりでもあつたのであるか、万葉全二十巻の註釈書の完成を期するの念が自然に老境と相俟つて、繁縷な叙述を避けしめることとなつたのであろう。しかし、自負の念は、

こたひの釈は先注とものよきにもあしきにも拘へらすもはら自ラおもふを真なほに述べはいは悉く新説也……
……その重きに至りては古き説とものひか事をも一々に引出てよく弁へすはは其可否もきはやかならることわりなれとさては長くなるをいとひて皆うちつけにおのれか考へのみを云て止りもし疑ふらん人々は先注ともと引合せて其詔はさるほどを見わかつへし

と、披瀝していることから充分に窺われるのである。

扱その当初の計画では、凡例末に、

大かた何事の上も如此状に省き約むるは此集本文はかりも二十巻あればいかに約めても三十巻四十巻にはなりぬへしもし五十巻七十巻ともなりては写すにもかたくゑらせんにも輒すからねはねかはくは三十巻許に書約めて

先
他註の百巻よりも精しからしめんと思ふかこたひの微意也

と、全三十巻ほどを予定していたものと思われる。現自筆稿本では、万葉集一卷にはほゞ檜婦手二巻を宛てて、凡そ四十巻には及んだことであろう。加えて「其中に稀に此集に限りて要たる事の上などは別記をつくりてそれにしるしつ」とあれば別記十巻とみて全五十巻の大著となるのである。しかし、本書も又、その一部、万葉集巻三の前半、檜婦手巻之六の十三葉と次葉数行を以って遂に終ったのである。

執筆の経過は各巻々末に詳しく識語するところであるが、嘉永元年三月九日から四月廿日の僅か一月と半ば足らずに四巻二百十余枚を執筆し、恐らく別記一卷をも加えられたのであろう。巻五と巻六の残葉は其後に成ったのであるが、箱根日記によれば、その四月三十日一昨年来の病痾、労症重く臥床の人となっている。六・七月箱根に転地療養、又本所法恩寺向河岸通りに転居のことなどがあるが、翌二年五月二十四日には鬼籍にしろされてゐる。箱根日記三巻と共に、本書巻五と巻六の残葉とは守部最後の著述となつたのである。しかも、檜婦手六巻は未完ながら草案下稿としてではなく、端正な精写本としてとどめ、書写後の入念な訂正をも施している。

歌論諸稿その他

橘守部独創の歌学あるいは歌論と呼んでよいのかもしれない。著述はその歌格論と数部の緊要であろう。

前者は古代歌謡・万葉集の註釈に於ける、いわば側面を担う形態上の分析に始る。小国重年等に纔かその先蹤を見るのであるが、従来ややもすれば偶感的、断片的であつた修辭学に歌格の定形を古格の調べに捉え、その経過を諸集

の中に例証し、表示しようとして試みたのが守部の長歌撰格・短歌撰格に代表される一連の歌格論である。三撰格中、文章撰歌は歌格の論とは自ら相違するが、上古の文詞の句法に前者同様の古格を追求した意味では、方法論に於て軌を一にするものであろう。文章撰格はひとまずおき、両撰格に於ける守部の分析癖は時に煩細の形式論に画一化するの嫌いもあるうが、守部にいたって歌格の研究はようやく面目をあらため、学問的な形態を整え得たことはいなまれない。

一方後者の和歌の緊要の類いは前者と表裏一体をなし、歌句・歌語の具体的撰択と歌詞のつづけがらを骨子として和歌の風韻を探り、諸撰集の中にその典例を博搜したものである。万葉集にはじまり、三代集、新古今、堀河院百首、万代集、夫木和歌抄と、広く和歌史の過程を鳥瞰する諸集をとりあげ遍く撰歌して、詠歌の様躰を諸種の簽を以って弁別するのを主眼とし、上古・中昔の和歌の中に当代的な範例を明示しようとするものである。それは前者の分析的な形態論に呼応する、和歌の鑑賞批判という実際の拠点を図式化したものにほかならない。前者と異なるのは守部の見識と感性が撰択と弁別という実例を通して提示されているのであって、それは単に形式的な分析とはいえないものである。

この創意ある着想は守部の自負する如く門弟のみならず広く世にも反響するところとなったのであろう。その編述はかなり広範にわたるものであったと推測される。而し現在、その所在の知られる数部の緊要は、堀河院百首緊要、万代集緊要、夫木集緊要の諸稿本と全集所載の万葉集緊要等の僅か四部ほどにすぎない。

この両種の著稿は守部の歌論を代表するのみならず、前者の歌格の論は後者の具象的な鑑賞批判と相俟って、緊密に総合されるべきものであったのであろう。

守部の歌論に於ける基調とその方法論は更に啓蒙的な実作の詠法、指導書として数篇の著稿に具体化されている。

古典に歌格を探り、当代に適應する詠格と範例を教示して、門下又初学者の便に供しているのである。学匠としての当然の著述であつたらう。しかし、その諸稿は卑俗に墮することは尠なく、守部の歌論に支えられ、かなり高度に寧ろ論理を玩弄する嫌いさえ窺われるのであるが、その論述は終始一貫して明晰であるといつてよいであらう。詠歌玉津嶋にはじまる総括的な和歌作法書「心の種」、その一項目を詳述した「和歌一字抄」の祖述と、その成稿となつた「虚字詠格」などが主なる著稿である。後者は啓蒙書というより寧ろ現代にも充分に通用する歌学上の成果でもあつたと思われる。守部の一面目を窺うに足るものである。

扱、上記諸稿の解題に就き、以下、(一)三部の撰格、(二)数種の緊要、(三)歌格旧稿並びに歌論稿、と概括し叙述するが、その大旨を附言して前書きに代えた。

(一) 三部の撰格

長歌撰格・附長歌大意・短歌撰格・文章撰格

長歌撰格 二卷

〔明治六〕 江里川千照蔵梓

国立国会図書館蔵

袋綴、上下二冊。白地布目表紙、豎二十五・三糎、横十八・三糎。匡郭、四周单辺、豎二十・三糎、横十五・四糎。每半葉十二行。版心下方に丁附。上卷、「序一(〜五)」、「上一(〜五十二)」、下卷、「下一(〜卅六)」、「跋」。

題簽、子持梓付きの薄茶色短冊（表紙左肩）、「長歌撰格 上(下)」。内題同上。上巻内題許に「橘守部撰述」と記名。

下巻末に「守部艸／文政二年三月」と撰述日附の記である。後述する如く、文政二年は長歌撰格原案の時期を指すものである。

刊記はないが蔵梓者名は右記の後に「江里川千照蔵梓」と刻されている。

序文は次の三名が誌している。

是の長歌撰格をつらくみるに……けに長哥よまむたつきの外にやは有へきめてたきふみなりとめておもふまゝにかくなむ
正二位季知

……先に一部写しとらせて朝夕見めてつる折しもあれこたひ或人の桜木にゑりまかなはしめて普く世にちらさんと風の音の遠音に聞てうれしうよろこほしきあまりに

明治てふ六とせの六月 正四位松浦詮しるす

……そはうつしまきにて世に伝らんには誤写あらむことをうれへかつは翁のいさをとこしなへにうせさらんことを思はれてこたひ薫園のぬし其をしへ子松平康正ぬしにはかりて桜木にちりはめかくはしきさとし言をうつ蟬の世にあまねくおしひろめむとの心さしはいさな取わたの底よりも深く……おのれをちなきものからおなし道の友なる康正ぬしのすゝめのまに／＼いなみの／＼いなむによしなくいさゝむら竹いさゝけ思ふ心を書きそへ侍るになむ

明治六年八月 鈴木重嶺

跋文は門人の橋本直香が認めている。

故橋守部の大人は深くいにしへ学ひに心ゆたねて是彼あらはされたる書ともいとおほかるなかに撰格てふ書六卷あり此は長きしらへみしかき歌文詞の心しらひにいたるまでそれくの規則ある事を例しを拳言をくはへて誰にもめやすく聞とり安く委曲にさとされたる書にしあれば………先此長き方より板にゑらせてあまねく世にかをらせはやと松樂閑山江里川千照のぬしたちとおなしこゝろに思い起してかくとち巻となしつるは明治六とせさ月はかりにそありけらし

橋本直香

右の序・跋文によつて、本書開板の経過のおおよそが知られるのである。鈴木重嶺の序文が明治六年八月であるので刊年は此頃と推定される。蔵版主は江里川千照であり、明治十六年の再版に際し、橋家で求版したのが全集底本となつたものである。

備考

この橋本直香等の手になつて開版せられた本書は斯道文庫蔵自筆の定稿本（次述）に拠つて版下本（全集解題に版下は直香筆とあり）はなつたのであろうが、次の一文の如き明らかかな誤脱も見出される。同自筆本に、

又彼ノ短歌は、はしめより、たゞ其意〇を述^旨て、口誦するのみのものなりつれば、これをうたひて、楽曲に合せんには、其まゝにはあはされは、其たらはさる所々へ、ふししらへを附そへて、うたひしなり（上巻三ウ）と叙述するが、版本（全集同）にては左圏点部分を欠いて不分明なものとしてゐる処なども見える。

長歌撰格 二卷

明治十六年刊

慶應義塾図書館蔵

本書は前記「明治六」年版の重印本である。袋綴、二冊。白地布目空押表紙、竪二十六・三纏、横十九纏。題簽、子持梓付き韓紅色短冊（表紙左肩）に、「長歌撰格 上（下）」と印刷する。巻上冊見返しには、前者と異り、その一

面に匡郭を設け、更に界線にて三ッ割とし、

橘守部撰述／長歌撰格 冊二／椎本蔵板

と三行に印刷している。

又、下巻末は、前書の「江里川千照蔵梓」を削り、

明治十六年三月三十一日買受／椎本文庫蔵版

と入木している。前書の版木購入を再版に際し改め記したものである。

後表紙奥付には、「発兌書林」として、

東京金花堂佐助／同須原屋茂兵衛／同山城屋佐兵衛／同丸屋善七／同和泉屋市兵衛／同出雲寺万次郎／同椀屋喜

兵衛／同藤岡屋慶次郎／同袋屋亀治郎／同藤屋伝右衛門／東京和泉屋勘右衛門

の十一書肆を並記している。本書が明治十六年版の初印本であろう。

全集卷十一所載の底本は、この椎本文庫蔵版本である。

猶、当該書には橋本直香の跋文のあとに、「○椎本文庫蔵板目録」二葉を附載している。

長歌撰格 二卷

明治十六年刊後印

書陵部蔵

前書の後印本である。袋綴、二冊。縹色布目空押表紙、豎二十六・六纏、横十八・六纏。題簽、子持梓付白紙短冊

(表紙左肩)に「長歌撰格 上(下)」と印刷する。

表紙見返しは、その一面に子持梓付の匡郭内を界線で三分割し、前者とやや異り、

橘守部著述／長歌撰格 全二冊／椎本文庫蔵梓

と三行に印刷している。

又、後表紙見返しには、

東京都本所松倉町二丁目七十一番

製本版元

橘道守

と、発兌書林、

須原屋茂兵衛／金花堂佐太郎／中外堂梅次郎／浅倉屋久兵衛

の四書肆と其所在地を並記している。

猶、当該書には橋本直香の跋文のあとに、「椎本文庫蔵版目録」二葉を添えている。前者につぐ再版本であろうか。

又、この奥付と著述目録を相違する重印本は猶数種を偶目するが、斯道文庫蔵本には、

東京本所小泉町二十九番地

製本版元

橘道守

と、次に発兌書林、

須原屋茂兵衛／大倉孫兵衛／小林新兵衛／吉田半七／浅倉屋久兵衛

の五書肆とその所在地を並記している。

猶、当該書には橋本直香の跋文のあとに、明治二十八年十二月現在の「東京椎本吟社出版書目」四葉を附載している。

長歌撰格 二卷

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。黄橙色松皮菱文空押表紙、竪二十六・二纏、横十七・九纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十一纏。每半

葉十行。本文墨付、卷上五十四丁。卷下三十八丁。

題簽、淺葱色短冊（表紙左肩）に、「長歌撰格 上(下)」と墨書する。扉題、内題同上。内題の下方に「橋守部撰述」(卷上)と自署する。下卷末には、

文政二年三月 守部卿

と誌している。本書の撰述時期に就いては後述する。

印記は上冊の扉に「学問所改」の長方形墨印と卷末及び下冊第一葉に「椎本文庫」朱印が捺されている。前者の墨印は本書が上木の官許を得るため提出された原本であり、その際の捺印であろうが、その年次は明らかにしない。「明治六年」江里川千照蔵版本として上梓された際の事か。猶未詳である。

本書は「椎本文庫目録」に「文政二年三月成、全集底本ハコノ本ノ清書タル橋本直香上木ノ板本ニヨル」と記している如くに、「長歌撰格」最終の自筆定稿本である。しかし「文政二年三月成」は右記の奥書に拠ったものにすぎず、全集首巻の橋純一氏の解題に述べられているように、更に二十余年後の成稿である。板本に較べ殆んど異同するところは見出されず、文政年初からの永い経営の後に成った長歌撰格の繕写本である。端正な浄書の後に朱簽・句点を丹念に施し、其後に猶上下巻共に極く僅かながらであるが、朱筆の補訂が加えられている。この補筆の跡を辿れば、上梓の際の誤りをのぞき板本の本文と全く同じくしている。

扱、本書がかく定稿本として繕写された時期についてであるが、同氏の解題がよくその間の事情を明らかにしているので、少々長文ながら再録すると、

此の書は、卷末に「文政二年三月 守部草」とあるから、守部翁三十九歳の時の著とすべきであるが、我が家に蔵する原本は、其の書風から推して、決してその当時の稿本ではない。守部翁が、少くとも文政三年の末までは

守部とはいはないで、橘庭麻呂と称して居つたことは、文政三年十二月の自序ある神楽歌催馬楽の註（入文以前のもの）に橘庭麻呂と署名して居ることから推定出来る。然るに此の長歌撰格の原本には、本文中にも、又巻末の署名にも、守部と称して居る。又「天保十一年十月三日夜守部」と奥書ある長歌大意といふ書がある。これはある人から長歌撰格借覧の請をうけて、その代りに書き贈つたものらしく、巻頭に

御厚志につきて、予が長歌撰格を御覧に入まほしかれど、この書の清書年来懈くて、いまだ稿を兌し侍らず。

草本□□多かれば、此たびは先、仮に其中より二三ヶ条を採出で、御心得のために奉るなり。尤寸暇侍らねば、其然る所謂の引証等はこゝにすべて省きつ。

と断つてある。天保十一年に於て、人に見せるだけの清書が出来て居なかつたとすれば、今我が家に現存の清書本は、天保十一年後のものでなければならぬ。而して天保十一年は守部翁六十歳の時である。六十歳の時に、三十九歳の時の著述に対し「この書の清書年来懈くて」といつて居るのも何だか変なものである。又撰格といふ立派なものがあるのに、単に清書が出来て居らぬからといふ理由だけで、あの粗雑な長歌大意を書き贈るといふのも、腑に落ちかねる話である。で、翁に対しては甚だすまぬ想像であるが、長歌撰格著述の腹稿若くは略稿が出来てゐたのを、早く吹聴しておいたので、天保十一年以後に於て翁の所謂清書（事實は改稿）をした際、その腹稿若くは略稿を作つた若い頃に溯つて、年代を記しておいたものではなからうか。これはあまり穿ち過ぎた想像であるかも知れぬが、少くとも、現存の長歌撰格は、翁の晩年に十分の訂正を経たもので、壮年時代の稿本そのままでないことは、認めねばならぬと思ふ。

と誌されている。

その長歌大意は「新訂増補橘守部全集補卷」に池田市林田良平氏蔵自筆本一冊三十四丁の影印があり、斯道文庫蔵本に

井上主晴の書写本等（後述）がある。同解題で述べる如く、長歌大意は長歌撰格卷上下（草稿本）からの要約であり、引証歌等にやや相違する処はあるが、その論旨は異るところがない。ただ定稿本にみるが如き詳密な簽例が甚だ簡素化されている。

同文中に、

おのれか撰格には○疊句○聯疊○隔疊○変疊○対句○隔対○変対○招応○喚響○首尾○調段○譬喩○序辞とて十種の簽例を立て其句法を悉く論せれと事しけくて尽しかたかれは今はたゞわすかに二三策挙る事左のことしと数例の簽を以て代えている。が、それも長歌大意の性格上、当然の処置であろう。ただ、此処で注意されるのは、右記文中に十三種の簽例を明示しており、既に手許に存す長歌撰格の草稿は簽例に関する限り定稿本と異なることのない段階にあつたと想定されることである。又、本書の如き定稿本が完成したのは何時の事かは猶確認しがたいが、長歌大意の冒頭に「御厚志につきて予か長歌撰格を御覧に入まほしかれと此書の清書年来懈くていまた稿を免し侍らす艸本の乱等多かれは云々」とある記述が其儘に認められると、長歌撰格はほぼ浄書補訂をまつ状態にあつたものと推定されるのである。

本書の卷末「文政二年三月」の日附の作意は橘氏の御推論によつてよく解明されるところであるが、守部の歌学を代表する此撰格もまた次述諸本の中に散見される歌格の著稿と相俟つて文政年初からの永い研鑽と経営の足跡が回顧されたものであつたにちがいない。それが、この卷末の日付として誌されたのであろう。但し、本書の改稿清書は略抄本「長歌大意」の染筆の期日、天保十一年十月以後の事であり、次述する三重県朝日町公民館に所蔵する「長歌撰格」―本書成立後につづく書写本―には、その奥に、「天保十二年秋八月」と記しているのをみると、本書は「長歌大意」から程経ずして成つたものであることが判る。天保十一年の暮から翌年にかけての事であつたと推定されるので

ある。

長歌撰格 二卷

自筆歟

三重県朝日町公民館蔵

袋綴、一冊。縹色行成表紙、竪二十七・二糎、横十九・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・二糎。每半葉十行。本文墨付、卷上五十四丁、卷下三十八丁。

題簽、薄綠色墨流し短冊（表紙左肩）に、「長歌撰格_{下上}」と墨書する。内題同上。その下方に、「橘守部撰述」（卷上）と署名している。

下卷末に、

文政二年三月

守部艸（卷下三十八丁表）

と記し、同裏中央に、

天保十二年秋八月（「坐本蔵書」朱印）

と日付を誌している。本書にも文政二年三月の日付はあるが、既述した如く、天保十二年秋八月が本書「長歌撰格」完成稿の年次を示唆するものであろう。猶「坐本蔵書」印は審らかにしない。

本書は前記斯道文庫蔵自筆本「長歌撰格」と丁数・行数・字詰等殆んど同じくする。但し、斯道文庫本に処々散見する朱筆の補訂を多く本行とし、処により同本に倣い其儘に傍書している。従って、下巻尾部の朱訂やや多き部分に於て次面に一行を移行するところがあるが、本文は朱筆補訂後の斯道文庫本と全く異るところがない。

本書の書写は前記の奥書に云う「天保十二年八月秋」頃のことであつたらう。筆跡は守部自筆と認められるが、やや運筆にわずか微弱の感じを残し、又、一行の字高、草跡等の一致から寧ろ冬照等の影写本かとも暗推されもする

が、やはり、自筆副本の一本とすべきであろう。天保十二年八月頃に、前記の自筆本補訂の後、完成した定稿をひきつづいて、恐らく献呈本としてでもあろうか、書写されたのが本書ではなからうかと思われる。

長歌撰格 二卷

筆者未詳

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。金銀砂子散し栗柴色菊花唐草空押表紙、竪二十六・九糎、横十八・六糎。料紙、薄様。題簽、白紙短冊（表紙左肩）、「長歌撰格 乾（坤）」と墨書する。

本書は前記斯道文庫蔵自筆定稿本の影写と認めらる。但し、影写に際し、朱筆の補訂部分を丹念に本行化しているため、卷下卷末は自筆本が三十八丁表七行と「文政二年三月 守部艸」の記一行で終るのに対し、本書は同丁九行迄と二行増幅し、文政二年の日附は同裏に書写されている。そのほか、本文右傍に朱圈点・朱引等を施し、又は引証歌の句点を欠く処があるが、他は丁数・行数・字詰・字躰にいたるまで忠実に転写している。特に上述した簽例にみる多種の記号は自筆本と同じ朱印を用いているところから、守部身辺の者になる影写本かと推測される。

長歌撰格 二卷

橘浜子筆

東京大学国文学研究室蔵

袋綴、二冊。本文共紙表紙。竪二十七・二糎、横十九・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十二・五糎。每半葉十行。本文墨付、卷上五十八丁、卷下三十八丁。

外題、表紙中央（両冊）に、「長哥（歌）撰格 上（下）」と墨書する。内題同上。内題の下方に「橘守部撰述」と署名。

下卷末に、

文政二年三月

守部艸

天保十とせまりみとせといふとしの卯月

浜子しるしぬ

と誌している。前掲自筆定稿本成稿凡そ一年後、娘浜子が書写したものである。

本書は守部著述の転写本によく見られる影写ではない。自筆定稿本に散見する朱筆の訂正は、すべて本行に書写されているが、まます書落しも見出される。清濁・句点なども処々相違し、特に下巻に於ては、朱簽符が後補すべく、そのまま余白としていたるところが多見される。その点、転写本としては未完の状態にある。上巻三十丁表に「終篇ミナ七五ノシラヘナリ」と自筆稿本に無い書入れが一ヶ処ある。浜子の註記であろうか。

印記、両巻巻首に「本居文庫」の朱印が捺されている。

長歌撰格 二巻

筆者未詳

無窮会神習文庫蔵

袋綴、上下合一冊。縹色表紙、竪二十三・三纏、横十六・四纏。料紙、薄様斐紙。字面高サ約二十・五纏。每半葉十一行。本文墨付、卷上五十八丁、卷下四十丁。

題簽、単郭付き短冊（表紙左肩）に「長歌撰格 全」と墨書する。扉題、中央に「長歌撰格 冊上（下）」と大きく記している。内題、「長歌撰格 上（下）」と記し、その下に「橘守部撰述」と署名がある。

本書も自筆定稿本系統からの転写本である。句点、書写後の訂正は朱筆であるが、そのほか簽符等もすべて墨書している。

印記、卷上巻首に「井上頼圀蔵」、「井上氏」の両朱印が捺されている。

長歌撰格 二卷

坂東千満筆

刈谷市立刈谷図書館蔵

袋綴、二冊。縹色布目表紙、竪二十六・八糎、横十九・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・七糎。每半葉十二行。本文墨付、卷上五十一丁、卷下三十四丁。

題簽、淡茶色単郭付短冊（表紙左肩）に「長歌撰格 上（下）」と墨書する。内題、「長歌撰格 上（下）」と記し、その下に両冊「橘守部撰述」の署名がある。

卷下末の奥書「文政二年三月 守部艸」の後、書腦下辺に、

文久三年冬

坂東千満写之

と誌している。坂東千満が本書の筆写者であるが、守部との関係は明らかにしない。

本書は斯道文庫蔵自筆定稿本からの直接の転写本であろう。自筆本に見る朱筆補訂は、時に本行中に書写するが多くは其儘に転写している。

両冊共に筆写者の書入れが、上欄・行間余白に散見される。主に長歌撰格所引の例歌に就いての校註である。その中に、まゝ「光尋云」と記す註文が見出される。が村上忠順の書入れはない。忠順の手沢本のひとつであろう。

印記、卷上第一葉に「村上文庫」朱印が捺されている。

長歌撰格略抄本

〔難〕 叟人筆

東北大学附属図書館狩野文庫蔵

袋綴、一冊。渋引刷毛目表紙、竪二十三・六糎、横十五・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八・六糎。每半葉十一行。本文墨付五十丁。

題簽、表紙左肩の単郭付き短冊に「長歌撰格 全」と墨書する。内題同上。その下方に「橘守部撰述」と署名する。

卷末に、

文政二年三月

守部艸

と記され、次葉に、

天保十四年三月書写 〔難〕叟人(印)

と、筆者並びに書写日付が誌されている。筆者〔難〕叟人は審らかにしないが、京都大学附属図書館蔵「神詠古義」十四卷の筆者は同一人であり、同年三月より六月にかけて同書を書写している。同時期同人による守部著稿の転写本であろう。

本書は前記斯道文庫蔵定稿本「長歌撰格」二卷の略抄本であり、その卷上と卷下末三葉余に相当する。また、卷上の抄出に於ては、「長歌撰格」の論述部分を主として、所引の例証歌を多く省略する方法をとっている。且つ時に、叙述の前後するところも見出される―例えば十三種の簽例、四種の文の簽あやなど当該箇處を離れて中途に挿入するなど、それである。卷下三葉余は「こゝに記紀万葉等のめてたき哥ともを引て其意を深くおもひ入へき事をもさとさまほしかれ」と板本三十三丁裏七行以下を書写するにとどまる。「長歌撰格」卷下が当代の国学者の長歌に就き、主に例歌を列挙しているところから前卷同様に省略したものであろう。一種の要旨を抜萃した、抜き書きノートの如き類と推測される。

本書の依拠本はいずれの稿本であるか明らかでないが、斯道文庫蔵自筆定稿本と比較すると、同本に見る朱筆訂正がすべて本行中に見出されるので、同本成立後の本文に拠った略抄本と想定されるのである。

長歌撰格稿本 卷上零本

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。縹色表紙、豎二十八・二纏、横十九・六纏。料紙、手習故紙の裏。字面高サ約二十・四纏。每半葉十行。本文墨付、四十二丁。朱簽・句点を附す。

題簽・外題なし。内題「長歌撰格稿本 上」、その下方に「橘守部撰述」と自署する。

本書は「長歌撰格」巻上の約三分の二程の零本である。即ち、守部云「小長歌」――長歌中の比較的短い句数の長歌の引証例歌、万葉集卷六「聖武天皇賜酒^フ節度使卿等^ニ御製歌」とその註記説明文数行にて終る。全集第十一所収、上巻五十頁十二行迄である。

本書は恐らく前掲の定稿本の前稿となった稿本であろう。反故紙に書かれた文字通り草稿本であり、消抹や改訂本文が随所に見出されるのであるが、定稿本と比較するに、相互の間にはすでにいくばくの相違も見出されず、引証例歌は勿論、論述の文辞に於ても訂正文本に従えば、僅か修辭上の異同を示すにすぎない。定稿寸前の稿本である。

本書の肝要たる十三種の簽例についてみると、

先^{以上初の}右の疊句より以下、十三種を以て、^先その大むねをさとさんす、然れとも此等の名目を、ことごとく歌の句中に

ことわらんも、所せきわさなれば、句中には仮に簽を設け記して、その句格をしらせ、其歌ともの末^{前後}に、何くれの事は、さとすへし、その簽例は

疊句^(朱、以下簽同)ニハ^{〇〇} 聯疊ニハ^{〇〇} 隔疊ニハ^{〇〇}

変疊ニハ^{〇〇} 対句ニハ^{〇〇} 隔対ニハ^{〇〇}

変対ニハ^{〇〇} 招応ニハ^{〇〇} 喚響ニハ^{〇〇}

首尾ニハ、調段ニハ、譬喩ニハ。

序辞ニハ、

凡一篇のうへに此等の簽にあつかる所をすへて皆文と云

と見え、補訂に拠れば前掲定稿本と殆んど一致する。この簽例のみならず、本書全般にわたり相互の異同は略々右例と同様である。

更に、もう一例をあげると、

右の十三種の句法の外にも、言語のいひさまに、後世のかけても、及はぬあやとも多かり、今其あやを、仮に四種に分ちて、連実、光彩、数量、方辺となつく……中略……かれこの四種の事は、短歌撰格の方に、あまた其句

を抜出て、その然る所以の事ともをも、つはらにことわりつ、かしこに合せて、其例を見へきなり、されと長歌の方にも其しるしなくては、
上代の詞つかひのおこそかにうるはしかりしけちめも、見わくへからねは、
ことかくへければこゝにもその片かとをことわりて、簽の例のみはしるしおくなり

連実ニハ、数量ニハ、光彩ニハ、方辺ニハ、

かくのことく、皆その言の首につけそへて古き代のまことの雅語をさとすにそありける冠せられたれば、此等のしるしを見て、此外にも実句、虚句、中虚句等の、さたもあれと、例の皆短歌撰格の方にゆつりて、こゝには省きつ、

と、歌句を構成する語の文の簽例を句法の十三種の簽例と共に挙げてゐるのも、定稿本同様である。その符号はやや異なるが、説明文は両者の間には語句の相違にとどまり、これもわずかである。かく本書は定稿本との間には、最終の斧正と浄書を俟つほどの異同が存するにすぎず、次述する天理図書館蔵板下本に較べると、本書は更に定稿にと近づき、寧ろ定稿本の下書きともいふべき稿本である。特に後者の「語の文」の簽例は「されと長歌の方にも其しるしなくては、
上代の詞つかひのおこそかにうるはしかりしけちめも、見わくへからねは
ことかくへければこゝにもその片かとをことわりて」と記して、あらたに簽例を設けているが、同板下本

には、此の簽例を未だ整えるにはいたらず、僅かに數例に就き任意に附記するにとどまり、前掲の句法十三種の簽符を以てのみ引証例歌に施簽しているのである。その意味でも、本書は両簽例を統合し、長歌の正格を鮮明に補足して、この撰格をして独自に充実せしめていて、同板下本との間には、猶相當の懸隔が存するのである。恐らく本稿は定稿本改訂時のことであろうし、それは後述する如く、同板下本から八・九年を経過した天保十一年十月以降のことであつたらうと推定されるのである。

ただ、定稿本の下書きであつたためであろう、両簽は未だ引証例歌すべてに施されることなく空白のままに残されている処が多い。

印記は、卷末に「月明莊」の小形朱印が捺されているが、「椎本文庫」印等は見えぬ。

長歌撰格下巻稿殘簡

自筆

三重県朝日町公民館藏

同館所藏の橘守部遺墨中に長歌撰格卷下の草稿十九葉が存する。美濃紙、又は反故紙の裏に書れた朱墨訂正の著しい下書草稿である。字面高サ約二十二・二糎。每半葉に十一〜三行ほどが細字で走りがきされている。第一葉は仮綴の表紙に宛てようとしたものか、左肩に「長歌撰格卷下」と外題を記している。卷下巻頭が残り、内題も同じく「長歌撰格下巻稿」とある。

因みに、殘葉を全集(卷十一所収)頁数で示すと、六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・次述天理図書館藏板下本三四丁裏三五丁表・一〇八・一〇九・一一〇の各頁に略々該当し、その一部又は全頁分をとどめている。冒頭部分と共に巻尾が殘存しているのをみると、此草稿は下巻全般にわたるものであつたのであろう。同館には猶多くの草稿類殘簡が所藏されるので精査すれば此間をうすめ

る残葉が見出されるかもしれない。

扱、本稿を上記諸本と比較すると、天理図書館蔵長歌撰格板下浄書本(二巻)以後の改訂稿であり、一部同本の名残をそのままにとどめる処も散見されるが、ほぼ全面的に改稿され、更に改訂箇処を辿ると定稿本に極めて近似し、寸前の草稿とも考えられる。天理図書館に所蔵される上記巻上の零本が反故紙に書かれた定稿本の下書きとも云うべき草稿本であることを参考すると、本稿も又巻上につづき定稿本下書きとして執筆されたところの残簡ではなからうかと推測されるのである。あるいは、その下書の際に生じた反故として一括されていたものの一部にすぎなかったかもしれない。しかし、いずれにせよ、定稿本巻下の成立を前にしての草稿本として注目される。

長歌撰格 二巻

自筆

天理図書館蔵

袋綴、二冊。淡茶色布目表紙、竪二十六・三糎、横十八・三糎。料紙、薄様に匡郭を印刷し、柱上辺に「長歌撰格上(下)」、下辺に丁数を墨書している。四周単辺、竪二十・七糎、横十五・五糎。每半葉十二行。本文墨付、巻上六十一丁、巻下四十九丁。

題簽、白紙短冊(表紙左肩)に、巻上冊「錦所叢書 長歌撰格上板下本 十六(朱)／池庵守部先生自書也／可愛玩也」、巻下冊「錦所叢書 長歌撰格下板下本 十七(朱)」と別筆墨書する。内題、「長歌撰格巻上(下)」と記し、その許に「橘守部撰述」(巻上)と自署している。題簽に誌しているように、あらかじめ用意された刷用箋を使用し、版下本として繕写されたものであったろう。猶題簽中に記す「錦所叢書」とは、桐生門人吉田秋主分家、吉田錦所の蔵書を云うのであろう。

本書は天理図書館稀書目録に「初稿本か、文政二年成稿のものよりも簡略にして異同多し」と記しているように、

前記斯道文庫蔵定稿本・天理図書館蔵卷上零本・朝日町公民館蔵卷下残簡等の前稿本に当る浄書本である。後述するように開板を企図して用意されたのであろう。しかし、本書は上木されず、上記稿本の経過を辿るのであるが、其の間凡そ八・九年の隔りがある。その構成と論述するところには既に大むね異なる点は尠いが、本書は猶以下に述べる如く、諸点未整理な一面が残され、以後の刪定を経るところとなっている。

先ず、上下両卷共に、所引する多くの例証歌に於ては、定稿本とは、その過半は一致するが、本書にやや多例所出され、定稿本に於て精撰されてゆく経過が認められる。

次に、本撰格の眼目である十三種の簽を見るに、その名称と弁別符号は、

疊句には \square ・聯疊には \oplus ・隔疊には \square ・変疊には \ominus ・対句には \square ・隔対には \square ・変対には \ominus ・招応には \circ ・喚響には \circ ・首尾には \circ ・章段には \circ ・譬喩には \circ ・序辞には \circ 。

と見え、両書共にほぼ同じくするが、簽即ち弁別符号は若干の相違を見出し、附簽箇処に於ては、猶相互の間には相当の異同が散見されるのである。

又、右の十三種の簽と共に守部が案出した、長歌の語句の構成に於ける四種類の「語の文」^{かや}については、定稿本（天理図書館蔵卷上零本略同、上掲）の中では、

故レ此四種の事は、短歌撰格の方に、あまた其句を抜出で、然る所以の事ともをも、つはらにことわりつ、かしこに合せ^て委^末き事は見へきなり、されと長歌の方にも、其しるしなくては、上つ代の詞遣ひの、おこそかに美麗かりしけちめも、見わくへからねは、こゝにも其片かとをことわりて、簽の例のみは、しるしおくなり、

連実ニハ \square 光彩ニハ \circ 数量ニハ \square 方辺ニハ \langle

かくのごとく、皆その言の首に冠らせたれば、此等のしるしを見て、古き代の、雅ひ語のいひさま、用ひさま

を、知へきなり、(巻上十六ウ)

と記し、本編に所引する例証歌に巨細にわたり、四種の簽を施している。しかるに、本書に於ては、

故レ右の十三種の名目の外にも、実句、異類、光彩、数量、方辺な□云、名目をもまうけて、言語のあやに□くさぐくのさだあれど、此にその事までを引出テては、あまり事多くなりて、煩ラはしかりなんとて、それらの事は、短歌撰格にことわれり(上卷十三丁ウ)

と述べ、例証歌中にこれを省略している。しかし、上卷の中頃にて例証歌中にその必要を認めたのか、唐突に、

短歌撰格にことわれるが如く、実句、異類、光彩、数量、方辺此等の語ノ例は、短歌撰格にことわれり、例は、文章撰格に出せりなどの類ひを始め、雄々

しくも、うるはしくも、たけ高くも聞えて、何によらず、感情のあるふしをば、統て皆あやとはすなれば云々

(三十四オ)

と、例証歌に施した簽―四種中の二種―につき断り書きを附記している。この附簽する例証歌は僅かにすぎないが、やはり唐突にして統一を欠く難はまぬがれない。如何に煩細であれ、長歌撰格は、先の十三種の簽と共に此の四種の簽とが完備されてこそ、その生彩は發揮されるのであろうから、本書繕写の間にも、その必要を感じたのであろう、その一部に補足することを余儀なくしたために論述に破綻が生ずることとなつたと思われる。そして、その附簽―符号の定稿本と異なるのはともかく―もまたかなり任意的である。定稿本に於ては、両簽例は共に併記され、所引証歌の全般にわたり両簽は施され、両者一体の構成の許に、長歌の形態・修辭の両面から長歌の正格を具に提示しているのに對し、本書は未だ整備されざるままに繕写されているのである。

が、しかし、一方、先の引用文面にも見られるように、短歌撰格・文章撰格の両撰格と共に、緊密に三者一体にして撰格を構成しようとする当初からの意図が窺われ、本書の四種の簽にしても、―板下本の段階に於てすら―強いて

あらたに此の簽例を併記する必要を認めず省略したものかとも推測される。因みに下巻末にも「すべて此撰格は、短歌、文章互に相ゆづりて記しつれば、見む人、三部を見合せて、よく心得てよ、さても、人を導んとてのわざながら、おもへはかへすくも、おほけなきさだはなしつるかな」と誌し、本書をとじている。

又、本書の叙述は定稿本に較べて、やや詳細となっている。殊に、本書では、長歌の正格を論述すると共に、此歌格の当代的利用の叙述に意をそそぎ、譬えをとりて懇切に論じて、実作指導の書としての面がかなり強調されているのである。それは、定稿本が所謂歌論書として簡頸な論致となっているのに対し、本書は、その著述時期の、門下の実用的意向を斟酌しての叙述でもあったがためでもある。本書はかく、未だ完き撰格としては、猶不統一ながらも、この段階としては、寧ろ一つの完成稿であったといふべきであろう。

猶本書下巻末尾には、

さて今かくさとせる、何くれの格どもの中に、歌につけ、文辞につけ、今世の人の、わきておもひよらざるは、異類連用の句、光彩、數量、方辺等の、加用の句どもなれば、常に古歌古文を見るにも心をつけて、やがてみづからの哥文にも、用ひ習ふべきなり、此等の句例の事は、短歌撰格にことわり、其簽ともは、文章撰格に播しおければ、こゝにはもらせり、次には聯疊、々句等の、つゞけなしなり、これらをよくつゞけ習はずては、うるはしきうたはよみがたし、こは摘出てはさとし難かれば、上巻に挙おきたる、古哥どものつゞけをよく見てさつるべし、又対句も漢ざまなるこそはいやしけれ、此間のふりにつゞくる時は、一つのあやとなりぬへし、されは此対句も、なるべきたけは、疊句のふりにつゞけぬへきなり、大かた今世の人の心ぐせとして、例の漢さまに落入ルか、さらずは片違ひになれるかにて、うるはしきはいと稀なれば、此に古人の疊対の句どもをつみ出で、作例にそなふるなり、但し上巻に、既に挙たる歌どもは、悉く除きて、其他の古歌どもに見えたる限りを出す、

と述べ、異類、光彩、数量、方辺等の「語句の文」については短歌・文章両撰格にゆずる旨を断りつつ、末尾に畳対の句例を「作例にそなふる」ために、以下の如く多数の用例を掲示している。いずれ定稿本に於て削除されるのであるが、長歌撰格の中で畳対の意義を重視すると共に、実詠の見合せとする意図が、当稿本の過程にあつては強く表面にあらわれているのである。

畳対の句は下巻三十七丁裏四行から四十九丁表九行の長きにわたり添付されている。即ち、記紀から二十四例、万葉集から二五一例の多きを列記している。この引くところの畳対句に就いては、「こはむかし書ぬきおける中にて、既に出たる古哥どもの句を除きて、えり出たれば、もれたるも多かるべし」と記している。その経営の永きを吐露したものである。既述の斯道文庫蔵「檜婦手」一冊―万葉集中の畳対句例を蒐めた―などもそれに類し、あるいは其等も指すのでもあろうか。記紀・万葉の研究と共にほぼ併び進められていたのであろう。

備考

長歌撰格・短歌撰格・文章撰格の三撰格の成立については、高井浩・徳田進^註両氏の、丹念な守部書翰の御調査によつて、漸次その経過は詳細にされた。天保二年八月二十一日附書翰によると「長歌撰格も板下清書出来仕候。御光臨迄留置候哉、又貴地へ差上候哉 仕御賢慮可申候。」と見える。書翰どおりとすれば、この年の右の日附頃には版下本の清書が完成していることとなり、山彦冊子―天保二年十一月刊―の附録に「長歌撰格^{冊二} 近刻」と予告しているのも領れる。文政二年以来の草案が稿を整備して版下清書本となつたのであろうが、どのような事情があつてかは不明ながら開版の運びには至らなかつたものと見える。そこで、この版下清書本というのは何れの自筆本を指すのであろうかとすれば、現在の処、上述した本書を除いて見当らないのである。恐らく本書を指すのであろう。其後定稿本の完成は天保十一年十月以降の事と推定されるので(前述)、その間凡そ十年を経過していることになる。この永い経過

は守部の著述の場合、異例なことではないが、猶聊か気に懸る事のないでもない。それは、後述の長歌大意（天保十一年十月三日）の冒頭文である。

御厚志につきて予か長歌撰格を御覧に入まほしかれと此書の清書年来頼りていまた稿を貸し侍らす艸本の乱等多かれは云々、

と、文面からすれば、此の長歌撰格は未だ草稿本のままに放置されているかの如くである。書翰文辞のあやと見れば、それはそれでよいのであるが、十年近きを遡る時期に本書の如き版下清書本が完成しているのを考慮すると、右の文面はやや守部らしからぬ書信のように思われるのである。しかも、本書が版下清書本であり、上述した如く、「語の文」の簽を除き定稿本に近接する過程にある稿本であるからである。

扱、長歌大意三十四葉は、長歌撰格からの簡略な要約であり、その土台となった草本は推測すべくもないが、その論旨と、例の十三種の簽の説明は既に定稿本と余り隔たるところもなく、わずかに引証例歌に於て異同を見出すにとどまる。とすると右の書翰に云う草本は略定稿本に程近い稿本であつたらうと推測されるのである。現存本に程近い稿本とすれば、それは本書である。従つて、やはり、本書が長歌大意の原本であつたと考えるべきであらうか、「清書年来懈りていまた稿を貸し侍らず艸本の乱等多かれは云々」というのも、単に書翰の言廻しにすぎないのであらうか、と結句、天保二年八月の書翰に云う版下本とは本書のことであり、同清書本に更に刪修を施し、現在の定稿本にと稿を改めようとする機運の到来したのを含めて、かく誌したものと考えるほかはないのである。その折、天保二年版下清書本・天保十一年長歌大意の所引歌には、まだ不備なる「語の文」四種の簽例、簽符なども、先の十三種の簽と共に完備すべく用意を整えつつあつたものと思われる。その下書きとして残るのが、前記天理図書館蔵卷上零本・朝日町公民館蔵卷下残葉などの稿本であらうかと推測されるのである。

註 高井浩氏「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究」(一)(六)、昭和三十八〜四十三年『群馬大学紀要 人文科学篇』所収。

徳田進氏「橘守部と日本文学―新資料とその美論」所収、昭和五十年五月。

長歌大意

井上主晴写

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。墨色亀甲文繫ギ空押表紙、豎二十七糎、横二十糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十一糎。每半葉略十五行。本文墨付二十三丁。扉一葉。遊紙後一葉。

題簽、白紙短冊(表紙左肩)に「長歌大意 守部撰」と墨書す。扉題同上。内題「長歌大意」と記す。

卷末に

さても此書やわか心しりの人に長歌よむへきことろはへをさとさんとてかくおふけなき事の上までさたしつるす
とみては先つ大人たちにかしこくしりそきては後の見るめにはかられて其つみのさり所もなく殊に案もせずし
て一夜のあひたにそろ書しつれはいかなるひかことありなんも知へからすわれになつきおへける人の外はゆめ
心して見せたまふことなかれかし

天保十一年十月三日夜 守部

子のとし 主晴写之

と誌している。此の長歌大意は奥書によれば、同年記の一夜、そぞろ走り書きし、知己に論した長歌の心得である
ということである。

巻頭の端書にも、

御厚志につきて予か長歌撰格を御覧に入まほしかれと、この書の清書、年来懶くて、いまた稿を免し侍らす、艸本の乱等多かれは、此たひは先仮(仮朱)に其中より、二三ヶ条要を採出(あ朱(る)墨)て、御心得のために奉るなり、尤寸暇侍らぬ(ね朱)は其然る所謂の引証等は、こゝにすへて省き(し(ミ)セケチキト朱訂ス)つ

と述べているので更にその経過は明らかである。知己からの長歌撰格借覧の請いを受けて、同書の繕写未だ成らざるにつき、その要諦数ヶ条を摘出して送ったのが本書であるというのである。その内容を一瞥するに、前半は長歌の正格として記紀・万葉の古格に証をとりて論じ、後半は歌格の乱れを近世の長歌の上に述べているのであるが、共に長歌撰格卷上下の両巻からの要約である。引証歌に於てやや異るところもあるが大略論述するところは同じくする。しかしながら、此の書の場合、長歌撰格にみる詳密な簽点は次文に見る如く簡素化している。即ち

歌を図のことく記せるはせめて(め朱)は其句調のあやをしらせんとて也又其傍(に朱(に)朱)に朱にて点せるは疊(疊朱)み句あはせ句などを始としてかりそめの助辞(辭朱)にいたるまてみたりならさるさまをしらせんとてなり此類おのれか撰格には、

○疊句(聯朱)○聯疊○隔疊○変疊○対句○隔対○変対○招応○喚響○首尾○調段○譬喩○序辞とて十三種(種朱)の簽例を立て其句法(句朱)を委く論せれと事しけくて尽しかたかれは今はたゝわすかに二三策挙たること左のことし

題の始終(始終朱)に――如此せるものは首尾を合せたるしなりこゝに首尾といふ(にカ朱)詞の首尾あり意の首尾あり物と物との首尾ありて(て朱)一様ならねと其事まては得(こと朱)ことわらす――如此せるはあはせ詞いはゆる対句等のしるしなり

●如此せるは助辞(辭朱)の相揃へるしるしなり。●如此せるは其助辞(辭朱)の一方変格せるしるしなり●如此せるは同物同意を疊(疊朱)み重ねなせるしるしなり△如此せるは殊更に詞をかへて相合せたるしるし也こゝに今一ッ記さまほしかるは一篇のうち(こゝ朱)こゝかしこ相響きてちからともあやともなりて元本(元本に朱)にはゆる招応、喚響、等のしるしなれと所せければえしるさす(そ朱)そもく上古の長うたは譬(譬朱)へは野へにはふ蔓艸の本を引にあまたの枝葉(動朱)こゝかしこ一度に動か

ことくして一句一行といえともみたりに抜さしすることあたはさるなりそはつきく出す所の哥ともにてもかつくはさとりしらるへきなり

と断っている。本書の性格上、上述の経過からみて長歌撰格の要約としては当然の処置である。此処で、長歌撰格が天保十一年十月の時点で簽例等既に完備しながらも猶未だ定稿に至らざる状況であったことは、その成立の上で留意される。

右に掲出した所引本文にも見るが如く、本書は朱筆の傍記とわずかに上欄書入れが見出される。椎本文庫目録に「訂正朱書ハ守部自筆カ」と記しているように、筆写者の字体とは明らかに異り、守部の筆跡に近似するが本書の書写年代に疑問があることも加えて疑点が残る。かつその訂正は掲出文中にても判るように、書写本文中の不明瞭な字句をあらため傍記しているにすぎず、書写後、守部近辺の者によって校閲を請うた時の跡かとも推測される。

本書は井上主晴の転写本であるが、「新訂橘守部全集」補巻に自筆本影印を新たに収載している。同凡例によると池田市林田良平氏所蔵という。此の自筆本とは本書は些少な書写の上での異同を除き相違するところは殆んど見あたらぬ。ただし、自筆本は、「天保十二年十月三日のよ」の奥書の次に、

上古のうたの句調をうつさんとはあらねと年来古書に馴たる故かおのかまにくよみすてたるえせうたとも跡にて図して見ればおのつから古風のうたのいつれにか叶ひて後世のくせにおち入さるのみを予か心のまとはし侍る也よりて是もみ心得にならんも知へからねは今こゝに図して御覧ニ入侍るなり

と、二枚半に自讃歌四首を図解しているが、本書はこれを省いている。転写本も数点存するが、転写に際してはさすがに却除せしめたのであろうか。

備考

本書が書写されたのは奥書の後に「子のとし 主晴写之」と記しているところから、天保十一年（庚子）、嘉永五年（壬子）、元治元年（甲子）がその年と推定される。巻末の遊紙裏に本書の筆者主晴の朱墨の書入れがある。書入れは本書とは関係のない三条院御製に関する註記などであるが、その末に「元治元年甲子八月写之／井上主晴書之／本書田山氏ヨリ拝借ス」と朱書している。この書入れの時と、本書書写の時が同年であるとすれば、守部は既に故人であり、傍書訂正は別人ということになる。尠くとも元治元年甲子八月以後、椎本文庫に所蔵されたことは確かである。「椎本文庫」朱印は巻初に捺されている。

長歌大意

筆者未詳

神宮文庫蔵

袋綴、一冊。薄茶色刷毛引表紙、竪二十四・七糎、横十六・九糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十糎。每半葉十一行。本文墨付、三十一丁。

外題、表紙左肩に「長歌大意」と墨書する。内題、「長歌大意」。

本書は、「^{新訂}増補橘守部全集」補巻所収―池田市林田良平氏所蔵自筆稿本―影印本と次の一ヶ処を除き、丁数・行数・字詰等を全く同じくし、字体も又よく模写されている。自筆稿本は未見であるので、影写本か否かは猶詳らかにしがたいが、丁寧な臨模本である。両本の相違は、自筆稿本に、三十一丁裏から三十三丁裏までの二丁半に、自歌四首を凶解し、添付しているが―前記斯道文庫本参照―本書はこれを省除している。そのほか、僅か五六ヶ処、本書のみの書入れがある。万葉集卷十三からの用例歌「あふみの海、とまり八十あり云々」の末に、「○花たちはなを此一句本書脱 大滋」（14オ）、又、同集卷二用例歌「あき山の、したへるいも云々」の歌句に「以下二句今本ナシ大滋」（19ウ）と記すなどが、それである。書入れの筆者は「大滋」と読めそうである。大滋とすれば、天保十五年久留米から池庵に入

門して来た船曳大滋のことであろうか。本書の影写もその人かと思われる。簽・句点は朱墨両筆にて施している。

印記、巻首に「御巫書蔵」朱印が捺されている。

猶自筆本未見につき、本書の巻頭・巻末部分を掲示し、参照しておく。

巻首には、内題「長歌大意」と記し、次いで、

御厚志につきて予か長歌撰格を御覧に入まほしかれと此／書の清書年来懶くていまた稿を兌し侍らす艸本の乱等／多かれは此たひは先仮に其中より二三ヶ条要を採出て御／心得のために奉るなり尤寸暇侍らねは其然る所謂の引証／等はこのにはすへて省きつ／

と端書している。巻末には、

さても此書やわか心しりの人に長歌よむへき心はへを／さとさんとてかくおふけなき事の上まできたしつる／すゝみては先つ大人たちにかしくしりそきては後の／見るめにはゝかられて其つみのさり所もなし殊に／案もせずして一夜の間にそゝる書しつれはいか／なるひか事ありなんも知へからすわれに名つきおへ／ける人の外はゆめ心して見せたまふ事なかれかし」(31才)

天保十一年十月三日のよ 守部

と誌し、本書を結んでいる。

長歌大意

筆者未詳

お茶の水図書館蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、竪二十五・七糎、横十八・三糎。料紙、薄手楮紙。字面高サ約二十・三糎。每半葉十
一行。本文墨付三十四丁。

外題、中央に「長歌大意 全」と墨書する。内題同上。但し「全」字なし。
三十一丁表に、

天保十一年十月三日のよ 守部

の奥書がある。右の奥書の次葉に、「上古のうたの句調をうつさんとはあらねと年来古書に馴れたる故かおのかさまくよみすてたるえせうたとも跡にて図して見れば」云々にはじまる、自讃歌四首を二葉半に図解している。

本書は「新訂橘守部全集」補巻に載録している池田市林田良平氏蔵自筆稿本の影印と全く同じくする。右記した如く、転写諸本に見ぬ追加部分をも書写し、恐らく自筆稿本からの影写本かと推測される。附簽は朱簽が主であるが、ままた墨簽を交えている。自筆稿本は未見のため、猶確認しがたいが、いずれにしても、臨模した一本であろう。

印記 第一葉に、「加藤蔵書」朱印が捺されている。

長歌大意

筆者未詳

九州大学附属図書館蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、豎二十六糎、横十七・六糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・九糎。每半葉十二行。本文墨付二十九丁。

外題、表紙中央に「橘守部／長歌大意」と墨書している。同左隅に「熊本蔵書」の墨記がある。内題「長歌大意」。

本書は前掲神宮本と同じく、奥書「天保十一年十月三日のよ 守部」を以て終り、池田市林田良平氏蔵自筆稿本に附載する守部歌図解二葉半を省筆している。恐らく転写本系によるやや粗放な重写本である。ままた誤写・誤脱が散見される。

短歌撰格 二卷

明治十八年刊

書陵部蔵

袋綴、二冊。縹色布目空押表紙。縦二十六・六糎、横十八・六糎。匡郭、四周单边、縦二十一・七糎、横十五・一糎。每半葉十行。版心、「○短歌撰格序」、「○短歌撰格上(下)」、「○短歌撰格跋」、「○短歌撰格奥附」とあり、下方に丁附す。各々は序「〇一(一四)」、上巻本文「〇一(一三十三)」、下巻本文「〇一(一三十三)」、跋「〇一(一二)」と記す。

見返し、一面に子持杵の匡郭を設け、界線にて三分し、

橘守部著述／短歌撰格 全二冊／板権免許 椎本文庫蔵梓

と、三行に刻す。

題簽、子持杵付き白紙短冊(表紙左肩)、「短歌撰格上(下)」。内題同上。両巻内題許に「橘守部撰述」と記名。尾題、両巻末に「短歌撰格上(下) 終」とある。

序は次の三名が誌している。

この短歌撰格は橘守部翁のものせし三撰格の中の一つにしてその長歌撰格は近きころすてにすりまきになりて世に行はれぬれはこたひ此短歌撰格をもおなしう桜木にゑりて世にひろくにほはせむとうまこなる道守かおもひおこしてかうはものせるなりけり……………中略……………また文章撰格をもさしつきにすりまきにもせむあらましなりとか云々

明治十八年七月

正四位源詮

前略 ……………さるをさきつとし長歌撰格をはさくらきにゑりて世におこなはれつるを短歌をもいかてとひとの

すゝむるにまかせてかくはものせられしなりけりつきて文章をもゑりて三撰格ともに世人のたやすくよまるゝやうにせまほしうこそいまの橘のぬし巻のはしめに一こと書そへてよとこはるゝまにゝおもふこゝろをかくなむ
明治といふとしの十あまり八とせ七月はかり
穂積重嶺誌

と、「橋本」直香の、

師のあらはされたる／此撰格は

上つ代に／誰もものほらむ／言霊の／神のほくらの／はしたてそ是／直香

の一首が、設けられた匡郭内に影印されている。

跋文は、

前略 ……今この書は祖父守部か歌のいやしくなるましく文の拙くおちいるまじき規則を定めんとて世の人のおきてにもかゝはらすみつからの好みにもおもひはなれて古しへ今のありとある書ともに種々のしるしをほとこして其あるかたのまにゝ定めおかれたる三くさの撰格のなかの一つにそあるしかれともいまたとゝのはさる所ありとてかき清めもせさりしかはつゝりさま詞しらひ何くれとまたしきふしもましりたらんそは見ん人正してとるへければいふへきにもあらずとて先に長歌撰格を桜木にゑらせこたひ又かくはものしつるなりさしつき文章のかたをも世にあらはずへければ歌よむ人も文かく輩も後の心くせに清くはなれわたくしさまの好みをすてゝよく見よく味はふへきものぞ

明治十八年七月

橘道守

と誌している。序文、跋文により、明治十六年椎本文庫蔵版の長歌撰格二巻の再刊を機に、道守とその門人により、つぎくゝと三撰格の上梓が企画されたことが判る。本書はそのひとつである。又、跋文中に「しかはあれともいま

たとゝのはさる所ありとてかき清めもせさりしかはつゝりさま詞しらび何くれとまたしきふしもましりたらん」と述べているが、この両三撰格の拠った原本は、斯道文庫蔵自筆稿本の三部であつたことは既に述べた如くである。(当該解題参照)

後表紙見返しの奥附には、版心に「○短歌撰格奥附」と刻し、

明治十八年五月廿九日版權免許／同年七月二十四日出版 定価金七拾五錢

著述人 故人橘 守 部／出版人 東京府士族 橘 道 守 (住所)

と見え、「発兌書林」として、

須原屋茂兵衛／金花堂佐太郎／柳川梅次郎／浅倉屋久兵衛

の四書肆とその所在地を匡郭内に並刻している。

全集卷十一所載の底本はこの椎本蔵版本である。

猶、当該書には橘道守の跋文のあとに、「椎本文庫蔵版書目」二葉を附載している。

この奥付と椎本蔵版目録を替えた重印本は猶数種見出される。斯道文庫蔵本には、前者同様、版心に「○短歌撰格奥附」と刻し、

明治十八年五月廿九日版權免許／同年七月二十四日出版 定価金八拾錢

著述人 故人橘 守 部／出版人 東京府士族 橘 道 守 (住所)

と見え、「発兌書林」として、

須原屋茂兵衛／大倉孫兵衛／小林新兵衛／吉川半七／浅倉屋久兵衛

の五書肆とその所在地を郭内に並刻している。

猶、当該書は橘道守の跋文のあとに、明治二十八年十二月現在の「東椎本吟社出版書目」四葉を添載している。

短歌撰格 二卷

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。黄橙色松皮菱文空押表紙、竪二十六・二纏、横十七・九纏。料紙、楮紙。字面高サ二十一・八纏（歌本文以下同）。每半葉十行。墨付本文、上卷三十三丁。下卷三十二丁。

題簽、浅葱色短冊（表紙左肩）に「短歌撰格 上（下）」と墨書する。内題同上、その下に「橘守部撰述」（卷上）と自署する。

印記、両卷末に「椎本文庫」朱印が捺されている。

本書は全集解題に橘純一氏が、

此の書の著述された年代は不明であるが、我が家に現存する守部翁自筆本は、書風、紙質、体裁共に長歌撰格の自筆本と同じであるところから考へると、長歌撰格と相次で整理清書せられたものと思はれる。そして、長歌撰格の整理脱稿は、前述した通り少くも、天保十一年以後とすべきであるから、此の書も亦、翁の六十歳以後に於て整理されたものと見るべきであろう。

と述べられている。この自筆本両撰格は恐らく上述した斯道文庫蔵の自筆本長歌撰格と本書を指すのであろう。両撰格ともに橘純一氏の右記述と同じである。本書も、氏の御推定の如く天保十一年以降に相次いで完成稿をめざして整備されたひとつであろう。現在知られる自筆本中では本書以降の改稿本が存しないので、短歌撰格の事実上の定稿本である。

明治十八年刊短歌撰格の跋文「道守」にその依拠した原本につき「いまたとゝのはさる所ありとてかき清めもせさ

りしかは」と述べている如く、本書には処々に墨筆の補訂の跡を散見する。しかし長歌撰格と共に朱簽・句点は端正に施されていて清書本に近い。墨筆の補訂に従えば、二・三の語句上の相違を除き板本の本文と殆んどが一致し、寧ろ開板時に於ける誤脱^註が見出されるのは先の長歌撰格と同様である。

此の短歌撰格撰述の経営も永く、その端緒となる万葉摘翠集は遠く幸手時代にはじまり、現存稿本としては、文政元年三月の日付を誌している。本稿の成立までおよそ二十四・五年前を遡るのである。後に当該箇処に於て触れているので再述しないが、摘翠集に挙げる短歌五種の句格——一篇中無節格・第四句末而為節格・第二句末而為節格・又第二句末而為節格・第三句末而為節格——の論は本書巻上の要諦をなす「句格」の章に於て結実しているのである。其後、十余年を経て天保二・三年の頃に、後述する板下本短歌撰格二巻が浄書されている。其間には幾度かの草稿の経過があったことであろうが、現在、その稿本類は残らず、分明にしがたい。それから更に、本稿本との間には猶十年ほどの歳月を閲するのである。守部の両撰格に対する腐心の跡が偲ばれる。

註 一例をあげると、上巻○語脈断続の章の用例中、
ゆきて妹とひてわれ行てきみとひて妹空にけふ（上巻
二十二丁裏）、上記圈点の三句を見落すなどがそれである。

短歌撰格 二巻

筆者未詳

斯道文庫蔵

袋綴、上下合一冊。香色表紙、豎二十七・三纏、横十八・七纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・八纏。題簽、白紙短冊（表紙左肩）に、「短歌撰格 乾坤 全部」と墨書している。

本書は斯道文庫蔵自筆定稿本と丁数・行数・字詰等を全く同じくし、筆跡も又守部に模している。影写本ともいえる臨模本である。転写に際し自筆本の訂正を本行とし、朱簽を墨簽に代えているほか、書写後の誤りを朱傍記してい

る。まま振仮名を書落すところも散見するが、丹念な臨模本である。

短歌撰格 二卷

筆者未詳

刈谷市立刈谷図書館蔵

袋綴、上下合一冊。縹色布目表紙、竪二十六・八糎、横十八糎。料紙、薄様。字面高サ二十一・八糎。柱下方に丁附する。

題簽、茶色単郭付短冊（表紙左肩）に、「短詞撰格」と墨書する。扉題、「短歌撰格 上／丁数三十二枚」と記す。卷下扉題なし、丁数三十二枚とあるが、実数三十三枚。又、本書には卷上のみ尾題「短歌撰格上畢」と見ゆ。

本書は斯道文庫蔵自筆定稿本と丁数・行数・字面等全く同じくし、自筆本の墨訂正を本行とするも、筆跡もよく臨模し、影写本とも思われるが、猶草躰にやや異るところもある。

村上忠順手沢本であろう。見返しに、本書の目次を見出しし、又第一葉に同じく忠順の書入れがある。

印記、卷首に「村上文庫」、卷尾に「参河碧海／村上図書」の両朱印が捺されている。

短歌撰格 二卷

筆者未詳

静嘉堂文庫蔵

袋綴、二冊。紺色布目表紙、竪二十六・一糎、横十八・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・八糎。每半葉九行。本文墨付、柱下方に丁附され、卷上「〇一（〜四十六）」、卷下「〇一（〜四十七）」。

題簽、紅梅色短冊（表紙左肩）に「短歌撰格 上（下）」と墨書する。内題同上。その下に「橘守部撰述」と署名がある。

本書も前掲本と同じく自筆定稿本系統からの転写本である。僅かに朱筆書入れと訂正がある。

印記、卷上第一葉に、「松井藏書」、「岩波／氏記」の両朱印が捺されている。

短歌撰格 二卷 二部

筆者未詳

無窮会神習文庫

袋綴、上下合一冊。縹色桐花空押表紙、竪二十六・六糎、横十八・六糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約二十一・八糎。題簽、子持杵付き短冊（表紙左肩）に「短歌撰格 写本（朱印）」と墨書する。

本書は斯道文庫蔵自筆定稿本に丁数・行数・字詰等全く一致し、字体も依拠本に模して臨写している。但し臨写に際し、自筆定稿本の補訂をすべて丹念に本行中に組入れている。料紙に薄様を用い寧ろ影写本に近い。

印記、卷初に「井上頼圀蔵」、「井上氏」の両朱印が捺されている。

同文庫所蔵の他一本も補訂を本行化した転写本である。次に簡略な書誌を附記する。

袋綴、上下合一冊。黄泥表紙、竪二十六・一糎、横十八・三糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・六糎。每半葉十行。本文墨付、卷上三十三丁、卷下三十二丁。

題簽、短冊形白紙に「短歌撰格 写本（朱印） 完」と記す。内題、「短歌撰格 上（下）」と書し、その許に、「橘守部撰述」と署名している。句点、簽符は朱筆。自筆定稿本とは丁数・行数は全く一致するが、各葉字詰にやや相違がある。

印記、卷首に「井上頼圀蔵」、「井上氏」の両朱印が捺されている。

短歌撰格 二卷 二部

筆者未詳

東京大学総合図書館蔵

袋綴、上下合一冊。黄色布目表紙、竪二十七・六糎、横十九・八糎。料紙、杉原紙。字面高サ約二十一・八糎。每

半葉十行。

題簽、飛雲斐紙短冊（表紙左肩）に、「短歌撰格 上（下）」と墨書する。扉題・内題同上。

本書は斯道文庫蔵自筆定稿本と丁数・行数・字詰を全く同じくし、字体も又原本を模写している。自筆定稿本の墨筆補訂は丹念に本行中に書写しているが、影写本とみてよいであろう。しかし、まま書落し、清濁句点を省略する処がある。

上卷三丁表、神武記御製歌に「記伝云自禱原宮段の大御哥に延^エ袁^ラ斯^ツ麻^マ加^カ牟^ムとある延^エも、可^エ愛^ア少^シ女^メをまかむと云ことなり」と一ヶ処、自筆定稿本には見えぬ書入れがある。

印記、上卷第一葉に、「陽春／盧記」、「南葵／文庫」、両方形朱印が捺されている。

同図書館蔵の他の一本も自筆稿本の補訂を本行とした転写本である。

袋綴、上下合一冊。後補栗皮表紙、竪二十七・三纏、横十九・八纏。元表紙は本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十二・二纏。每半葉十行。本文墨付、卷上三十三丁、卷下三十二丁。

題簽、子持梓付短冊（後補表紙左肩）に、「短歌撰格」とペン書きする。元表紙外題は表紙左肩に、「短歌撰格 乾（坤）」と本文同筆にて墨書している。内題、「短歌撰格 上（下）」と記し、その許に、「橘守部撰述」と署名している。

本書も丁数・行数・字詰等殆んど一致する。自筆定稿本から直接の書写本とは思えぬが、丹念な転写本である。本文右傍にまま散見する朱筆訂正は、書写の際の誤りを訂じたものである。

印記、卷上卷首に「青洲文庫」朱印が捺されている。

短歌撰格 二卷

筆者未詳

国立国会図書館蔵

袋綴、二冊。葡萄色行成表紙、竪二十六・二纏。横十九・二纏。料紙、楮紙。字面高サ約十九・六纏。每半葉九行。柱下方に丁附あり、卷上四十六丁、卷下四十七丁。

題簽、斐紙短冊（表紙左肩）に「短歌撰格 上（下）」。「内題同上。その下に「橘守部撰述」と署名する。本書は自筆定稿本系統からの転写本である。上欄に簡略な項目見出しを朱書している。

短歌撰格 存卷上

筆者未詳

天理図書館蔵

袋綴、一冊。濃紺色表紙、竪十三・五纏、横十九・二纏。料紙、楮紙。字面高サ約十一・五纏。每半葉十三行。本文墨付三十七丁。

題簽、欠。内題、「短歌撰格 上」と記し、その下に「橘守部撰述」の署名がある。

本書は短歌撰格卷上の転写本である。簽、句点、振仮名等省筆するところ多く、又誤脱・誤写もまま散見されるやや粗放な書写本である。

短歌撰格 二卷

自筆

お茶の水図書館蔵

袋綴、二冊。淡茶色布目表紙、竪二十六・三纏、横十八・三纏。料紙、楮紙に匡郭を印刷し、柱上辺に「短歌撰格 上（下）」、下辺に丁数を墨書している。匡郭、四周単辺、竪二十・七纏、横十五・五纏。每半葉十一行。注文、双行割書。本文墨付、卷上、五十四丁、卷下、五十八丁。

題簽、白紙短冊（表紙左肩）に、「錦所叢書 短歌撰格上（下） 板下本 十八^{（朱）}（十九^{（朱）}）」と両冊に墨書する。内題、「短歌撰格 上（下）」と記し、その許に「橘守部撰述」（巻上）と自署している。題簽に記しているように、本書はあらかじめ用意された刷用箋を使用し、版下本として繕写されたものである。前掲長歌撰格と用箋・装幀を同じくし、筆跡も又略同時期のものであり、長歌撰格と対をなす浄書本である。題簽に記す「錦所叢書」とは、桐生吉田秋主分家、吉田錦所の蔵書であり、嘗って長歌撰格と共に所蔵されたのであろう。現在、両冊の見返しに貼付けられている扉には、その左肩に、「短歌撰格 上（下）」と墨書し、下方に「桐生吉田氏／函書之印」の方形朱印が捺されている。

本書は夙に弘文荘待賈古書目第一号（昭和八年六月）に長歌撰格二巻と共に市場に現れた短歌撰格版下本である。同書目に記しているように、「本文は版本とは著るしく異」り「分量にしても殆んど二倍近く」ある。

その巻頭は、版本又定稿本が「歌之初」として伊邪那岐伊邪那美命の御語を挙げ説きはじめているのに対し、本書は、

雲井にちかき御あたりには。いかに貴き御ゆるよしかおはすらん。そは卑き身のうかゞひしるべきにあらざれば。すべてきは異なる御うへの事は申さず。今や御うつくしびあまねき。大御代のみさかえとゞもに。鄙のすゑくまで。古言学びおこなはれきて。わが輩。しもさまの人は。大かた此学びをしたひあへり。此古言学ひするひとの中に。いにしへぶりを好めるあり。後ぶりを好めるあり。いにしへぶりを好む人は。ひたぶるに言の耳遠かるを高しとおもひ。後ぶりを好む人は。ひとへに言の巧みなるを。をかしとおもふめるさまに見ゆ。今是をことはるに。古き世のすがたによまんとおもひ起せる。一わたりは雄々しきが如くなれど。そも猶大かたほどこそあれ。今にして書紀万葉」（一オ）の風韻に。たやすく及ばるべきにあらず。又みだりに古語のみ用ひなは。

の文の^{あや}簽、直絶・倒絶など歌格の簽などに較べて繁細である。それは長歌撰格の歌格十三種の簽符などをも交えて、両書の一対化を考慮しての事であろうが、その趣旨は却って繁縟の嫌いがある。定稿本に見る簡約化は当然の処置であつたらう。附簽のみならず、叙述一般が又、やや煩多にわたっている。

上巻の末尾は、

此外つゝけなしのあやは。これかれあれと。既に長歌撰格にもいひつる如く。古くは歌といへは。もはら長歌の事にして。長歌は直レ(54表)にうたふべく調べたれば。右の七種の外にも、猶くさくぐのあやども多かるを。短歌はうちおもふ事を。仮にいひ続くるのみにして、そをうたふ時は。言を疊み。句を打反して。調べをそへしなり。故レ長歌にてあやとする。聯疊。章段なども。短歌にとりては。無用のものにて。いさゝか其まねひしても。中々煩はしく。うるさくなれる。是レ長歌と。短歌の^{ケチメ}差にそありける。されは短歌は。偏に右の異類。実句。中虚。光彩。数量。方辺。体属等の雅言を。最第一の文^{アヤ}として。かの長歌。文章のうへにあやとする。聯疊。隔疊。変疊等に。換用ふへきなり。比喻。枕詞。序辞等も。みやびたる物にはあれと。猶それも異類。数量。光彩などの。詞のあやには。しかぬ事多かりレ(54裏)

と結び、短歌に於ける修辞としては、結局七種の雅語を以つて優先されると簡素化し結論としている。定稿本に於ては更に中虚・体属の如き分類は他に集約されるか簡約化され、四種の簽例に精除・整理されてゆくのである。

下巻は、定稿本上巻に概ね相当し、歌格・詠格の論が中心となつてゐるが、その叙述次第には大幅な相違がある。

先ず、定稿本に於ける上巻の構成は、歌之初・句格・語脈断続・助辞・脩句の五項からなり、句格・語脈断続が主要論考となつてゐる。本書はこれに対し、語脈断続・助辞・脩句の三項目を設けず、前半を句格の論に当て、句格の章に於て、歌格の正格とする直叙体・四句絶・二句絶の三種の歌格に就いて、多くの例証歌を引き論述している。そ

れは定稿本同様であるが、上記三種の正格の間に、語脈・句脈のみだれを当代の和歌を以て例示し、定稿本の語脈断続の項が交錯して対比されている。上古・中古の正格と後世の弊格とを併せ対照させながらに叙述していて、その掲出用例は過半一致し、その論考もほぼ同じくしていると見てよい。従って、定稿本の助辞・脩句の項は未だ本書には言及されるにいたっていない。

しかし、本書後半は定稿本に見ぬ、詠歌・実作の啓蒙書的叙述に占められ、万葉・古今等からの所引歌に上記の符号を以て範例を図示し、又、短歌一般に就いて、余情・耳眼の句・つづけがら、更に枕詞・序辞・比喻等に関して、万葉以下勅撰集を主に例歌・附簽し、実例に添って守部の所見を開陳している。そして、末尾には、詠歌の心得として、二十項目にわたり附言するなど、さながら詠歌作法書的な趣を呈している。

本書はほぼ上述した如く、定稿本とは上下両巻の編成が全く顛倒しているにとどまらず、その趣旨が、ひとつには歌論書としての意義にあり、一方に当代の便覧にも供する詠歌の指導書として、守部の歌論が如何に、その中で活かされるかを試作した著述であるところに、後の定稿本の如き簡頸な論考とは異り、やや煩細にわたる叙述とが混淆しているのである。天保二・三年頃、上梓を予定した段階では、本書と一対をなす板下本長歌撰格同様に、その意図するところが両面に見られるのは、その時代としては当然の論述態度でもあったろう。本書は結局開板されるにいたらなかったが、守部の短歌句格論の基調と歌語構成の基本的分析は、既に十分に整備されていたのである。

註 版本・定稿本に見えぬ用語であるが、実句の変様として、例えば天てる月、天ゆく月の如く、実語の間に虚語を配した語句を云う。

備考

板下本短歌撰格は前記の板下本長歌撰格と略々同時期に清書されていたことは、守部の桐生吉田秋主宛書翰によつ

て明らかにされた。同書翰を調査された高井浩・徳田進^註氏の御論考中の所引書翰から一部再録させていただき、その成立時期を概略確認しておくことにする。

長歌撰格の板下清書は天保二年八月二十一日の書信に誌されているが、続いて同月二十四日の書翰には、

……前略……短歌撰格清書ニ取掛可申候間、何卒御稿書早々御贈可被下候。長歌稿書相認差上度候処短歌文章認候内折々見合度事も御座候云々

と見え、短歌撰格の清書に取懸るべく準備を進めている。同年十一月二十六日の書翰になると、

……前略……然者四五日以前迄ニ短歌撰格稿本落成校考を昨日迄ニ相済申候。漸今度は心底ニ相叶十分に出来仕候様存候。仍而今日より板下ニ取懸申候。是迄難語考長歌撰格とも余り書様不出来仕候ニ付今般は少々費相懸り而極上美濃紙灰汁打ニ申付筆も十分に申付られて筆法相認候積ニ御座候……中略……

表題

短歌撰格 長歌撰格之下文章撰格之上

と認め而いつれより上木候而も不苦相成申候序文は長歌之方ニ附候而以下は何もなしに致候積ニ御座候。即貴君、清風主兩人の序文先達而一寸稿仕置候但し文章撰格之巻尾ニ豊主跋文付之方可然歟御勘考之上いつ成共も仰被下候。誠ニ下巻ニ大ニ骨折存之外手間取申訳も無之候其カハリニは三撰格第一之書と相成候云々。

と記されている。「心底ニ相叶十分」な出来ばえと自負する短歌撰格の稿本を完成し、今日十一月二十六日から板下清書に着手したことを告げている。そして、三撰格はいずれから梓行するのも可能であるとはほめかし、三撰格の序文は、長歌撰格の巻頭にのみ掲げることとし、吉田秋主、山藤清風に依頼している。又、跋文は小佐野豊を予定するが、どうかと秋主に相談している。しかし、現在、板下本長歌撰格には此序文は見えない。文章撰格は板下の清

書は果されなかつたのであろう、後述する自筆定稿本の成立から推定されるのである。末尾の「誠ニ下卷ニ大ニ骨折云々」と記すのは長歌撰格下巻の事であらう。「三撰格第一之書」と記す如く、三撰格を代表する著述となっている。

同年十二月四日付の書翰には、「短歌撰格下認かけ候ニ付上下二巻呈上仕候」と見えるのは、板下清書本の事であらうか。ともかく、天保二年十一月刻成の山彦冊子附載の「池庵橋守部大人著述目録」には「長歌撰格^{冊二}近刻 短歌撰格^{冊二}近刻 文章撰格^{冊一}同」と並記し、近刻を予告しているので、尠くとも長短両撰格は、板下本の清書をすませ上梓の用意が終ろうとしていたことが判る。しかし、両撰格板下本は共に守部生存中には開版されることなく、再び改稿することになるのは既述した如くである。

三年後、天保五年八月十六日同秋主宛書翰には、

……前略……撰格御上木之御工夫思召付之儀至極御尤随分右条之出来さる事は無之義ニ御座候。度々願上候事は長歌文章之方は大略右之書ニ而子様も無之候へ共短歌之方は今少し取捨も仕、補ひも申度事共遙に出来申候。それは此節日に相勤申候書は兼々申上候耳眼緊要之大キ成物ニ而是もやはり撰格ニ而初之短歌撰格は即此節認候書之目錄之如きものに候へはよく都合之相協候様ニ仕度存候。仍而此上木之儀は何卒今少しの間御とめ被下候様仕度存候。

とあり、この書信から推察するに、三撰格の開板の事は吉田秋主を中心に進められたのであろうが、三年を経た此年の頃にもやはり種々の事情で難行していたものと思われる。が、その中で、短歌撰格に就いては、「短歌之方は今少し取捨も仕、補ひも申度事共遙に出来申候」とことさらに記しているのをみると、三撰格中、もっとも補訂を施す必要を認めていた撰格であったことが判る。既述したように、板下本短歌撰格は定稿本に較べ、甚だ異同が大きく、その編成、叙述にも、やや紛乱する嫌いがあった。三撰格の一応の成稿の後、とりわけ短歌撰格には、全面的な改稿

を余儀なくする処があつたのであろう。又、右の書翰中には、「此節日に相勤申候書」は「耳眼緊要之大キ成物ニ而是もやはり撰格」であり、「初之短歌撰格は即此節認候書之目錄之如きもの」にすぎないと記しているが、天保四年前後に成立した数種の緊要のあとに、あらたに、諸集を夫木集風の題林に集大成した緊要を企劃しているのが、書信中の「大キ成物」である。秋主宛天保五年一月一日の書翰にも見える――夫木集緊要解題参照――晩年にまで続けられた「清渚集」をさすのである。文面通り、此清渚集への着手のために、短歌撰格の改訂は延びくとなり、改訂定稿本となつたのが、前掲斯道文庫蔵自筆本である。

天保二年・三年の初めには長歌撰格・短歌撰格の両部は一応板下本として清書され、一旦は上梓の運びとはなつたが、両本は其儘におかれ、現在にいたつていのである。

註 天理図書館蔵長歌撰格板下本解題所掲論文。

文章撰格 二卷

明治十九年刊

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。縹色布目空押表紙、縦二十六・四纏、横十八・五纏。匡郭、四周单边、縦二十・九纏、横十五纏。每半葉十一行。版心、「○文章撰格序」、「○文章撰格上」、「○文章撰格下」、「○文章撰格跋」、「○文章撰格奥附」とあり、下方に丁附す。各々は序「〇一（〜四）」、上巻本文「〇一（〜四十五）」、下巻本文「〇一（〜四十八）」、跋文「〇一（〜二）」と刻す。

見返し、一面に子持梓の匡郭を設け、界線にて三分し、

橘守部著述／文章撰格 全二冊／椎本文庫蔵梓

と三行に記している。

題簽、子持梓付き白紙短冊（表紙左肩）に「文章撰格 上（下）」。「内題同上。両卷内題の許に「橋守部撰述」と刻名。尾題、両卷末に「文章撰格上（下） 終」とあり。

下卷末に、

文政二年九月十日よりはしめて十七日までに一わたり艸しつ改め正す所多かりなんかし
と次述の自筆稿本の奥書を其儘収載している。

守部

序者は次の二人である。

……（前略）……其長き調へ。みしかき歌の。あけつらひは。近き頃。板にゑらせつ。こたひ又。追すかひて。文章の方も。ゑりまかなはしめ。道に心さしあらむ人々に。分ちあたへんとなり云々

明治十九年七月

八十翁
橋本直香

……（前略）……さいつころ長歌撰格短歌撰格をゑらせつるにこよなく世にもてはやされてあまねくひろこりにたれはこの文章撰格をもゑらせあはせてみつの撰格とやなつけむついては橋本直香とまろはをしへこのうちなりしも今はやそちにちかきよはひまていきのこりにたれは云々

明治十九年七月

日下田足穂

鵜田重繁書

と門弟の二人は誌し、跋文は、

……（前略）……なか／＼に。時世のそしられくさとも。なりなむとて。人には見せさりけるを。年月ふるまゝに。わか橋の蔭に。よりくる人々。かつうつし。かつかきとりて。其さえたを手折。そのうら葉をつみて。今はあまねく。ひろこりにたり。されと。あやまりより。あやまりをつたへて。あらぬかたに。うつしひかめたる処な

む。おほかりける。されは。おほちかほいにはたかへと。さきに。長歌。短歌の撰格を。板にゑらせ。こたひ又。この書をも。かくはものせしなり云々

明治十九年七月

橘道守しるす

と誌している。明治十六年、長歌撰格の版を購い、再板してから、序文に云うが如く「こよなく世にもてはやされ」ところとなつたのであるう、前年の短歌撰格につぐ上梓である。かくして三撰格は明治十九年橘道守刊行の文章撰格を以てはじめて揃い公刊されるにいたつた。

後表紙見返しの奥附^註には

明治十九年六月二十四日御届／同年七月二十九日出版 定価金九拾銭

著述人 故人橘 守 部／出版人 東京府士族橘 道 守（住所）

と、発兌書林、

須原屋茂兵衛／金花堂佐太郎／中外堂梅次郎／浅倉屋久兵衛

の四書肆とその所在地を匡郭内に並記している。

全集卷十一所収の底本はこの椎本蔵梓本である。

猶、当該本は橘道守の跋文のあとに「椎本文庫蔵版書目」二葉を添えている。

その書目に、三撰格の概要を簡潔にまとめているので再録し、三撰格の内容に替えることにする。

長歌撰格

橘守部著述
大本二冊

正価金七十銭
郵便料二十二銭

右は中世以来衰へこし長歌を古に復さんとして句格を疊句・聯句・隔疊・変疊・対句・隔対・変対・招応・喚響・首尾・調段・譬喩・序辞の十三種に分ち詞遣ひを連実・光彩・数量・方辺の四法となし是等へ皆簽を設け記紀万

葉中より模範となるへき長歌を精撰し句毎に右の簽に附て正しき風調句格を論し次に近代其名高き人々の長歌を出し句格並に詞つかひの正しからぬ所を弁論したる書也

短歌撰格

同 正価金七十五錢
大本二冊 郵便料十八錢

右は初に歌の起源並に片歌旋頭混本歌の上を論し次に短歌の句格語脉助辭脩句等に古今正邪の別ある事其他先哲も未嘗發言せざる緊要の事を古へ今の歌に簽を附て細かに蘊奥を論し且つ近來人のもてはやす歌は狂言綺語にして正格にそむきたるゆゑよしを一々弁明したる書也

文章撰格

同 正価金九十錢
大本二冊 郵便料二十四錢

右は和文の規則骨法を論さんとて文法を実句・異類・光彩・數量・方辺・枝葉・疊句・聯疊・隔疊・變疊・對句・隔對・招応・喚響・首尾・章段等に分ち各簽を設け古文並中古文を引て其の要所に上に挙たる簽を附て文法を知らしめ次に近世古学者の文を出て文法にたかひたる所を難論したる書也

註 朝日町公民館蔵刊本は右掲本と同版本であるが、次の如く、奥附のみ相違する。即ち、

明治十九年六月二十四日御届／同年七月二十九日出版 定価金九拾錢

著述人 故人橋守部／出版人 東京府土族 橋道守（住所）

と刻し、発兌書林が、

須原屋茂兵衛／大倉孫兵衛／小林新兵衛／吉川半七／浅倉屋久兵衛

の五書肆（所在地省略）と変更している。猶本書には、明治二十五年の椎本吟社出版書目を所載している。前者からやや遅れる再版であろう。

以上、両三撰格に見る、発兌書林の更代はいずれも単に再版時の取扱店の拡張にあつたのであろう。板元、又は改板によるものではないので註記するにとどめた。

文章撰格 二卷

自筆

斯道文庫藏

袋綴、二冊。黄土色表紙、竪二十六・四糎、横十八・四糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・七糎。每半葉十行。墨付本文、上卷五十三丁（丁附アリ）、下卷五十二丁（同上）。

題簽、縹色短冊（表紙左肩）に「文章撰格 上（下）」と墨書する。内題「文章撰格上（下） 下稿」と記す。但し下卷「文章撰格卷下稿」とある旧稿三字を塗抹し、「下 下稿」と訂している。上卷内題下に「橘守部撰述」と自署する。下卷卷末に、

文政二年九月十日よりはしめて十七日までに／＼わたりて艸しつ改め正す所／＼多かりなかし

守部

と奥書している。本文には朱簽のほかに朱句点を附し、処々に補訂の跡がある。又附箋数ヶ処がある。明治十九年道守梓行の板本は本書に拠るものである。自筆本の補訂に従い、更に句点、訓仮名を施し、漢字・仮名の表記を統一している。しかし必ずしも長歌・短歌両撰格の如き定稿本とは云いがたい。

印記、下巻初葉に「椎本文庫」の朱印が捺されている。

本書は右の奥書に文政二年九月の執筆と誌しているが、後述する如く、さきの長歌撰格・短歌撰格と同じく、その経営は永く、この書もまた成立は更に降り天保年間の事であろう。ただし、その経過は長短両撰格の場合と異って、新たに成稿とするのではなく、旧稿をも其儘に用い新稿とを合せて一書に編成したものである。全集首巻解題中に挙げているのは本書で、橘純一氏が、その編成と経過を具に述べておられるので、此処に再録すると、

此の書は、卷末の翁の自記によれば、文政二年九月十日起筆十七日に脱稿したものである。但し我が家に現存する自筆稿本を見ると、書中の引文の部分は若い時（文政年度のやゝ末と推定される）の書風であるが、その引文につ

いて、説明して居る部分は、晩年に寄つた書風である。そして、説明の部分と、引文の部分とを、台紙へ貼りつけて、連続させてある。即ち、若い時に書いておいた草稿を後年整理する際、説明の部分を書き改め、台紙に貼り合して、全部書き改める労を省いたものと思はれる。尤もこれは上巻一冊だけがさうであつて、下巻は全部、若い時の書風で、後年書き改めて貼り込んだ跡は見えない。但し卷末の「文政二年云々」の自記は、老年の書風で、墨色までも違ふやうな気がする。長歌撰格の改題にも言つた通り、文政二年には、守部翁は庭磨と称して居つたのであるから、此の卷末の自記も、後に書き入れたものと見るべきである。若い時の草稿の卷末に、起筆擱筆の年月日を書いてあつたのを、後年清書の際に、そのままに写したといふ場合ならばともかく、これは若い時の草稿の卷末の余白に、後年書き加へたと考へられるのであるから、此の鑑定が當つて居るとすれば、此の起筆擱筆の年月日は、信ずるに足るものであらうかどうか、私はこの事を心中に疑はしく思つて居るので、前に挙げた長歌撰格の著述年代についても、同様の疑を解題中に洩しておいたのである。

何にせよ、説明の部分の切りとつて、別に書いて貼り合してあることから考へれば、その後に書いた部分は、単なる清書ではなく、不満なところを書き改めたものと見るべきである。然るにその書き直しが下巻に及んで居らぬ点から見て、此の文章撰格は、前の長短歌の両撰格ほどに、十分に整理されたものでないと言つてもよからうかと思ふ。

と記されている。更に新たに付加えるほどのこともないが、その旧稿と書き改めの新稿との執筆時期について、いささか触れることにする。

先ず、旧稿をそのままに残した引証例歌の部分に施されている朱籤についてであるが、その籤例は当然旧稿に従い、十八種の記号、即ち、

実句には —、異類には ||、光彩には ^、数量には x、方辺には 1、枝葉には o、疊句には □、聯疊には ^{見せ消す} 目、隔置には 呂、変置には 凸、対句には 〇〇、隔対には 〇〇、招応には 〇、換響には 〇〇、首尾には 〇、章段には 〇〇 (以上旧稿)

と前記異類に、三類連用せるを 〇〇、二類連用せるを 〇〇、変対 〇〇 を新稿にて補足している。

扱、前述の長歌撰格の簽と比較すると、本稿に於ては、実句・異類(三種)・枝葉の三簽が別個に設けられ、長歌撰格の譬喩・序辞が削られているのは各撰格の性格上当然であろう。残る十三種の簽を見較べるに、本稿の簽—記号—は必ずしも長歌撰格定稿本の記号と一致しない。中でも文章の文を構成する—文章撰格の中でも主視する—実句・異類(長歌撰格の連実に相当)・光彩・数量・方辺はすべて相違しているのが留意される。即ち長歌撰格定稿では、連実には x、光彩には o、数量には x、方辺には ^、と見えるのである。三撰格は編述の当初から相互に相補いて立体的に構成されてきたことを想えば、この不統一は如何にも解しがたい。すくなくとも、本稿の簽例から推測すれば、旧稿を併せ改稿した時期は長歌撰格定稿本以前であることは確かであろう。上述した長歌・短歌撰格の両書が定稿となった時期と本稿が同じくするならば守部ならずとも本書の主眼たる簽を不統一のままに放置することはあろうはずがないからである。橘純一氏が「然るにその書直しが下巻に及んで居らぬ点から見て、此の文章撰格は、前の長短歌の両撰格ほどに、十分に整理されたものでないと言つてもよからうか」と断られているが、この簽の相違からも猶あきらかである。又、本書の装幀のみ両撰格とも異っているのも或はそのためかもしれない。

とすると、本稿の執筆時期は何時頃となるうか。天保二年八月下旬頃になった長歌撰格板下清書本(上述)に記す簽例十三種は聯疊の簽を除きほぼ同じくする。又、わずか数ヶ処に限るが、同書には、「語句の文」^{あや}にも附簽して、それには、例えば「あをによし」に ^ 記号、「おきつなみ」に 1 記号を施し、それぞれ光彩・方辺の語句

としている。二例にすぎぬが、本稿の簽と一致する。そして同書に「実句、異類、光彩、数量、方辺」に触れ、「此等の語ノ例は、短哥撰格にことわり、簽ノ例は、文章撰格に出せり」（上卷三十四ウ）と註記し断っている。簽例の類似のみを以て推断しがたいが、長歌撰格板下本に云う「文章撰格」は恐らく本稿中の旧稿部分を指しているのではないかと思われる。従って旧稿部分は尠くとも天保二年八月以前の下稿であると認めてよいのではなからうか。本書奥書に云う文政二年九月云々の記はともかくも、橘純一氏が述べられているように「若い時」——といっても四十代後半の頃の草稿であるかもしれない。斯道文庫蔵「記紀歌集糾謬草稿」（後述）などに筆致は類似し、同書も簽例にわずかながら類例を見出すので、いずれ幸手時代の執筆になるものであつたらうと思われる。

次に、本書の新稿部分であるが、上述した如く、長歌撰格定稿本執筆以前であることのほか、確たる根拠も見出されない。強いて臆測を加えるならば、天保二年以降、長歌撰格、短歌撰格の上木を企図するための、清書、改稿本の執筆につづいて、当然の事ながら旧稿の整備にとりかかることとなつたのであろう、と想像される。

この頃、守部の吉田秋主宛書翰には両撰格と共に文章撰格執筆の記事が見出される由である。披閱の機会を得ないので、徳田進氏の御論攷註の中から抜萃させていただくことにする。

まず、天保二年六月十八日付の書翰には、次の如く書信を送っているという。

……文章撰格後半一旦出来上候間入電認可候是認にて三種の趣相分候間早速長歌の方清書に相掛申可候間御一覽相濟候ハ、御遣被下度候

文章の方は半分以下下案なしに認申候故所々不出来にて只その形許にて御座候間その御積にて御覽被下可候下略此処に記している「文章の方は半分以下下案なしに認申候」というのは、本書の下卷の如き稿を指しているのであろうか。とすると、下卷の部分は、上卷旧稿部分とは別に執筆されたことにならう。上卷旧稿の筆跡と見較べるに両

者の相違は上巻新稿部分ほどに顕著ではないが、印象としてはやや新しい感じを受ける。この印象が正しければ両巻旧稿は別時の執筆ということになるが、猶断定するには躊躇される。続いて、同年十一月二十六日の書翰には、

表題、短歌撰格 長歌撰格之下文章撰格之上と認め而いつれより上木仕候而も不苦相成申候（中略）文章撰格之

巻尾ニ豊主跋文付之方可然歟御勘考之上いつ成共も仰被下候。誠ニ下巻ニ大ニ骨折存之外手間取申訳も無之候其カハリニは三撰格第一之書と相成候下略

とある由であるが、さきの六月十八日の記から、ほぼ五ヶ月余の経過の間に草稿は加筆されていたのであろうか。しかし、本書下巻は加筆、訂正の跡も極く尠く、一応清書本であり、又下巻部分に限り最終稿と認められるので、此の頃に改稿されたのであろうか。とすると、やはり両巻旧稿はそれぞれ別時の執筆ということになる。

又、天保三年五月二十四日の書翰には、

文章撰格荒増方向相分り一兩日中ニ認懸候間近便ニ上可申候

又、天保五年八月十六日付には、

度々願上候事は長歌文章之方は大略右之書ニ而子様も無之候へ共短歌之方は今少し取捨も仕、補ひも申度事共速に出来申候

との記が見えると云うことである。徳田進氏は、これらから、「文章撰格の精撰本は、天保五年八月十六日をもつて、一応完成したと見てよい」と推断されている。

この書翰の文面には、既に今からでは推測しがたい処もあり、本著の執筆、推敲、改稿の経過は猶判然としがたいが、長歌撰格板下本の清書を機に、短歌撰格の改稿、文章撰格下巻の執筆が天保二年末頃には一応の完成を見ていたものと推測されるのである。そして、更に其後も上巻に就いては、主に論述部分に大幅な改訂が余儀なくされて改稿

し、旧稿の引証例部分と継ぎ併せて編成されるというような経過が、天保五年八月頃までにあったのであろう。そして、恐らく、その跡が本書にとどめられているのではなからうか。いずれにせよ、長歌撰格、短歌撰格の如く、この後に再び定稿本としてあらためられることなく終わったものと思われ、又尠くとも本書の改稿と編成は定稿本兩撰格以前であることを確かであろう。

註 「文章撰格の成立と古文の享受」、上掲「橘守部と日本文学」所収。

文章撰格 二卷

筆者未詳

静嘉堂文庫蔵

袋綴、二冊。黄土色卍ツナギ空押表紙、竪二十六・七糎、横十八・七糎。料紙、薄様。字面高サ約二十・七糎。柱下方に丁附。卷上「一（一五十三）」、卷下「一（一五十二）」。題簽、白紙短冊に「文章撰格 上（下）」と墨書している。

本書は斯道文庫蔵自筆定稿本の丹念な影写本である。兩冊共に丁数・行数・字面等全く一致し、その墨訂正を本行とし、極く僅少な誤写を散見するも、筆跡もよく臨模され、自筆本中の旧稿部・新稿部分をも一見して判別されるほどに、兩稿の書跡をも影写している。但し、現在卷下四十三丁と四十四丁とを誤綴している。

印記、卷上第一葉に「松井蔵書」の方円朱印が捺されている。

文章撰格 二卷 三部

筆者未詳

無窮会神習文庫蔵

袋綴、上下合一冊。縹色布目表紙、竪二十六・七糎、横十八・七糎。料紙、薄様。題簽、子持梓付き短冊（表紙左肩）、「文章撰格 上下」と墨書する。

本書は前記斯道文庫蔵自筆定稿本の影写本と認められる。しかし下巻は筆致やや粗雑である。影写に際し、前者の訂正に従い本行とし、両巻とも朱簽を墨筆にかえ、又、朱筆にて振仮名・句点を施し、下巻に於て、筆跡やや粗放になる処など、僅かな相違も見出される。

印記、巻首に「井上頼圀蔵」、「井上氏」の両朱印が捺されている。

同文庫蔵の一本は、

袋綴、上下合一冊。縹色表紙、竪二十六・八糎、横十八・六糎。字面高サ約二十・八糎。每半葉十行。本文墨付、卷上五十三丁、卷下五十一丁。

題簽、子持梓付短冊に「文章撰格 上下」と墨書する。内題、署名自筆本に同じ。

本書は前者の如き影写本からの転写本であろう。卷下に一ヶ処―三丁裏・四丁表―を書落している。又、朱簽はすべて墨筆にかえている。

印記、巻首に「井上頼圀蔵」、「井上氏」の両印を捺している。

更に同文庫蔵のもう一本は、卷上のみ影写本ある。

袋綴、一冊。茶褐色刷毛引表紙、竪二十六・五糎、横十八・二糎。料紙、薄様。外題、表紙左肩に「文章撰格 上」と墨書する。

本書は斯道文庫蔵自筆定稿本と丁数・行数・字詰等全く同じくした丹念な影写本であろう。但し、簽例部分・引証例歌の朱簽には本文書写後書加うべく空白のままに放置されている処が多い。

印記、巻首に「井上頼圀蔵」朱印が捺されている。

文章撰格 二卷

筆者未詳

神宮文庫蔵

袋綴、二冊。山吹色仕ツナギ空押表紙、竪二十六・四糎、横十八・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・九糎。本文墨付、卷上五十三丁、卷下五十二丁―柱下方に丁附。

題簽、子持梓付短冊（表紙左肩）に「文章撰格 上（下）」と墨書する。内題・署名自筆本に同じ。

本書も自筆定稿本と両冊共に、丁数・行数・字詰を殆んど同じくし、影写に近い転写本である。但し、本書は、十六種の簽例中、その二種が、自筆本に見る補訂以前の簽符を書写し、本文中の附簽もそれに従っているので、本書は自筆本の簽符改訂以前の稿本に拠るものかとも推測されるが、その内容は全く異るところがない。寧ろ、卷上四十丁裏終行を書落しているなど誤脱・誤写が散見される転写本である。誤写はままた朱筆にて訂正している。又、本書は現在卷上二十九丁と三十丁を誤綴している。

印記、卷上第一葉に「林崎文庫」印が捺されている。

文章撰格 存卷上

筆者未詳

慶應義塾図書館蔵

袋綴、一冊。茶褐色表紙、竪二十七・七糎、横十九・五糎。料紙、薄様。字面高サ約二十・七糎。每半葉十行。本文墨付五十一丁。

題簽、子持梓付白紙短冊（表紙左肩）に、「文章撰格」と墨書する。扉題同上。内題、「文章撰格上 下稿」と記し、その下に「橘守部撰述」と署名がある。

本書は斯道文庫蔵自筆定稿本卷上の影写といってもよい丹念な臨模本である。朱簽も印影を模し忠実に捺されている。

る。但し、二十六丁裏・二十七丁表の見開き一面を書落している。

文章撰格 二卷

明治十一年写

早稲田大学図書館蔵



袋綴、二冊。淡茶色飛鳳花卉空押表紙、竪二十七・二纏、横十九・七纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十・五纏。柱下方に丁附あり、卷上「一（一五十三）」、卷下「一（一五十二）」。題簽、子持梓付短冊に「文章撰格 上（下）」と墨書している。

本書は斯道文庫蔵自筆定稿本と、両冊共に丁数・行数・字詰等全く同じくし、同本又はその影写本などから臨模されたのであろう。

卷下後表紙見返しに、

明治十一年九月十五日書写畢

と書写年月を記しているが、筆写者は未詳である。

本書には数ヶ処（五丁裏に二ヶ処、十丁裏に一ヶ処）朱筆の書入れがある。即ち、「別本ニ中津枝に（中津枝の右傍に「卜」の簽）ノ簽ヲ点ス」、「別本ニあめの日かけを（右傍に「||」、左傍に「□□」）ノ簽ヲ点ス」、「別本ニ「八十伴のをノ内」ノ簽ヲ省ク」とそれぞれ記している。別本にと記すのをみると、他の転写本を以って校合したのであろうか。ともあれ入念な転写本である。但し、十六種の簽例中、數量を示す簽が自筆本では、とあるのが、本書では、の符号となっていて、以下の引証例歌中もすべて同簽にて統一されている。単なる誤記か猶明らかでない。

印記、上下冊の第一葉に、「読杜／艸堂」、「源頼庸」の両朱印が捺されている。

文章撰格 二卷

筆者未詳

国立国会図書館蔵

袋綴、上下合一冊。濃紺色卅ツナギ空押表紙、竪二十六・二糎、横十八・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・一糎。每半葉九行。本文墨付（柱下方に丁附）、卷上五十九丁、卷下六十二丁。

題簽、飛雲鳥子短冊（表紙左肩）に、「文章撰格 全」と墨書する。内題、「文章撰格上（下）」と記し、その許に「橘守部撰述」と署名がある。下卷には金切箔散しの遊紙の次に、白紙一葉を挿み、その中央に「文章撰格下卷」と記し、扉とする。

下卷末奥書は、

文政二年九月十日よりはしめて十七までに一わたり／＼て艸しつ改め正す所多かりなんかし
と、自筆定稿本以下、上掲諸本と同様に誌している。

守部

本書は上掲諸本の如く、影写又は臨写本ではなく、丁数・行数・字面等も相違し、漢字・仮名・句点・振仮名なども、かなり任意に転写伝本から重写されたものであろう。自筆本の卷下三丁裏・四丁表見開き一面が書き落されている。やや粗雑な転写本である。

(二) 数種の緊要

万葉集緊要・夫木集緊要・万代集緊要

万葉集緊要 二卷

天保十三年跋刊

書陵部蔵

袋綴、二冊。下辺に金切箔を散した茶褐色刷毛引布目表紙、竪二十二・八糎、横十五・八糎。四周単辺、竪十七・六糎、横十二・四糎。毎半葉八行（序六行）。版心下方に丁附。即ち上卷、序「一（一三）」、於保武湟「一（一三三）」、本文「廿四（一四十七）」、下卷、本文「四十八（一八十二）」、跋文「八十三（一八十四）」。

題簽、淡茶色重郭付短冊（表紙左肩）に、「万葉緊要 上（下）」。内題、「万葉集緊要 上（下）」。署名は「於保武湟」題下に、「橘守部艸」、内題の許に「橘守部卒業」と上下両卷にある。

見返し一面に匡郭を設け、更に界線にて三分し、

池室橘先生著／万葉緊要 二冊／月下庵蔵梓

と、三行に印刻している。

刊記、刊年はなく、開版年代は明確にしないが、序末に、

大御代の名を天保と申すとしの十とせまり二とせしはすの廿日の日おほけなけれと

ありし事ともをそのまゝしるす

越の関崎 幡麻呂

と見え、「於保武湟」末に、

天保十二年十二月十二日

とある。又跋文にも、

御代の名を天保と申すとの十とせ余三とせ二月のつきたちの日

橘冬照

の日付をしるしてあるので、凡そ、その頃月下庵幡麻呂が蔵版主となり開板されたのであろう。

本書の奥付には、「書肆」として、

京都三条通升屋町出雲寺文次郎／同寺町通松原下勝村治右衛門／大阪心齋橋通北久太郎町河内屋喜兵衛／同安堂寺町秋

田屋太右衛門／江戸日本橋通壹丁目須原屋茂兵衛／同本町通横山町壹丁目出雲寺万治郎／同芝神明前岡田屋嘉七

の七店を並刻している。

猶、跋文の次に、「池室橋守部先生著述之内」として、既刊、続刊の予告一葉を添載している。

本書の著述年代については、関崎幡麻呂の序と次述する自筆稿本に見るが如くであれば省略する。

巻次と編成は、巻上が万葉集巻一から巻四、巻下が巻五から巻二十までの秀歌を抄出し、守部の六種の簽一篇の字眼・句中の字眼・詞のつづけがらと佳詞・句の承応・一首の余情・就中秀歌―を施して且つ傍に釈註を補ったものである。さらに添えて、未刊ながら既に成稿となっている長歌・短歌の両撰格の中から、七種の句格をあげて例示し、解説している。即ち、第一 連続、第二 四句直絶、第三 四句倒絶、第四 二句起、第五 二句直絶、第六 二句倒絶、第七 三句起、の各句格である。

全集第四卷所収本の底本は右記の板本である。

附記一

右記の板本と同板本であるが、斯道文庫蔵本は、見返しにある封面と奥付を欠いている。袋綴、二冊。栗柴色地下辺茶褐色刷毛引表紙、竪二十二・八糎、横十五・九糎。題簽、二藍色郭付短冊に、「万葉緊要 上(下)」と印刷して

いる。前者と同じく、跋文の後に、「池室橘守部先生著述之内」なる予告一葉を附載している。

附記二

万葉集緊要二卷 長崎県立長崎図書館蔵

袋綴、合一冊。紫色地亀甲空押表紙、竪二十三・六纏、横十五・八纏。料紙、楮紙。字面高サ約十六・五纏。題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に、「万葉緊要」と墨書している。

本書は前記板本の影写本である。板本に見る匡郭は省略しているが、越幡麻呂序・橘冬照跋文も丹念に模写している。書写後、朱筆にて、まま濁点を補い、誤写を補訂するところがある。板本と同一本であるので、此処に併せ附記しておく。

印記、巻首に「三宅蔵書」、「三宅文庫」の両朱印が捺されている。

万葉集緊要 二卷

筆者未詳

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。茶褐色布目表紙、竪二十三・五纏、横十六・五纏。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十六・八纏。註文二字下げ。每半葉八行。本文墨付、巻上、序三丁、於保武湍「一（〜廿三）」、本文「廿四（〜四十七）」、巻下、本文「四十八（〜八十二）」、跋文「八十三（〜八十四）」——柱下に丁附。

題簽、飛雲斐紙短冊（表紙左肩）に、「万葉緊要 上（下）」と墨書する。内題、「万葉集緊要上（下）」と記す。署名は「於保武湍」題下に「橘守部艸」、内題の許に「橘守部卒業」と上下両巻に見ゆ。

序末に、

大御代の名を天保と申すとしの十とせまり二とせしはすの廿日の日おほけなけれと

ありし事ともをそのまゝしるす

越の関崎

幡麻呂

と記し、「於保武湟」奥には、

天保十二年十二月十二日

とある。又跋文にも、

御代の名を天保と申すとしの十とせ余三とせ二月のつきたちの日

橘冬照

の日付を誌している。

本書は前掲版本と両冊共に丁数・行数・字面を全く同じくし、草体も一致するのを見ると、薄様を用いて、わざわざ影写したものと思われる。福井久蔵氏所蔵本が未見であるが、万葉集緊要二巻は、以下に述べる如く、自筆定稿本は管見されず草稿本である。

万葉集緊要大旨

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。濃紺色改装表紙、竪二十四・四糎、横十六・七糎。但し、元表紙は本文共紙である。料紙、楮紙。字面高サ約二十・七糎。每半葉九行。本文墨付九丁。

題簽は例の改装時の短冊（表紙左肩）に「万葉集緊要 大旨」と墨書する。元表紙には左上方に、白紙を貼り「万葉集緊要 草稿／大旨の部」と別筆にて誌している。内題は、ただ「万葉集緊要」とのみ記す。

本書は定稿本（版本）の「於保武湟」寸前の草稿であるが、僅か、その巻尾を欠いている。但し、本稿が九丁裏三行にて終り余白としてあるので、もともと巻尾を書終えることなく投筆したのである。即ち版本にて云えば十九丁裏、緊要の簽の凡例、「一うたの首に、。如此かうぶらせしは、すぐれてめでたきうたの、しるしなり」迄である。

本書と次述卷上草稿本との関係は、本書一丁裏に、

此ゆゑよしをわかき人にはさとしてんとてことしみな月はかり越の道のしり出雲崎の浦にの坂谷ノ村に其名しるき池浦
わく子かとひてし時かりに筆とりてしめしつるものありわつかに万葉集の一まき二巻のうたともをぬき出てかたへににしるしさせる
なりこたひ又おなし国の三条関崎の月下庵のあるしもの学ひに訪へるついでにかのかきさしを見てたるしるしともを此末々をかき
てよとこへるにつきて更にかきつけきてあたふる（ふるノ右ニへぬ）けるなり

と述べていることから明らかである。版本序文に「さきにわか郷の池浦信基にさとし賜ひし万葉集の緊要を見せ給へるを見て久しき惑ひとみにはるけぬいさやわれとひとしき初学のために先此書を乞うけておのか手はしめに板にゑらせて越の曇とせんとなり」と記す越の関崎幡麻呂（月下庵）の一文と符合する―但し、本書、又版本に旧稿を「みな月」とし、「万葉の一まき二巻のうたとも」とあるのは次述草稿本によつて、「五月」と「万葉の巻四」までと訂すべきであろうが―。これにより本稿は越の関崎幡麻呂の宛めに応じて成つた万葉集緊要の定稿本（版本）「於保武湫」の草稿であることが判る。その月日は定めがたいとしても、はじめ越の池浦某の問いにこたえた次述草稿本の天保十二年五月廿三日（同書日付）から同年十二月十二日（版本於保武湫日付）までの間、再度の執筆を前にしての事であろう。そして恐らく、その前稿本に続く万葉卷五以下の版本下巻をも併せ著述することとなつたのであろうかと推測される。従つて、本稿は最終稿となる目前の草稿として斧正の跡は著しいが、補訂を追つて本文を辿れば版本の叙述とは略々一致するものである。

一例を挙げれば、「風情なきうたの類」として挙げている万葉卷十からの用例は、本書では二十首におよびながら、定稿（版本）に於ては十首に削るなどの異同を見出すが、掲出歌十首はいずれも合点符を施すなど、守部の草稿の一面を偲ばせている。

印記、巻首に「椎本文庫」朱印が捺されている。

万葉集緊要〔巻上草稿〕

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。濃紺色改装表紙、縦二十八糎、横二十・五糎。但し、元表紙は本文共紙である。料紙、楮紙。字面高サ約二十二糎（所引和歌第一行）。注文二字下げ。每半葉十一行。本文墨付二十二丁（柱下方に丁附、「一（一廿一）」、但し「四」重複す）。

題簽は例の改装時の短冊（表紙左肩）に「万葉集緊要」と墨書する。元表紙には左上方に「万葉集緊要」と別筆外題を直接に記している。「大むね」五丁に続き、内題は「万葉集緊要第一」と誌し、その許に、「橘守部艸」と署名する。

「大むね」奥に、

天保十二年五月廿三日

守部

と日付を誌している。全集底本である板本の「於保武湟」には「天保十二年十二月十二日」の日付があるところを見ると、定稿を前にしての同年中の草稿本である。

本書は版本万葉集緊要の巻上に相当し、大むね五丁、本論十七丁より成る。即ち万葉卷一から卷四までの秀歌を抄出し、守部独創の朱墨青三色の簽と簡略な釈註を附したものである。その「大むね」の中に、

さはいへ此万葉しふは、撰格もあれば、おもひつゝおこたり来つるに、こたひ越の道のしり、出雲崎より、池浦わく子の此事をかけて、とはれつれば、かのあたりにも、この眼目緊要のこと、しらすてよむらん人もあらんと、
いとにはかに、きのふのゆふくれより筆をとりて、けふの午過る比まてに、一卷はしりかきに、下かきしてまる

らするなり、

と記しているのは、版本に、

かれ此ゆゑよしを、わかき人にはさとしてんとて、ことしみな月ばかり、越の道のしり、三嶋の坂谷のさとに、其名しるき、池浦わく子がどひてし時、かりそめに筆とりて、しめしつるものあり、

と見える一文と相応ずる、本緊要成立の背景が見出されるのである——もつとも五月と六月の相違はある——。昨日の夕ぐれより筆をとりて今日の午過ぎまでに一卷を走書きしたと記すのを見ると、此の時は版本の下巻に相当する部分は未だ書かれていなかったのであろうか、いずれにせよ忽卒の間の執筆であつたものと思われる。

その点では、本書は定稿との間にかなりのへだたりがあり、「大むね」に於ても、版本「於保武湍」の如く、整備された結構にいたっていないが、しかし、本緊要の核心をなす、秀歌撰の簽は次の如く、殆んど変るところがない。即ち、

- 一 詞の耳眼にはうたの右に、句中の、二二、如此朱点をほとこしつ
- 一 心の耳眼にはうたのかしらに◎如此朱丸をかうふらしつ一篇の
- 一 つゞけからのめてたきには、〇〇〇〇(墨)、如此青点をほとこしつ
- 一 もとすゑの応しをしらすにはうたの左に——如此朱を引キつ
- 一 一首の余情にはうたの下に○如此朱円をそへつ
- 一 すくれてめてたきうたにはうたのかしらに○如此朱玉をかうふらしつ

と六種の簽を設けている。

又、版本に「今此書に、いさゝかづゝ抜出たるは、唯短歌に用ありげなる句のみなり」に照応する文章には、本書は、

右らのさだにかなへるをとて、ぬき出たるにはあらず、たゞ巻々の中にして、古くめてたきを、少しくもえらひて、歌のうたゝるふしくに、ましるしをそへたるなり、此ましるしは、天地のはしめより、心をたねとしてよみて来し歌の、おのつからなる定りにしあれば、此ましるしにもれなんはあるへからねと、かを見るものきく事につきて、口つからかやすくうたひけむ時代のうたと、夜をこえ日をわたして、しひて作り出せる世の歌とのけちめを○よくわいためて、すかたはよしや、神代のいにしへにならひおよほすとも、心はかならず、おのかしゝの心をのはへて、その時々の人情にそむかざるこそ、うたのほい○なれには有け(朱)と、その要諦を述べているが、公刊する定稿と門弟に諭す草稿との差を自ら覗見することが出来よう。この原案を大幅に改訂増補したものが、同年晦日には成ったであろう版本の稿であろう。

各巻から秀歌抄出は本書・版本と過半は一致するが、猶相互に出入があり、本書のみに所引する歌はかなりの数にのぼる。また、欄外、行間余白に墨筆細字にて補入された新たな撰出歌なども六・七首が見えるのをはじめ、執筆後の増幅・補訂の跡をとどめて、次稿へと精撰・整備されてゆく原案ともいふべき姿が見出されるのである。補訂には墨筆のほか、執筆直後と思われる朱筆の訂正が本文右傍、主に大むね文中に散見される。

扱、本書は、板本と較べ、附簽・註文にも、当然の事ながら異同するところは尠くないが、特に後者註文に於て著しく、「椎本文庫目録」に、異本と記しているのも故なくはない。やはり第一次の草稿本と見るべきであろう。印記、巻首に「椎本文庫」朱印が捺されている。

万葉集緊要

筆者未詳

書陵部蔵

袋綴、一冊。薄墨色表紙、竪二十七・七糎、横十九・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十二糎（所引和歌第一行）。

註文二字下げ。毎半葉十一行。本文墨付、二十二丁（内「大むね」五丁、柱下方に丁附する）。

題簽、子持梓付短冊（表紙左肩）に、「万葉集緊要 全」と墨書する。内題、「万葉集緊要第一」と記し、その下に「橘守部卿」と署名がある。

「大むね」の奥に、

天保十二年五月廿三日

守部

と記している。

本書は前掲斯道文庫蔵〔卷上〕自筆草稿本の影写本とも云うべき転写本である。丁数・行数・字面等は勿論全く同じくし、筆跡も又よく酷似する。但し、前者の朱筆補訂は本行中に書写するが、墨筆の増幅補入歌、同補訂、又歌頭の朱合点は一切転写されていない。恐らく本書は、前者の朱筆訂正直後の稿本により書写されたものであり、其後の墨筆増補の稿本以前のことであつたかと推測される。

万葉集緊要補

筆写未詳

国立国会図書館蔵

袋綴、一冊。香色正ツナギ空押表紙、竪二十三・七糎、横十五・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八・五糎（所引和歌第一行）。毎半葉十行。本文墨付四十二丁（内歌本文三十五丁、句格論七丁）。

外題（表紙左肩）、「万葉集緊要補」、内題、「万葉集緊要」と記す。その下方に、「橘守部輯」と署名がある。

本書は万葉集緊要の草稿本のひとつであろう。万葉集二十巻から撰歌した附訓本文と短歌の句格七種の論から成り、板本冒頭の「於保武湍」を欠いている。

所引の撰歌は板本と一首を相違―卷三、人麿歌、淡海之海夕浪千鳥266一首本書ニ見ユ―するにすぎないが、すべて白文

にて全歌を掲げ附訓し、時に他本との校異を施している。校異本文がまま板本本文となるところがある。

句格七種の論は板本と漢字・仮名の表記を異にするところもあるも全く同文である。

撰歌本文に附す簽は殆んど朱点、、、一種であり、一・二箇処、朱点、、又は傍線——（句の応じ）が施されている。朱点、、、は板本六種の簽中「句中の字眼」と「詞のつづけがら」の二種を兼ね、板本に施された両附簽箇処と略々一致する。が他四種の簽はすべて本書には見出されない。

上欄余白には朱と藍色の両書入れが前半かなり多見され、藍色書入れは板本にある註文と同じくするところがあり、いずれ板本註文にと移行したのであろう。朱書入れは本文校異、又語註などで、真淵・千蔭・長年などの説を参酌しているが、板本にては一切省かれている。

本書は以上の如く、板本以前の草稿本からの転写本であろう。句格の論、撰出歌を板本と殆んど同じくするところから、前記斯道文庫蔵万葉集緊要「巻上草稿」後の稿本に拠るかと思定されるが、既に同書「大むね」には六種の簽が設けられ撰出歌に各簽を施しているのにもかかわらず本書がただ一種の朱点簽を附するにすぎないのは聊か解しがたい。単に転写上の略記とも思えぬので上記「巻上草稿」執筆—天保十二年五月廿三日—後、板本成立—同年十二月十二日（序）—以前に所引撰歌を原文のままに整備し、前稿の各簽を参考し便宜上の目安として一種の朱点で代行した定稿以前の土台となるべきノートの如き草稿本からの写しではなかるうか。なお確認しがたいが一応かく推測して後考をまつことにする。

夫木集緊要 存卷上・中 自筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。深支子色布目空押表紙、竪二十六・七糎、横十九・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八・三糎。每半

葉十四行。本文墨付、卷上五十八丁（内大旨九丁）、卷中四十八丁。

題簽、上冊に朽葉色短冊（表紙左肩）、匡郭の上方小枠に「池庵」、下方小枠に「文庫」と記した守部の刷題簽を模している。「夫木集 上」とのみ墨書する。中冊には題簽を闕き、「夫木集」と同様表紙左肩に墨書する。共に別筆歟。内題、「夫木集緊要卷一（二）」と記し、その下に「橘守部撰」と自署する。

大旨末（九丁表）に「天保四年十一月十三日」の日付を誌している。

椎本文庫目録に「行間欄外等に墨朱種々ノ訂正書入多シ」と記しているが、朱墨の訂正は緒言の部分に著しく、その他は撰出歌に関する註記と僅かのイ本との校異である。同目録に「初稿本カ」と推測するが猶審らかにしがたい。印記は、上冊巻尾に「椎本文庫」、中冊巻初に同印と唐獅子朱印が捺されている。

本書は、その大旨に、

実に汎く集めて、後世の万葉集とも云へき書なり、然れども以下朱筆補訂貼紙ス「世くたりて風躰卑俗に推移れる時代にして其編集

も又右の趣意なりければよく撰はすして取かたき」哥そ多かりける、故レ古学興りて後、ひたふるに思ひあかり

て、古き手ふりにのみ、目をつくらんきはの人は、なてふ事なきものゝことおもひなすめれと、しかにもあら

す時代は時代として又（朱）其歌どもの放縦なる中に、還て中昔の人たちの、自在なる手きは見えて、今耳眼、緊要の句を、広く覓めむ

には、いと用ある書にそあなる、かくてこたひ、耳眼緊要の句ともに就て撰ふには、あなち一首のうへの善悪

にもよらず、只一かといひ出られて、その方に用あるを主とせれば、たゞ秀哥をとて撰ふとは少し異なるへしとる処、とらざる処、おのつから其差あり、

と、冒頭に述べていて、本書編述の趣旨は明瞭である。

夫木和歌抄三十六卷一万七千三百五十余首の広範な蒐輯の中から、そのほどの歌躰につき、耳眼、緊要の句を撰出し、六種の簽をもって後学を諭したものである。諸本各巻の撰出歌員は後述するが、各部立・各題の全般にわたり、

卷次に従つて掲出し、本書の上中巻は夫木抄卷十八冬部の歳暮まで千二百五十二首に及ぶのである。

大旨は守部の一種の歌論をなし、先ず詠歌に於ける「取かたき哥ども」の大概を例歌して論述しているが、つまるところ、「抑うたは、むかしよりくさくのさたともあれと、せんする所は、唯風韻と、耳眼との、二つに帰すめれは、常に思ひよりと、心詞のうへに、心用ひて、俗ひたるすち、卑しけならんすちは、思ひまうくましきわさなりかし」と結語し、更に本書の「偶々に撰ひとれる哥ともの中にも、猶いかゝなる姿、いかゝなる詞ともゝこれかれ滑りは、其傍点の例をしるすは哥の傍に着所の点にて見わくるへし」とし、「その傍点の例」として以下の簽をあげている。即ち、

一 朱もて、、、如此着たるは、其哥ともの中にして、耳眼ともいふへき句ともしるしなり、

一 藍もて、、、如此着たるは、実句語脉の字面(二字ミセケチ、よろしきつゝキト訂ス)をほしめ美しき詞よろしき実句のつゝけ又いうに雅ひたるいひなしなど、凡て目をつけおく

へき、つゝけともしるしなり、

一 藍もて○○○○如此着たるは、右の内にて、めつらしき詞、あたらしきつゝけともしるしなり、

一 埴もて、、、如此着たるは、俗ひたる状の詞、陋しきによれるつゝけ等のしるしなり、されと此等の詞も、ふつに用るなど云にはあらず、其哥からに仍て、取捨あるへしとなり、

一 朱もて○○○○如此着たるは、右総ての詞とも内、雅俗には拘はらず、他の傍例に、見合まほしき語とも、しるしなり、

一 墨もて、、、如此着たるは、中古の人の心得たかひ、又ひか事、又ひか事にはあらねと、今打まかせて、取用ひかたきさまなる詞とも、しるしなり、「以下上欄書入レ猶此ほどの哥にはひか事いと多かりそはこたひ別に末語斥非と云書を撰ひて其書の中へ収めて弁したれはいはず」

と六種の簽を誌しているが、その中でもはじめの二種の簽につき「かゝれは七種の点簽の中に専ら用あるは只初の朱

点青点の二種にそある、常に此青点着たる詞ともを以て哥の風躰句調をしたて朱点着たる詞ともを以て一首の耳眼くはへ習ひ遂に全躰の風韻は三代〇集の高に沂らし意旨の新情は後世の今めかしき方にとるへきなり」と上欄余白に書入れている。次掲の冬照筆の浄書本では更に整理され、簽例はやや相違するが、次の一種を除き大方は一致する。即ち

一 朱もて哥の左に、如此着たるは脩句の中にも殊に卑く聞えて今の哥には心すへきしるしなり

と新しき項を設けている。

後年の万葉集緊要に較べると、その分類は多少の統一性を欠くが、和歌の耳眼と歌詞のつづけがら、又用語の雅俗弁別等、既に本書の簽例に見る如く基本的觀照態度は一貫するところがある。本書の簽の中で、俗・陋の詞と語脈、又次稿に見える卑しき聞えの脩句など、実作指導の一面が、この期の著述として強く表面に現れているのが窺われる。そして、本集の編輯は、

此集四季より始めて、あまたの雜にいたるまで、次第して輯めたれば、初字のため(墨)所謂題林の類、作例の見合にもなれかしとて、哥の多からざる題中には此の緊要の撰にあつかるましきをもえらひ又歌数多かる題中にはめてたくきこゆるをもあまた漏せりそはもと簡古にして教部あつめんの大方なのめなるましきをは、た、何となく出せるも多く、又をかしくよみて、捨かたくおほゆるをも、多く心なりければあまり巻の長くならんをいとひて也(墨)漏したるは、巻の長く成なむをいとひてなり

と、あらため補訂傍書して、あまねく例歌を各歌題中から撰出してゐる實際を見るとともに本書編述の動機の一端をも明らかにするものである。

又、本書の撰出歌本文については、

上欄余白書入レ「又本書今世に流布せる二本ともに誤いと多し今此に撰へる所は皆既に校合をくはへて手のと、く限りは改め正したりふと見て疑ふ事なかれ」

とあれば、流布する寛文五年版とその系統本などに拠る守部の校訂本文であろう。又処々「イ本」の校合を傍書して

いて他の伝写本をも参照したのが判る。前文に続き、

此緊要書の書の、哥の頭をあけたるは、いさゝかつゝ類哥を挙ヶ、故事を挙ヶ、耳遠けなる詞には、小註をくはへむとてなり、されとそは数部ノ緊要、一わたり稿成て後にすへければ、先つそれまでに見む人、思よられんことあらは、かきそへてよ、

と誌し、大旨を締括っている。上欄余白を広くあけているのは、述べている如く、後の万葉集緊要にみられる撰出歌に関する小註の如きを予定していたのであろう。しかし、本書後の稿本である、次述の冬照の筆写本、天保十三年、浜子の筆写本にも本書との異同は殆んど見出されず、註文書入れの作業は本書の簡略な記述にとどまったものと推定され、同時に夫木集緊要も定稿に至ることなく終つたのではなからうかと思われるのである。

備考一

本書の補訂は上記の大旨のみにとどまることなく、撰出歌の簽に於ても同じく加筆訂正する所が見出される。簽の中でも、次掲冬照筆の浄書本の大旨にて新たに設けられる朱の「」の印がまま散見されるのである。従つて此の追補の簽は次稿の簽凡例の改補後、尠くとも改案企画後でなければならぬであろう。そのほか、例えば、春部、題「花」からの撰出歌に、

花月百首

慈鎮

山さとのみねのしら雲ちりぬれ(朱)は花みる人もまたはれにけり(朱)

と、初めの簽を施した後、「しら雲ちりぬれ」に藍の簽〇印にて、その上を改め訂すなどの例、そのほか朱点を藍点に変改するなど処々に見出されるのである。恐らく、前例の如く追補訂正の時のことであろう。そして、冬照筆写本では殆んど此の訂正に従い改められているのである。

備考二

先に「それは数部ノ緊要、一わたり稿成て後に」と記しているが、それは天保十二年五月の日附のある斯道文庫蔵の万葉集緊要草稿大旨に、

はやくも中つ代の歌のことを、をしへさとさんとして、あるは三代集の緊要、あるは堀川院の時の百首、あるは万代集、夫木集などの、緊要といふ書をつくりて、さつけけるに、いとほかなけなるさとしさまなりけれど、いとおもひの外その(巻)にしるしのありて見し人の限りは、とみにうたの心をまさととりつれば、こたひもそれにならひて、此ふみは作れるなり

とある記述に呼応する。

三代集緊要は国学者伝記集成の守部著述目録中に記載するが、現在その所在を明らかにしない。現存するのは堀河院百首・万代集と本書である。本書は述べた如く天保四年十一月十三日の日附があるが、竜門文庫に所蔵する自筆稿本、万代集緊要にも、大旨末に「天保四年十二月八日先一わたりかいしるす」と著述年代を明記していて、本書からほぼ一月後の下稿である。また同文庫に所蔵される堀河院百首の緊要をみるに、本書・万代集と撰述の意趣を同じくするばかりでなく、その書様も極めて類似し、その簽例にみる弁別方法も略々近似するなど、万葉集緊要との間には、やはり一時期を隔するところが見出されるのである。堀河院百首の緊要は三書の中では、やや先んずるかとも思われるが、それにしても、守部江戸転出後の、ほぼ時を同じくして数部の緊要が相続き編述された、そのひとつとみてよいのではなからうか。三代集緊要も成立していたとすれば同じくこの頃の事であったかと確証はないが推測されるのである。しかし、本書にせよ、また、万代集・堀河院百首の緊要も現存する稿本からみて、後年の万葉集緊要の如く定稿と成るにいたらず、寧ろ門弟に対する教示的な意義にあるいは重点が置かれていたものかもしれない。

又、本書の大意の中に「そ〇は新古今ノ緊要に出せれば、こゝには省けり」と三代集緊要と共に新古今集にも同様な著述が既に存したことを誌しているが、その所在を明らかにしない。更に、六種の簽凡例中に、「中古の人の心得たかひ、又ひか事、又ひか事にはあらねと、今打まかせて、取用ひかたきさまなる詞とも」の歌に就いては「末語斥非^{上欄余白書入}」と云書レ・次稿本行を撰ひて其書の中へ収めて弁したればはす」と末語斥非なる著述を挙げている。又後述する無窮会神習文庫蔵本の下巻頭註にも同書を誌している。もっとも、続く塗抹本文中にも「猶此ほとこの哥には、ひか事いと多かり、そはこたひ別に、近語斥非と云書を撰ひて、其書の中へ収めて、弁したればはす」とある同一書を指して云うのかもしれぬが、いずれも現在窺うべくもない。あるいは今後の企画をかく守部流に陳述したものにすぎぬかと疑われもする。しかし、同時に詠歌の実際に対処するため、中古以後の撰述になる歌集から主に雅俗にわたる歌詞の撰択という指南の意味を含めた一種の歌論書の一環として、かかる著述はその対象を拡張、この時期に累年の草案は急激に形体を整えつつあったと寧ろ見るべきであろうかと思われるのである。いずれにせよ、数部の緊要が天保四年と近々前後して執筆されたことは疑いがたく、以後の著述状況とも関連し留意され、此処に併せ附言した。

因みに本書・万代集緊要・堀河院百首緊要の三書は共に全集未載の著稿である。

夫木集緊要 存卷上

橘冬照筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。浅葱色紬表紙、竪二十一・五糎、横十五・三糎。料紙、斐紙。字面高サ約十五・一糎。每半葉十四行。本文墨付、六十丁（内大旨十丁、目錄二丁）。

題簽・外題なし。内題、「夫木集緊要卷一」と記し、その下方に「橘守部撰」と署名あり。

大旨末（十丁裏）に、

天保四年十一月十三日 池庵主人誌

と前掲書同様の日附と署名がある。十一丁表裏が、「夫木集緊要上巻題」と記し、題目録―歳内立春以下荒和祓まで即ち春・夏部―を列記している。本書は前掲自筆本の巻上に相当する。

上欄余白には前者と殆んど同じくする註文を書入れるが、僅かながらの異同―書落し歟―と、新たな註記を書加えているのが散見されるにとどまる。印記は巻末に「椎本文庫」朱印を捺す。

本書の筆跡は守部に極めて近似するが、椎本文庫目録に云うが如く冬照筆とすべきであろう。

又、同目録に「守部稿本ノ浄書本ナルモ、前者トノ間ニハ猶他ノ稿本アリシカ、前者ノ訂正ハ皆本書ノ本行タルモ、更ニ若干ノ相違アリ」と簡明に推定されている。確かに前稿に次ぐ守部自筆本に拠って忠実に転写されたものとすべきであろうが、猶多少の疑点も残るのである。

先ず、本書の主旨をみるに、前稿の欄外余白書入れ、朱筆補訂など概ね本書の本行中に組込まれているが、次の簽凡例などは、更に前者に較べ詳密となり整理されていて、守部が新たに起筆した稿本に拠るものであることを裏付けている。それは九年後の天保十三年、浜子の筆写本に改補することなく其儘に移行しているのであるから、大旨に關するかぎり、この再度の稿本にて定稿と認めていたと考えられるのである。前者との対照のこともあり、此処に掲出することにす。即ち、

一 朱もて、(朱)、加此着たるは、其哥ともの中にして、前掲書以下ナシ 耳眼とも云へき句ともものしるしなり、「又其中に殊に優れたるには、(朱)、如此わかちてしるせり」

一 藍もて、(藍)、如此着たるは、前掲書以下別項トス 実句語脈のよろしきつゝきはしめ美はしく雅ひたるいひなしともものしるしなり、「其中に(藍)一ふしめつらしく新しくいひなせるには、前掲書以下ナシ 如此わかちてしるせり」前掲書以下ナシ「されは右の朱点の、

は耳眼を兼てめつらしきいひとり青点の、は句調中のめつらしきつゝけにて、其新しとする方は共に「一なり」
一 埴もて、、、、如此着たるは、俗ひたるさまの詞、陋しきによれるつゝけ等のしるしなり、されと此等の
詞も、ふつに用るなと云にはあらず、其哥からによりて取捨あるへしとなり、

一 朱もて○○○○如此着たるは、右凡ての詞とも内、雅俗には拘はらず、他の傍例に見合すへき語とも、
しるしなり、

一 墨もて、、、、如此着たるは、中古の人の心得たかひ、又ひが事又ひか事にはあらねと、今打まかせて取
用ひかたき貌なる詞とも、しるしなり「猶此ほと前掲書書入レの哥にはひか事いと多し、そはこたひ別に末語斥非と云
書を撰ひて其書の中へ収めて弁したればこゝにはいはず」

一 朱もて哥の左に此項前掲書ナシ (朱)如此着たるは脩句の中にも殊に卑く聞えて今の哥には心すへきしるしなり

と、前掲書に傍記した如き簽例が附加されている。殊に末項の簽例は本書に始めて設けられているなど改稿時の増補
として顯著である。

次に撰出歌とその簽の異同を比較すると、本書には、前稿本にある次の三首を除いている。即ち、

春部六 題「藤」

家集 藤花

源仲正

ふち浪のよらはれぬ(埴)れはむらさきのまきそめきたる松か(埴)とそみる

夏部二 題「郭公」

洞院摂政家百首 郭公

後九条内大臣

涙こそ露とおくらめほとゝきすおの(藍)かなつの(藍)ふかくさの里

夏部三 題「扇」

建久元年一句百首 夏歌

為家

藍ニテカスカニ塗抹ノ跡アリ
うつりかの身にしむはかり契とてあふきの風のゆくへたつねは

である。理由は明らかにしないが、恐らく前稿から被除したのである。従って前掲書（巻上）に比し、三首減の六百二十七首である。

撰出歌には右の三首の相違を散見するにすぎず、また、その簽も前掲書と殆んどが共通するのである。その異同は本書にみるが如き新たな簽も施されたにもかかわらず、書写の際の誤脱などを考慮すると、その数は極めて尠いのである。それは前掲書に述べた如く、本書の主旨を改稿後、更に整備された新しい簽をも含めて前掲書に追補訂正された跡に従ったことに由るのであるが、それにしても改訂の跡はわずかである。後述する天保十三年の浜子筆写本の異同と比較すると余りにも前稿と本書との差は僅少であり、強いて守部自身が稿を改め執筆しなおす必要も認められぬ程度の改補である。本書の拠ったとする自筆本も現在のところ見出されていないので、改稿について猶疑点がある。と述べたのは、そのことである。或は、主旨のみ補訂著しき故、自ら草稿を整え定稿とし、撰出歌、簽等は守部の指示に従って冬照が前稿を基に書写するというような実際があったのかもしれない。しかし、やはり次述の浜子筆写本との親疎關係を想定すると、守部自筆稿本に拠ったと見るべきが現資料上からみて自然であろうか。

いずれにせよ、主旨を除き、前稿との間には、それほど隔りはなく、前掲の稿本が改められたのは、同四年十一月後、程へぬ時のことであつたらうと思われるのである。更に撰出歌全般にわたる再検討の時期は、その後、何時の事か審らかにしないが、改稿の跡は天保十三年三月の日附ある上中下三巻の浜子筆写本に見るが如く明らかである。

夫木集緊要 三卷

橘浜子筆

斯道文庫藏

袋綴、卷上中合綴二冊。青鈍色菊花唐草空押表紙、豎二十三・七糎、横十六・九糎。料紙、薄様雁皮紙。字面高サ約十五・二糎。每半葉、十四行。本文墨付、第一冊百八丁（上卷六十丁、内大旨十丁、目錄二丁。中卷四十八丁、内目錄一丁）、第二冊（下卷）八十一丁（内目錄二丁）。

外題、「夫木和詞集緊要春夏（雜）」と表紙左肩の、題簽剝落後に墨書する。内題、「夫木集緊要卷上（中下）」と記し、その下方に「橘守部撰」（卷上）と署名あり。

大旨奥（十丁裏）に

天保四年十一月十三日

池庵主人誌

と、自筆本・冬照筆本と同じく日附と署名がある。

卷上の末（六十丁裏）に

天保十とせまり三とせと／いふとしのやよひ／しるしぬ／橘浜子

と四行に誌している。浜子の転写本であろうが、料紙に薄様を使用し、守部の筆跡に酷似するところから、恐らく守部の自筆終稿本を影写したのであろう。

大旨末の天保四年十一月十三日の日附から凡そ九年近くを経過しているのをみると、この夫木集緊要は、その間に冬照筆写本にみるが如き検討吟味の過程を経ながら、猶定稿となすに至らず稿を終えたものと推定され、本書はその終稿の跡を身辺の者によってとどめた信憑性ある転写本であろう。と同時に、上掲二本がいずれも卷下、夫木集雜部を闕くが、本書は卷上中下を完備し、守部の夫木集緊要の全貌且つ最終稿としてほぼ完全に通覧し得る意義は尠くな

いのである。

扱、本書を前掲二本と較べると、先ず巻上に於て、大旨は冬照筆写本の大旨と丁数・行数は全く一致し、字詰・仮名にわずかの相違を見るにすぎず、既述した如く、大旨に限り前稿にて定稿を得たものと認められる。

又、撰出歌も本文上の極く僅少な異同を散見する以外、巻上に於ては丁数・行数共に冬照筆写本と全く同じくし、前者の影写本かと思誤られる程である。

しかし、本著の主目的である撰出歌の簽は冬照筆写本の過程から更に全面的に再考、検討の上改められたのである、相互の間には著しく異同を見出すのである。従つて、本書の簽は上述の経過からみて、現在、本緊要の最終的な結論を例示するものと判断されるのである。

巻中下の両巻は、巻中が初稿と推定される自筆本との異同を対比されるにすぎないが、以下に挙げる相違歌十首と、全巻にわたる簽の改訂が認められるのは巻上と同じくするものである。前掲自筆本に巻下が存したとすれば、巻中同様の異同を相互に对照されたことであろう。

又、本書は自筆草稿本・冬照筆写本と同様に「又此書、哥の頭をあげたるは、いさゝかつゝ類哥を挙々、故事を引キ耳遠げなる詞には、小註をくはへむとてなり」と断り書きして、上欄余白を広くあけているのは前二書通りであるが、巻上が自筆稿本・冬照筆写本の書入れを殆んど其儘に引継いでいるのに対し、巻中下の両巻には全く見出されな。い。本書のみならず依拠本を同じくする後述の橋東世子筆写本（巻中零本）も同様である。大旨に明記してあるのであれば、巻中以後すべてを削除することは考えられず、また浜子・東世子筆の両本共に、自筆終稿本の影写本と推定されるところから、両本がすべてを偶然に書き落すといふことは相像しがたい。あるいは、両本のうち一本の筆写者が、上欄書入れを本文書写後に予定しながら其儘に放置され、それを更に影写したとも臆測されないことはないが、

自筆終稿本が存したとすれば当然の事ながら両者共に自筆本に拠って影写するであろうとしか考えられず、この想定もいささかならず実際に即さない推理であると思われる。とすると、両本の巻中以下に於ける空白は書写の際の偶発的な書落しではなく、それなりの意図が予定されていたのではなからうか。その間の事情は現在推測すべくもないが、強いて臆測すれば、守部が終稿成立後に、あらため巻中以下の註記を整備すべく計画し、その儘に中断されていたために、影写の際に其意を斟酌して故意に書写をとどめたというようなことはあるまいか。しかし、これも自筆稿本の執筆から八・九年後のことであれば必ずしも満足しうる解答とはならないかもしれない。而も後述する無窮会神習文庫所蔵の夫木集緊要三巻には巻中下にも上欄の註記がそれぞれに転写されている。書入れはすべて本緊要の撰出歌に呼応する註記であるので、依拠本——恐らく自筆終稿本であろう——には神習文庫本の註記は存したことになるのである。とすると本書、東世子筆写本にすべて削除されているのはどのように理解するのが自然であろうか。上述の如き、いくつかの仮定のほかにも猶臆測されるであろうが、やはり単に偶発的な書き落しと速断するにはいささか躊躇され、本書、東世子の影写本の空白には意図的な理由が介在するのではないかと思われるのである。未詳ながら疑問と臆測を述べて識者の教示を俟つことにする。

扱、本書と前稿との間にはおおよそ上記の如き経過を辿るのであるが、これらの異同から判断して前掲の自筆稿本の後、冬照筆写本の如き、撰出歌精撰の過程を経て、又更に同一稿本——或はその副本——に簽のみを加筆訂正した改訂稿が終稿となって存したのではなからうか。従って、巻上の冬照筆写本と簽を異にしながらに本文は上記の如き酷似の様相をとどめたのではなからうか。別稿が執筆されたとすれば、冬照筆写本と本書とのかかる書写上の体裁にまでおおよそ一致を見ることはありえぬことであろうと思うからである。巻中下は冬照筆写本は所在未詳であるが、現存すれば恐らく巻上と同様の相互関係を見出すであろうかと臆測するのである。本書は巻上中下の全巻にわたる、上記の

如き加筆改訂の終稿に拠った影写本と想定するのが、現在のところ無理のない推測かと考えるのである。

本書と依拠本を同じくする転写本に、後述する東世子の影写本巻中一冊と無窮会藏神習文庫本巻上中下三冊がある。

此処に、自筆稿本と冬照筆写本以下四本の撰出歌員を各部毎にあげ、その異同歌を掲出することにする。即ち、巻上、春・夏部の撰出歌員は六百三十〜二十七首、春部、自筆稿本二百十九首、冬照・浜子・東世子筆写本・神習文庫本二百十八首、夏部、自筆稿本四百十一首、上掲四本四百九首である。その僅か三首の相違は春部六「藤」題の中に一首、夏部二「郭公」題中に一首、夏部「扇」題中の一首が見出される。―冬照筆写本解題中に掲出したので省略する。―

巻中、秋・冬部の撰出歌員は六百二十二〜十二首、但し冬照筆写本欠巻。秋部、自筆稿本三百三十二首、両三本三百二十二首と十首相違する。冬部、自筆稿本・両三本共に二百九十首である。

巻下雑部は、自筆稿本・冬照・東世子筆写本欠巻、浜子筆写本・神習文庫本九百五十五首を撰出している。総撰出歌員は二千二百七〜百九十四首の多きにおよぶのである。撰歌に際しては、各部・各題の中から概ね全般にわたり広く「耳眼緊要の句」を各歌題の歌員に応じ均衡的に例示することに努めているのであるが、その点にも本書編述の意図が窺われるのである。

巻中、秋部に見える異同歌は自筆本中の次の十首を削除したものである。

秋部一 題「七夕」

千五百番哥合

俊成

たなはたのあかぬなこりのそてよりや秋は露けき比となるらん(藍)
(朱)

家集 七夕

鎌倉右大臣

こひく／＼てまれにあふよはあまの川河せのたつはな(藍)かすもあらなん

正治二年百首

祭主輔親

ひこほしのもの、わすれせぬあかつき(藍)はたなはたつめもかくやわふらん

家集 七夕の心を

建礼門院右京大夫

きかはやな二のほし(藍)のものがたりたらひの水にうつらましかは

嘉元々年百首 七夕

入道前太政大臣

かきつくるかちのな／＼はに思ふこと猶あまりあるあ(朱)きの夕くれ

家集 七夕

家隆

今はとて人はおくともたなはたの秋のあふきの名を(朱)はわすれし

家集

衣笠内大臣

たなはたのよとてのすかた立(藍)かくすきり(藍)のとはりに秋風そふく

久安百首

待賢門院安芸

としをへてまれにあふよの明ゆくは見る人(朱)くるしたなはたのいと

堀河院御時百首

仲実

わたしもりふ(藍)なよとめす(藍)なたなはたのとしにあふよはた／＼こよひのみ

の九首と、

秋部三 題「雁」

水くきのをかのみなとにとふかりをよみはたらか(壇)か(朱)とそ見る

の歌のみが、両三本に省かれている。

以上の十首にすぎないが、自筆稿本から削除された理由は未だ審らかにしがたい。殊にこの十首の削除歌の中で、掲出歌の末尾の信実歌は、浜子筆写本・東世子筆写本・神習文庫本に共通して詞書・作者名を自筆本同様に明記しながら歌のみを闕いている。とりわけ前者の二本は影写本と推定され、後者の神習文庫本も丹念な転写本であることから、やはり守部の終稿本に於て除去されていたと見るのが妥当であろう。毎半葉十四行書写の原則からして、あるいは、詞書・作者名に消去のしるしがわずか施されているのを見落し書写した結果かとも臆測されるのである。又、撰出歌中にも、詞書部分を空白とし、○印を附するところがまま散見される。前の場合と異り、いずれ後補すべく予定したものであろうが、未だ整備するにいたらず終稿となったのではなからうか。上掲の詞書・作者名などが其儘に書き残されているのも奈辺の経過を語るものかとも思われるのである。

備考

本書は各巻の冒頭に、夫木集各部から撰出した細別の歌題を目録として列記している。以下参考までに、その目録を挙げ各題毎の抄出歌員を誌し、本緊要の撰出状況の概要に代えることとする。既述した如く、冬照筆は巻上、東世子書写本は巻中のみであり、両書はいずれも抄出歌に於て本書と異るところがないので、自筆初稿本につき異同歌員を() 圏内に数ヶ処併記した。猶※印は目録中に欠き本文中に見える歌題である。

夫木集緊要上巻題

歳内立春1、元日2、立春附初春18、子日4、若菜8(以上巻一)、鶯11、霞16、余寒3、残雪2、春氷3、若草3(同巻二)、

梅7、柳14、早蕨4、春雨5、春駒2、燕1（同卷三）、花附落花27、遲日1（同卷四）、帰雁7、春雜2、雉2、喚子鳥2、雲雀3、春田2、蛙4（同卷五）、菫菜8、杜若5、款冬8、藤16（17）、躑躅12、暮春6、三月尽9（同卷六）——以上春部二百十八首、但し、自筆本二百十九首。

更衣8、首夏9、余花1、新樹6、卯花25、神祭1、葵3、賀茂祭3、早苗11、五月五日4、葛蒲10、「橘14」題欠、（同卷七）、郭公28（29）、五月雨22、照射8、麦2、牡丹1、樗2、百合4、鶉河8、水雞3、螢32、夏神樂4、夏雜13（同卷八）、夏夜5、夏月10、紫陽花4、夏草8、夏野1、蚊遣火11、夏衣2、扇8（9）、瞿麦14、瓜5、夕貞10、蓮7、菱1、夏田5、夕立10、蟬16、茅蝟5、納涼21、泉7、氷室9、夏鹿2、夏虫1、晚夏6、荒和祓19（同卷九）——以上夏部四百九首、但し、自筆本四百十一首。

夫木集緊要中卷題

立秋12、初秋13、殘暑4、七夕15（24）（以上卷十）、萩22、女郎花4、薄16、苧萱2、萩8、蘭2、槿花3、秋野2（同卷十一）、鹿23、鷹8（9）、秋田10（同卷十二）、月29、駒迎4、霧4、秋風5、野分3、秋雨6、露9、秋夕1（同卷十三）、虫18、鶉6、鳴2、擣表12、秋霜5、葛4、菊25（同卷十四）、秋山4、蔦2、柞3、櫛1、檀2、桐1、紅葉23、暮秋6、九月尽3（同卷十五）——以上秋部三百二十二首、但し、自筆本三百三十三首。

初冬6、時雨10、落葉32、殘菊2、枯野6、霜5、寒草9、冬風6、冬月15、冬雨3、衾2、網代9、冬雜4（同卷十六）、千鳥28、水鳥25、氷26、霞16、雲5（同卷十七）、雪53、野行幸1、鷹狩1、賀茂臨時祭2、神樂11、冬梅2、炭竈3、仏名2、爐火2、歳暮4（同卷十八）——以上冬部二百九十首。

夫木集緊要下卷題

天象3、日2、星3、風10、雲5、雨4、滴3、火2、煙5、曉2、朝2、昼1、夕2、夜2（以上卷十九）、山36（同卷二十）、杣4、嶺5、根5、嵩2、谷5、岡5、坂3、隈2、路10、橋17、関7（同卷二十一）、野25、原15、林4、杜5、牧4、

田 8、鳥 2、園 2、畑 3、巖 3、石 10 (同卷二十二)、海 12、湖 4、嶋 9、澳 5、江 12、池 18 (同卷二十三)、河 28、沼 4 (同卷二十四)、浦 29、塩竈 2、浜 5、鴻 2、泊 3 (同卷二十五)、津 2、磯 7、崎 6、迫門 2、渡 2、岸 4、洲 4、淀 2、滝 5、沢 3、井 9、水 8 (同卷二十六)

鳥 4、鶴 8、鷺 3、鶻 2、鳥 3、鷄 2、鷄 5、鷹 3、水兔 2、梟 2、雉 2、鷗 5、鳩 4、鳩 3、放鳥 2、都鳥 2、鳴 1、鶻 1、雀 5、山陵鳥 2、※小陵鳥 2、庭叩 1、増子鳥 1、箱※鳥 1、虎 2、熊 3、猪 2、牛 5、馬 5、猿 6、犬 3、龜 2、貝 2、蝸牛 2、蜻蛉 2、蛛 3、蝶 5、蓑※虫 3、守宮 1、魚 2、鯉 2、鮒 2 (同卷二十七)

草 3、竹 9、篠 4、苔 4、山橘 1、浅茅 4、茅花 3、蔓 1、※葎 1、鞭草 3、蘆 12、海松 1、藻 4、薦 6、蓬 4、思草 1、忘草 1、菅 2、萱 2、紅 1、※紫 1、蓼 2、水葱 2、芝 3、葎 2、芭蕉 1 (同卷二十八)、木 12、松 29、椿 2、楸 3、檜 4、※杉 3、李 1、杏 1、柏 3、椎 1、栗 3、槻 2、粉 1、櫛 2、楸 1、榎 1、合欽木 1、すろ 1、柿 1、柴 2 (同卷二十九)

国 2、仙家 1、都 1、故郷 1、故宮 1、閑居 2、窟 4、宅 2、廬 7、屋 8、隣 2、山家 13、田家 4 (同卷三十)、都 1、里 7、床 2、窓 4、戸 2、門 2、牆 7、籬 4 (同卷三十一)

御調 1、文 2、刀 2、弓 3、箭 1、杳 2、杖 2、蓑 3、笠 3、鐘 4、卒都婆 1、玉 4、鏡 2、枕 9、簾 3 (同卷三十二)、衣 7、綾 1、糸 1、車 4、樋 2、筏 3、舟 4、梶 1、網 2、網 2 (同卷三十三)

神祇 8、社 3、寺 8 (同卷三十四)、民 1、翁 1、父 1、稚子 2、未通女 2、使 1、海人 4、遊女 3、樵夫 5、山老 2、賤人 2、総角 1、垂髮※子 2、里子 1、唐人 2、楊貴妃 1、李夫人 1、王照君 1、陵園妾 2 (同卷三十五)

賀 6、元服 2、旅 16、眺望 4、哀傷 5、夢 3、恋 7、言語 16、述懷 12 (卷同三十六) — 以上雑部九百五十五首。

如上、撰歌に際しては、各部、各題の中から概ね全般にわたり、広く「耳眼緊要の句」を歌題の歌員に応じ均衡的に例示することに努めているのであるが、その点にも本書著述の意図が窺われるのである。

夫木集緊要 存卷中

橘東世子筆

斯道文庫藏

袋綴、一冊。上辺に銀砂子を散した、茶褐色刷毛引表紙、竪二十三・五糎、横十六・二糎。料紙、薄様雁皮紙。題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩）に「夫木集緊要 中」と墨書する。第一葉に「夫木集緊要中卷題」、第二葉に内題、「夫木集緊要卷中」と記す。本書も前掲本同様に守部の筆跡を臨模している。丁数・行数・字詰は前出の浜子筆写本と全く一致し、仮名草跡に極く僅かの相違を散見するにすぎず、既述した如く、守部の終稿本に拠り影写された一本であろう。

両書は撰出歌の簽に、これも数少いが、相互に異同が散点するのであるが、影写の際に於ける偶々の書き落しであろう。従って、両書を相補うことにより、ほぼ確実に守部終稿本を再現しうるものと思われるのである。

本書の筆者は「橘守部大人遺稿目録」に東世子筆と誌し、「椎本文庫目録」も同様である。前掲浜子筆写本の如き署名等の手懸りはないが、後表紙に捺す「椎本文庫」朱印などから推測して、東世子を筆者と擬するのは妥当であろう。前掲浜子筆写本と本書の筆写時期は孰れが前後するかは現在既に審らかにしがたい。

両目録共に「夫木集緊要（上中）上、冬照筆
下、東世子筆」と両書を一括しているが、既述した如く両書は内容上、各々別して扱われるべき性質の転写本である。

夫木集緊要 三卷

筆者未詳

無窮会神習文庫藏

袋綴、三冊。濃紺色布目空押表紙、竪二十七・一糎、横十八・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八・五糎。每半葉十四行。本文墨付、卷上六十丁（内大旨十丁、目録二丁）、卷中四十八丁（内目録二丁）、卷下八十一丁（内目録二丁）。

題簽、重郭づき短冊を表紙左肩に貼り、「夫木集緊要 上(中下)」と墨書する。内題、「夫木集緊要卷上(中下)」と記し、その下方に「橘守部撰」(卷上)と署名あり。

本書は前掲の橋浜子筆写本と依拠本を同じくする丹念な転写本である。前者が自筆終稿本からの影写本と推定されるが、本書も恐らく自筆終稿本を模して書写したものであるうか、浜子筆写本と丁数・行数・字詰等全く一致する。両書は簽に於て極くわずかの異同が見出されるにすぎない。例えば、浜子筆写本は卷下卷末の撰出歌にどうしたことか簽を書落すが、本書には

恨身恥運哥百首中

俊頼

としふれはけかしきみそに(朱)おちふれてぬれしほとけぬいと(朱)おしのみや

と傍簽しているのは、その顕著な一例であるが、当然の事ながら、本書にも点・簽の誤脱が見出される。又、既に述べた如く、本書の卷中下の両卷上欄には、浜子・東世子両筆写本に見えぬ書入れが転写されている。書入れはすべて本緊要の撰出歌に呼応する註記であり、他の者による後補のものではない。前出の両本に闕くことについては大凡の臆測を既に述べておいたが、やはり卷上に見える註記同様に卷中下に存するのが本来であろう。卷中に二十七・八箇処、卷下に六十五・六箇処が散見されるが、卷上の註記に較べ、その数は尠い。更に補足し整備する意向があったのであろうか。いずれにしても、数尠い転写本の中で本書が卷上に続けて卷中下にも上欄註記をとどめていることは前掲両本を補うものである。また、本書の存在によって、現在その存否の不明である守部自筆の終稿本をさらに確認しうるものと思われる。

印記、両卷卷首に「井上頼圀藏」の長方形、「井上氏」の方形朱印が捺されている。

備考

本書に見える巻下の註記の中で、雑五「江」の歌題中、次の

洞院・^(摂政カ)家百首

従三位行能

おきつ風つたのほそ江のしき浪にかさなるものはうらみ成けり

頭註に

此哥本書にはおきつ風たつの細江とあり凡て此ほとの人はいしか心得よめり此事は末語斥非に弁せり

とあり、此の「末語斥非」の書名が二・三註記中に散見される。自筆稿本解題中にも述べたが、あるいは守部の著述として存したか。留意されるので加えて附記する。

夫木集緊要 二部三冊

筆者未詳

九州大学附属図書館蔵

その一部、袋綴二冊は次の如く各々その表装を異にする。

第一冊。香色表紙、竪二十七纏、横十八・一纏。料紙、楮紙。字面高サ約十八・二纏。每半葉十四行。本文墨付、五十八丁（内大旨九丁、次に白紙一葉を夾む）。

題簽、香色地金箔散しの短冊（表紙左肩）に「夫木集緊要 上」と墨書する。内題「夫木集緊要卷一」と記し、その下方に「橘守部撰」と署名あり。

第二冊。鈍色布目表紙、竪二十六・一纏、横十九・一纏。料紙、楮紙。字面高サ約十八・三纏。每半葉十四行。本文墨付、四十八丁。

題簽、薄茶色地金切箔散しの短冊（表紙左肩）に「夫木緊要 二」と墨書。内題、「夫木集緊要卷二」と記す。

両冊はそれぞれに別筆であり、又各筆者は審らかにしがたい。

印記、両冊第一葉に長方形の「音無文庫」印（藍色）と、第二冊の前遊紙に大振な方形「丸山文庫」朱印が捺されている。

両冊は、第一冊の主旨を除き、各々自筆稿本卷一・二（卷上下）と丁数・行数・字面を全く同じくし、更に字配り、仮名等にいたるまで殆んどが一致する。筆跡も又―卷二（卷下）はやや蕪雑ながら―卷一（卷上）は守部自筆によく近似し、一見影写本かと疑われる丹念な模写本である。自筆稿本と見較べるに、本文上の極く僅かな異同はともかくも、附簽箇処に於ては、やはり両冊共に誤写誤脱が処々に散見される。そのほか自筆稿本には見出されない、これも僅かながらの朱筆書入れがある。卷一は撰出歌の語註傍記、卷二には撰出歌の本文校異の傍記である。いずれも両冊筆者の私的註記であろう。

自筆稿本卷一の冒頭主旨は既述した如く、朱墨筆の補訂が行間欄外に著しいが、本書は書写に際し、その訂正を入念に追って本行にしている。従って行数に異同が生じ、字面に不同が見られる結果となっている。即ち自筆稿本主旨は九丁表九行目に著述の日附を記して終るが、本書は九丁裏七行までに書写している。

両冊は記した如く、各々表装と筆者を相違するが、共に前掲の自筆稿本からの模写本と認められる。同時の寄合書ではないとしても本来同一本として扱われるべき転写本である。

次の一部は、縹色布目表紙、豎二十二糎、横十五・二糎。料紙、薄様雁斐紙。字面高サ約十四・九糎。每半葉十四行。本文墨付、八十一丁（内目錄二丁）。

題簽・外題共に闕く。第一葉に「夫木集緊要下卷題」、第三葉に内題、「夫木集緊要卷下」と記す。筆者は未詳ながら守部または冬照等近辺の者の筆跡を模している。

印記、第一葉の題目録の下方に、前二書と同じ「音無文庫」印を捺している。

管見した本緊要巻下は既述の浜子筆写本・無窮会神習文庫本の両本であるが、本書は記した如く丁数・行数を全く同じくし、題目録・撰出歌本文に於ても殆んど相違するところを見出さない。又、本緊要の欄外註記は無窮会神習文庫本とほぼ一致するので、本書は前記両本が拠つたと推定される自筆終稿本からの同様な転写本かと予測されるほどに近似する。しかし、本書と両本とにみる撰出歌の附簽には相互に顕著な異同が検出されるのである。もっとも、本書の書写は―特に簽に於て―やや粗雑な一面があり、誤写・誤記と推定される簽のみならず、例えば附簽を全く闕く撰出歌は五十余首にも及ぶなど、必ずしも相互の異同が其儘に両本との相違とも見做しがたい。が、それにしても同一系統本からの転写上のあやまりとは認めがたく思われる。現在の処、本書の親本に該当する伝本を見出していない。

本書の撰出歌への附簽の状況から推測するに、本書のそれは両本の拠つた終稿本以前の草案的な傾向が検出されるので、あるいは、そうした草稿本からの転写本ではなからうかとも臆測されるのである。仮に既述した冬照筆の如き草稿本が存して、それに本書が依拠したとすれば、附簽の異同は一応納得され、又前述した両本との書写上の近似関係も無理なく首肯されるのである。現存する冬照筆写本巻上は両本の巻上と撰出歌本文―但し附簽を除き―に於て、書写上酷似するのは既に述べた如くであるからである。しかし、その存否を明らかにしない。

いずれにせよ、本書の附簽にはやや粗放な点はいなみがたいが、披見した諸本巻下の中では特異な附簽であり、今のところ、やはり草稿的な性格を示唆する転写一本であろうかと推測しておくことにする。

猶本書には浜子筆写本・無窮会神習文庫本の両本に見ぬ撰出歌本文の朱筆校異を傍記する処が僅かながら散見される。

追記

斯道文庫蔵自筆稿本二冊・橘冬照筆写本一冊・橘浜子筆写本合二冊・橘東世子筆写本一冊の四部は「斯道文庫論集」第十五輯並びに「未刊影印橘守部著作集」第六巻に影印所収している。

備考

高井浩氏は「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究 (六)」(群馬大学紀要人文科学篇十八)に於て、夫木集緊要の執筆経過に就いて、吉田秋主宛守部書翰から具に詳述されている。当該書翰は披見の機会を得ぬので、此処に、同御論考中から、その一部を再録させて戴くことにする。

先ず、天保四年九月十四日書翰には、守部は手の痛加療の頃日にもかかわらず、新古今緊要以下諸種の緊要の執筆を企図し、冬照等の手助を俟って、既に数部の緊要を完成しつつあった、と誌している。

小生手の痛七月廿日頃よりはじまり、先月中旬比はよほどむづかしく、気分ニも障り候故、著述も暫相休、此節世上見渡し候ニ、今年之流行物ニ而中ニは両手屈切ニ相成候人も御座候ニ付、先日、宮本順貞小山清香山辺松柏等ニ相談いたし候所、療治ニしからざるよし申ニ付、十九日より厳しき療治ニ取かかり申候。

元來は氣の凝より出候ゆえ療治中著述はやすめと申ニ付冬照等惣社中之為ニ心遣ひなき著述ニ取かゝり申候。夫は詠歌之肝要なる旨をしらせし書ニ而代々の集より当今之作歌ニ叶候歌悉く書出し、しるしを付而見せ候趣意ニ御座候。此節出来候分、

新古今緊要 一冊

万代集緊要 二冊

夫木集緊要 半分出来、これハ三冊位ニ可有之候

次ニ、

三十六家集緊要

六家集緊要

後拾以下十八代集緊要

古今六帖緊要

新葉集緊要

月詣、月清、雲葉緊要

能因、寂蓮、西行集緊要

百首分部緊要

拳白集緊要

堀川兩度百首緊要

大躰右之類、追々ニ、名吟緊要之歌書出し、其句ニ……如此しるして、頭ニ稀ニ注をくはえ候也。近々一部入御覽可申候。

これは人によませてきゝ、しるしさせてしたゝめさせ候ばかり故、少しも気分ニは不障候間、先、せん方なく
快氣仕候迄は、伴共ニ使ハレ、少しはしつけて遣し度候（後略）

（天保四）

九月十四日

池 庵

秋主様

同書翰を見るに、この年九月十四日の頃には、既に新古今緊要（所在未詳）一冊、万代集緊要二冊、夫木集緊要半
分は撰歌と附簽を終了している様子である。管見した自筆稿本万代集緊要（竜門文庫蔵）・夫木集緊要（斯道文庫蔵）は

前者が十二月八日の日付、後者が十一月十三日の日付であり、特に後者は未だ草稿本であるところを見ると、この書翰にみる時期に於ては冬照等をして、その草案を書かして置いた時期でもあろうか。この九月から数ヶ月後、守部は自らおして筆をとり、稿本としたのが、先の両本であらう。両書の成立とその間の事情を詳しく書留めていて興味深い。しかし、上掲の書翰の中で、予定の緊要は十種の多きにのぼるが、現在堀河院兩度百首（竜門文庫蔵）を除き、その編述のあとをとどめる伝本は見出されていない。恐らくは企画のままに終わったのであろう。

又、同年十二月一日付の書翰には、上中下三卷の夫木集緊要を仕上げ、同じく十二月二十一日付の書翰に、万代集緊要上下二卷を完成した由を告げているという。兩日付の上からも、それは斯道文庫蔵夫木集緊要草稿本、龍門文庫蔵万代集緊要稿本の兩部を指すのであらう。兩書の日付ともよく符合する。特に前者は現在その下巻を欠いているが、草稿本として十一月十三日頃には三卷共に執筆を終えたことが明らかとなったのである。又、十二月二十一日の同書翰には、新古今緊要の清書に着手したと誌している由であるが、記した如く、その所在を明らかにしない。前者と共にその出現を俟つものである。

又、天保五年一月一日付の書翰に、夫木集緊要はすでに秋主に送付し、万代集緊要もまた冬照に書写させ秋主に送付することが誌されている由である。続けて同書翰には上掲の緊要類の編述を中止し、あらため群書類従の中の歌書により夫木風の題林に分類し集大成する大部の企画を告げている。併せ再録させて戴くことにする。

緊要も色々撰ミ見候へ共、小部のものはさせる目も功も無之やうニ候へバ、皆々むだいたし、大部成ものを作り度候所、塙家群書類聚之内、^(ママ)歌書どもは久く世ニ絶而人之見しらぬものも有之、又、さなくとも写本にてあまねからざる品多く御座候間、これを夫木風之題林ニ分類いたし、緊要ニつくらば、大ニ重宝なるものニ可有御座と、戸奈良石井吉兵衛殿ニ頼候所、早速承引、群書類聚内歌物語之部近々送呉候対談ニ御座候。夫ニ付入用書間

違ざるやう此度目錄書遣候間、何卒手紙急便ニ御届させ被下候様願上候。月六斎市日ニ若者貴地へ參候よし承申候

ここにいう題林の編成は周到な計画の許に間もなく着手され、晩年にまで及ぶ永々たる「清渚集」の編纂事業となつたのであらう。天保十年十一月上梓の「鐘の響」三巻末に附された広告「池庵北畠守部先生著述略目錄」には早くも、

清渚集 三百五十卷

此書は、今京の初つかたより、近き享保年間迄、千有余年の間の、名歌秀逸の類聚也、就中隠れたる書、世に埋れて、知人の少き哥を、殊に搜索メて多く出し、歌毎に、誉れある詞、眼目たる句どもに、しるしをさしてしらせ、前文左注等も、専ら本書のまゝに省かず、悉く出所を正しく挙て、ついでくれたれば、実に詠歌緊要の大全題林類の棟梁と云べき書なり

と、広告しているのをみると、厖大な類題集の作業も着実に進捗していたことが推測される。「歌毎に、誉れある詞、眼目たる句どもに、しるしをさしてしらせ」と記しているところから、前記の緊要等に類似する点・簽が施されて、詠歌の作例・範例をも兼ねた類題集成であるところに従来のもとは異なる創意がこめられていたのであらう。本書については徳田進博士の「清渚集に見る歌学用索引事業」（橘守部と日本文学―新資料とその美論―）に詳細な御論攷があるので参照されたい。現在吉田家に残る清渚集は、春部三十二冊の稿本と、古今の歌集からの書抜和歌六千枚を越える細幅のカードからなるも、惜しむらくは未完の由である。

徳田博士は同論攷に、

それゆえ「万代集緊要」と「夫木集緊要」に止めて、他に着手しなかつたのは、何等かの事情があつたと見るよ

りも、清渚集編纂の挙に転進し、すべてをこれに賭けたと見るべきである。

と述べられるように、数種の緊要の編述は、更に遠大な企画にと発展してゆく機運ともなったのであろう。

万代集緊要 二卷

筆者未詳

無窮会神習文庫蔵

袋綴、二冊。縹色表紙、竪二十七・一糎、横十九・一糎。料紙、薄様雁皮紙。字面高サ約十八・三糎。每半葉十四行。本文墨付、卷上五十三丁（内大旨十二丁）、卷下四十四丁。

題簽、重郭づき短冊を表紙左肩に貼り「万代集緊要 上（下）」と墨書する。内題同上、その下に「池菴橋守部撰定」（卷上）の署名がある。

大旨末に、

天保四年十二月八日先一わたりかいしるす

と編述の日附を誌している。

本書の筆写者は未詳であるが、薄様の料紙を用いて自筆本を丹念に影写したものであろう、守部の筆跡に酷似する。その点では、自筆本に代るべき転写本と考えられる。

印記、各巻巻初に「井上頼圀蔵」の長方形、「井上氏」の方形朱印が捺されている。

この万代集緊要二巻は大旨末の日附によれば、前掲の夫木集緊要に続く僅か一ヶ月後の編著である。その意趣は夫木集緊要とほぼ同じくし、鎌倉期成立の私撰集「万代和歌集」二十卷三千八百二十六首（流布本）の中から千七十五首（本書）を抄出し、後述の簽例に従って一首の風韻と眼目を表示したものである。

撰出歌は万代和歌集の部立に従い、春哥上八十五首、春哥下百六首、夏哥百二首、秋哥上六十七首、秋哥下七十三

首、冬哥九十五首」(巻上)、神祇歌八首、釈教歌八首、恋哥二百七十七首、雜歌二百四十七首、賀歌七首と、各部立の中から概ね全般を網羅して均衡的に例示しているのは夫木集緊要と意向を同じくしている。又、上欄を広く設け、抄出歌の註記を書入れるべく余白をとって、処々に附註しているのも同様である。

本書の「大旨」に沿い、その主旨を略述すると、先ず、近年偶々万代和歌集の一善本^{註一}を手沢したのを述べて、次に、

さてこたひかく緊要をえらへる意趣は、嚮に撰へりし撰格を始として、三代集^{註二}、五代集緊要等に、いへるか如し、次々何くれの緊要とも、いつれも皆右の総論ともに就て、心得へきなり、猶こゝにも、其意趣の一端をいは、例の哥の風調は、万葉、三代集の高きにならひ、一首の作意は、中古後の、今めかしきに随ふへし、これ歌の取肝要にして、聴人の感を取ル、これより近きはなし、そもく哥のよみさまには、むかしよりくさくさちたきさだども多かれと、皆いと迂遠にして、浮たる説のみ多し、今近く取て、是をさとすに畢竟ずる処は、たゞ風韻と、耳眼との二をいてす、即万葉、三代集の高きによれと云は、風韻を習はしむるなり、中古後の、今めかしきに随へと云は、作意の字眼を学はしむるなり、今の古学者は其論のみ高に走りて、よめる哥ひくゞ拙く、時世の人情に協はさるふしともを、覓め出ぬるは、唯古風にのみ移さんとして、彼ノ眼目緊要を、後世に習ふ事を、しらする故にそある、又中昔以来の作者等、歌に深く心を入れて、さばかり眼目、緊要を、新しく思ひより作意を、自在に得られしかとも、猶三代集以前の哥に及ばれず、次々やうくくだり来つるは、既に撰格にいへりしやうに、古への風体、句格を、忘れ来し所以なりけり、されは今此集の哥、よろしとはいふものゝ、猶大方中昔以後の哥どもがちなりければ、其風調までを、此等の集の哥どもに習ふときは、又其世の作者等よりは、遙かに降て、拙きものとなりぬへし……………中略……………こは古人より、今ノ人の上手なるには非ず、時代につれ

て、人の心に、しむとしまさるけちめありて、感情の耳に入さまの、転しくめる所以なりけり、余常に、古人の哥をあなかに信む事勿れと云は、此差ある故にそある、殊更古学開けて後は、中昔後の作者等を、乗とり超て、千歳の上に出るはかりならずては、今かゝる、文明昇平の御世に遇たるかひも、あらぬわさならしか、よく此界をわいたためて、風体を上代に派らし、仮にも後世にな流れ降りそ、中昔後の哥ともは、只其今めかしく、新しくいへる句どものみを、あまた見あつめて、そを活イカヘテラし動かして、おのか耳眼緊要の、階梯となすへきなり

と記し、さきの夫木集緊要とほぼ同趣の見解を再述している。その要諦は、詠作にあたり、万葉三代集の高き風韻を習い、中古後の今めかしきに随つて「作意の字眼」を学ぶことにありとする。かくて「そを活し動かして、おのか耳眼緊要の、階梯と」なすところに本緊要の編述主旨が存するとしていのである。続けて、「こゝに一首のよみさまにも、取捨あるへき事」として、巧拙の両例歌をあげ、一首の風韻、句調の新旧、感の浅深、曲節の有無、実景体・眼前体等の實際にわたり守部の所感を略述して、その主旨を実例に即し補足している。そして「さて今此書は、この集一部の内のえらひなりければ、めてたきのみもえあらず、又中には、緊要の撰にあつかるまじきもこれかれ入り、そはことについてに、同じくは、初学の人の、作例の見合にもなれかしとて、四季恋雑の哥をついて、撰ひたれば、多くも省きかねてなり」と撰歌の方針は前述した如く各部から遍く抄出していることを断っている。

さて、その点の例は、

- 一 朱もて哥の頭に、○如此着たるは、一首のおもての、風韻をとるしるしなり
- 一 朱もて歌の末に、△如此着たるは、一首のうへの、余情をとるしるしなり、但ッ風韻の高かる哥は、おのつから余情もこもるへきわさなれば、此二のしるしはきはやかにわかちかたかれと、たゞ其重き方に就て、しるしをわけおくなり、希には一首のうへに、二ッなからしるすもあるへし、

一 朱もて哥の頭に、●如此着たるは、右ノ風韻にまれ、余情にまれ、次の耳眼にまれ、凡てめてたき哥のしるしなり

一 朱もて、哥の旁に、、、、如此着たるは、眼目の句のしるしなり、其中に、殊に優れたるには、、、、如此しるしせり、

一 藍もて、、、、如此着たるは、実句語脉の、うまくつゝきたるをはしめ美はしく、雅ひたるいひなしともの、しるしなり、其中に殊に一ふしめつらしく、新しくいひなせるには、、、如此しるしせり、されは右の朱点の、は、眼目中にて、めつらしくいひなせる詞のしるし、青点の、は、句調中にて、めつらしくつゝけなせるしるしにして、其新しと賞する方は、共に一なり、

一 朱もて○○○○如此着たるは、右の総ての詞ともうち、雅俗には拘はらず、他の旁例にも見合へく、証拠ともすへき語とも、しるしなり

一 埴もて、、、如此着たるは、俗ひて、卑きによれる詞ともしるしなり、されとこれらの詞とも、ふつに用るなど云にはあらず其哥からによりて、取捨せよとなり、

一 墨もて、、、如此着たるは、中古の人の心得たかひ、或はひかこと、或はひかことにもあらされと、今打まかせて、取用ひかたきさまなる詞とも、しるしなり、猶中昔後の哥には、ひか事いと多かり、そはこたひ、別に末語斥非と云書を撰て其書に収て、弁したれば緊要中には、えことわらず、但し此集などのごと、撰ひとゝのへたる集ともには、さのみも多からず、又たまゝありとも、さる哥は、おのつから此撰には、あつかりかたかれは、あるへしともおほえねと、他の例に任せて、こゝにも先挙おくなり

一 朱もて哥の左に、(本書余白トス、他本ニテ補フ)如此着たるは、脩句の中に、卑くきこえて、今の哥には、心すへきさまなる哥の、し

るしなり、こも猶此集などにはありやなしや、しらぬほとなれと、例のたゝ挙おくなり、

と、以上九種の簽を設けている。夫木集緊要終稿の簽に比較すると、簽例は一層弁別され整理されているのが判る。特に劈頭の三項は本著に於て新たに補足された簽である。つづく六項の簽は多少叙述に相違はあるが前者の簽例を其儘に踏襲したものである。新たな簽である、一首の風韻をしるす歌頭の○印、一首の余情をしるす歌末の△印、又、風韻にまれ余情にまれ凡てめてたき歌をしるす歌頭の●印の三簽は、夙に文政元年の万葉摘翠集、或は同時期の堀川院百首緊要などにも分散的に使用されてはいるが、本書に於て始めて簽例として定着し、いずれ万葉集緊要の簽に於て、一篇の字眼、一首の余情、すぐれてめでたき歌の簽例となるものである。その意味では、本書の簽例はさきの夫木集緊要にみる歌詞の一面的な撰択にとどまらず、更に守部の觀賞批判が加味され統合されているところに諸種の緊要の中で図式化による和歌の分析はひとつの定形をえたものといえよう。

大旨の末尾は、本書緊要の簽例の主眼二種をあげ、初学の実詠に於ける要点を次の如く締めくくっている。

されは右の九種の点簽の中に、専ら用あるは、唯はしめの朱点、青点の二種なり、恒に此青点の句ともを見習て、おのか哥の、風体句調をしたて、朱点の句ともを見習て、一首の耳眼肺肝をくはへなは、多くいたつかすして、哥の実地を踐むへきものそ、又青朱の、(青)、(朱)、二点に心を附て徒言を、あや言にきかせ、旧たるふしを、新しくきかせ、おくれたるすちを、をかしく聞すへきつゝけなしを、見ならひきゝならひて、同じ言からも、たゝなほくには用はすして、一ふし別にいひかすめ、活かし動かし、もちふへき事を、さとるへし、其境をさとりなん時そ、つひに微妙の界には、入なんかし、天保四年十二月八日先一わたりかいしるす、と。次に参考までに例歌の二・三を巻頭から挙げておく。

立春のこゝろを

壬生忠見

春霞たつといふ日をむかへつゝとしのあるしとわれやふりなん△^(朱)

承暦二年内裏後番哥合に霞を

前中納言匡房

○かつらきや高間の山の朝かすみ春とにも立にけるかな^(藍)

たいしらす

源俊頼朝臣

いつしかと末の松山かすめるは波とにもや春のこゆらん^(朱)

備考

龍門文庫に所蔵される自筆稿本「万代集緊要」二巻は、嘗て、他の守部稿本類と共に僅か一覽する機会を得たままであるので、その時の簡略なメモをもとに、同文庫目録を参照して、併せ略記しておく。

袋綴、合一冊。銀泥鳳凰文様鳥子紙改装表紙、豎二十五・五糎、横十八・八糎。每半葉十四行。本文墨付、卷上五十三丁（内、大旨十二丁）、卷下四十四丁。外題、「万葉集緊要 上下合」と別筆墨書する。内題、「万葉集緊要 卷上（下）」と記し、その下に「池葦橋守部撰定」と自署している。

大旨の末に、

天保四年十二月八日先一わたりかいしるす

と編著日付を誌している。

本書は無窮会神習文庫蔵本と内題・署名・編著日附を全く同じくし、又、両冊共に丁数・行数、字高をも一致する。往事の一部転写メモと較べると、本文・附簽等もその限りに於て同一であり、恐らく、無窮会神習文庫蔵本の拠った原本であったのであろうと推測される。但し、龍門文庫蔵本は、卷上及び卷下一丁表迄が自筆であり、以下は守部筆跡と近似するが別筆であったと記憶する。精査の機会を俟つことにする。各巻巻首に「椎本文庫」印が捺されて

いる。

註一 本書の「大旨」に「唯をしむらくは、写本にて伝へたれば、伝写の誤多くして、いまた是はしも定本とおほしきを見ず、偶近年一本得たる、いつれにもたるよりも、哥数多く、世の普通の本より見れば、こよなく優りて、落字などもさくく見えす、誤字もすくなく、若シこれらや、原本に近かりけむとそおほしき」と万代集の善本を手沢し、該本に拠ったことを誌している。

斯道文庫守部手沢本中に、「江戸中期」写守部書入本八冊が存する。参考までに、紹介しておくことにする。

袋綴、二十卷合八冊。縹色巾ツナギ空押表紙、竪二十七・四纏、横十八・五纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・五纏。每半葉十三行。

題簽、白紙短冊（表紙左肩）に「万代集 一・二（一十八・十九・廿）春（一）雜賀（終）」、内題「万代和歌集卷第一（一）廿）春哥上（一）賀哥」と記す。奥書なし。印記は各冊第一葉に「椎本文庫」と大振な唐獅子の朱印を捺している。

本書第一冊には特に守部自筆の書入れが少なからず、(イ)朱筆の集付、(ロ)本文の朱校、(ハ)朱、、、簽、朱○○○簽を歌句右傍に施し、(ニ)歌頭に朱●印を附す等が散見される。後者の(イ)・(ニ)等の簽は本書の簽例にも誌すところであり、本書と同一の附簽が散見される。

又、全卷にわたり、不審紙が点在するなど該書の披見の跡が著しい。恐らく此の万代集が本書編述の依拠本となったのであろう。

註二 嚮に撰へりし撰格とは長歌撰格・短歌撰格を指すのであろう。又三代集胖体、五代集緊要は共にその存否を詳らかにしないが、三撰格も稿を整え、夫木集・堀河百首の緊要等をはじめ、そのほかの緊要も或は編述され企画されていたのであるうか。守部の歌学を構成する撰格と緊要の両編著が此の天保三・四年頃に一気に成稿となったのであろうかと思われる。

万代集緊要 二卷

筆者未詳

静嘉堂文庫蔵

袋綴、上下合一冊。薄茶色刷毛引表紙、竪二十六・一纏、横十八・九纏。料紙、楮紙。字面高サ約十八・五纏。每半葉十四行。卷上五十三丁（内大旨十二丁）、卷下四十四丁。

外題（表紙左肩）、「万代集緊要 全」と墨書。内題、「万代集緊要 卷上（下）」と記し、その上方に「池葦橋守部撰定」（卷上）の署名がある。

大旨末には前者同様に、

天保四年十二月八日先一わたりかいしるす

と編述の日附を誌している。

本書は前掲の無窮会神習文庫本と丁数・行数・字詰等全く一致し、漢字・仮名の草跡にいたるまで殆んどが共通する。両本の書写時期の前後に就いては俄かに決めがたいが、やや前者が先んずるかと思われる。従って前者からの丹念な臨写とも考えられるが、両本の間には、上欄余白の書入れに於て、本書は僅か二ヶ処であるが、前者に見出されない原註記が散点し、又附簽にこれも極く尠いが異同が存しているなど、やはり前者同様自筆本からの丹念な転写本と推定される。いずれにせよ、その異同は共通原本からの転写上に於ける僅少な相違にすぎない。

印記、第一葉に方形の「松井氏蔵書章」印が捺されている。

註 前掲無窮会神習文庫蔵本に欠く両註記は、卷上二十二丁表、花山院御製「霞たつ山のさくらはいたつらに」の上欄に「春霞たな引山のさくらはな」の註記と、卷下十六丁表、六条入道前太政大臣歌「こひくっていく夜といふもしきたへの」の上欄に「此哥誤写ならん可考」と書入れている。後者は神宮文庫蔵本にも見えるので、両註とも無窮会神習文庫蔵本の書落しであろう。

万代集緊要 二卷

筆者未詳

神宮文庫蔵

袋綴、二冊。縹色布目表紙、豎二十二・九糎、横十七糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・七糎。每半葉十乃至十一行。本文墨付、卷上六十七丁（内、大旨十五丁）、卷下五十六丁。

題簽、表紙左肩の短冊に、「万代集緊要 上(下)」と墨書する。内題、「万代集緊要卷上(下)」と記し、その下方に「池菴橋守部撰定」(卷上)と署名している。

大旨末に、

天保四年十二月八日先一わたりかいしるす

と撰述日付を誌す。

本書は、前掲二書の如く、自筆本の影写・臨写本ではなく、やや粗雑な転写本である。大旨、所引例歌は前二書と異るところはないが、簽点の施しかたには、かなりの遺漏が散見される。又、前二書の上欄に存する抄出例歌に施された原註記は一例を除き^註すべて省略されている。極く僅かではあるが、本書筆写者の註記が詞書の右傍に散点する。

註 卷下十九丁表、六条入道前太政大臣歌「こひくて」の上欄に「此哥誤写ならん可考」とある。前掲静嘉堂文庫蔵本にも存するので原註記であろう。

(三) 歌格論旧稿並びに歌論書

万葉摘翠集・記紀歌集糾謬草稿・虚字詠格・心の種・和歌一字抄・

詠歌玉津嶋・歌使雁のゆきかひ・ふてのすさみ頭書

万葉摘翠集

自筆補訂本

お茶の水図書館蔵

袋綴、一冊。縹色行成表紙、豎二十七糎、横十九・七糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・五糎。每半葉、緒言十二行、本論十行。墨付、緒言一丁、本文二十九丁、跋文二丁。

外題、「万葉摘翠抄」と表紙左肩に墨書する。

内題、「万葉摘翠集」と記し、その下に「立華庭万侶撰」と署名する。

印記、第一葉下方の「吉野弘隆藏書」と長方形朱印のほかに、巻末に「御歌所参候」と「文学博士」の方形二種の朱印が捺されている。佐々木信綱博士の印記であろう。本書は同博士が平凡社「万葉集事典」等に紹介されている自筆稿本^{註一}であろう。

跋文の後に、

この万葉摘翠集撰集守部翁みつかからかゝれし原本なることいさゝか疑ふへきものならぬ筆意なり佐々木信綱ぬし
かもたるを一日よみ見ていとめつらしみおほゆるよしを語り出ければ其よしかきそへてよとこはるゝまゝにかく

なむ 小杉楹邨

と、守部自筆原本たるを加証している。しかし、本書の筆跡をみるに—文政元年守部三十八歳の時の手跡としても—緒言一葉と朱墨の訂正は自筆かと認められるが、以下の本文・跋文は別筆にして誰人かに書写せしめその上にて自ら補訂を施したところの加筆稿本であろうか。

その緒言一葉は、

万葉摘翠集

万葉集のうたをよしとおもひてその言葉をよみうつさんとする人はいにしへをしりて今をしらぬなりまむえふし
ふのうたをわろしといひてそのすかたを嫌ふ人は今をしりて古へをしらぬなり今をしりつともいにしへをしらさ
れはうたのたけくたりていひ出ん心さとひぬへし古へはしりつとも今をしらされはおくれ耳ふりて人をあはれと
なけかしむる事かたしうたはうたひものなりうたはあはれを述ふるものなりうたひし世の手ふりならてはうため

かす人をあはれしめされはうたてふものかひなきにあらすやされはうたのもとたちはいにしへにならひその枝葉は今にしたかひてあやなすへきわさになんありけるかれ今万葉集の中よりその根さし殊にすぐれたるを三もゝあまりえり出てそのよりぬへきもとたちになしなんとて句格をわかちてしるしつけつおほよそ此句格やまついにしへのもとたちをしりそむるはしめなれはあさよひとへあちはへゆくまに／＼いとなくたちたる後のうたもいにしへにおよはさるけちめをもさととりゆきなんしかさととりてのち此もとたちよりうるはしきみつ枝をおふし香くはしき花もみちを咲にほはせんわさはもはらおの／＼の心のたけにしたかふへきものそかし

文政元年三月

蓬壺主人

と摘翠集編著の主旨を述べ、緒言にあてている。

この緒言にあたる一文の後に白紙一葉を挿み、本論が起筆されているが、第一葉と第二葉表には、

万葉摘翠集

立華庭万侶撰

万葉集よりぬき出て。えらひ^{（朱）}たる歌書も。今はよにうるさきまておほかるを。こはそのたくひにはあらず。常に初学ひのよみうかへむ^{（朱）}ために。尤もいにしへのよきうたを。えらひて。いにしへの詞を喩さむとす。いにしへの調を喩^{（朱）}すには。くさくおとろかさまほしきこともあれと。中々に事おほく。煩はしかるへければ。まつころえやすき。篇法をさとすなり。此篇法。いにしへにならねは。いにしへにかなはんうたし出こしとしるへし。只おのかしゝのこのみにまかせて。いつくをはかとも定りなき。うきたる論ひは。かたくなゝる庭麻呂。うへなはぬ処なり。かれそのもとをたゝして。いちしるき証ある事ともを。つきくさせんと。まつ初学のために。此書をえらへるなり。此書によりて。篇法をころえて。なほよくいにしへをたつね。よくいにしへをたつねえて。さてわかものともいふへきうたはよむへきなり。いまわつかに。此篇法をさと^{（朱）}すに。哥おほからすともした

りぬへき事なるを。いにしとし。万葉集より三百首えりおけるを。やかて初学のよみうかへんために○直そをにもちひて。こたひ五種にわかち○つてものし。すへてみたりかはしき事おほかるは。よりくるにまかせて。たゞ篇法のみさときむとそよ。

と、これも前掲の緒言とほぼ同一主旨が陳述されている。しかし、この部分は墨筆にて大きく消除のし、しを本文の上に残している。後述するが、前掲の緒言を改め草した後でのことであろう。ただし、朱筆の推敲はそれ以前であるのは言うまでもない。

以下、五種の句格とその例歌をあげ、各篇毎に簡潔な説明を述べ本論としている。そして、その末に、

文政元年九月廿五日。にはかに人にそゝのかされてかきつ。

と、本書執筆の機縁と日附を記しているが、その後あらためて消去している。本論中にも散見する推敲時のことか否かは明らかにしがたい。が本論序文の消除のしるしや、この本文斧正の跡は守部自筆である。

ともかく、記述にしたがえば、前掲の緒言日附との間には六ヶ月の経過があることになる。

次いで跋文（句点朱筆）が巻尾二葉の表迄に、

万葉摘翠集跋

近世縣居鈴屋二先生者出焉。而後我神国之学。庶幾乎復古也。雖然其抄選万葉集也。則徒見其美。而不知所以美矣。其所自賦歌詞也。則妄用古之字句。而不知し古之篇章矣。惜哉其未免為偽古風也。蓬壺橘子吾先生。有見於此。乃更就万葉集。撰其最美者三百首。以拳連斷接隔之法。上下虛実之則。於是乎古篇章之大綱。始昭然矣。名曰摘翠集。後之学者。因是而学焉。則真し古之風。其有興乎。嗚呼橘子之功。比之縣鈴二家。則可謂高而有光焉而已矣。

（神和）

文政元年戊寅冬十月二十有五日

と、略々一ヶ月後の日附がある跋文を本論以下同筆で書写している。筆者は未詳であるが、同筆であるところから、守部が自筆稿本—或は草稿の類か—を浄書させ併せて跋文を書写させたのであろう。それは、にわかになににそそのかされて書き終えた、文政元年九月二十五日から門人千葉某の跋文を得た後のことであらう。その浄書本に更に推敲を加えたのが、第一次の加筆原形であったと推定される。その後、本論中の序文を全面的に改稿してあらたに巻頭に据えたのが、現在の緒言にあたる自筆部分ではなからうか。そして、重複する主旨を除くべく本論の前置部分を消去することになったのではないかと思われるのである。従って、以後の転写本である、静嘉堂蔵本、天保二年橘貞暉奥書本などには、本論中の此の序は当然のことながら除去されている。又、本書の、自筆の緒言が終稿のものとなったことは静嘉堂蔵本の緒言と本文は僅かの助辞の相違を見るにすぎないところからも想定されるのである。

しかし、其処で猶問題として後に残るのは、此の改稿したと推定される緒言に、「文政元年三月 蓬壺主人」と、文政元年九月二十五日の脱稿時を遡る六月日を以って何故に日附としているかということである。臆測以外に全く不明である。

吉田家蔵星野貞暉書写本には「蓬壺主人と守部の雅名が記してあるだけである^{註二}」という由であり、静嘉堂文庫蔵本も同様である(後述参照)。

ただ、此処で明らかなのは、緒言の日附を改稿の時に明記したことにより、本論末の「文政元年九月廿五日、にはかに人にそゝのかされてかきつ」と記した恐らく本書編述の事実上の日付を消除する必要があったと推測されるのである。緒言執筆後、わずか三十枚たらずの著作を六ヶ月後の日附のままに脱稿日とすることではいかにも辻褄があわなかったであろう。強いて臆測すれば、本書編述を意図した時期にあわせ、且つ跋文の「十月二十有五日」にも適

う吉日などを撰んだのでもあろうか。守部の極く初期著作である伊勢物語箋も奇しくも「文政元年三月朔日 橘庭麻呂」(同凡例)と誌している。

扱、本書は上掲の本論序・緒言により、本書編述の趣旨とその経過の大凡は推察されるのである。さきに、徳田進氏は吉田家蔵本の星野貞暉筆写本を紹介され、更に短歌撰格、万葉集緊要への影響を比較論考されているので両書への展開に就いては氏の御論考に譲り、以下は、本書が、当初の守部加筆本として補訂のあとには猶その成稿経過を生々しくとどめているので、此処に併せ略述しておくことにする。

本書の五種の句格は次の如くであるが、以下は参考迄に一・二例をあげ、守部の意趣を誌す。

一篇中無節者^格

高市黒人

万葉集卷一
●さゝ並の国つみ神のうらさひてあれたるみやこみれはかなしも
(朱点)

川島皇子

●しら波の浜松か枝のたむけ草いくよまてにかとしのへぬらん―以下省略、本格例歌八十四首抄出―
(朱点)
かく一篇中。句の絶たる所なく。よみつらねたるうた。いにしへに多くして。後にいとすくなし。大かた一っ意にして。実字もおほく。上実にしもあるは。雄々しきいきほひありて。すかたはた高し。されとおもふ事をのはへむに。しかのみも収りかたきわさなれば。おのすから句の絶るうたもあるなり。そはつきにしるす。

第四句末而為節者^格

中皇女

卷一
玉きはるうちのおほ野に馬なめて朝ふますらんその草ふけ野〇
(朱)

額田王

あかねさすむらさき野ゆきしめ野ゆき野守はみすや君かそてふる—以下省略、本格例歌五十九首抄出—
かく三四の句の間。たゆますよみ接けて。結句まで言葉直く収りかたきうたは。四句末にて絶るなり。これやか
て上の条にあけたる格の変格也。是もいにしへに多くして。後にすくなし。その中に。四の句までに一首の意尽
て。末一句そへたることきうたもあり。尤いにしへなり。みな大かた一つ意にして。上実なれば。いきほひあ
りて。すかた高し。凡此二格や。篇法中の正格ならん。皇国言語(朱)の正順円妙なる事こゝにあり。古言学ふともか
ら。心を尽すへし。

第二句末而為節者格

中皇女

●卷一君か世もわか世もしらんいはしろの岡の草ねをいさむすひてな
(朱忘)

黒人

いにしへの人にわれありやさゝなみのふるき京をみればかなしき—以下省略、本格例歌六十七首抄出—

かく三の句を。他物にていひおこせるうたは。皆二句末たゆみて。大かた詞意の体用。二句隔てり。

詞意の体用二句
そは

〽かくはかり恋つゝあらずは 高山のいはねしまきて しまましものを

〽あられうつあられ松原 すみの江のおとひをとめと みれとあかぬかも

かくのことく。あられ松原みれとあかぬ。こひつゝあらずはしまましものを。などやうに。二の句より。結句に
つゝくかおほし。されと中実にして。三四の句の間接きたれば。これも正格につくへき格也。この格変して。二
句絶となれるなり。つきにしるす。

又第二句末而為節者

中皇女

わかほりしこしまは見せつそきよきあこねの浦の玉そひろはぬ

当麻真人麻呂妻

吾せこはいつくゆくらんおきつものなはりの山をけふかこゆらん以下省略、本格例歌三十八首抄出

かく二句末にて絶たるうたに。意の下につくあり。上に立かへるありいづれの句絶もみなしか意の下に接くとは。〱

わかほりしこしまは見せつ一そきよきあこねのうらの玉そひろはぬ。上に反るとは。〱うらさふる心さまねし

〇久かたの天のしくれのなからふみれは。などのことし。此二種の中に。下につくかたをよしとし。上に反る

かたをつきとす。如何になれは。上にかへるうたは。おほくは。用を先にし。体を後にし。上虚下実にて。皇国

言語の正にかけたる所ある故なり。この外何事も。前の条にあげたる格のことし。

第三句末而為節者

額田王

●あきの野の尾花かりふきやとれりしうちの宮子のかりほしおもほゆ（朱点）

中皇女

わかせこかかりほつくらすかやなくは小松か下のかやをからさね以下省略、例歌五十三首抄出

かく四の句を。他物にていひおこせるうたは、みな三句末たゆみて。太古の正格にはあらねと。句の隔近けれ

は。此格までは勢ひにとりて妨もあらずとり用ひてよからんにや。句の隔近しといふは。

〱大伴のみつの浜なるわすれ貝 家なる妹を わすれておもへや

あきの野の尾花かりふきやとれりし うちの宮この かりほしおもほゆ

などのことし。此格変して。つひに三句絶。上虚下実の姿となれるなるへし。今の世のうたは。大かた此三句

絶。上虚下実なり。すへて三の句にて絶る時は。一首の上下。問答せるかことく聞えて。いといやく。きは

めて一つ意ならぬなり。まして一物にそへるものを。こと更に上下に引はなち。或は事物心詞の招応を。上下に

遠くへたて用ふるたくひ。なへて今の世のなりひとなりつるは。いとかたはらいたきことそかし。此外初句絶。

句中絶をはしめ。いにしへ今にわたりて。そくはくの事とも。委しく証をあけて。おのれか歌垣といふ書に論す

れは。こゝには省けり。都て此三百首のうた。もとより前の五種の格ともになへんとて、えり出たるにあら

ねは。をちくきはやかならぬもましれり。そはおほよそに。準へて見へきにこそ。

文政元年九月廿五日。にはかに人にそゝのかされてかきつ。

如此五種の撰格は右文中にも「ゆく末長短歌文章などの撰格を作らんの心あればこゝには省けり」と追補している

如く、いづれ短歌撰格の句格の章に於て、歌格の基礎的様式の歌たる直叙体の歌と、各句絶の歌の論となる原型を早

くも此処に見るのである。更に「歌はもとうたひ物也、うたふには、必ずうたふしらべの有し事、既に長歌短歌の撰

格に、委くことわりつるがことし」と、後の万葉集緊要巻下に述べる守部の基本的論旨もすでに本論中の骨子たるこ

とは留意される。また同書に、第一 連続、第二 四句直絶、第三 四句倒絶、第四 二句起、第五 二句直絶、第

六 二句倒絶、第七 三句起、と整備するに至る句格の形態的分類の骨格も、此の文政元年の初期著稿中に提示され

たものであった。

本書に例歌として抄出された歌員は各句格中に註記した如く三百一首を数えるが、現存の転写本とは、その歌員・

排列をやや異にしている。静嘉堂蔵本（天保二年橋貞暉奥書本）に較べると、本書所収歌の九首が、静嘉堂蔵本には見

出されず、静嘉堂蔵本の所収歌の中の三首が本書には見出されない。前述した如く本書は初稿的性格を持つ守部の加筆稿本であるので、上記の歌員・排列等から考え、以後、わずかながらの改訂が更に施されたものと推定される。因みに、上掲文中の補訂部分に限ってみるに、静嘉堂蔵本は加筆傍書を殆んど其儘に踏襲している。

また本書には抄出した例証歌半ばの歌頭に、朱の●符、墨の、点、あるいは墨へ点、歌尾に朱△符、墨○符を施す処が見出される。恐らく、以後の万代集緊要以下に附されている、一篇の字眼、一首の余情、秀歌等を示す簽であるうかと思われるのである。静嘉堂蔵橋貞暉奥書本には一切此の附簽は省かれている。

註一 平凡社「万葉集事典」に

自筆稿本、一冊。〔体裁〕藍色亀甲形地紋表紙。縦九寸、横六寸五分。〔内容〕集中の短歌三百首を抄出し、一篇中無節格、第四句末而為節格、第三句末而為節格等に分ち、各篇末に簡明なる意趣を記したり。第五格の末に、「此外初句絶、句中絶をはじめ、古へ今にわたりてそくばくの事ども委しく証をあげて、ゆくする長短歌文章などの撰格を作らんの心あれば、ここには省けり」云々とあり。守部が庭万呂といひし時代の著作にして、撰格成立の過程を知るに足る。文政元年三月蓬壺主人とせる自序、及び立華庭万呂撰とせる自序あり。

と誌している。

註二 徳田進「橘守部と日本文学」所収第五章―守部の万葉学に於ける万葉摘翠集の意義―

万葉摘翠集

橋貞暉奥書本

静嘉堂文庫蔵

袋綴、一冊。金切箔を散した茶褐色墨流し表紙、豎二十六・一糎、横十八・九糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十糎。每半葉、緒言九行、本論十行。墨付、二十九丁（内緒言二丁表迄）。

題簽、藍色斐紙短冊（表紙左肩）に「万葉集摘翠 全」と墨書。内題、「万葉摘翠集」。卷末に「橘守部撰」と署名

する。此の署名は本書書写時代のそれに従い筆写者が改め記したものの歟。

緒言末に、

蓬壺主人

天保二年二月^{註一}

橘貞暉書写

と記し、本論奥にも、

あまたもつ二とせといふとしのきさらきはつかあまり／よか五日のほと雨いとくう降てつれくなる／まゝに
ふむてさしぬらし萩廼やにもし／ぬるはむつひかたき山藤の清風ぬしかもとめに／よりてかいつけ侍りぬ

六十三翁

橘貞暉（花押）

と誌している。此の奥書に従えば、本書は守部門下の幸手以来からの高弟である橘（星野）貞暉の書写本となるが、貞暉の手跡を明らかにしないので、橘貞暉書写奥書本と仮称しておくことにする。

先ず、本書を前掲本に比較すると、一葉半ばの緒言部分は漢字と仮名、わずかの助辞の相違をのぞき殆んど一致する。

五種の句格、また句格の説明文については、前掲本に―殊に後者の場合―補訂加筆するところがあるが、前述した如く、それが殆んど其儘に本行化されている。前掲本後の改稿本が存したのであるか。万葉集中からの抄出歌は十余首の相違歌を散見し、その排列歌序にも数カ処が異同するところから転写の際のこととは思われず、やはり改稿本の如き過程が想定されるのである。

吉田家蔵本に同じく星野貞暉書写本が存し、徳田進氏が紹介、論考されているが、^{註二}未だ披閲の機会を得ぬ。同氏所引本文に限り比較するに、略々本書と近似する如くであるが、猶細部に異同が存するかと見受けられる。閲覧の折

をまっけて本書との関係をあきらかにしたい。

猶印記は巻初に長円形の「松井蔵書」朱印が捺されている。

附記

本書に見える例歌の抄出歌員は各句格についてみると、一篇中無節格、八十四首、第四句末而為節格、五十八首、第二句末而為節格、六十七首、又第二句末而為節格者、三十七首、第三句末而為節者、四十九首、であり、緒言にいう「みもゝ余りえり出て」と相違し、二百九十五首である。書写に於ける誤脱か、改稿後の結果か俄かに定めがたい。但し、本書はまま誤写・誤脱する処が散見され、必ずしも善本とは云いがたい。

註一 此の日附は一見、「蓬壺主人」の上に書写されているが如くであるが、やはり本書末に見える橘貞暉の書写日附天保二年二月と呼応する本書書写年月であり、緒言執筆時の年代ではない。

註二 前掲本註二参照

記紀歌集糾謬草稿

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。焦茶色表紙（但し後表紙は丹色卍ツナギ地紋）、豎二十・五糎、横十三糎。料紙、楮紙。字面高サ約十四・五糎。每半葉八〜九行。墨付四十七丁。

題簽、香色短冊（表紙左肩）に「美輪の神すき」（自筆）と墨書。内題、「記紀歌集糾謬草稿」と記す。

猶表紙右寄に後補の白紙一枚を貼り「記紀歌集糾謬草稿／撰格の類」と誌している。

椎本文庫目録にも「記紀歌並ニ万葉集古調長歌ノ歌格研究」と述べているように、記紀歌謡、万葉集中の古調の長歌を抄出して、その句格を分析し、又、欄外、行間余白に本文校異、釈註等を書入れた草稿本である。その経過は数

度にわたったものと思われ、朱墨の加筆補訂、塗抹の跡を随所にとどめ、現在、特にその簽・点の意味は次掲の簽例にては解しかねる処もまま見られるが、長歌撰格に先立つ、記紀・万葉の歌格の編著として注目される。

先ず、その簽例は、巻尾に「四十六丁裏四十七丁表」朱筆にて上下二段に誌している。

簽例

一 〓 異類字面 一 | 実字 一 白 虚字 一 〰 数、方、彩、 一 □ 句絶例 一 〓 同直

一 ㄥ 語中絶例 一 ㄥ 同直 一 〓 篇段 (以上上段)

一 △ 疊句 一 ∩ 对句 但シ行ヲ並タル条ハヨク見エ分ル、故ニ簽ヲホドコサズ 一行書ノ条ニ聊ツ、簽セ
リ

一 ○ 助辞ノ結ヒノ簽也輕キハ簽セズ

一 〇 冠辞

總テ実句ノ例トセリ

一 一言ノ發辞モ皆実字ノ例トセリ

一 此外行ヲ並テ見セタレハ悉ニ簽ンセズ心付テ見ヘシ (以上下段)

如上の簽例を見るに、後の長歌撰格に於ける句格十三種の簽、語句の文を示す四種の簽、即ち疊句・聯疊・隔疊・變疊・对句・隔对・變对・招応・喚響・首尾・調段・譬喩・序辞の十三種、連実・光彩・数量・方辺の四種と、詳密な修辞上の分析を周備するまでにはいたらぬが、見るが如く既に本書に於て其中枢となる骨格が配慮され、撰出歌に例示されている。

その一・二例を参考までに挙げておく。

允恭段 木梨輕皇子

あしひきの 山田をつくり 山たかみ 山たかみ へしたひをわしせ

へしたとひに わかとふいもを こふこそは やすくはたふれ

へしたなきに わかなくつまを

同

さく葉に うつやあられの たしに あねてんのちは

人はかゆとも うるはしと さねては かりこもの (みたれは) (さねては)

さて、撰出した例歌は、記紀歌謡では、

神代段十一首、神武段十四首、崇神段五首、景行段十三首、神功段六首、応神段十一首、仁徳段三十一首、履中段三首、允恭段十六首、雄略段二十一首、清寧段六首、顕宗段四首、武烈段八首、継体段四首、欽明段二首、推古段三首、舒明段一首、皇極段七首、孝徳段三首、斉明段六首、天智段五首、

と概ね網羅し、後の稜威言別の撰出歌とほぼ同じくしている。

又、「万葉集中太古調長歌」として、卷一雄略天皇歌以下、舒明天皇・中皇女命・天智天皇・額田王・天武天皇二首、卷十三から九首、卷十六から二首を撰出し、朱墨の簽を施している。守部の歌格は、その基本を古格の調べに設けているところから、諸種の撰格を編述するに先だち、当然の事ながら当初の研究課題として記紀の歌謡がその対象となったのであろう。記紀の註釈書、蘆荻抄の草稿は守部の著述経歴の中ではかなり早い時期のことである。訓詁註釈の整備と共に歌格の研究もまた併存していたのであろうが、現在残る草稿中でも、本書はその初期に属する著録と推定される。

備考

題簽に「美輪の神すき」と自書しているが、別に記紀歌謡の註釈書「三輪ノ神杉」上下二卷とは別著である。後者は同書の緒言に述べる如く、稜威言別に添えて「哥の心を。見まほしき時の為」に其の大意を略述したものである。曰く「只一首の大意の。まじるしのみなりければ。其の名を。三輪ノ神杉となん。負せたる」と書名の所以を述べている。然れば、本書の題簽は誤りて貼付されたるかとも考えられるが、古格の記紀・万葉の歌に簽—ま、じ、る、し—を以って図解している点では、やはり三輪の神杉は題名として相応しい。本書が早期の著述と推定されるところから、或は註釈「三輪ノ神杉」は本書の書名に負うているのかもしれない。

歌
虚字詠格 二卷

明治三十一年刊

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。縹色布目空押表紙、豎二十三・三纏、横十六・二纏。匡郭、四周单边、豎十八・七纏、横十二・八纏。每半葉、十二行。版心下方に丁附、上卷、「序一（一）二」、「上ノ一（一）五十一」内、提要四丁、編目一丁、本篇四十六丁。下卷、「下ノ一（一）三十六」内、編目二丁、本篇三十四丁。「跋一（一）二」と刻す。

題簽、子持梓付き短冊（表紙左肩）に「歌虚字詠格 上（下）」内題同上。両卷内題許に「橘守部輯／同道守校」と署名している。

見返し、一面に子持梓の匡郭を設け、界線にて三分し、

橘守部著 二冊／歌虚字詠格／明治三十一年七月新刻 椎本吟社

と三行に記している。

上卷、「提要」末に、

弘化元年十二月廿日

橘守部しるす

明治廿八年五月一日

孫 道守校正

と、下巻末に、

此外にも猶あれとなすらへてしるへければかくてさしおきぬいとはかにものしつれはいまたとゝのはさるふし
ふしも多かりなにかし

守部

の奥書を載せている。

序文は、その後半をあげると、

……歌のうへにもたやすくすみやかにさとりえられぬへきはしたてのなとかなからましやはと祖父守部としこ
ろころをくたきおもひをこらして短歌長歌の撰格あるは万葉夫木万代集の緊要またこの虚字詠格をあらはして
をしへ子たちにしめしつるにみなすみやかに歌のまことをさとりたやすく古人にもはつましき歌をよみ出られた
りされはやく撰格緊要はさくら木にゑらせこの詠格もさしつき世におほやけにせまほしとおもひしにさはる事
ありてひきしろひしにをしへ子たちのいてくんとそゝのかすまにくかくはものしつるなりけり今より後わか橘
の蔭ふむ人はいふもさらなりうた学ひする輩はこの書をはしたてとしてうたの中山分のほりなはつひには古人に
もおとらぬ言葉の花もつみえられぬへくなむ

明治三十一年六月

橘道守

と記している。跋文には、

……御代の号を明に治めたまふといふとしの三十一年六月のなかは巻のすゑにかいしるすものは北の海道なる

小樽港にすめる

大竹之一

と刊行を前にしての日附が誌されている。右記の、序文、提要、跋文等から、明治三十一年六月頃、長歌・短歌両撰格、又万葉集緊要等の梓行にやや遅れて、本書「虚字詠格」二卷二冊が開板され、上梓に際し孫道守が祖父守部の稿本に拠り校正にあたったことなど、本書刊行の経過は明らかである。

下巻後表紙見返しの奥附には、

明治三十一年七月一日印刷／同年同月十日発行

著述人

故人橋守部／発行兼印刷人

東京府士族橋道守（住所）

発行所

東京市本所区小泉町廿九番地 椎本吟社

とあり、上記の撰格類の開板となり、椎本吟社が直接に発行所を兼ねている。

猶、本書には椎本吟社出版書籍の「改正定価表」一葉を附載している。その中に「長歌大意半紙判一冊」、「てには童訓半紙判二冊」を近刻としている。しかし前者も遂に上梓することなく終ったのであろう。

備考

虚字詠格は全集未載である。以下に、その概要を略述すると、題詠歌に於ける虚字の詠みように就いては、本書に先立つ「詠歌玉津嶋」（後述）、その増訂せる「心廻種」（後述）に「題の虚字心得有べき事」の一章が設けられて、虚字の問題に触れたのが守部著述の中ではその始めである。この天保七年頃から、其の後、本書と執筆を殆んど同じくして、清輔の「和歌一字抄」に短評を加えて祖述している。両書の編述はいずれが先ともいいがたいが、その内容から相互密接に相関連しながら進捗していたのであろう。両書の関係については後述するが、未完の草稿のままに終わった「和歌一字抄」の編述が本書の原案ではなかったかと思われるのである。題詠に於ける一字乃至二字の実字・虚字

の詠法と心得を先人の書に拠って説きながら、本書に至って就中困難な虚字の言いまわしに論旨を絞っての編述であったと推測される。

本書編述の意趣を述べている「提要」には、題詠は拾遺集から後拾遺集におよんで次第に細やかな配慮を見るにいたるが、

それか中に、虚字のくはゝれらん題は、殊に上手の手きはとして、その虚字を、一ふし手たりて、いひめぐらす
わさに、深く心をもちいられつる事、公任の大納言、源道濟朝臣などの、うたのさたをはしめとして、六条家の
三哲、とりわけその心つかひせられしさまもて、しられたり

と、虚字の論は六条家に於て確かなかちが整えられてくると見るのである。しかるに、

さるを近むかし、題詠の規則を、かにかくうるさく、いへる世となりて、かへりて先達の、さばかりさたせられ
つる、虚字のよみとり、心づかひをしも、わすれ来にたるは、いにしへとは、かへらまなりけり

と嘆じ、近き世の大人達の歌どもを見るに「猶かのめくらすへき言葉の字を、さへてよめるが、多く見えたるな
ん」口惜しき姿である、と本書編述の意図を語っている。

扱、本書編述にあたっては、

清輔朝臣の、初学抄にも、題の事は、おほらかにいひのとめて、只風情をもとむるかたを、もはらさとして、別
に一字抄二巻を作りそへられたるも、同じむねなりけり、然るに其後、久しく乱れたる世をへし程に、やうく
この事を忘れ来にたるを、後水尾院天皇、ふかく歎かせ給ひて、又一字抄八巻を、撰はせ給へり、それさへにう
つもれて、今はをさく見る人もなし、かれこたひ、其二つの抄を取たて、更に虚字のよみさまを、さとして
んとす、さりけれど、右の抄ともは、凡ての題を出されて、いとわつらはしく、便りあしかれば、今はおのれか

心にまかせてたゞ虚字の題のみを、小本二冊に、かき出てもものしつ、かゝるものは、簡古なるが、よければなり、と、清輔の一字抄、後水尾院の一字御抄に拠つて、虚字の詠みざまを簡古に編述し喩すものであると述べている。

しかし、兩抄について「清輔朝臣の撰は、いたく乱れて、うた全く伝はらず、^註後の御抄は、三玉集の比の、うたをむねと引給へれば、うたからくたりて、取へきはいとまれなり」とするも「今あらたに撰はんも、ろうかはしく」て、その中にて「少しもたひらかなる」を摘み探つて、簽を施し編述したものであると断つてゐる。

そして、本書の簽につき、次の如く簽例を併記している。

一 歌の傍に、(自筆本、朱点)、、、、、、、をそへたるは、虚字を、めくらしいへる、しるしなり、

一 うたの傍に、——をそへたるは、虚字を、詞にあらはしてよみたる、しるし也、虚字にも、漢字の字面なり、と、こゝの言からなるとあり、それらの事は、その所々にことわりつ、

一 うたの句中に、ゝをかけたるは、めくらすへき虚字の句中へ、ひとつの詞をたち入て、きかせたる、しるしなり、

一 うたの頭に、○をそへたるは、虚字を、よくめくらし、或は題の風情を、よく求め出たる歌の、しるしなり、

一 うたのかしらに、(自筆本●印)、○をしるしたるは、右の二つを相兼て、よくよみ得たるうたの、しるしなり、

右の五種の簽を以つて撰出歌に施し、題詠に見る虚字の言廻しを具に示し、猶足らざるところには補註して意を尽している。この簽符をもつてする着想は屢々述べた如く守部が得色とする図式的方法であり、本書はややもすれば煩細となる簽例を簡素化して、その意図する啓蒙書としての目的は一応成功しているもののひとつであらう。万葉集緊要のあとをうけての晩年の老熟味が加つたこともあらう。そして末尾に「凡そこれらの事ともを、^{シレン}簽つけてさとしことは、心より、心につたふる、一つの術にして、なましひに、注さくを下さんよりは、はるかにまさる心法なり」と

自讀して結んでゐるのである。

扱、撰出するところの虚字は次に誌す、上巻五十三項目、下巻九十二項目にわたる。例歌は平安期歌人から後水尾院にわたり、八百三十一首(但し、上巻「不残」の例歌、下巻「不残」の例歌重複す)、上巻四百二十九首、下巻三百二首におよぶ。題詠中、主に四句の歌題を挙げ、該当する一字乃至二字の虚字に□印を施し、簽凡例に扱って附簽している。虚字の編目並びに各例歌数は次の如くである。猶、私に誌した※印は既述の守部「和歌一字抄」と共通する項目である。又、() 圏内の註記は「和歌一字抄」の各撰出歌員と本書との共通歌員である。例えば「蔵・隠」項目では、本書に十五首の例歌を引くが、「和歌一字抄」に所引する十八首中、十五首が共に一致していることを示すものである。

卷上

※満十六首(抄17—16)、※掩・埋十二首(抄14—12)、※蔵・隠十五首(抄18—15)、※籠三首(抄3—3)、※隔八首(抄10—8)、※半九首(抄10—9)、※後五首(抄8—5)、※近七首(抄14—7)、※遠十五首(抄22—15)、※遠近七首(抄12—7)、※遙・遐年九首(抄25—9)、※長五首(抄6—5)、※久十四首(抄20—14)、※旧・古十二首(抄21—12)、※幽六首(抄8—3)、閑・静十六首、照八首、初・始四首、盛六首、終六首、尽四首、逐九首、※送八首(抄13—8)、※漸・徐八首(抄12—8)、※稀・希七首(抄10—7)、※残十一首(抄11—11)、※不_レ残一首(抄1—1)、※延六首(抄7—6)、※増九首(抄9—9)、※添・副六首(抄11—6)、※夾六首(抄8—6)、※廻・繞七首(抄11—7)、※連十六首(抄17—16)、※帶六首(抄8—6)、※映十五首(抄19—15)、※写・移十首(抄13—10)、※浮十首(抄11—10)、※開二首(抄2—2)、※随十首(抄11—10)、※浅二首(抄2—2)、※深十三首(抄18—13)、※底七首(抄10—7)、※誰二首(抄2—2)、※独・孤七首(抄8—7)、※動三首(抄4—3)、※招二首

(抄2-2)、※臨四首(抄「臨」例歌以下欠落)、入五首、対・向十一首、留十二首、伝四首、望十二首、驚・駭九首——以上五十三項目

卷下

翫七首、愛四首、興九首、扱二首、不_レ扱・無_レ扱三首、意・情六首、多七首、少四首、有・在十一首、無五首、低・垂四首、来七首、似八首、纒五首、忘六首、傾三首、依十一首、告五首、※落三首(抄2-1)、破二首、傷三首、忿・忙四首、何五首、恥三首、端三首、俄一首、細一首、封一首、冒一首、各一首、自一首、趣一首、易五首、交二首、每七首、如十首、混七首、憐二首、争三首、遍三首、曝二首、妨三首、叫四首、知八首、求三首、催六首、欲十二首、不_レ狀一首、不_レ到一首、不_レ離一首、不_レ払三首、不_レ綻一首、不_レ解一首、不_レ乏一首、不_レ散一首、〔不_レ分〕一首、不_レ弁一首、不_レ忘一首、不_レ語一首、不_レ眠一首、不_レ流一首、不_レ失一首、※不_レ残一首(前出)、不_レ起一首、不_レ待一首、不_レ異一首、不_レ改二首、不_レ明一首、不_レ定一首、不_レ窮二首、不_レ来一首、不_レ如一首、不_レ知一首、不_レ一四首、不_レ言一首、不_レ出五首、未_レ深一首、未_レ飽四首、未_レ遍十二首、未_レ開三首、言_レ志四首、即事三首、老少二首、縑素一首、遅速三首、往反二首、高低三首、左右一首、憂喜五首、視聽二首、親疎一首、是非一首——以上九十二項目。〔 〕圈内は編目に見えず、本編中にて補う。

先に「和歌一字抄」の編述は本書にさきだった原案かと記したが、右記の篇目から本書卷上は、その過半が「和歌一字抄」の虚字の項目と共通する。しかも、その例歌はすべて「和歌一字抄」から撰択した歌である。又、相違する「閑」字以下「逐」字迄の七項目、「入」字以下「驚・駭」字迄の六項目は、いずれも「和歌一字抄」の欠落部分にあたることを配慮すれば、本書卷上に関する限りは、恐らく草稿本たる「和歌一字抄」を土台として編成されたものであらうと思われる。

本書巻下には両書が共有する項目を殆んど見出さないが、それは、ひとつには守部の「和歌一字抄」が清輔の「一字抄」下巻部分を大半に欠いていることによるのでもあるが、又、ひとつには清輔の項目と本書下巻の編目が相違することにもよるのである。本書は編成にあたり、清輔のそれに従うよりも寧ろ後水尾院の「一字御抄」に准拠したためであろうかと思われる。その編次も清輔の「一字抄」と相違する。守部の「和歌一字抄」は清輔のそれに従い増補祖述するとどまったが、更にそれを虚字の課題に絞り、恐らく後水尾院の「一字御抄」を襲い、前著の「和歌一字抄」の撰歌を精撰して再編成したものであつたろうと思われる。

両書に見られる短評、註記も相応に類似し、相互の関係は緊密である。特に前著の「一字抄大むね」と本書「提要」は、本書の簽凡例以降をのぞけば、ほとんどが一致し、寧ろ本書の草稿ともなっている。これらのことから、「和歌一字抄」編述の途次に、就中、虚字の詠法の須要性を思い再編成したものが本書ではなかつたろうかと推測されるのである。

附記

次に、参考までに上巻の数例を掲示すると、

○掩、埋

花掩_ニ澗水_一

藤原隆高

ちる花の岩間の波をこめつれは山下水は音もせぬかな

同

頼家

○山のゐのみくさと花はなりにけりのこるをいかて人に汲せし

落葉掩_レ水

師兼

行水は音はかりして、吹風に木の葉なかるゝふゆの山かは

花埋[□]ニ谷水^一

花園左大臣

○山かせにちりつむ花のなかれすはいかていらましたにの下水(板本簽ナシ自筆本ニテ補フ)

落葉埋^レ菊 金

家経卿

のみみちはの外より高くつもれるや菊のさけりし所なるらん

—— 中略 ——

初学抄にはく、題をとりては、其風情を、よく尽さん事をおもふへし、文字にすかりて、其虚字を、詞に出す、念なきわさなり、云云^レ満掩埋隠籠などの字を、そのまゝみてるおほふうつむかくすなどは、ゆめくさへて、よむへからず、云云^レといへり、今按に、満掩などの字を、さへてよめるはをさく見えす、埋の字は、稀にちりうつむ、ふりうつむなどよめるもあれと、それも埋れる風情を、いひはてのうへのわさなり、今の世のうた、此教に背ける事、多かり、

の如く、例歌に次いで補註している場合が散見される。

註 後述の和歌一字抄の「大むね」に清輔の「抄」を「年ころさくりもとめて、かろうして、一とも得たり、けにいとめてたく、わすかに上下二巻にして」と見え、その本により守部は補述しているのであるが、その書もいたく乱れていたのであるう、「歌多くかけたれは後のうたもて補へる所もすくなからず」と断っている。しかし、本書「提要」に見る、この「いたく乱れて、うた全く伝はらず」と記していることは、守部の参照した清輔の「抄」が前者と別書の如くである。とすると、本書の執筆は前者に云う上下二巻の「抄」手沢以前とも推測可能にするが、後述することく「和歌一字抄」から「虚字詠格」への改稿経過は確かであれば、この叙述は文章のあやと見るべく、参照せる「抄」は同一のものであったろう。

虚字詠格 二卷

自筆歟

国立国会図書館蔵

袋綴、二冊。青鈍色絹表紙、竪二十三・四糎、横十六・七糎。料紙、薄様。字面高サ、「提要」約十七・三糎、本文は約十八・三糎。註文二字下げ。每半葉十二行。本文墨付、卷上五十一丁（丁附す、内、「提要」四丁、目録二丁）、卷下三十六丁（内、目録二丁）。

題簽、香色地藍墨流し模様の短冊（表紙左肩）に、「虚字詠格 上（下）」と本文同筆にて墨書する。内題、同上、その下に「橘守部輯」（卷上）と署名する。但し、「提要」前に記す題名には「虚字詠格稿」と記している。

奥書、識語などは、まず「提要」末に、

弘化元年十二月廿日

守部卒業艸

下卷末に、

此外にも猶あれとなすらへてしるへければかくてさし／おきぬいとはかにもものしつれば既に、出たる題の／ふたゝひかさなれるなども見えて、（板本ナシ）またとゝのはさ／るふしく、（も板）多かり、（なんかし）（板本）うす人よくあらためてよ

と誌されている。

本稿本は上述の板本に甚だ近似する精稿本である。但し、次に挙げる板本との異同から見て、直に板本の依拠した最終稿本とも云いがたい。

扱、その異同の主なる処は、(一)上巻冒頭部分の排列、(二)撰出歌員、(三)附簽の相違である。が、いずれも僅少な差異である。

先ず、撰出歌は板本に見えぬ、次の三首が載録されている。即ち、

上卷「満」、花満遠色

雅光

なつかしき香こそ袖、まて匂ふなれ花のこすゑははるかなれとも

同卷「閑・静」

惟平雅イ

家ならぬ人はねにけり郭公きゝやしつると誰をいはまし―上欄ニ「此哥こゝに入たるはたかへり下ニ有」トアリ、從ッテ定稿ニテ省略セルカ―

下卷「翫」、翫残花

為家

山深み谷吹のほる風のうへにうきてあまきる花のしら雲

の三首であるが、二首目は註記に従えば重複歌として被除したとみれば、実際の異同は二首にすぎない。又、冒頭の排列は次の如くである―歌尾の（）圈内が板本歌序―。

満

落花満山路千

赤染衛門

1 ●ふめはをしふまねはゆかにかたもなし心つくしの山さくらかな (4)―本書●印は板本の印とする。

花満山裏

定家

2 花さかり空にしられぬしら雲は棚引のこす山のはもなし (1)

菊満庭

頼家

3 朝霜のおける庭かと思えつるは皆しら菊の花にそ有ける (6)

同

藤原清家

4 さかりにも庭のしら菊みゆるかな一枝をらん道もなきまで (7)

同

行宗朝臣

5 夕月よそれとわかれぬしら菊の匂ひに花のしられぬるかな (8)

紅葉満水

範永

6 大る川ちるもみちはにてらされてをくらの山の影もうつらす (9)

同

顕季

7 大る河ゐせきの音のなかりせはもみちをしけるわたりとやみん (10)

花満山

為家

8 咲そむる程そさくらをわきもせし雲の下なるみよしのゝやま (2)

同

隆祐

9 〇さきつくすよもの霞の木の間より山をそ今は花とたつぬる (3)

花満遠色

雅光

10 なつかしき香こそ袖まで匂ふなれ花のこすゑははるかなれとも 板本ナシ

落花満橋

行宗

11 岩はしにちりつむ花をふましとてこなたの峯に立そやすらふ (5)

秋風満野

定家

12 宮城野は木の下露もほしはてはらひもやらぬよもの秋かせ (11)

と、排列の異同も此の一ヶ処に限る。

次に附簽の異同は、本書1 赤染衛門歌の歌頭に●印を施すが、板本はその簽例にての符に替え撰出歌に附簽してい

る。その他、○簽、——簽、簽等、相互に若干の相違が散見されるが、板本には全く附簽を落すなどの誤刻と認められる箇処が見出される。

いずれにせよ、板本との異同は主に右記する処にとどまり、両本は極めて隣接する関係にある。板本は恐らく最終稿本に拠ったのであろうが、その最終稿は果して本書の如き稿本を更に改め書き訂した自筆本であつたらうかとも疑われるのである。改稿するには余りにも僅差な異同にすぎないからである。又、板本と同じくする自筆本の伝存を聞くところでもないからである。しかしながら、現在、本書の開板に於ける道守の校訂方法、その依拠本に就いても知るべくもなく、従つて本書の最終稿本の存否も審らかにしがたい。

猶、本書には数ヶ処の註記が散点する。上巻、「庭花久薰」題、忠教卿歌「ほり植し若木の梅にさく花は」に「植木としきりと云事のあるをいへる也」(十八丁裏)、同巻、「閑中郭公」題、惟平歌「我ならぬ人はねにけり郭公」(二十二丁表)に、「此哥こゝに入たるはたかへり下ニ有」(上掲)、下巻、「氷結浪不起」題、六条宮歌「あさこほり水もかよはす成にけり」に「此うた心得かたし」(二十八丁裏)と上欄に書入れている。

扱、此処で、本書の筆跡に就いて触れておくことにする。本書は自筆本と同館目録に見えるが、印象として運筆はややなめらかならず渋滞するが如き感を受ける。料紙も又薄様を使用していて一見影写本かと疑われた。が、しかし一方、この印象をも躊躇せしめるほどに酷似するので、猶自筆本歟と記すことにした。

附記

又、龍門文庫に自筆の「虚字詠格上下」一冊本が存する。此稿本は—古い調査カードによると、上下両巻の丁数、行数、字面等も一致し、上巻冒頭部分の歌序、奥書も同じくするのである。印記も同書には「椎本文庫」の朱印が捺され、国会図書館蔵本には欠くことなどから、橘家に所蔵されたのは龍門文庫本であり、副本として作製されたの

が、本書、即ち影写本ではないかとも臆測されるのである。今暫く推測にとどめ、再び披閲の機会を得て判断することにした。以下に、簡略に概要を附記しておく。

袋綴、上下合一冊。丹色卍ツナギ空押表紙、竪二十三糎、横十六・七糎。字面高サ約十八・五糎。每半葉十二行。本文墨付、上卷五十一丁、下卷三十六丁。

題簽、「虚字詠格 原本草稿 上下」と墨書。内題、「虚字詠格稿 上(下)」と記し、その下に「橘守部輯」と自署す。提要末に、

弘化元年十二月廿日

守部卒業艸

下卷末に、

此外にも猶あれとなつらへてしるへければかくてさし／おきぬいとはかにもものしつれば既に出たる題の／ふたゝひかさなれるなども見えていまたとゝのはさ／るふしく多かりうつす人よくあらためよ

と誌し、国会図書館蔵本と全く同じくしている。

又、所引の歌序も前掲書と同じくし、欄外註記も略々同様であるが、本書には朱墨の改訂箇処がまま散見されるが、それは前掲書と相違する。影写に際して訂正にしたがったものかとも臆測される。再びの調査結果をまつことにする。印記、巻首に「椎本文庫」朱印あり。

虚字詠格 二卷

筆者未詳

書陵部蔵

袋綴、上下合一冊。淡茶色刷毛引表紙、竪二十六・五糎、横十八・六糎。料紙、楮紙。字面高サ、「提要」十七・二糎、本文約十八・二糎。每半葉十二行。註文二字下げ。本文墨付、卷上五十一丁(丁附す、内、「提要」四丁、目録二丁)、

卷下三十六丁（内、目録二丁）。題簽、暗綠色墨流し短冊（表紙左肩）に、「虚字詠格 完」と墨書する。内題、「虚字詠格 上（下）」と記し、その下に、「橘守部輯」と署名がある。

提要末に、

弘化元年十一月廿日

守部卒業艸

卷下奥に、

此外にも猶あれとなすらへてしるへければかくてさし／おきぬいとはかにもものしつれは既に出たる題の／ふたゝひかさなれるなども見えていまたとゝのはさ／るふしく多かり見る人よくあらためてよ（国会本、うつすニ作ル）と識語がある。

本書は前掲国会図書館蔵自筆稿本と丁数・行数・字配り等全く同じくし、同本系統の転写本である。但し、同本と比較するに、本書には次の誤脱のほか、多少の異同が散見される。誤脱の主なものは、下卷二十二丁裏に、次の一首を書落している。

叫

曉猿叫峽

後柏原院

（コノ一首、本書誤脱）
ましらなく山下みつに有明の影は空なる月としらすや

そのほか、イ本校異、作者註記の誤脱などの少異と、転写の間に生じたと思われる簽点―歌頭に印す●点又○点、歌傍に附す、、簽―には国会本とまま相違する処が見出される。又、前記した眉欄書入れ四ヶ処の中、卷上十八丁裏の「植木にとしきりと云事のあるをいへる也」を書落している。が、他はわずか語句を誤脱するほかは国会本と同様に書写している。しかし、本書は直接に国会本から転写されたのではなく、その転写系統本からの重写であろう。例えば、本書上下両巻の目録に註記する丁数の表記は、国会本の表記とやや異り、寧ろ次述する無窮会神習文庫本と略々

同一であることなどから、転写経過の間に改められた異同が見られるのである。しかし、又目録外では無窮会本とも僅少な相違が見出され、本書の依拠本は正確には明らかにしがたいが、いずれにせよ、国会本系統の明治初の転写一本であろう。

虚字詠格 二卷

筆者未詳

無窮会神習文庫蔵

袋綴、上下合一冊。卅ツナギ空押茶褐色刷毛引表紙、竪二十四・一纏、横十六・五纏。料紙、薄様。字面高サ、「提要」約十七・三纏、本文は約十八・二纏。每半葉十二行。註文二字下げ。本文墨付、卷上五十一丁（内、提要四丁、目錄二丁）、卷下三十一丁（内、目錄二丁）。

題簽、銀泥唐草短冊（表紙左肩）に「虚字詠格 上下」と墨書。内題、同上、その許に「橘守部輯」（卷上）と署名する。

「提要」末に、

弘化元年十二月廿日

守部卒業艸

下巻の奥に、

此外にも猶あれとなすらへてしるへければかくてさし／おきぬいとはかにもものしつれば既に出たる題の／ふたゝひかさなれるなども見えていまたとゝのはさ／るふしく多かりうつす人よくあらためてよ

と誌し、国会図書館蔵本と同じくする。

又、丁数・行数・字配り等も全く一致し、撰出総歌数、排列に於ても異るところがない。しかし、詳細に検すれば、目録に註す丁数の表記、朱点の簽、歌頭に誌す●点或は○点に若干の相違を見出し、且つ、同書書入れは次の如

く、国会図書館蔵本とも相違するところを見る。即ち、上卷十八丁裏に「植木にとしきりと云事のあるをいへるなり」(国会本同)、同卷二十二丁表に「是は独聞郭公也こゝに入たるはたかへり下にあり」(国会本相違、上掲)、下卷二十八丁裏に「此うた心得かたし」(国会本同)、又同卷二十八丁表に「林葉不_レ残」題、新院御〔製〕、「柞原ちりての後の月なれば冬は木かけもさやけかりけり」歌に「此歌上に出たれと上卷の方を削るへし」(国会本ナシ、但シ後補ノモノカ)等である。就中、第二例の「是は独聞郭公也……」の書入れは、龍門文庫蔵の自筆本に全く同文の書入れを見るのである。僅か一例の異同を以ってする推測は甚だ危いが、両書が丁数・行数・歌序等も同じくするところから、本書はあるいは、龍門文庫に現蔵する自筆本からの直接の臨写本ではないかとも臆測されるのである。仮にこの臆測が正しければ、先の国会図書館蔵本は推測したごとく守部近親者による影写副本という可能性はさらによまるのである。そして、それはまた、本書と国会図書館蔵本に見る簽・符の異同ともなっているのではなからうか。書写に於ける相互の誤謬は大方に想定されるところから、龍門文庫蔵本の精査を得ぬ現在、両本による比較検討から相補うのほかはなからうかと、附言した次第である。

印記、卷首に「井上頼圀」、「井上氏」の両朱印が捺されている。

虚字詠格 二卷

筆者未詳

尊経閣文庫蔵

袋綴、上下合一冊。白泥表紙、豎二十三・三糎、横十六・四糎。料紙、薄様。字面高サ、「提要」十七・二糎、本文約十八・三糎。每半葉十二行。註文二字下げ。本文墨付、卷上五十一丁(丁附あり、内、「提要」四丁、目録二丁)、卷下三十六丁(内、目録二丁)。題簽、外題なし。内題、「虚字詠格 上(下)」と記し、その許に「橘守部輯」と署名している。提要末に、

弘化元年十二月廿日

守部卒業艸

と日付がある。卷下末には、

此外にも猶あれとなすらへてしるへければかくてさし／おきぬいとはかにものしつれば既に出たる題の／ふたゝひかさなれるなどもみえていまたとゝのはさ／るふし／多かりうつす人よくあらためてよと識語がある。

本書は前掲国会図書館蔵自筆稿本・無窮会神習文庫本両本とは各卷の丁数・行数・字詰等全く同じくし、僅か次の二・三の点を除けば相違するところはないが、どちらかといえば、やはり無窮会本系統の転写本である。

その二・三点は、先ず、掲出本文に於て、卷上廿二丁表の二行と三行とが削去されている。即ち、両本本文の、

〔閑中郭公〕

惟平雅イ(国会本モ校合アリ)

我ならぬ人はねにけり郭公きゝやしつると誰をいはまし

の二行である。それは、無窮会本等上欄に見える「是は独聞郭公也こゝに入たるはたかへり下にあり」とある註文などに従って書写の際精除註したのであろうか。

又、本書上欄書入れ数ヶ処は無窮会本と略々同じくするが、殊に下卷二十八丁表の註文は、本書では「うた上に出たれば上卷のうたをけつるへし」とあるのに対し、無窮会本では「此歌上に出たれと上卷の方を削るへし」と註文はやや相違している。しかし、両書卷上を検するに、当該歌は、三十丁裏に、

不残 林葉不残

新院御マ、

柞原ちりての後の月なれば冬は木かけもさやけかりけり

と、卷下註記箇処と全く同文の掲出歌と同附簽があつて、明らかに両書の註記が正しい。前記した如く、この註記

は原註ではなく後補のものと思われるので、本書の筆写者も、先の精除歌同様に、検証した上で註文を補記したものである。

次に、本文中の各種附簽は両本同様に朱筆にて施し、殆んど共通するが、やはり無窮会本に近い。しかし猶両本の間にも相互に小異が散見され、就中本書には書落しがまま見出される。又、本書には虚字右傍の朱簽、凡例・本文註記の句点などすべて省略している点などもあるが、本書の目録の丁附表記は、無窮会本のそれと一致し、同系統本であることが判る。両本の書写の前後関係は審らかにしがたいが、本書は前者にややおくれる、江戸末明治初頃の書写本である。

此処に、一言附けくわえると、虚字詠格二巻の転写本は、国会図書館蔵自筆稿本系と無窮会神習文庫蔵本系の両系統が歴然とあるが如くに記した嫌いがあるが、各本相互に検出される異同は極く僅少なものにすぎなく、寧ろ同系統本と見るべきであろう。が、猶書写の際の誤りとのみ断言しがたい——例えば共有する附簽の相違——処もある。それは、恐らく龍門文庫所蔵の自筆稿本からの転写経過によるものではないかと臆測されるのである。いずれ精査の機会を俟つことにする。

註 卷上四十四丁裏に、

獨聞郭公

藤原経衡

●わ、れ、な、ら、ぬ、人、は、ね、に、け、り、時、鳥、き、い、や、し、つ、と、誰、「に、と」は、ま、し

と見え、題詞、作者、第五句がやや相違している。又卷上歌には附簽を欠く。

虚字詠格 二卷

筆者未詳

学習院図書館蔵

袋綴、上下合一冊。薄茶色渋引表紙、竪二十四・一糎、横十六・三糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八・五糎。每半

葉十二行。註文二字下げ。本文墨付、卷上五十三丁（内、提要四丁、目録一丁）、卷下三十四丁（内、目録二丁）。

題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩）に「虚字詠格」と墨書する。内題、「虚字詠格 上（下）」と記し、その下に「橘守部輯」（卷上）と署名する。

提要末に、

弘化元年十二月廿日

守部卒業艸

卷下奥に、

此外にも、尚あれと、なすらへて、しるへければ、／かくてさしおきぬ、いとにはかにもものしつれば、／既に出たる題の、ふたゝひかさなる（れ脱カ）とも見え／て、いまたとゝのはさるふしく多かり、こは人よくあらためてよ（うつす、誤カ）と誌す。守部識語には既に誤写が見える。

本書は前掲無窮会神習文庫蔵本系統の、やや粗雑な転写本である。上欄書入れ四ヶ処（前記）は無窮会本そのままに書写され、又、目録表記もほぼ同じくしている。簽・符は猶相互に異同が散見されるが、寧ろ本書の誤脱・誤記であらう。

そのほか、誤脱・誤写の主なものを挙げると、卷上、一丁表四・五行の「文につゝけて、言葉してかゝれたれと、もしにうつさは」を誤脱し、又、同卷十六丁表（無窮会本十六丁裏）の太上天皇御製一首「雲かゝるとほ山松は見えずなりてまかきの竹に雨こぼるなり」を余白として書残している。更に卷下を見ると、七丁表（同本同丁）には、季春歌「つくはねの」・定家歌「うゑわたす」が前後して書写され、又同卷十四丁裏十五丁表（同本十五丁表）には、後柏原院歌「ことわりの」・逍遙院歌「露やしる」の排列も前後している。本書の誤写か、又は依拠本が既に誤っていたのであらうか。書写後の朱筆の訂正が処々に見出されるが、多くは書写の誤りを訂じたものである。訂正も必ずし

も正しくない。

和歌一字抄 上・上之下

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。改装濃紺色表紙、上冊、竪二十八・三糎、横二十・一糎、上之下冊、竪二十三・九糎、横十七・六糎。料紙、楮紙。全巻裏打す。字面高サ、上冊約二十一糎、上之下冊十八・三糎。行数、上冊毎半葉十一行、上之下冊十二行。上冊墨付、大むね三丁、本文三十四丁、柱に丁附す。―但し丁附「大むね」三丁の次、四・五を欠く。一字抄目錄などありしか。上之下冊墨付、全四十五丁、上冊と同じく丁附す。但し、丁附は「三・六」、「一・四十」とあり、四十一丁附なし。丁附三・六迄は本来上之下冊に続く箇処（清輔の一字抄下巻冒頭部分）に当る。両稿綴合せの時に誤綴されたものであろうか。又丁附のない四十一丁（表五行）は上冊巻尾に続くべきを同様に誤綴している。本書は後述する如く概ね清輔の和歌一字抄巻之上に該当するが中間部分を欠落している。

題簽（改装時）、金切箔散し短冊に、上冊「和歌一字抄上」、上之下冊「倭歌一字抄」と墨書。内題、上冊、「和歌一字抄上」、上之下冊「倭歌一字抄上之下」と記し、その下に両冊「藤原清輔撰橘守部評」と自署している。

上冊の「二字抄大むね下稿」の奥に、

天保十五年十二月

と年紀を誌す。守部六十四歳頃の編著であらう。

本書編述の主旨は後に掲出する「大むね」に明記するところであるが、本書は題詠に於ける一字題又は二字題の修辭の論を清輔の「和歌一字抄」に拠って増補祖述したものである。表題の許に「橘守部評」と記すごとく、その「一字抄」の編目に従い、一字又は二字の実字・虚字を含む詠題を示し、各題毎に例歌を挙げて、その詠みようを附簽

し、更に短評を以つて補足している。夙に天保七年「詠歌玉津嶋」二巻と、その増訂せる「心の種」の一章を成している「題の虚字心得有べき事」の課題が、偶々清輔の「和歌一字抄」写本二巻を手沢し、その適正な撰歌例を見るにおよんで、あらため評価するところとなり、増補編述を目論んだものであろう。又、それは、かねてから「さるを近むかし、題詠の規則をかく、うるさくいへる世となりて却て先賢のさばかりさたせりしその虚字の、心つかひを忘れ来つるは、いにしへと

はかへらまなり、かれ古学おこりて後も、みななほさりにおもひすくめれば、近き世に、名たゝる人のうたとも、
猶かの詞の字の(のミセケチをト訂ス)かの虚字をめぐらす、たゝにさゝへてよめるか多かる」(大むね)ことに対する守部の批判が、恰好の書を得て、更に補述する機縁となつたと見るべきであるかもしれない。

この編著は本草稿本のほかに伝写本を見ず、又、前述の「虚字詠格」提要との関係から以下に「大むね」全文を掲出することにする。

一字抄大むね下稿

題をさためてうたよむわさも、在原行平卿家歌合、近江御息所の歌合のうたなどを見れば、はやく今京のはしめつかたよりそ、ありつらん、又大井河行幸和歌ノ序、子日行幸和歌ノ序、あるは空穂物語春日詣の和歌題などは、文の中へ、かきまじへたれば、詞してつゝけられたれと、もじにうつしてかゝば、皆四もじ、五もじの題どもなり、撰集には、拾遺集より見えそめて・の時もはら見えそめたり、となれり然はあれと、そのかみの題は、たゝ大かたの目あてを定めて、よましめられしのみにして、あなちにはかゝはらす、いと大らかにして、いまた落題、傍題などいふさは、たえてあらさりき、かれおのつからゆるやかにして、えらびにもれつるも、猶みやひたる意詞おほかりき、いにしへふりを学ふらん輩は、今然もこそあらまほしけれ、それか中に、虚字のくははらん題は、上手の手きはとして、その虚字を、をかしくいひめくらすわさに、深く心用ひられつる事、公任大の中納言、源道濟朝臣などのう

たのさた、又その後々の人々の、心つかひせられしさまもてよみなしふりにてあきらけし、やゝ後なれと、藤原ノ基俊朝臣の、悦目抄にい

はく、題の中の虚字は、必ずめくらしめてよむへし、虚字とは言葉の字也めくらしめてよめと云は、すへて詞の字を、いたはるなり、た

とへは鶯声稀など申さん題に、さゝへてこゑまれなりなどよむへからす、念なかるへし、只へなく日すくなし

とも、久しく聞きつるに、今こそめつらしけれなど、よむへきなり、又郭公声幽などいはん題にへかすかなり

とよめらんは、ほいなるへし、へほのかにきこゆとも、へ雲のはるかに過ぬとも、へをちのさとはは、さたか

にこそ聞らめなど、つゝへきにや、又月前遠情など申さむ題にへとほきなどよみたらん、念なかるへし、月を

見れば、更科おはすても、心にうかひ、へもろこし迄も隔てすおもひやらるゝさまを、よむへきなり、又深雪な

といふ題を、へふかしとよめらん心うかるへしたゝへふみわけたしともへいくへもつもるらんともへかきわけ

なども、いかに深き事にたとへよみたらん、やさしかるへし、恋すへて雑の題に、かやうの事、殊におほかるを

心すへし、たせられし(五字見せ消す、更にとされたる(二作ル)今抄 旨なり(四字ミセケチ)すなはち此一字の事をいへるなり、さるを近むかし、題詠の規則を

かにかく、うるさくいへる世となりて却てその虚字の、先賢のさばかりさたせりし心つかひを忘れ来つるは、いにしへとはかへらまなり、

かれ古学おこりて後も、みななほさりにおもひすくめれば、近き世に、名たゝる人のうたとも、かの詞の字の(の猶かの虚字を

めくらす、ミセケチをト訂ス)たゝにさゝへてよめるか多かるそ、あかぬいはれぬわさなりける、清輔朝臣の初学抄にも、題の事は、お

ほらかにいひのとめて、たゝさゝふるとめくらすとのけちめのみをこと葉の字のうへを、いとねんころにさたして、別に一字抄を、つくるといへる、いと

ゆかしくし、年ころさくりもとめて、かろうして、一とも得たり、けにいとめてたく、わつかに上下二巻にして、

虚字の題、のこる隈なく、実字も、おもひいれあるへきをかきそへて、証歌はた、たゝならず聞えたるは、えらみ

し人の、まなこの高きによれるなるへし、これそ題林のたくひの、おやとも祖と、たゝへぬへき書なりける、か

ゝれは今よりのちは、更にいにしへに立かへりて、常の題は、事ひろく、大らかによみなすとも、虚字実字ともに言に詞の字のめく

十六日廿六日此四ケ日半日つゝ人と対面して其他は不逢様に廻状を廻はし申し候故にかゝる答へもはや此後は御断可申不得止事時は冬照か門人に申付へくさやう御承引被下たく候

あらまし此事を御当人へよきように御執成可下候

と質疑の答信とは別にほほえましい自讃と喧伝を長々追加している。江戸再転居より九年とあれば天保八・九年頃にあたり、その著述は確かに次々と成稿を得て巷間に名聞を博しつつあった守部五十七・八歳、その完成期にさしかっている。ともあれ、この誇大な自負の言辞にはしかしそれなりに江戸の一学匠の身边をしのばせるものがある。題名「歌使雁のゆきかひ」は鈴木思孝富明が両書信の往復に託して遺編し名付けた一種の歌論断簡となっている。

ふてのすさみ頭書

橘貞暉筆歟

東京大学総合図書館蔵

袋綴、一冊。縹色卅ツナギ空押表紙、竪二十三・五糎、横十六・六糎。料紙、薄様。字面高サ約十五・一糎。每半葉十二行。本文墨付九十五丁（内前書一丁）。

外題、表紙左肩に「ふてのすさみ頭書」と墨書する。内題はないが、第二葉に「筆のすさみ一名目さまし草 長野美波留評」と記されている。次掲の前置に誌す如く、本書は信濃国埴科郡出身の異色の国学者、長野美波留の歌評を書写し、広く設けた上欄余白に、守部が更に批評を加えたものである。先ず、守部の前置には、

或人此書を携来ていはくこは長野美春主竊に録して家に秘おける書なり此美春主は元來歌の議論を好みて常に善悪意旨の通し不通ことを論せり粗英氣も有て不憚他人の歌を難破せり故レ此人の為に江都の大人悉く難せられて誰もく其返答に困惑せりしすちも多かりけるより既に此十四五年は終に諸大人列席の集會もたえ交りさへも絶はてにたり其後此人に争競ひし人々は僅に小林元雄君畠山常樹主等のみなれどそれも大に難破せられてすへて此

美春主の為に皆いひけたれて大江戸の大人等なでふなきものごとおとしめられ給ひにたりしかれとも互にそしりていまだ其論弁の勝劣さだかならされはいかて此書に大人の評こそねきまつらまほしけれ一ことつゝたにするし給へとそいへる守部云そは何よりきかまほしき議論なれどおのれこの頭書つくるわさにいとまなくて他し事にはあからめたにもえしあへぬをりからなりさるわざは今すこしのとめてよ然はあれどこれ計のものよまんには何ほどの暇もかくましかればまつかし給へよるのいとまにたに一わたりよみて若ッおもふふしあらは一言二言はかきすへもしてんこたひは先ッかりにもものしおきて又後に委くせんとてふとうちおもふ事をいさゝかかきするすになむ

と、「筆のすさみ」の歌評に加え、守部評を頭書した執筆動機を誌している。美波留の歌評もさることながら、守部のそれも劣らずに苛竦にして憚らざるところが窺われる。

「筆のすさみ」跋文前の余白に、

此書一わたりよみ見つるついでにうちおもふ事をいさゝかつかきつけぬされいとまなきをりからなりければ引まほしき事もえ引す証歌なともすへてもらしつ又見るついてもあらは初学の心得の為に猶よく正し改めて此書入の上に更に朱以て論ひつへし

天保四年七月十二日

池庵主人

と書入れているので、「筆のすさみ」頭書の評は右の年紀の事であろう。守部にとっては三撰格をはじめ、諸種の緊要と相続く繁忙な著述活動期を迎えての頃である。

本書は、巻末に、

天保四年八月

橘貞暉／書写

と誌す。本書執筆後、一ヶ月を経ずして桐生の高弟貞暉の書写するところとなつたのであろう。但し、本書は貞暉筆写本か、その転写本か審らかにしない。現在、自筆本はその所在を明らかにせず、転写本も又本書をとどめるのみである。印記、第一葉に「陽春／廬記」、「南葵／文庫」等の方形朱印が捺されている。

備考

守部の頭書した美波留の「ふてのすきみ」二卷二冊に就いて一言触れると、その舌鋒にかかる国学者、歌人は、契沖・真淵等を除き、宣長（十四首）・浜臣（十首）・元雄（八首）・定良（七首）・長流（五首）・千幹（四首）等以下、江戸末に至る著名な歌人九十余人、二百首近きに歌評を加えたものであるが、守部が「前書」で誌す如く、余人を憚るところのない非難攻撃を以つて終始し、譏謗、苛辣な激語は時ならず適正を欠くところもあるが、それは又美波留の面目でもあろう。その跋文を以て、その概要にかえると、

此二卷に契沖羽倉真淵此人々の歌をあげさるはいまた其集を得さるもありまた真淵翁の集は彼春海校正して上木すといへとも春海わたくしになほしつらむとおほしき事ありそは長野某真淵門人のしるしおかれし集とことなることある故に此卷にはもらしぬ春海か琴後集の誤り多き哥のちからえて翁の歌をとりなほしなはかへりてなき罪を翁におほせんこと疑ひあるへからすかれ琴後集をもちいしるしおきぬそを見てしるべし

此書又其外の人々の集にかへすくしるしおく如くてにをはにかはらす心をいひとほらんと心うべし此事おのれはしめてひらきおくなりてにをはにかはる時は爰にあげおく歌の誤りある事さらに見ゆることあらしとそもふ其証はてにをはにくはしきとて人々のしたかへる富士谷成章本居宣長本居春庭よりはしめて自らの哥のうへにてにをはにかはらさる誤あるにてしるへしかの本居かてにをはの書出さるまへの歌よみに誤のすくなきにてもしるべし本居のてにをはの書にしたかへる人々の哥にことさらに誤多きは心を横さまにしててにをはにか

はる故也我友かけても彼書になたはかられそ

長野美波留いふ

と、特に宣長とその学統に対する口吻に熾烈である。

又、参考までに守部の評として、巻頭の一例を次にあげると、

こゝにもものしつる歌ともは人々のとふに答し哥也こたふれはかれにあしゝ答へされはこれによからすそは哥をしへをまつ人なれはなりいてやとてかいしるしつ—ふてのすさみ冒頭—

守部頭書

「こゝにあしゝといへる詞よからす次のよからすといふに對へてあしくとこそあるへけれ他の哥の非事を論へる書なれは其書の上をも又とがむるなり」—傍点筆者—

花留客

齋溪伴氏

くる人のかへさ忘るゝ道に咲花やあるしの心なるらん

来る人といひてはいかゝあらんくるは今来たるをさしていふことばこし人のなといはゝとゝのはんを

同頭書

「今来たる人に対していふならば此難の如くなる事は勿論なれと花留客といふ題に就てはかくも云べし其人一人のうへのみならず来る人毎にの意をも兼ていふべければなり」

と、評している。上掲の両者評は比較的穩当な評語の一例である。が、守部の「他の哥の非事を論へる書なれは其書の上をも又とがむるなり」と記している如く、以下に於ては、美波留の舌鋒もさることながら、守部の批判も又、その筆端は時にすくなからず苛烈である。守部識語に「猶よく正し改めて此書入の上に更に朱以て論ひつへし」とある

ので、以後の加筆を予定した草案であつたのであろう。

諸註釈書類

神樂催馬楽入文・古今和歌集註・土佐日記舟の直路・伊勢物語箋・

湖月鈔別記・越路の家づと

神樂催馬楽歌入文

天保十二年跋刊

神樂歌入綾 三卷 催馬楽譜入文 三卷

斯道文庫蔵

両書、袋綴、各三冊。銀砂子散し薄茶色刷毛引表紙、豎二十三・三糎、横十六・四糎。料紙、楮紙。匡郭、四周単
辺、豎十七・八糎、横十二・五糎。每半葉十一行。版心下方に丁附あり。神樂歌入綾は、卷上「一（〜四十）」―内、
卷の大むね・井田千英序七丁・神樂譜目録二丁―、卷中「四十一（〜七十五）」、卷下「七十六（〜百十四）」。
催馬楽譜入文、
卷上「百十五（〜百五十四）」、卷中「百五十五（〜百九十二）」、卷下「百九十三（〜二百卅四）」―内、
中村正富・坂井長豫
両跋文・守部著述目録五丁―。

題簽、両書共に単郭付薄茶色短冊（表紙左肩）に、それぞれ、「神樂譜入あや 上」、「神樂譜いり綾 中」、「神樂譜
いり文 下」、「催馬楽譜いり綾 上」、「催馬楽譜入あや 中」、「催馬楽譜入文 下」と記す。

内題は「神樂歌入綾 卷上（中下）」、―但し卷中下「文」―「催馬楽譜入文 上（中下）」と見え、
両書共各冊内題下
に、「橘守部撰述」と記している。

神樂譜入綾卷上卷首に、両書共通の総論として「卷の大むね」、井田千英の序文を載せている。前者の奥に、

天保五年九月廿一日

の日附を記し、後者の末には、

……いそぎ物するに、大御代の名さへ、此書とくもに、天の保つといふとしの、十とせまり二とせの葉月、つきもみちゆく、待よひの夕さりつがた、池のいほりの、さなみにほふおぼしまによりかゝりて、おのがこと葉のつたなきをも、わすれてしるす

大江戸浅草 井田千英

と誌している。

又、催馬楽譜入文卷下卷末には、両書共通の跋両文があり、その各々の奥に、

天保十二年九月

東都浅草 中村正富

天保十二年九月廿五日

坂井長豫

と跋日附が記されている。

上記の次葉(二百卅四丁)に、

池室橘守部先生著述中

言語海 俗言部 初帙七卷 嗣出

万葉集墨繩 初帙五卷 嗣出

五十音略図 折本一折 近刻

三代集緊要 三冊 近刻

鐘乃響三編 三冊 近刻

と、著書刊行予告一葉を附載する。

両書共に奥附がないので、刊行年月は明確でないが、上記したように、装幀、「巻の大むね」、序・跋文、丁附等、両書体裁を共にして、六巻一部を成して上梓されたのであろう。翌十三年刊行の万葉集緊要（冬照跋文天保十三年二月一日）に附載する「池室橋守部先生著述之内」には「既刊行」書として、「神楽入綾三冊 催馬楽入文三冊」を挙げているので、両跋文に記す天保十二年九月から程経ぬ時期に門弟中村正富・坂井長豫等の手助けを得て開板され、発兌の運びとなったことであらう。全集巻七所収。底本は両本共に上記の刊本である。

備考

神楽催馬楽の両入文は江戸期の諸註釈書の中でも、とりわけ、その獨創性を高く評価されて、猶今日に及んでいゝる。註解は各句につき、先ず「梁塵愚案抄」（一条兼良著）・「神楽催馬楽考」（賀茂真淵）及びその書人の説（宣長・久老・躬弦）を引き、次に自説を述べて、最後に一首の大意を記したものである。既に全集中に所収されているので、此処では本書の拠った本文と校合本に就き一言誌しておくことにする。両入文の「巻の大むね」に神楽催馬楽の古本を挙げ、「仁智要録」（藤原師長撰）、「神楽催馬楽笛琴譜」（文治本）、天治二年奥書本、嘉禎元年奥書本等を挙げ、中でも仁智要録を重視して本行に立てんと思ふが脱漏歌があるために、「故レこたびは、神楽歌のかたは、嘉禎本を本行にたて、催馬楽の方は、笛琴譜を、本文にはたてつ」と記し、「されどかゝる音楽のうへは、其家々のひめ事もありときけば、付たる節はもとより、口伝めきたるすぢどもは、皆憚りて一つも載せ」ず、ただ、「うたの心詞」を解くために二書の本文を本行としたと断っている。又、本行に傍註した校合本に就いては、梁塵愚按抄を抄、天治本は天、同校本は校、体源抄はタ、素本はソ、一本の素本はイ、と記して校合本文を示したこと記している。しかし、その校合本文も、すべて之を列挙するのではなく、「たゞ見合になるべきことのみをいさゝかする」し、大方は省略した旨を併せ記している。その最も重要な理由は、神楽催馬楽の如き「謳ひ物」は常の歌書などとは異り、「その曲ごとの、

調子の間拍子音振ネに随ひて、すべなく省きもし、そへもし、転じも「するものであり、あるは所によりて、禁忌の詞、又は其時に、をりつきなきやうの詞は、わさととなへかへて、うたう」のが作法であるからであり、「さるをもし、其本歌のまゝを記せし、傍書を引こみて、言語のよきをのみ、正しとせば、古く伝へたる楽ノ譜に」はいたく背き、「おほやけの樂の書」を破ることになるというのである。雅樂のうえにおいては、「詞より節をたふとむ」ものであるから、「よくもあしくも、一本につきてものせば」、樂を破るのあやまちを冒すことがなからうと、今度は「私の心を用ひず」、「右の本どものまゝをあげ、其詞どもの然る所由」を釈言に述べると記している。本書は大略上記のような校訂態度を持しているが、此処が留意されるのは、守部が、此神樂催馬樂の歌詞と常の歌書のそれとを基本的観点に立脚して理解した上で、その校訂と校合を最少限にとどめていることである。本書の校訂本文の是非はともかく、守部の此伝本処理は現時点に於ても妥当な方法であろうが、此期の見識としては特記されるべきものであろうかと思われるのである。

神 樂 歌 入 綾 三卷

筆者未詳

東京大学総合図書館蔵

袋綴、上中下合一冊。蘇芳色表紙、堅二十七・四糎、横二十糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・五糎。釈文二字下げ。每半葉十五行。本文墨付、九十七丁。

題簽、子持粹付白無地裂短冊（表紙左肩）に、「神樂催馬樂歌入文 日月星」と墨書する。「巻の大むね」題も同上。内題、「神樂歌入綾 卷上（中下）」―但し卷中下「文」―と記し、各卷内題の許に「橘守部撰述」と署名している。

「巻の大むね」末に、

天保五年九月廿一日

又続く序文末に、

……いそぎ物するに、大御代の名さへ、此書とくもに、天の保つといふとしの、十とせまり二とせの葉月、つきもみちゆく、待よひの夕さりつがた、池のいほりの、さなみにほふおぼしまによりかゝりて、おのがこと葉のつたなきをも、わすれてしるす

大江戸浅草 井田千英

と日付を記している。

本書は、板本「神楽歌入文」からの転写本である。但し、巻中に見開き一葉(板本五十三丁裏、五十四丁表)を書落している。題簽に「神楽催馬楽歌入文」と記しているのを見ると、両入文を書写したのである。本書は後述する同館蔵「催馬楽譜入文」と対をなす僚巻であろう。

印記、巻首に「南葵文庫」印が捺されている。

催馬楽譜入文 三卷

筆者未詳

東京大学総合図書館蔵

袋綴、上中下合一冊。栗皮梅花空押表紙、縦二十七・一糎。横二十糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・七糎。积文二字下げ。每半葉十五行。本文墨付、卷上三十一丁(内序説として、催馬楽ノ時代・源家藤家・名義・律呂・目録六丁半)、卷中三十三丁、卷下三十六丁(内、中村正富・坂井長豫両跋文・守部著述目録三丁半)。

題簽、子持梓付短冊(表紙左肩)に「催馬楽譜入文卷一二三」と墨書。内題、「催馬楽譜入文卷上(中下)」と記し、その下に、各卷に「橘守部撰述」と署名している。

卷末両跋文は、

天保十二年九月／東都浅草／中村正富

天保十二年九月廿五日 坂井長豫

と誌され、ついで「池室橘守部先生著述中」として、「言語海俗言部」以下「鐘乃響」の五部を並記している。本書は上述の如く、序説・両跋文、目録等までを備えており、上掲板本から転写されたものである。印記、第一葉の右隅に「南葵文庫」の方形朱印が捺されている。

神楽歌入文 存卷二

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。奉書紙表紙、竪二十八糎、横十九・七糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・七糎。釈文二字下げ。每半葉十行。本文墨付三十七丁。

題簽、表紙左肩に剝離の痕あり。内題、「神楽歌入文卷二」と記す。

本書は、板本卷上の末(同卅四丁)から巻中の前半部(同六十五丁)までにあたり、採物之中、篠から韓神迄の註釈である。朱・墨筆の補訂が散見され、補訂を辿れば屢々板本本行となり、隣接する稿本の残卷であろう。

板本の卷第は上中下三卷より成るが、本書は卷二の所収分量から恐らく四卷仕立であったと推定される。現在、卷一・三・四の所在は不明である。

神楽歌所引本文は板本が拠る嘉禎本本文ともやや異り、次述の天理図書館蔵神楽歌〔注〕本文―守部の校訂本文―に未だ従う処が多い。傍記校合も神楽歌〔注〕の後を襲い、梁塵愚按抄、古本(天治本カ)、又一本をイ本と記す三本である。

釈文は既に板本に近く、体裁も略々整って同じくするが、猶精粗両面にわたる未整備な稿本である。しかし、神楽歌〔注〕の簡素な略註に較べ一段と詳密な本格的註釈書として面目を一新している。間近に刊行を予定しての改稿本

であつたと推測される。

猶、神楽歌の注釈に「入文」の書名が冠せられるのは本書が初見である。

印記、表紙左隅に小振りな「錢餅岡」印、巻首に「椎本文庫」印が捺されている。

備考

本書は次述する文政三年の旧稿、神楽歌〔注〕を全面的に改稿したものであろう。改稿の時期は確認しえないが、板本に隣接する稿本であるところから、板本序末に記す「天保五年九月廿一日」の日付に、近き時期が予想されるが、書名が「入文」と改められ、後述―天理図書館蔵神楽歌〔注〕・催馬楽〔注〕―する如く更に年次は下るものと推測される。又、上梓を予定しての改稿本と想定されるので、寧ろ神楽催馬楽入文の刊行―天保十二年九月―時に近い年月を推定するのが妥当ではないかと考えられるのである。

本書に、「篠」の「或説」末「みつ垣の」の註に「猶此瑞籬の支は難語考二編初卷_{三十一}に委々弁しおけり見合すへし」と記している。―因みに、板本は「鐘の響の初卷_{三十一}に、委く弁へおけり、見合すべし」とある―記している如く、此積は天保十年十一月刊行の「鐘の響」二篇―難語考改名―同箇処に見える。当該丁数をも同じくしているので、「鐘の響」又は「難語考」二篇の完成後の記事であろうか。高井浩氏によると、難語考二篇の板下本は天保九年初から浄書を急ぎ、同年十一月に印刷を終ったといわれる。^註とすると、本書の此記事が書かれたのは、天保九・十年前後の近き頃と略々推定してよいのではなからうか。両入文の従来^註の書名「遏雲集」とも関連するので併せ後述することにするが、猶疑点もないわけではない。それは、表紙右隅に捺された「錢餅岡」印―万葉集要解註―参照―である。同印記のある著稿は数尠く、池庵移転後まもなく、天保二・三年から遅くも天保七・八年頃のものであるから、前記の板本序末の年次である天保五年は印記からして最も穏当な年代とも思われるのである。しかし前者の推定にひとまず拠り、後考

を俟つことにする。

註 高井浩氏「橘守部の難語考と桐生・足利の門生」——新訂橘守部全集補卷所収——
増補橘守部全集補卷所収——

催馬楽入あや 存卷四

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。淡縹色改装表紙、縦二十七・四糎、横十九・三糎。料紙、反古紙の裏を用う。字面高サ約十九・五糎。釈文二字下げ。每半葉十一行。本文墨付二十五丁。

外題なし。内題、「催馬楽入あや卷四」と記す。

本書は、板本巻下の後半部にあたり、「呂ノ下」、美作から我家迄の註釈である。反古紙の裏を利用した、附箋、朱墨筆の改訂著しい文字通りの草稿本である。

板本上中下三巻に対し、前記神楽歌入文と同じくもと四巻仕立であったのであろうが、現在巻一・二・三の三冊は所在を明らかにしない。

催馬楽所引本文は、板本の笛琴譜本文とやや相違し、次述の天理図書館蔵催馬楽〔注〕本文―守部校訂本文―に近い。傍註校異も催馬楽〔註〕と同じく、梁塵愚按抄、古本、イ本の三本を用い、それぞれ、「梁」―後、「抄」と改補―「古」、「イ」と略記して附記している。

釈文は板本に較べ、全般的に未だ簡素であるが、註釈の体裁は既に板本と同じくし、朱・墨の書入、附箋などには板本に近似する処が多い。本書も神楽歌入文同様に、文政三年催馬楽〔註〕に拠って、新たに稿を整えるための草稿であったかと推定される。

本書は同館善本目録に「板本催馬楽入文の極初の稿本」と記されているが、旧稿催馬楽〔註〕から相当の年月を経

た、やはり前記の神楽歌入文とほぼ同じくする時期の草稿本と思われる。いずれにせよ、両入文の改稿時の残稿であろう。

管見するところでは「催馬楽入あや」の書名を記すのは本書が初見である。

印記、巻首に「椎本文庫」印を捺す。

〔催馬楽譜入文章稿〕残簡

自筆

三重県朝日町公民館蔵

同館に所蔵される橘守部遺墨類の中に催馬楽註の草稿二十葉が見出される。美濃紙に書かれ、朱墨書入れを交えた文字通りの下書きであり、草稿反故として偶々残ったもののひとつであろう。題名の明らかなのは、

我門尔・我門乎・大路・大芹・浅水・挿櫛・鷹子・逢路・〔道口〕・更衣・何為・鶏鳴・〔老鼠〕・隱名^{クボノナ}

等、「律」後半である。

いずれも其各部分をとどめるにすぎないが、板本催馬楽譜入文に先立つ草稿として留意される。既に原形はすべてを辿りたいが、前記諸本と比較すると、天理図書館蔵催馬楽入あや（存巻四）に近く、板本入文に隣接する草稿であつたと推定される。

残葉中「鷹子」、○まろにたはらんやの註に「まろの事は難語考二篇卷二七_下に委く弁へたり」と記している。板本では「此こと鐘の響二七_下に、弁へおきつ」と略同文である。板本「鐘の響」に当該箇処は同丁に見えるので、難語考二篇の板下本成立後の記と推定される。先に同様な記事は天理図書館蔵神楽歌入文（存巻二）にも見え、同解題で述べたごとく、難語考二篇の板下本が天保九年の年初から浄書が急がれたといわれるところから、本稿も神楽歌入文両稿本と略期を同じくして、天保九・十年前後の頃に、旧稿催馬楽〔注〕の改訂稿として執筆されたのではなからうか

と思われるのである。天理本催馬楽入あや（巻四）に極めて類似する草稿であれば、本稿はその前半部分の草稿であったかとも想定されるのである。が何分にも残葉にすぎず確認しがたい。いずれにせよ此期の草稿であろう。

神楽歌〔注〕

筆者未詳

催馬楽〔注〕

筆者未詳

天理図書館蔵

両書、袋綴、各一冊。淡縹色表紙、竪二十六・七糎、横十九・五糎。料紙、薄様。字面高サ約二十・八糎。釈文二ノ三字下げ。每半葉十一行。丁数（本文）、神楽歌〔注〕四十三丁、催馬楽〔注〕三十三丁。

外題、両書共に表紙左肩に、「神楽歌」、「催馬楽」と本文同筆にて墨書する。内題欠。

両書は装幀・書写形態等、体裁を同じくし、筆写者も同一である。

神楽歌〔注〕巻首に、両書共通の序文があり、それには、

神楽歌、催馬楽あり、ふるくよりうたひつたへし哥なれば、いひしらぬみやひをそなへて、もともをかしきふしおほかるを、いまた世に見るほとのうちさくもあらねは、おのれはやくより初学のために、ちうさくせんとおもひわたりつれと、ものにのみまきれて過ぬるかほいなさに、いとせめて、ふとうちおもふふしをたに、一わたりかきつけおきて、つきくよくかうかへそへむとす、

文政の三とせしはすはかり、まつかりにしるす

橘庭麻呂

と記している。

神楽歌〔注〕は前掲序に続き、同目録、「神楽」カミアツビ名義を誌し、「庭燎」以下「酒殿歌」に至る釈註となっている。

催馬楽〔注〕は目録はなく、「催馬楽」名義を一葉余に記し、「律」二十四首、「呂」三十六首の語義を主とする積である。但し、「沢田川」、「伊勢海」両首の積文二箇処は一部切取がある。

両書は共に、序に云うが如く、甚だ簡素にして、ままた未定の積註もあり、神楽歌入綾、催馬楽譜入文に先んずる、最も早き稿本の跡をとどめるものである。上欄余白には共に補註して改稿に備えたのであろう、屢々諸書からの書入れが散見される。

神楽・催馬楽歌の所引本文に就いては、神楽〔注〕、「庭燎」の積文末に、

さて歌の傍に異同を記せるは、古本を古とし、又一本をイとし、梁塵愚按抄を、今とことわりて、以上三本のうち、おのれかよしとおもへる方を、本文には出せり、下皆例之、

と記しているのが、本文は守部の校訂本文である。前記板本「巻の大むね」に記す守部の校訂態度とは未だ顕著な隔りを示していることが判る。

本書の筆跡は守部壮年時の手跡に似る処もあるが別筆であらう。催馬楽〔注〕眉欄に「冬照云」（高砂・我門爾）の書入れがある。文政三年は冬照数え年七歳である。此註記は本文同筆であるので、文政三年の書写でないのは明らかである。守部が自著に「冬照云」を記すともおもえぬので、書写年代は尠くとも冬照成人後の事であらう。両冊巻首巻尾に捺す「池庵」、「椎本文庫」印などから同家所蔵本であるので、筆写者は冬照、浜子、東世子など自ら守部周辺の者にかぎられる。恐らく、冬照が父の旧稿を整理する過程に於て浄書し、その際「冬照云」として眉欄に書入れ、本来の註記と区別したものであろう。その年代は確認しがたいが、板本「巻の大むね」末に「天保五年九月廿一日」と記しているので―猶此日附には疑点はあるが―一応両入文の成稿の時期とみれば、本書の書写はこれを遡ることになるが、大凡此頃―因みに、茂三を冬照と改名したのが、天保四年の秋といわれる―、冬照数え年二十歳前後のことではなか

ろうかと推測するのである。

備考一

神楽歌・催馬楽歌註釈のことは前掲序文に「おのれはやくより初学のために、ちうさくせんとおもひわたりつれ」と記しているのを見ると、此文政三年十二月以前からの企劃であつたのであろう。

文化五・六年頃、吉田秋主の許に送つた「御連中方の御為に追々取懸候書目」（国学大系、橘守部集、太田善磨解題）に、

駐雲鈔 凡三冊 神楽催馬楽の注なり、星野氏にもたせる書は贈り置可候

と見えるのが初めのものである。其後十一・二年を経て成つたのが、上記両注の二冊であつたのであろう。

此両注以後、神楽催馬楽両入文各三巻が上梓される天保十二年まで、年次の明らかな稿本はなく、板本序末に誌す「天保五年九月廿一日」の記のみである。序末の此記を認めるのほかはないが、猶「入文」の書名について、多少の疑問がある。刊本となつた守部著作に附載されている著述目録、又は近刻著書類から、両注の予告を拾うと、

天保二年辛卯十一月刻成「山彦冊子」三巻の附載「池庵橘守部大人著述目録」には、

遏雲鈔_{冊二} 此書は賀茂翁の神楽催馬楽の小註を原として其余の説等をも補ひ自ラの考へをも加へて注せられたる

書也

と見えるのが早い時期で、前記書目に「駐雲鈔 凡三冊」とあるのが、「遏雲鈔二冊」と改題され二冊本となつていゝ。前掲の両註二冊に書名が見えぬところから、文政三年の旧稿にかく題名を冠したものと推測される。

次に、天保九年六月、足穎舎藏版「心廻種」三巻の附載同目録には、

○遏雲鈔 二冊 近刻 神楽催馬楽ノ歌の注なり

と記し、又翌年、天保十年己亥十一月刻成「鐘の響」三巻の同目録には、

○ 暁雲鈔 四冊 近刻

此書は、神楽催馬楽の釈なり、此催馬楽などこそは、必ず注あるべき物なるを、古学興りて後も、たえて聞えざりつるに、こたび成れるが始てなり、しかも委き精注にして、歌学の助け、おほいなりと云べし、と、近刻予告としては、前年度の広告に較べ、かなり具体的となつてゐる。

扱、右の附載目録で見るかぎり、神楽・催馬楽註の書名は、駐雲鈔、暁雲鈔と書かれ、入綾、入文の題名はない。―因みに、「駐雲鈔」、「暁雲鈔」とは美妙の音曲集の鈔の謂である―ともかく、此の書名が「入あや」と改められる時期は天保十年以降ということになるわけである。前掲天理図書館蔵「神楽歌入文巻二」・「催馬楽入あや巻四」はいずれも「入あや」とあり、同様に天保十年以降の稿本となるであろう。それは、又、両入文の備考にて推定した年代とも一致するのである。

其処で、疑問となるのが、板本「巻の大むね」に誌す「天保五年九月廿一日」の記である。此日付もあながち故意、無稽なものとは思われぬので、強いて想像すれば、文政三年の旧稿二冊が、それを基礎として稿を改めようと企図した時期、あるいは冬照等に旧稿を浄書させ、資料の再吟味など改稿の準備を整え、一部を着手した頃などを指しているのかもしれない。ともかくも此序末の日付は板本両入あやの完成稿の日付ではなく、旧稿改訂にかかわる日付とも考えなくては首肯しがたい。

旧稿の改訂は其後どのように進捗したのか明らかではないが、天保九・十年とに近刻を広告するまでの間、四・五年の歳月が経っているのである。「鐘の響」に載る目録には記した如く、極めて具体的で、板本入文に近き内容を示唆しているので、此頃は事実上の完成期にあつたとみてよいこととなる。しかし、現在、その「暁雲鈔」なる書名の

稿本の存在を聞かない。板本近き稿本としては天理図書館本、両入文残巻をとどめるにすぎない。とすると、あるいは両本などが、目録の上では、暫定的に、かく呼称していたのかもしれない。あるいは又、此天保九・十年頃は「鐘の響」板行のため、頃日余念なく、繁忙の傍に、神楽歌・催馬楽の註の整備などの懸案が具体化し、「鐘の響」の刊行を俟って着手されたものとも考えられる。それ故に、以前からの呼称である「遏雲鈔」を以って不取敢予告したのではないかとも推測されるのである。いずれも臆測にすぎぬが、後者の場合の方が、其後の「入あや」に改題することなど併せ考慮に入れると、筋道は通るかと思われる。いずれにせよ、確認するに足る資料を得ぬので屋上屋を架する結果を惧れるが、天理図書館本両入文残巻二冊は、「鐘の響」刊行のあと間を隔てず、開板を予定した再稿本であり、此稿本より書名も「神楽歌入文」、「催馬楽入あや」と改められたものと見ておくことにする。

そして、本書二冊の両註は、天保五年頃、文政三年の旧稿改訂の意図の許に、冬照をして書写加註せしめた伝存本であろうかと推測するのである。

備考二

自筆稿本としては上記の諸本のほかに龍門文庫に「神楽譜注」（存巻上）一冊が所蔵されている。本書も昭和三十八年の秋頃に閲覧の機会を得た折のメモを残すのみにて確かなる記述とは云いがたいが、同文庫目録を参照しながら、次に附記することにする。

本文共紙表紙、竪二十七・五糎、横十九・五糎。字面高サ約二十・八糎。每半葉十一行。本文墨付五十丁。外題、「神楽譜上 下藁」と墨書する。

第一葉に同目録があり、板本「神楽譜目録」と殆んど同じであるが、小前張「閑野」が本書は「総角」の次に位置している。しかし本書は右目録中の前半、採物歌「韓神・或説」までの残巻であって、板本巻中の前半迄である。そ

の内容は同目録に「注解には相当出入がある。入文著作に際し、その最初に試みた稿本であろう。巻中、切継・張紙等を行って訂正の跡が多」と述べられているように、神楽歌入綾の草稿本である。当時のメモを参照するに一部抜萃部分ではあるが、前掲天理図書館蔵神楽歌〔注〕以後の稿本であることは明らかであり、又同館蔵神楽歌入文（存巻二）以前の稿本かと推測される。恐らく、前記神楽歌〔注〕を全面的に改稿せる時期―前述―の文字通り下葉かと思われるのである。其の意味では板本文に近く、天理図書館本文執筆目前の草稿と推測されるのである。いざれ精査の機会を得て確認したい。

印記、巻首に「椎本文庫」印を捺す。

又、桐生吉田家に「神楽歌催馬楽註」一部を所蔵されると聞く。披閱の折を得たい。

附記

国立公文書館蔵神楽歌入綾は、「摂津徴」巻七十五に所載するが、入綾の中から、○難波潟○階香取○井奈野と、津の国に因む三篇を抜抄した板本系本文、全八丁である。

古今和歌集〔註〕 二卷

自筆

天理図書館蔵

袋綴、二冊。黄色表紙、竪二十六・五糎、横十九糎。料紙、薄様。字面（古今和歌集本文）高サ約十六糎。上眉註高サ約八・五糎。每半葉五・六行（同本文）。本文墨付、上冊百三十七丁、下冊百四十四丁。

外題、表紙左肩に、「古今倭詞集 上」、「古今倭歌集 下」と墨書。内題、「古今和歌集卷第一（一二十）」と記している。

上冊第一葉、自序末に、

文化十四年九月七日

の日付を誌している。守部三十七歳、幸手移住後、八年を閲している。

その自序には、次の如くに誌している。

この古今集は。おのれかまだいとうひ学ひの比、ふるきゑりまきもて。なかはたらすうつしおきつるを。その後。序のみを書入して。又ひさしくすておきつるが。こたひものゝ中よりいてつれは。さすかにすてむもあたらしくて。おなしさまにかゝんとするに。はしめの手ぎはいとまたしくて。かたはなりければ。更にこゝろもすゝみかねて。こたひもなほうまれがちなれと、人に見すへきものにもあらねは。かくてやりすてんよりはとて。いとものうゝ。かきそへてもものしぬ。そもくこのしふのちうさく。世におほかれと。今は契沖の余材抄。真淵の打聴。宣長の遠鏡をもとゝして。まれには。古注ともをも。おのれか考へをもくはへつ。その中に。余材抄は。いたくうつしあやまれるにて。かうかへつゝはひきつれども。うちつけに考へ得ざるは。みなしはらく本のまゝにて記しおけり。よき本もて。正しあらためんかともおもへと。こははしめより。かくさまにしとけなくものしきつれは。かくてもありなん。たゝ後に此集のちうさくをせんをりもあらは。かうかへあはせにもとて。いとかいやりになん。

本書は右掲の自序にて明らかかなように、古今集註釈のための下稿として、古版本を薄様に上欄・行間を広く設けて書写し、その余白に諸註、自説を片仮名交り文にて一面に細書したものである。又、古今集本文にも、私撰集、私家集等を以つて朱筆にて集付けし、異同本文を校異している。自序に「人に見すへきものにもあらねは、かくてやりすてんよりはとて、いとものうゝ。かきそへてもものしぬ」と誌するのであるが、古今集二十卷、仮名序、墨滅歌―真名序ニハ註記ナシ―全般にわたり詳密に註文を精写している。まだ著稿としての体裁を整えるにはいたっていないが、此

期の著作としては記念すべき守部の基礎的研究成果の一端として注目されるのである。

主に所引し、参考する先註は自序に記す、古今余材抄・古今和歌集打聴・古今集遠鏡の三著であるが、自序に続き、守部の誌す「此集注釈」として、右三書のほかに、顯註密勘八卷・古今和歌集鈔六卷(常縁講・宗祇述)・古今和歌集深秘抄六卷(宗祇)・古今榮雅抄二十卷・古今抄延五記廿一卷・古今序註十卷(了誉上人)・古今集伝授一卷(了俊)・古今通二十卷(五井純禎)・古今集真名字解四卷(菊地春林)・古今和歌集鄙言六卷(尾崎雅嘉)・古今和歌集両序鄙言二卷(同上)等が列挙され、各著の特徴を寸記している。本書に所引するところは、上掲書中、古註ほか数点にとどまるが、いずれ古今集註釈を期して諸註を網羅せんとする壮年期の守部の博搜的態度が窺われるのである。しかし、守部の古今集の註釈は其後続稿を見ることなく、現在に残るところは本書が唯一の著稿である。

以下、参考までに、わずか一例を挙げると、古今集恋部五卷にわたり、

卷十一 以下七首未見知恋也内聞恋二首(巻頭歌469、475)、以下四首見恋也(476、479)、以下七十二首未逢以前尽心哥等也内十五首忍恋也但恋ル人ヒトリニ忍ノ恋也(480、551)、卷十二 以下六十四首未逢而尽心哥之類也内十五首忍恋也但世人ニ忍フ恋也(巻頭歌552、615)、卷十三 以下十一首不逢恋也類也内四首只不逢モ混レリ(巻頭歌616、626)、以下五首不逢名立恋也(627、631)、以下二首女ノ許ヲ訪哥也(632、633)、以下三首逢恋也(634、636)、以下七首別恋也(637、643)、以下五首後朝恋也(644、648)、以下逢後忍恋也二十首(649、666)、以下三首欲頭恋也(667、669)、以下三首頭恋也(670、672)、以下四首名立恋也(673、676)、卷十四 以下九首逢見後恋類也(巻頭歌677、685)、以下三首思恋(686、688)、以下七首待恋也(689、694)、以下三首逢不逢恋也(695、697)、以下五首切ニ恋ル心ヲ詠ル哥ノ類也(698、701)、以下三首里人ニ云サワカル、類也(702、704)、以下七首有異心恋ノ類也(705、711)、以下二首偽恋也(712、713)、以下三首心ヲ疑恋也(714、616)、以下三首欲忘恋ノ類也(717、719)、以下十首移ロヒ移ロハザル心ヲ述タル哥ノ類也(720、729)、以下六首立カヘリ恋ル哥也(730、

735)、以下五首絶後恋也(736~742)、以下四首形見ヲヨメル哥也(743~746)、卷十五 卷類歌747~750註記なし、以下三首厭恋也(751~753)、以下二首忘恋也(754~755)、以下二首□□也(756~757)、以下五首不来恋也(758~762)、以下六首疎恋ノ類也(763~768)、以下十二首久待恋也(769~780)、以下廿四首忘レ方ニナレル哥ノ類也(781~804)、以下二十四首絶而後恋ノ類也(805~828)

の如く、卷々の行間に圈を以って囲み朱筆註記して排列に見る類群を示している。恋部五卷の構造分析である。その分類は必ずしも充全ではなく、又、上記の先行諸註を参酌してのことであつたらうが、恋部の構造論に先ず着目して稿を構えているところなどはさすがに鋭く、以後の守部著作中に通じて辿られる一種の分析癖をかける初期の稿本中にも見出されるのである。

古今集そのものの註釈は未だ諸註の丹念な整理の段階にあり、まま散見される批判が「庭云」と庭麻呂の名を冠して書入れられているが、特に見るべきものはさして多からず、寧ろ守部の諸註の博搜とこの分析的な方法が註解全般にわたって顕著に印象づけられるのである。

印記、両卷第一葉に「椎本文庫」印が捺されている。

追記

猶龍門文庫蔵「古今集序註」一巻がある。同目録には橋守部自筆校正本と誌されている。縹色表紙、豎二十六・三糎、横十九・七糎。字面高サ約二十二糎。每半葉十二行。表紙左肩に「続群書類従四百五十二」の刷題簽があり、又中央に「親房卿古今集序註」と墨書した貼紙がある。原題簽は表紙見返しに添付され、「古今集序抄 准后親房公」と記されている。同見返しに、川瀬一馬博士が「続群書類従を編纂せる際の原本にして表帑に塙家所用の分類帑縹ありしを剥きしあとあり。後椎本文庫に帰す。この本江戸中期の書写なり」と誌されている。又、同博士の龍門文庫目録

に「北畠親房の注で、序のみ存し、守部が応永三十二年竺源惠梵の奥書ある一本を以て朱筆で校正を加へてある。」と述べられている。曾て所見の折のメモに、「本文中にまゝ朱筆校合あるも守部筆にはあらず」とあり、本書に見る朱墨の奥書も守部筆にはあらざる由を書きとどめている。就中、本云 応永卅二年……竺源叟六十五、又続く、私云……一校了、等の朱筆奥書も守部筆とは異るとあるので、本書は守部自筆校合本ではなくその手沢本中の一本ではなかつたかと推測されるのである。ともかく校訂者は別筆であつたかと記憶されるが、守部の参照資料のひとつであつたのであろうか。いずれ精査の機会を俟つことにする。

印記、巻首に「権本文庫」朱印を捺す。

土佐日記舟の直路 二卷

天保十三年序刊

大阪府立図書館蔵

袋綴、二冊。淡香色布目地に上辺に金切箔を散した、下辺茶褐色刷毛引表紙、縦二十三・一糎、横十六・一糎。料紙、楮紙。匡郭、四周单边、縦十七・七糎、横十二・五糎。每半葉九行（本文）。版心下方に丁附、上卷「一（一廿九）」内、序三丁、凡例四丁、下卷「三十（一五十七）」、跋文二丁、但し丁附刻記なし。

題簽、鶉色郭付短冊（表紙左肩）に「土佐日記舟の直路 上（下）」内題同上。但し、角書を一行に記す。題下に「橘守部 艸」の署名がある。

上冊見返しは、一面に匡郭を設け界線にて三分し、各行に、

池室橘先生著／土佐日記舟の直路 二冊／月下庵蔵梓

の刻記がある。

序末に、

天保とまをすとしの。十とせまり三とせ。む月のつきたちの日。春のさかえに筆をとりて。
戯れにしるす。

橘守部

と日付を記している。

下巻末、跋文の後に、

朝臣か此日記かゝれたる年より九百八年にあたりて年の号を天保とゝなふる十とせまり三とせのとし
あそみか京入せられたるおなし月のおなし日加賀の御国金沢の大城につかふる
石黒千尋しるす
と、更に附記している。

下巻後表紙見返しには、

京都三条通舛屋町

出雲寺文治郎

大阪心齋橋南二丁目

敦賀屋九兵衛

江戸日本橋通壹丁目

須原屋茂兵衛

同本石町十軒店

英 大 助

同中橋広小路

西宮弥兵衛

同芝神明町

岡田屋嘉七

と、六書肆を並記している。

全集第七所収本は、同解題に「原板本 二巻」とあり、「此の書巻頭に、天保十三年正月元日の自序がある。開板
年月は、板本の奥附がない為不明であるが、万葉集緊要と相前後して、守部在世中に出版せられたものと思はれる」
と誌している如く、刊年は厳密には極めがたい。活字本は全集のほか、国文学註釈叢書一に所収されている。

明治重印本は、次の二本を寓目した。

斯道文庫蔵。上下二冊。縹色布目表紙、竪二十二・五糎、横十五・二糎。稍天地が短くなっているが、同板後印である。

但し、見返しの刻記、第三行「月下庵蔵梓」を削り、「椎本蔵梓」と入木している。又、跋文二丁にも本文丁附につづけ、「五十八」、「五十九」と新たに丁数が附されている。

下巻末には、明治二十八年の「東京椎本吟社出版書目」四枚を附載する。

大阪府立図書館蔵。上下二冊。縹色布目表紙、竪二十三糎、横一五・五糎。前書と同じく、見返しに「椎本蔵梓」

とある同板本。但し、奥付に「皇典歌文書 椎本吟社」と見え、発行書肆として「吉川半七／大倉孫兵衛／浅倉屋久兵衛」を並記している。附載する発行書目書価の中に「明治三十一年以前ノ定価ハ取消候也」と見えるから、同年以後

の発行である。

備考

「土佐日記舟の直路」は伊勢物語箋のあとをうけ、同書に於て試みられた添註様式—本文中に俗言を挿註して文義を通解する—を転用簡明化し、加えて文章撰格に見る章句の骨法—古格の簽を併用した註釈書として巷間にもてはやされたのであったが、その自筆稿本又転写本は甚だ尠い。板本の原本は現在所在は知られず、僅かに、その前稿本と目される二書が散点するにすぎない。龍門文庫蔵自筆稿本「土佐日記解」二卷二冊と吉田家蔵「土佐日記解」二卷二冊である。後者は未見であるが自筆稿本の由である。

龍門文庫蔵「土佐日記解」二卷は昭和三十八年秋頃、同文庫御所蔵の橘守部著作十余点を一覽した折のメモをとどめるにすぎないのであるが、同文庫目録とを併せて、その概要をしるすことにする。

袋綴、二冊。淡褐色渋引表紙、竪二十八・三纏、横十九纏。下巻改装表紙。墨付、上巻五十七丁、下巻六十二丁。同目録に「上巻の首部に一葉、同じく下巻に八葉、木版刷の部分が見え、これにも改稿の筆を多く加へてゐるから、本書は一旦『土佐日記鱮』なる書名の下に二巻の注解として刊行する意図を有したものである事が判る」と述べられている。その前文の木版刷の部分は匡郭単辺(二〇・九×十五・六)、毎半葉十一行。内題(上下巻本文卷首)には「土佐日記鱮上」と記されているが、下巻では「土佐日記解下草稿」と改められている。上巻外題は「土佐日記鱮草稿上」と表紙に墨書し、下巻は改装表紙に自筆の原題簽が添付され、「土佐日記解草稿下」と題して、内題同様である。所引した同目録に「一旦『土佐日記鱮』なる書名の下に二巻の注解として刊行する意図」があつたと誌されているのは、此両書名を持つ稿本に、後補の著しい改訂が加えられているところから、加筆以前の稿本、上巻書名に拠つて、かく推定されたのであらう。それが、「土佐日記鱮」か「土佐日記解」かの孰れかの書名にて刊行を意図した土佐日記註積書の第一次成稿であつたと思われる。

此第一次稿の補訂後、その巻首に附載したのが、本書の「提要」であらう。「提要」の大題には「土佐日記鱮」と記し、「鱮」を見消ちして「輻註」と改題している。従つて、この改修稿の書名は、最終的には「土佐日記輻註」に落着いたのであらう。

その「提要」末項には、「此輻註」は季吟の抄本文を採用した、しかし此一本のみでは憑みがたく思われて、「はやく為家卿自筆本、妙寿院本、古写本二本、寛永廿年印本、附註本、扶桑拾葉本、羣書類従本、首書本、宇万伎注本」などを見合せ、悉く異同を誌したが、余りにも煩瑣であり、且つ文頭に簽符をも施したので、今度は本文に誤りが無いかぎりは抄本文に従つたと断り書きしている。此校合本は「鱮」或は「解」の本文か、手許のメモでは確認しえないが、本書の如き加筆本以前の校合本文であつたと推測される。

本書は、「提要」に云う「輻註」にと改編を意図し、前稿の校合本文の煩細を除き、簡素に抄本文を立てて、あらたに章句の古格を附簽して、面目を刷新しようと試みたのであろう。その草稿本と思われる。

吉田家蔵「土佐日記解」^{註一}（自筆本）二巻は、その序に「文政九とせ二月の十日はかりにかきへて、すなはちしるす、橘守部」の記があると云われる。「鱧」又は「解」の稿は此序の日付によれば、文政九年二月頃には成ったのであろう。文政九年七月刊「讚大江戸歌並短歌」一帖の末尾に載せる守部著述中に「土佐日記鱧 嗣出」と見えてゐる。其後、龍門文庫本「土佐日記解」二巻は、印行を意図して繕写された前稿「鱧」又は「解」を基に加筆訂正されて「輻註」二巻へと改稿された草稿であつたのであろう。

此「輻註」改稿は年次を明らかにしないが、高井浩氏は吉田秋主宛守部書翰を繙閲され、天保三年、「年末いっばいをかけて土佐日記輻註を書き上げ」^{註二}（天保四年正月書翰）たとされている。

「土佐日記輻註」二巻は前記龍門文庫本―草稿―の伝存のほかに、僅か吉田家に秋主書写の冒頭一葉を聞くのみである。徳田進氏が論考中^{註三}に所引される同箇処を龍門文庫本に比較すると、「輻註」草稿としても、その間猶相当の逕庭がある。此「輻註」が其後定稿にと新たに完成したか否かは、伝存本の明らかでない現在未だ決めかねることであるが、「鱧」又は「解」が、「輻註」として改稿されたのは天保三年頃の事であつたらう。あるいは天保三年歳暮の件は龍門文庫本―改稿時の事ではなかつたらうかと臆測されるのである。

其後、八・九年を経て「輻註」草稿の後―面目を新たに―して改編されたのが、「土佐日記舟の直路」二巻となるのであろう。

前稿の煩細を更に避け、行文中に俚言を挿註する方式を採用し、文中の校合、文頭の附簽を一切を刪省して、平易簡便な註釈書たらしむべく意図したのが上梓の運びとなつた「舟の直路」二巻であらう。先蹤「伊勢物語箋」の好評

を考慮しての改稿と推測されるのである。

吉田秋主宛書翰によると、^{註四}天保十二年十二月十四日付書翰には、

三代集賢要土佐日記輻注求むる人出候土佐日記輻注も作りたく候

と見え、徳田進^{註五}氏は「輻注と名づけたものはこれ以後作ったことが分かる」と述べられ、且つ翌十三年正月の書翰に、

土佐日記もおかしくでき申候近々上申可候何を申すも繁多に成り何れも早卒に物し候間思半分にも不申成候

と見える所から其完成を断定されている。前記した高井浩氏の成立時期「天保三年歳暮」と甚だしく相違するのである。書翰を直接披閲しえないので如何ともいいがたいが、上記の文面からは、「輻注」を需める人々があつて、あらため「輻注」を作り直す意向を述べているとも受けとられる。

一方、「土佐日記舟の直路」は、その序に「天保十三年正月」の日付があり、同書凡例には、

この書は、たゞうひ学びの輩に、文義をさとすまでの釈にぞある、もし此うへに、頭書などをくはへば、物の解も、今すこし行とゞくべけれども、そは別に輻注といふもあれば、皆それにゆづりて云々

と、「輻注」と「舟の直路」とは全くの別著として記している。挿註様式の簡便な「舟の直路」と、頭書・簽符・校合を施した「輻注」とが自ら相違する著述となるのは理解されるが、同時期にかく両書が併行して、且つ一方が上梓され、一方が現在完成稿をとどめぬというのは、なかなか理解しがたい。

臆測するに、天保十三年正月書翰に「土佐日記おかしくでき申候」というのは、「輻注」の完成稿を指すのではなく、あるいは龍門文庫本の如き二巻の加筆本が、その一部を吉田秋主が書写する一葉の如きに改められるという事実があつたかもしれぬが、「輻注」の改稿は一時中断され、此頃すでに「舟の直路」への再編に変更され、着手後頃日を経ずして完成の運びとなつたのを告げた書翰ではなからうか。石黒千尋が同跋文を「あそみか京入せられたるおな

し月のおなし日（二月十六日）」に誌るすと記しているのも、あながちの虚構ではあるまいと思われるのである。天保十三年正月に「舟の直路」が完成し、翌月跋文が門人の手により成り、ついで刊行の運びとなった、と臆測するのである。

夙に天保三年歳暮「輻注」と改題後、同十二・三年にかけて再び「舟の直路」と共に一部整叙しなおすことはあつたかもしれないが、その全般にわたることなしに後に残されたのではなからうか。其後「輻注」の完成稿が新たに成つたか否か、現存本を見ぬ現在いまだ決めかねるのである。併せ臆測を記して、今後の調査を俟つことにする。

註一 高井浩「桐生吉田家所伝史料による橘守部伝の補正―幸手時代まで―」、群馬文化第二五号所収、昭和三十四年。

註二 高井浩「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究（一）（六）」、群馬大学紀要人文科学篇十三〜十八、昭和三十八〜四十三年。

註三・四・五 徳田進「橘守部と日本文学―新資料とその美論」第二章、昭和五十年。

土佐日記正文 二卷

明治十八年刊

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。浅縹色布目空押表紙、縦二十二・四糎、横十五・一糎。見返し、緋色紙。料紙、楮紙。匡郭、四周単辺、堅十八・二糎、横十二・一糎。每半葉八行。丁数、序四丁、本文（丁附す）、上卷「一（一）〜十六」、下卷「一（一）〜廿二」、跋文二丁。

題簽、子持梓付き短冊に「土佐日記正文 故人橘守部先生訂正 橘道守 校井義令 同校 全」と記す。内題同上、但し、「全」字なく上下の二巻とする。

扉には子持梓付匡郭内に「土佐日記正文／海城老漁」と題字を印し、同裏にも同じ匡郭の中に、

風流空一世詞／藻垂千古

徵古堂書舖携新刻土佐日記來／請題字書之以与焉　／東海泰題（印）

と、東海泰題書を刻している。

序は橘道守と桜井義令とが誌している。後者には「土佐日記正文序」と冠し、その序末には、

時は明治十余り七とせの、言の葉月のもちのよ、まとにさしいる月のひかりをともし火にかりて、くもりかちな
る事かいつく、

桜井義令

と序文日付がある。

又、両跋文あり、それぞれは、

余聞有橘翁土佐日記正文久矣今遊峽中将去徵古堂主人携此本来索書一言束装匆々之間不遑披閱然余嘗譏翁之才学
則想応無謂也故不看而書

明治十七年六月二十七日於甲府鄰泉樓北窓之下

星焯居士（印）

此の日記の正文を老のなくさみにもかなと帰省のをりくにもて来てみせぬ一わたり読みにいとよく正された
る書なりいまきく徵古堂主人梓にのほして広くこれをおほやけにせんとすうれしくよろこはしきことにこそ

桜井義令

と誌す。

奥付は、

明治十七年十一月十日板権免許

同 十八年二月二日 出版

校正人

橋守部相統人
東京府士族

橋道守

本所松倉町二丁目七十一番地

同

山梨県平民

桜井義令

北巨摩郡駒城村九十一番地

出版人 同県平民

東浦栄次郎

西山梨県甲府柳町百九十一番地

発兌書林として、

山中市兵衛・北畠茂兵衛・吉川半七・金港堂・中外堂・石川治兵衛・金花堂（以上東京）、柳原喜兵衛（大阪）、

長嶋為一郎（埼玉）、片野東四郎（名古屋）、広瀬市蔵（静岡）、徴古堂（甲府）

を並記している。

本書ははじめ道守・義令の両序によると、「土佐日記舟の直路」から守部校訂本文をのみ抜き出し、山梨県女子師範学校の教材に当てたものである。義令序の末尾一文を挙げると、

此度かの大人かときなほされし、舟の直路によりて、本文のみかきぬき、彼のおほしき狭霧をはらひ、伊穂理をかき分けて、舟の直路の直中を云々……教たりしを、鳥か鳴東浦のあるし、打みていへらく、此はよくも正されたる書かな、いかてうつしまきにて、ひとりもたらんよりは、早く花くはし桜木の板にゑらせて、遠近そのいろ香にあかしめむと、はかりこつを云々

と誌し、桜井義令が土佐日記講義に用いた「舟の直路」本文を東浦栄次郎の許にて上掲序跋を添えて出版する運びとなった経緯を書いている。いわば現代の教科書版である。守部の土佐日記校訂本文の刊行という意味で此処に併せ附記することにした。

伊勢物語箋 二卷

筆者未詳

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。薄茶色刷毛引麻葉文空押表紙、竪二十七・三糎、横十九糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十七・八糎。眉欄註高サ約七糎。每半葉十行。本文墨付、上卷六十六丁(内提要六丁、凡例二丁)、下卷八十二丁。

題簽、重郭付短冊(表紙左肩)に、「伊勢物語箋 上(下)」と墨書す。内題、同上。但し、その許に「草稿」と記す。

凡例末に、

文政元年三月朔日

橘庭麻呂

と日付、署名がある。

又、下卷末余白に、

漢鄭玄毛詩箋說文云表識書也、廣雅云箋云也又書也篇海云古者紀其事以竹編次為之
と「箋」の義解を附記している。

本書は料紙に薄様を用い、筆跡も守部壮年時に近似するので、全集底本の影写本かと思われるが、自筆原本未見の現存、断定しがたい。

上下卷百二十六段、伊勢物語本文を引き、本文中に俚言挿註を圈中に囲み、朱墨の校異(後記)と箋註本文に朱引して、眉欄に註文を誌す、典型的な箋註形式である。題下に「草稿」とあるが、既に開板を意図するかとも思われる充分な成稿である。

但し、次の一・二点、全集と相違する。

即ち、本書は上巻を四十七段とするのに対し、全集は四十八段である。しかし、これは全集の四十一段・四十二段を併せて四十一段としたものにすぎず、次段の註記を忘佚したものである。従って、下巻は、本書は四十八段からは

じまり、全集は四十九段からとなっている。しかし、これも、本書は五十五段の次を五十七段と改めているので、全巻百二十六段となり全集と一致するのである。此各段の記入の誤りと極く僅かな朱筆の訂正を除けば、本書は定稿繕写本からの写しであろう。もつとも全集編纂時に「橘庭麻呂」の署名を内題下に於ては「橘守部撰」として体裁上補入しているように段次第も訂正されているのであろう。

又、下巻六十段の箋中、「しそこの官人」の註に、別記朱註して、

続日本紀曰橘者菓子之長上人所好延喜式一卷に酒一斗二升橘子百八十顆とあり職員令大膳職の所に肴菓といひ北山抄四に於蔵人所令給酒菓子

と見える。此朱註が全集中には未載である。原註か筆写者の註か審らかにしない。自筆本披見の機会を得て共に確認したい。現在の処、その影写本と推測しておくことにする。

全集第七卷所収の底本は本書の原本であろう。日本大学文学部図書館に所蔵されると仄聞する自筆稿本が、その原本であろうかと思われる。

備考

本書凡例末に、「文政元年三月朔日 橘庭麻呂」と署名が見え、箋註本文の中にも、「庭磨按に」の記などが散見するので、本書は守部が幸手に在って、いまだ庭麻呂と称していた時代の著作である。守部三十八歳、現存する著述の中では最も初期のものである。

同じく凡例のはじめに、

此書は、一とせ、江戸にもものしける時、五月雨にふりこめられて、つれぐなるあまり、ふたり三人うちよりて、伊勢物語の、会読めきたるわさせし事ありしが、

と記している。文化末年の初夏の頃、知己との伊勢物語会談がその執筆の機縁となったのであろう。その知己は誰と知るべくもないが、本書の成立には清水浜臣との親交、就中、彼の伊勢物語添註の方法を継承するところが尠くなかったであろう。旧註以来の箋註形式を踏襲しながらも、本文中に俚言を挿註して文意を簡明ならしむる工夫着想は浜臣の添註にはじまるとみてよいであろう。この様式を完全に活用し精密化したのが伊勢物語箋である。既に橋純一氏が「小伝」(全集首巻)に説くところであれば贅言をさけるが、後年、土佐日記舟の直路をはじめ、越路の家苞、そのほかの著作中にも屢々転用されて、後の守部の註文方法の一様式ともなるのである。

前文に続いて、

その時そこにありあへる、傍註の本を用ひて、人々ともにも、朱雀院塗籠本、真字本、知頭抄本、古き素本一二本を以て校合せしを、そのまゝ此たひ用ひて、注をほどこせり、されど今その異同を、ことごとく記さんもわづらはしければ、おのれが心によしとおほゆる方を本文にとり用ひて、その詞にしるしをつけて、その傍に、塗本はマ、真本は真、知本は知、素本はイと記す、

と、伊勢物語の本文校訂につき記している。略号を用いた守部の校合は全段にわたるが、記している如く、守部の取捨撰択を経た校訂本文となっている。従つて底本とした「傍註の本も」かく改められて明らかにしがたい。流布印本であろうか。後記する龍門文庫蔵「伊勢物語つゝる筒」―伊勢物語箋草稿―本文にも既に校訂のあと著しく、本文の整定が試みられている。やや任意的な校訂態度ながら、其処には校合箇処を明示するなど、それなりに守部の進歩的な対処が見られるのである。

猶右記の墨筆校訂のほかに、朱筆校合の跡が顕著に散見され、朱傍線を施し、「白」の略号を記して異同を朱書している。この「白」と略記する校本は凡例中にも挙げられず、又審らかにしがたい。あるいは、此朱筆校合は、さき

の墨筆校合を経て後、異同多き本文を以て、後々加筆された校異の跡であろうか、其故に凡例中にも揭示されなかつたのであろうか、とも推測されるのである。とすれば、本書も未だ草稿の途次にあり、猶細緻な箋註へと発展する可能性を残していたのであろう。

文政元年三月朔日の日付は本書の如き定稿近き稿本の成立の日付か、龍門文庫本（上巻欠巻）の草稿時のことであるかは既に判明しがたい。が、守部著述一般の書き方からすれば、起筆草稿時が多くそれを指している。

追記 龍門文庫蔵伊勢物語つゝゝる筒下

袋綴、一冊。黄色原表紙、堅二十八・三糎、横十九・六糎。字面高サ約十六糎。每半葉十行。本文墨付五十七葉。外題、「伊勢物語つゝゝ井筒草案下」（自筆）、内題、「伊勢物語つゝゝる筒下」と記している。

本書は「伊勢物語箋」の下巻に相当する草稿本である。箋の下巻は第四十九段より第二百二十六段と記入されているが、本書は第五十二段より第三百十段とする。しかし、前述の斯道文庫本と比較するに、此下巻章段は一部次序を異にする処はあるが、章段数のみの相違にすぎず殆んど同じくしている。箋註様式もほぼ同様にして、眉欄に註文、本行中に俚言の挿註を加えているが、未だ草稿過程の跡をとどめ、本文行間には朱墨の本文校訂、又挿註の改補増訂のあとが著しく、補訂に従えば前書に次第に近似する前稿本である。又、見返しに添附する押紙には「右近のうまばのひをりの日」に関する考説が記されている。

印記、巻首に「椎本文庫」印を捺す。

本書も往年閲覧の折に誌したメモと、同文庫目録によって記したものにすぎず、後日、精査の機会を俟つことにしたい。

伊勢物語箋 二卷

筆者未詳

天理図書館蔵

袋綴、二冊。縹色布目表紙、豎二十三・四纏、横十七・二纏。料紙、楮紙。字面高サ約十六・四纏（本文）。每半葉十行。本文墨付、両卷丁付するも共に誤記あり、実数は上卷四十四丁（内、提要・凡例五丁）、下卷五十六丁。

題簽、淡茶色短冊（表紙左肩）に「伊勢物語箋 完」と墨書する。内題、同上。但し、その許に「草稿」と記す。凡例末に、

文政元年三月朔日

橘守部

と誌す。本書は前掲斯道文庫本、又以下諸本と異り、署名「橘庭麻呂」を「橘守部」と改めている。改名後の転写者による故意の訂正であろう。

本書は前掲斯道文庫本と同系の転写本であり、本文・校異・章段等すべて同じくするが、次の諸点を省略又は改変している。

即ち、掲出諸本すべてに見える眉欄註文を―提要部分の註記を除き―すべて削除している。当然の事ながら、箋註本文に施す傍簽もなく、既に本来の箋註形式は失われている。又、俚言挿註部分が他本はすべて平仮名交り文であるのが片仮名交りの表記に改められ、傍訓等も省筆されるところが多見される。筆跡は守部書風に類似するので自筆本系統からの転写本であろうか、右の削簡・変更に就いては推しはかるべくもないが、いずれ後補すべく其儘におかれた転写一本であろう。

伊勢物語箋 二卷

筆者未詳

無窮会神習文庫蔵

袋綴、二冊。縹色表紙、豎二十八・九糎、横二十・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・六糎。每半葉十一行。本文墨付、上卷六十三丁（内、提要・凡例十丁）、下卷七十四丁。押紙上卷に三葉あり。

題簽、羅紋短冊（表紙中央）に、「伊勢物語箋 上（下）」と墨書する。内題、「伊勢物語 上（下）草稿」（兩冊）と「箋」字を欠く。尾題、「伊勢物語終」。

凡例末に、

文政元年三月 橘庭麻呂

と日付、署名する。但し、前記斯道文庫本の如く卷末に「箋」義註の附記は無し。

尾題に続く次葉（七十五丁）に、

以上伊勢物語箋註二卷橘守部之著述也

明治八年四月於病床上再読之畢

井上頼圀（花押）

と誌している。同文庫目録に「井上頼圀校」とあるのは右の識語によるのであろう。わずかながら、眉欄に「頼圀云守部ノ説非ナリ新考梓弓マタ内遠ノ説ヲ見テ知ベシ」（三オ）、「庭麿ハ守部ガ若年ノ名ナリ」（十ウ）等の書入れのほかに、誤写を同欄に訂す処が散見される。押紙三帙は別筆のようである。

本書の筆写者は審らかにしない。全集併びに斯道文庫本とは次の諸点に於て相違するが龍門文庫本の如き草稿本ではなく、既に上記二本と殆んど同じくする。

先ず、下卷末段は全集・斯道文庫本百二十六段とあるが、本書は百二十七段とする―上卷四十八段にて終り、それを受け下卷は四十九段を冒頭の章段とするのは全集と同じ―。しかし、それは下卷五十七段と記すべき処を五十八段

と誤記した結果生じた相違にすぎず、前記両書と実は異るところがない。

次に、本書は伊勢物語所引本文を欠落している処がある。即ち十段、みよしのゝたのむの雁歌の前後である。又、眉欄箋註に於てはままた註文が両書に較べ遺漏するところが散見される。それらは単に本書の転写上の誤写・誤脱かとも考えられるが、全集・斯道文庫本とも明らかに一部少異が認められる。

殊に留意されるのは、全集・斯道文庫本の朱墨の本文校訂・校合の中で、朱筆校訂―本文傍記中、「白」と略号する校異―がすべて省略されている。これも転写の際の省筆とも考えられぬことはないが―次述の岩瀬文庫本・国会図書館本も同様である―前述（斯道文庫本備考）した如く、此朱筆の「白」略号校異は、「提要」、「凡例」等整備以後に増補加筆された校合本文とも推測されるところから、或は此朱校以前の稿本が偶々転写され流出したのではないかとも臆測されるのである。上記の一部少異なども―誤写・誤脱は除き―守部の最終加筆本以前の転写結果ではなからうかと、想像されるのである。その点、本書と近似する岩瀬文庫本・国会図書館本の存在なども、本書同様の転写経過を持った伝本ではなからうかと思われるのである。いずれにせよ、全集・斯道文庫本とは上記の異同をのぞけば、殆んど同じくする転写一本である。

猶、本書には下卷（八十三段、全集八十二段）三十七丁と三十八丁とを綴違えている。押紙に「此一丁次の丁迄前後に相成居候」と誌している。

印記、両卷卷首に、「井上頼圀蔵」、「井上氏」の両朱印を捺している。

伊勢物語箋 二卷

筆者未詳

西尾市立図書館岩瀬文庫蔵

袋綴、二冊。縹色布目表紙、豎二十七糎、横十九・七糎。料紙、楮紙。字面高サ十七・六糎。每半葉十一行。本文

墨付六十三丁（内、提要・凡例十丁）、下卷七十四丁。押紙下巻に二葉あり。

題簽、黄茶色短冊（表紙左肩）、「伊勢物語箋 上（下）」と墨書。内題同上、その許に「草稿」（兩冊）と記す。尾題、「伊勢物語終」。

凡例末に、

文政元年三月

橘庭麻呂

と日付、署名する。

本書は前記無窮会神習文庫蔵本と上下巻共に丁数・行数・字詰までを全く同じくし、字体をも酷似する。同一本からの転写本であろう。両本の拠った自筆本が未詳のため、相互の関係は審らかにしがたい。又当然の事ながら、前者同様に全集本・斯道文庫本と異同を共有している。但し、前者の井上頼因書入れは本書にはなく、両書に附する押紙はそれぞれ相違している。本書下巻の両押紙は、五十段・七十九段（全集七十八段）の両段にあり、註文「鳥の子」、「禪師の親王」に春湊浪話を引き後補したものである。本書筆写者の書入れであろう。

又、前者下巻の綴誤りは本書では正され、両本は相互に見える転写上の誤りを相補うものである。

伊勢物語箋 二卷

筆者未詳

国立国会図書館蔵

袋綴、上下合一冊。薄茶色刷毛引表紙、竪二十六・八糎、横十九・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・八糎。肩欄註高サ約七糎。本文墨付、上卷六十六丁（内、提要六丁、凡例二丁）、下卷八十二丁。

題簽、花卉文様短冊（表紙左肩）、「伊勢物語箋 上（下）」と墨書する。内題、同上。その下に「草稿」と記す。

凡例末に、

文政元年三月朔日

橋庭麻呂

と日付、署名がある。但し、斯道文庫本下巻末に附記する「箋」義註を欠く。

本書は、丁数・行数・字詰・字面等殆ど皆斯道文庫本と同じくするので、本書の依拠本は同一原本かと推定されるが、前記無窮会神習本と同様に、全集底本、斯道文庫本に施されている朱筆の「白」と略記する校異をすべて欠いている。無窮会本にて述べた如く、あるいは、朱筆校合以前の稿本に拠るものかと思われる。しかし、本書は斯道文庫本と書写形態を殆んど同じくするところから、無窮会本に較べ、更に原本とは緊密な関係をもつ転写本であるかと推測される。

湖月鈔別記 二卷

自筆

天理図書館蔵

袋綴、二冊。萌黄色布目表紙、竪二十四・二纏、横十七纏。料紙、楮紙。四周单边（墨記）、竪二十三・一纏、横十四纏。眉欄高サ三・五纏。每半葉十二行。本文墨付、卷一、六十七丁（内）、序二丁、目錄三丁、卷二、五十五丁（内）、目錄三丁）。

外題、表紙左肩に「湖月抄別記卷一（二） 桐壺（箒木）」と墨書す。内題、「湖月鈔別記 即時下稿 卷一（二） 桐壺卷（箒木ノ巻）」と記す。眉欄書入れ多く、朱墨両筆である。

序末に、

天保五とせ十二月

と日付を誌している。

本書は全集卷八所収本の底本と思われるが、次述する二点を相違する。

本書の目録は湖月抄から所引する註項目の本文を略記していて、全集目録の如く註本文をすべて掲出したものではない。且つ、上巻百六の註項目中、十一項目、下巻百十六項目中、一項目を書き落している。

又、本書には、序・釈文中にも朱墨両筆の訂正書入れが処々散見される。但し全集はすべてこれを本行としてい

る。
主たる異同は右の二点にとどまるが、後者は全集所収の際、自筆補訂に従ったものとするれば、それは当然の処置であり、従って前者の目録のみが相違するところとなる。

そのほかは、釈文の表記にいたるまで全く同本文である。猶両本の特徴的な同一点を挙げれば、本書上欄に細記されてある朱墨の書入れは、全集に於ては「頭註」と註記しすべて文末に補記するところであり、又、下巻十一丁裏に「〇おほとき五丁右八行」の釈文箇処が後補すべく八行分を余白として残しているが、全集も其儘に「此釈原本脱漏」と註記するなど細部に及ぶまで同じくしている。

本書の清書改訂本が存したとすれば、必ず右の余白部分の釈文は補われていたことであろう。

現存する自筆本では本書が終稿であるところを考えると、やはり本書が全集底本であったと推定せざるを得ないのである。目録の改編は全集校訂の際、自筆本の誤脱等を考慮して、本論中の註釈項目を網羅し、その所引本文を整理掲出して、完全を期したものであったと、推測されるのである。

猶、序末の改訂箇処の一例をあげると、

た、湖月抄のみの見あはせには、事たらし、かしまことは此ものかたりなとはしかわつらはしく何くれと見合せすして一ともの書して事かやすくあ
の撰ひをいそく比なりければ、引まほしき事とも、え引出す、はかりのものたにしろすへきいとなくて引まほしき事をもえ引出すたうちよむ
もふふしともを、一わたりしるしおくのみにそありける、もし十にひとつ、以上朱筆訂正
か、御局の、みか

たしろのみたまに、かなはんかうかへもあらは、おのれかためにも、よろこはしきわさなれは□みかたをかけまつり、其みまへにて、よみつゝしるしつ、

天保五とせ十二月

と、傍記の如くに改めるなど、その顕著な例である。全集は当然の事ながら補訂に拠るものである。

猶、本書には、数ヶ処にすぎぬが、「冬云河海にはしうのうもしくに作る」(巻二、四丁表)、「冬云河海抄の文にてはほうけつきてとでもしありよろししかならされはいかゝ」(巻二、四十裏)などの書入れが見出される。冬は冬照のことであろうから、本書の執筆には、時に冬照の参加と意見の斟酌のことなどもあつたのであろう。

印記、両冊巻初に「椎本文庫」印を捺し、又、帙見返しに「矢野蔵書」朱印が捺されている。

備考

本書の序に「湖月抄別注とは、名つけたれと、まことは源注拾遺、玉小櫛の別注のときなり」と断っている。本書は湖月抄本文を借りての源氏物語註であるが、序の如く、寧ろ、契沖・宣長の新註に拠って、更に両書の遺漏と誤謬を補正せんと試みた草案本というべきものであろう。同序によれば、本書執筆を遡る「はたとせあまり」以前に、湖月抄を読むについて、契沖、宣長の註釈を唯「書くはへたる」ことがあつたが、其誤りを糾すことなく歳月を過したと誌している。幸手時代はじめの頃のことであろう。ことし「天保五年」いかなるとしにかあらん、むかし名高かりつる人のうつしおけりし、日本紀の御局のかたを、人の得させしより、みやこもひなもいひあはせたらんさまに、此ものがたりのふし／＼を、とひおこすそしは(朱)せぬ(朱)ことなどがあり、再読するのついでに、「かの注とも」を見るに、「いまた尽す、猶いかにそおほゆる事のなきにしもあらされは、かの人々の答への下書にもとて」、かく筆をとりそめたものであるというのである。従つて、此書は清書の後も、「なほかの二のちうさくすてににして、事つきたるは皆省けれ

は、たゞ湖月抄のみの見あはせには、事たらし^{かし}と述べ、本書は未だ註釈書としては不備なるままであり、後日の機会を期しているのである。しかし、其後、源氏の註釈は書き改められることもなく、僅かに此桐壺帚木の二巻を残すのみである。本書は極めて詳細な註であるが、その点、未だ編著としての体裁を整えるにはいたっていない。

本書の註は目録に見るが如く、文義・文法・文脈を主とするものであり、文義は特に語源の遡及に意をそそいでいるが、時に、音の転化を恣意的に説く、音義説一般の弊はまぬがれぬ処が散見される。寧ろ本書の面目は、全集解題に橘純一氏が述べているように「此の註の特色は複雑な文の構造を、解剖的に解釈した点に存する。」のであろう。

本書の前稿、下書き草稿に、下述する天理図書館蔵「湖月鈔別記残稿」がある。同書には執筆の日付を欠くが、本書と同時期、天保五年十二月の頃のことであつたらうと思われる。

湖月鈔別記 二卷

筆者未詳

大東急記念文庫蔵

袋綴、二冊。淡茶色刷毛目表紙、竪二十三・七糎、横十六・三糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十九糎。釈文一字下げ。每半葉十二行。本文墨付、卷一、六十七丁（内序二丁、目録三丁）、卷二、五十四丁（内目録三丁）。

題簽、黄蘗色短冊（表紙左肩）に、「湖月鈔別記卷一（二） 桐壺（帚木）」と墨書する。内題、「湖月鈔別記 即時下稿 卷一（卷二） 桐壺卷（帚木ノ卷）」と記す。

序末に、

天保五とせ十二月

と誌している。

本書は大東急記念文庫目録に橘守部自筆稿本と記しているが、実は、料紙に薄様を用いて丹念に透写した転写本で

ある。その原本は前記天理図書館蔵自筆稿本である。原本は紙面に匡郭を設け、眉欄枠内に頭註しているが、本書は無界であるの相違を見るにすぎず、丁数・行数・字詰・草躰を同じくし、手跡も酷似せしめている。守部身辺の、冬照・浜子・東世子等、いずれかの者になる影写副本であろうか。特に浜子影写諸本とよく類似する。

巻二の冊子墨付が一葉異なるが、それは自筆稿本が五十五丁表三行にて終るが、本書は此三行を前葉に押込め書写しているためである。従って、本書五十四丁裏は原本の当該箇所十行を十三行に書写している。そのほかは、上欄書入れを一ケ処―巻二、第四丁表書入れ、冬云河海抄云々―書落すほか、行間補訂や、簡略な見消ちを訂正に従い、朱筆書入れを墨書するなどの些少な変更以外、原本のままに入念に書写し、よく原形を再現している。

印記、両冊の見返し、又は巻首に、「月能屋」、「竹柏園文庫」朱印、後表紙見返しには「清風」朱印―円型帆掛舟文―が捺されている。「月能屋」は横山由清であるが、後者「清風」は幸手時代門人山藤清風であろう。

湖月鈔別記 二卷

筆者未詳

静嘉堂文庫蔵

袋綴、上下合一冊。縹色地金砂子散し表紙、縦二十三・三糎、横十六・六糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十九糎。每半葉十二行。本文墨付、巻一、六十七丁（内序二丁、目錄三丁）、巻二、五十五丁（内目錄三丁）。

外題、表紙左肩に「守部湖月抄別注 完」と墨書する。扉題、「湖月別注 乾」と記す、下巻欠。内題、「湖月鈔別記 即時下稿 巻一（巻二） 桐壺卷（帚木ノ巻）」と記す。

序末に、

天保五とせ十二月

と日付が記されている。

本書は天理図書館蔵自筆稿本の転写本である。但し、自筆稿本の眉欄書入れを一切欠いている。料紙に薄様を用い、書写のはじめは影写の心積りであったのであろうが、次第に蕪雑となり、下巻では各葉の字面に相違を見出す。しかし、略々丁数・行数を同じくしている。自筆稿本の眉欄書入れを欠く代りに、「雲云」、「雲按」などと記す書込みが処々に散見する。一例を挙げると、巻一とはしたなき事多かれどノ条に、

雲云此一段約めていへははしたなくははした痛くト云事也ト云へしあまり引証長くなりて痛くてふ詞の解をおとされたり

など見える。「雲」は誰人が審らかにしないが、斯道文庫蔵「万葉檜婦手」五卷二冊の書入れにも見える。本書の筆写者であろうか。又、後述する国立公文所館蔵「蒙古諸軍記弁疑」五卷五冊本とその転写本等の識語に「可雲上人」と見える、其人であろうか。恐らく、守部門のひとりとして、本書の書写を許されたのであろう。自筆稿本の眉欄書入れを書写していないのを見ると、あるいは、書入れ以前の稿本からの写しであろうかとも思われる。

印記、扉題右下に「松井氏／蔵書章」朱印が捺されている。

〔湖月鈔別記残稿〕

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。代赭色後補表紙、竪二十五糎、横十七・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約二〇・五糎。每半葉十四行。本文墨付九丁。外題・内題欠。

本書は前記「湖月鈔別記」の下書草稿の一部であろう。僅か九葉の残簡であり、その所収する項目は次の五項目にすぎない。即ち、

(一)略語の項―おほろけの某、大かたの某、おほらかに某、(二)上多段下一段の文法、(三)源氏倒文一二、(四)あへなく、

あへす、あへて、たへす、(五)さと、さとすみ

の各項である。同蔵自筆本の項目中、(一)は「○大かたのやん事なき御おもひにて」(巻一)、(二)は「○いにしへの人のよしあるにて」(巻一)、(三)は「○あふささるさにて」(巻二)、(四)は「○このかたも云云さかなさも云云」(巻二)、(五)は「○御物かたりせさせ給ふなり」(巻一)、(六)は「○ゑにかける楊貴妃のかたちは云云」(巻一)、(七)は「○いとあへなくてかへりまゐりぬ」(巻一)、(八)は「○さとすみもえし給はず」(巻一)の註釈箇処に各々大概該当する。その中で、(一)・(三)は文脈の構造を図解したものである。文章撰格以来、守部の得意とする一面が窺われる。草稿はこのほかにも存したのであろうが、現存するものは此九葉にとどまる。前記自筆本との間には猶相当の隔りのある下書残葉であろう。猶、同館書架目録(カード)に「源氏物語考残欠」とあるのは同一本である。

印記、巻尾に「椎本文庫」印を捺すほか、帙見返しに「矢野蔵書」印等がある。

越 廻 家 土 産

筆者未詳

国立国会図書館蔵

袋綴、一冊。黄色行成表紙、縦二十六・四糎、横十八・七糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・五糎(本文)。作者伝記一字下げ。每半葉二十二行前後。作者名・歌は二行取り。眉欄を広く設け補註を細記する。墨付六十丁(内、提要六丁)。まゝ朱筆訂正あり。

題簽、短冊形白紙(表紙左肩)に「越廻家土産 全」と墨書する。内題、また署名はない。

「越路の家づと」は全集第四巻に所収する。同底本は同解題に「原写本一卷」と記しているが現在所在は明らかでない。伝本は本書のほか次に次述する、大東急記念文庫蔵本・無窮会神習文庫蔵本・京都大学国語国文学研究室蔵本・天理図書館蔵本の五本が所見される。いずれも江戸末明治の転写本である。

本書は書名を「越廼家土産」と記し、全集と書名をやや異にするが、本文は殆んど相違するところはなく、同底本系統からの転写本と推定される。

越路の家づと

筆者未詳

大東急記念文庫蔵

袋綴、二冊。茶褐色刷毛目墨流し表紙、竪二十三・二糎、横十六・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・三糎（本文）。釈文・作者伝記一・二字下げ。每半葉十行。墨付、上冊百三丁（内提要九丁）、下冊八十丁。

題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に、「越路農家津登 上（下）」と墨書する。内題、「越路の家づと」と記し、その下に「橘守部著」の署名がある。「提要」末には「著者誌」と記す。

本書は「越路の家づと」の「明治」書写本である。全集底本に殆んど相違するところはないが、眉欄註記はすべて「頭注」と（ ）圏内に記し、釈文末に一括している。但し数ヶ処欠脱する処が散見され、時に片仮名交り文を平仮名交り文とする。作者伝表記に一部相違するところが見出され、厳密には全集底本からの転写本とは云難い。そのほか、釈文中に小異、欠字などがままた見当るが、過半は本書の誤写によるものである。これらは転写過程に生じたものか、自筆稿本経過の名残をとどめるものか俄かに判断しがたいが、いずれにせよ、全集所収本と既に異るところは極めて少い書写本である。

百人一首緊要 零本

井上頼圀筆

無窮会神習文庫蔵

袋綴、一冊。厚手斐楮交漉紙表紙、竪二十五・二糎、横十八・六糎。料紙、薄様。字面高サ約十九糎。每半葉八行。本文墨付十丁。

外題、表紙左肩に、「百首緊要」と墨書。扉題、「百人一首緊要 守部著」と記す。共に頼圀筆歟。内題なし。本書は「越路の家づと」の巻初「提要」部分の写しである。その奥に、

頼神習舎燈下／源頼圀写

と書かれ、又、

以下百首注解は頼圀^子か所持の宇比万奈比に書入置けり

と細字にて誌し、「さて末に」と続け、「○いとあなかしこやそもく此百首の中に」以下「越路の家づと」巻尾一葉を書写している。

表紙右肩には「頼圀自筆本」（別筆）と墨書されている。井上頼圀の書写本であろう。

印記、第一葉扉に、「井上頼圀藏」、「井上氏」の朱印が捺されている。

追記 頼圀の識語に記す守部の百首緊要書入本——うひまなひ——は現在欠本とのことである。

百人一首越家褱 二卷

筆者未詳

京都大学国語国文学研究室蔵

袋綴、二冊。暗鶯色行成表紙、縦二十四糎、横十七糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七糎（本文）。每半葉十三行。作者名・歌二行取り。眉欄を広く設け補註する。本文墨付、上冊七十四丁（内、自序四丁、提要十二丁）、下冊六十四丁。題簽、単郭付き短冊形白紙（表紙左肩）に「百人一首越廼家苞 上（下）」と墨書。内題、「百人一首越家褱 上（下）」と記す。

自序末に、

文政のみとせ神無月の三日の日幸手のよもきか壺にてしるす

橘庭麻呂

と日付と署名がある。

本書は前記二本に載べ、全集所収本との間にかんがりの相違が認められる。

先ず、橘庭麻呂と署名する文政三年十月三日の序文が巻首に附せられていて、此著述の時期が明らかにされるのである。

次に、眉欄の註文が全集頭註に較べ全般に詳細にわたり、前者が片仮名交り文であるのに対し、本書は平仮名交り文となっている。本行釈文には両者は既に殆んど異同するところはないが、下冊末には前者に見ぬ次の如き結びの文章となっている。

此百首ばかり世におし広まれるも又あらず『以下全集ナンみ山のおくの柴人浦わのはての海人の子までもまだ難波津のはじめより先ッ此哥ともを口ずさふならひと成こしもたゝ事にはあらしかしこれをなほざりに見過していとたやすげにいひそすめる輩よくおもへや』

と誌している。

本書は全集底本と異なる稿本に拠った転写本であるのは明らかであるが、依拠本が全集底本の前稿本か、加筆改訂本とすべきか否かとなると、やや躊躇される。ひとつには、本書に全集底本に無い序文が冠せられていることと、眉欄註記が著しく詳記されていることである。又、本行釈文を等しくするからには、本行釈文については、全集底本の成稿時期と同じくしなければならぬであろう。とすれば眉欄註記が詳記加筆されたのは其後の事となり、本書は全集底本後の改訂稿に拠ったこととなるのである。しかし、一方、本書は序文末の署名に「橘庭麻呂」と記し、全集には、「提要」に「橘守部しるす」、内題の許には「橘守部述」と記しているので、明らかに全集所収本は守部改名以後の改訂稿本であるといわねばならない。両書の眉欄註記を見るに、相互は当然の事ながら同一註記は尠くないが、全

集底本の頭註にも本書には未収録の註文がかなり散見される。従って、これ等を勘案するに、序文に云うが如く文政三年十月頃に「越家褻」の稿は成り、その稿本は現在見る京大國語国文研究室本の如く、本行釈文と眉欄註記はほぼ完成し、序文も冠せられていたのであるが、其の後煩雑な眉欄註記を主に精撰し、猶一部補訂したのが、全集底本となった原写本であろうかと推定されるのである。その改訂稿は何時の頃のことか審らかにしないが、守部改名の後――文政九年以後の事となるのであろう。しかもそれは、文政九年後の比較的早い頃が想定されるのである。又、本書に載る序文が除れているのは、別に序文を新たにする意図があったものか、現在推測すべくもない。

ともかく本書は、前記したように、「越路の家づと」の前稿本と想定され、書名は、はじめ「百人一首越家褻」と呼ばれ、序文の日附に従えば、文政三年十月三日の成稿本ということになる。

備考一

本書には柿本人麿詠積文中（巻上二十丁ノ次）に押紙一葉がある。その押紙には「人麿影供」の註文として尾崎雅嘉の「百人一首一夕話」を其儘に所引している。同書の刊行は天保四年（徳川時代出版者集覽）である。従って、この押紙註記は本書本来のものではなくして、恐らく本書転写の際に添付されたものであろう。

印記、上下両冊の第一葉に「珍・杜鵑花園文庫」印が捺されている。

備考二

全集解題に「作者年代の徴すべきものがないが、むしろ早い頃の著」と推定されている。本書の序文に記す「文政のみとせ神無月の三日の日幸手のよもきか壺にてしるす 橘庭麻呂」とある日付が、そのままに成稿日を告げるものではないにせよ、本書によって、この著述時期が大凡判明する。序文のみならず、「提要」又、註文中にも「庭麻呂」の記名が見え、後年守部が後補した序文とも思われぬ。

その序文によれば、冒頭に「来ぬ人を松帆の浦の松保ぬしかいく野々みちのとほとよりさせもか露の処せきわかよもきか壺におとつれて」と、越路の門人が遙々幸手蓬壺庵に訪れて、一夜「百人一首」を聴講し、「越路の家つと」に請うたのが本編であると誌している。此越路の門弟を橋純一氏は同解題に「万葉集緊要大旨中に言つてある池浦幡磨か、月下庵雲嶺かであろう」と述べられている。その執れであるか審らかにしないが、文政三年の時期に既に越の地にあつた門弟であろう。請われるままに「きりくすなくやしも夜をみよ二日おきあかしつかりほの筈のあらしにかきすふる此家つとよ」と記しているので、勿々に書きとめられたのであろう。「提要」にいうが如く、季吟の百人一首抄、契沖の改観抄、真淵の百人一首古説など、比較的数少ない参考資料によつて書上げられていて、守部の註釈書としてはかなり簡易な著述である。しかし、それにしても「みよ二夜」は例の守部の誇張であり、眉欄註記など補註するまでには相当の日時を要したものと思われる。前記の文政三年十月三日の記も草案の日付か、あるいは越の門弟に講ぜし日を記念して誌したのかもしれない。本書の如き形を整えるにいたつたのはいずれ其後の事であつたらう。

百人一首越家褁 二卷

筆者未詳

天理図書館蔵

袋綴、二冊。縹色布目表紙、竪二十三・四糎、横十七・三糎。料紙、杉原紙。字面高サ約十四・五糎（本文）。每半葉十二行。作者名・歌二行取り。本文墨付、上冊八十七丁（内、自序四丁、提要十二丁）、下冊八十二丁。

題簽、白紙短冊（表紙左肩）に「百人一首越家褁 上（下）」と墨書する。内題同上。
自序末に、

文政のみとせ神無月の三日の日幸手のよもきか壺にてしるす

橘庭麻呂

と、日付と署名が記されている。

本書にも前掲京都大学国語国文学研究室蔵本と同じく、下冊末に、

此百首ばかり世におし広まれるも又あらず『以下全集等ナシみ山のおくの柴人浦わのはての海人の子までもまだ難波津のはじめ

より先ッ此哥どもを口ずさふならひと成こしもたゝ事にはあらかしこれをなほざりに見過していとたやすげにいひそすめる輩よくおもへや

と結んでいる。

本書は、文政三年十月三日の自序、又上記文末、眉欄註記とその平仮名交り表記、更に上冊の押紙一葉も京大本と等しくし、両本はいずれかの一本からの転写関係にある。序文と提要とは丁数・行数共に全く一致するが、本論に於ては各々相違する。両本共にその書風は守部の筆跡を模して、自筆稿本の所在未詳の現在、その孰れが直接の転写であったかは猶分明にしがたい。ただ、本書には前者に比し、漢字に傍訓するところが多い。いずれにせよ、右両本の一本は自筆稿本からの影写乃至臨模本であつたらうと推定される。

附記

猶桐生吉田家には「百人一首越の家づと」一部が所蔵されていると聞く。その詳細は未だ審らかにしない。披閲の機会を得て補足することにしたい。

歴史研究

—蒙古諸軍記弁疑—

蒙古軍諸記弁疑五巻は守部の数多い著述の中で、一種の史論とも称すべき唯一の論考である。その奥書に「此書はある儒者の鎌倉政談纂疏といふを作りて見せけるにいたくはけまされてにはかに艸してこたへたる下かきなり」と誌

している。寡聞にして鎌倉政談纂疏なる著作、著者も知るところでないが、守部が同書に触発された由因は本書の中から想定される。本書はまず文永・弘安の蒙古来寇両役の真実を探ることから起筆する。巻一・巻二は最も史実にそくする資料を撰択し、蒙古襲来絵巻三巻の断簡と八幡蒙古記を立てて真相を再現して後、巻三・四の両巻にて、増鏡以下、参考大平記、東鑑、北条九代記等の世上流布する史書類に対する弁疑を博引傍証して論評するのである。論難のひとつは上掲書の史実歪曲にあるとし、その因は真実の聞ひがめと共に、北条鎌倉政権を顧憚する故意の曲筆にあると論証するのである。巻五では両役後の蒙古重来の企を元史、宋元通鑑、善隣国宝記、管見記、元亨釈書、吉続記等を以て博証し、更に投化記、桂林漫録、接待庵記、東渡諸祖伝等を引いて、宋元僧徒のあいつぐ来朝を鎌倉政権確立のための売国の隠謀にあるかと弁疑するのである。そして、かかる夷賊来寇の難も武家の謀詐も遂には神ながらの奇しき靈異のあらはれ賜うところとなつて潰えるところとなるのである。その論旨の是非はともかく、つまるところ守部の国学意識が未曾有の両役を借りて史実を守部流に再現することとなっている。奥書に又「故れた、其儒者一人への論しなりければいひ過しかき過せし事多かりなんゆめく他見あるへからす」と記すのも偏に文飾というのみではなかつたのであろう。天保十年、此の期にあつて、遠い武家政権の批判とはいへ、其処に連鎖する時代の風潮が意識の底流に存したが故の言辞ではなかつたろうか。

ともかく、本書の著述は、最終稿の奥書に「天保十年正月十九日」と誌しているので、その頃と推測するほかはない。現在所在の明らかな自筆稿本は、以下の解題に挙げた、稿本(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の四部である。稿本(ロ)が最も古く恐らく初稿と目される草稿本であり、稿本(ハ)はその改稿であつて、稿本(イ)・(ロ)が定稿本となっている。最終稿まで尠くとも三次の改稿があつたわけである。守部の速筆をもつてしても、各略符した上記の諸書の検証にしても、初稿から定稿にいたるの間は月余にしてなるものではなかつたであらう。同奥書には「……いたくはけまされてはかに艸し

てこたへたる下かきなり」、又「殊にいそきていまたみつからよみても見さりければとゞのはさるふしくも多かりなかし」と記している。この奥書を其儘にとれば、鎌倉政談纂疏にはげまされて忽卒に書きあげられたままのものである。全くの仮託とも思えぬので、右の記述は草稿着手、又は着後の日付と受けとられる。しかし現存稿本では、此の奥書は最終稿(い・ろ)にのみ残り、草稿本(は・に)は共に巻尾を欠いているため、その存否が不明である。奥書の言いぶりからはやはり初稿の奥書にもっともふさわしい。とすれば、草稿時の奥書を其儘にとどめたものではなからうか。守部著述には屢々繰返される奥書と日付の書き様である。それは強いて成立を既往にするというばかりではなく、草案、あるいは腹稿の意図を確実に再現するためでもあったらう。本書は恐らく後者の推測が自然のようである。ひとまず、右の日付は草稿時を指すものと考えておきたい。同時にまた最終稿までの間は数年にわたるが如きことはなく、比較的短期間のことであつたらうと臆測される。解題中に記すように、草稿(は)の骨髄は既に最終稿のそれと異るところはない。ただに弁疑の増幅と文辞の推敲が主となっているからである。更に本書と同素材である「歴朝神異例」巻五が指摘されるが、本書はいずれ神異例七巻の編著の起因となつてのを併せ考慮すると―同書は天保十四年七月の日付ある序文をもつ―最終稿の投筆は自ら限定されるのである。此の間の、守部の著述からして本書も歳余を経ずして完成したことではなからうか。

既に全集巻六に所載するところであるが、守部著作中、やや特異な編著であるので、はじめに概要を誌し、以下解題の便宜とした。

蒙古諸軍記弁疑 (稿本い) 五巻

巻一―三別筆・巻四・五自筆

斯道文庫蔵

袋綴、五冊。下辺に銀砂子を散した淡褐色刷毛引表紙、竪二十六・八糎、横十九・二糎。料紙、薄様。字面高サ約

十九・七糎。弁疑本文一・二字下げ。每半葉十行。本文墨付、各卷丁附し、卷一 三十七丁、卷二 四十二丁、卷三 三十丁、卷四 四十一丁、卷五 三十三丁（実數三十二丁。丁附八丁ヨリ十丁ニトブ。増補貼紙一枚）。

外題、「蒙古軍記弁疑 一（一五）」と表紙左肩に自筆墨書する。内題、「蒙古諸軍記弁疑 一（一五）」と記しているが、卷一には「蒙古諸軍記弁疑^疑」と訂正している。前稿本は・^二の題号を次述の稿本^三より改められている。本書は稿本^三の内題下の署名「橘守部草」を欠く。

各巻題名は、

卷一 絵言葉の巻、卷二、やはたの記ノ巻、卷三 聞ひかめの巻、卷四 作りことの巻、卷五 人しれぬ事の巻と記す。

卷五の巻尾に、

此書はある儒者の鎌倉政談纂疏といふを作りて見せけるにいたくはけまされてにはかに艸してこたへたる下かきなり故レたゝ其儒者一人への論しなりければいひ過しかき過せし事多かりなんゆめく他見あるへからす又殊にいそきていまたみつからよみても見さりければとゝのはさるふしくも多かりなかし

天保十年正月十九日

と、本書執筆の機縁を誌している。

本書は全集の底本となった稿本である。「椎本文庫目録」に「四・五自筆、他ハ他筆力、但シ手入ハ守部」と記しているが、卷一・二・三の三冊は明らかに別筆であり、処々に散点する朱墨筆補訂は、守部の加筆するところではない。料紙は薄様であるところからみて、自筆稿本―次述する天理図書館蔵本―を丹念に影写したものである。従つて守部筆跡に酷似するが、著者の浄書には起りえない、誤字、誤脱などのあやまりが、やはり各処に散見される。しか

し、全巻装幀を同じくするなど、守部近親者による書写であろう。如何なる事情で自筆本巻四・五と合せられ、椎本文庫に所蔵されていたのか、その由来は猶未詳であるが、全集刊行に際して、本書が底本とされたことは、各巻に貼付された朱筆訂正文に「校正刷云々」など同筆にて備忘していることから推測される。ともかく全集刊行時には自筆本の巻と影写本の巻とがあわせて一部となっていたのであろう。

又、本書巻一・二・三の扱った自筆稿本は次述する天理図書館蔵本の当該巻であり、天理図書館蔵本巻四・五は自筆稿本である本書巻四・五からの影写本であって、両本は元来僚巻をなすものであったと推定される。後述する斯道文庫蔵巻四・五の影写本も装幀・表紙を同じくするところから尠くとも二部の副本が書写され自筆稿本と共に身辺に存したのであろう。共に装幀・表紙を全く同じくするところから、あるいは現在の如くに離合する結果ともなったのであろうか。

本書は右述した如く、自筆・他筆の両巻からなる変則的な稿本であり、本来、両所蔵本を合せて最終成稿本とすべきであろう。全集底本も当然のことながら両本に依拠すべきものであったろう。それはともかくとして、両本合せ見る本文は後述する稿本(は)の補修に沿いつつ、時に猶増補と文辞の斧正をたゆまずに、改稿した浄書本である。現存諸稿本にても、以下に誌す如く、尠くとも三次の改稿を経て終稿となったものである。

扱、その最終稿の成立についてであるが、諸本解題のはじめに述べたように、本書の奥書の日付け、天保十年正月十九日は寧ろ初稿本起筆の期日とみるべく、この最終稿本の浄書は、その後、数次の改稿を経た、上記期日以後のことではなからうか。それも、その間は歳余を隔てぬ期間と臆測されるのである。

印記、各巻初葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

附記

本書の本文中に散見する誤写・誤脱字の朱墨補訂は卷一・二・三の別筆巻が主で、その僅かの墨筆訂正―卷四・五―は守部の手であるが、そのほかは後補のものである。又、その朱筆補訂の過半は恐らく全集刊行時のことかと推定される。例えば「一夜過てかへり来しにこれ(初稿本ニテ補)もすまひし家々あとかたもなく」(卷二・十九丁裏)、「五色ノ雲西ニタナヒキ大蛇ノ形ニ見エタリ」(卷三、廿三才)など、本書の誤脱を後述する稿本は、(に)等によって本行に補い右傍に註記するところが散見される。天理図書館蔵本は自筆の巻第にあたり、上例の誤脱は当然存しないが、補訂に用いられたのが前稿あるいは前々稿であるところを見ると、この卷一・二・三の自筆の巻第が既に椎本文庫を離れての時期であろう。とするとやはり全集刊行の時か。しかし猶僅かながら、影写時期の朱筆も存するかのごときである。全集はいずれにせよ、この補訂を本行としている。その箇処は尠くない。

但し、右の補訂のほかに、卷五、増補の貼紙は守部自筆であって、全集にも収録する「桂林漫録」からの所引本文と守部私按を追補したものである。

蒙古諸軍記弁疑 存卷四・五

筆者未詳

斯道文庫蔵

本書は上述の自筆稿本(い)卷四・五の丹念な影写本である。題簽は現在剝落しているが、装幀、表紙共に全く同一の二冊本である。寧ろ本来前者卷一・二・三―臨写部分―と一対をなすものではないかと想定されるほどに酷似する。しかし、両者の筆跡はわずかに相違し、本書のそれは、東世子の、やや大張りながら細めな筆癖をおもわせる。筆写者はあるいは東世子か。いずれ、守部周辺の者により影写され、恐らく、共に影写された僚巻たる卷一・二・三から離れたものであろう。両冊見返しに薄墨で、

此書ハ哥人橋守部大人ノ墨蹟ニシテ我家愛蔵也(卷四)

此書ハ国学者橋守部大人ノ墨蹟ニシテ我家ノ愛玩タリ(卷五)

と各々に誌し、又兩冊第一葉に「椎本文庫」朱印の下に「桐生吉田氏図書之記」の長方形朱印を捺しているので、守部の後援者吉田秋主に贈呈されたものであろう。しかし、兩冊共に記した如く、守部自筆稿本ではなく副本のひとつである。見返しの記も秋主その人とは思われず、吉田家後嗣の記でもあろうか。又、卷四卷末の裏に「桐生吉田氏自受与山中蔵宝」と墨記し方形朱印を捺している。更に贈与されたものか。

本書は自筆稿本(イ)卷五の中に増補貼付された「桂林漫録」と守部私按一枚が書写されていない。後補以前の影写によるためであろう。最終稿の成立後、間もなく書写された副本であることが判る。そのほか、自筆稿本に現在施されている朱筆訂正は一切見出されないが同稿の見消ちは丁寧に補訂に従っている。

蒙古諸軍記弁疑 (稿本ろ) 五卷

卷一・二・三自筆・卷四・五別筆

天理 図書館蔵

袋綴、五冊。下辺に銀砂子を散した淡褐色刷毛引表紙、豎二十六・九糎、横十九・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・七糎。弁疑本文一・二字下げ。每半葉十行。本文墨付、各卷丁附し、卷一 三十七丁、卷二 四十二丁、卷三 三十丁、卷四 四十一丁、卷五 三十三丁(実数三十二丁、丁附九・十同丁)。因みに装幀、表紙、寸法等、稿本(イ)と全く同じくする。

外題、「蒙古軍記弁疑 一(一五)」と表紙左肩に稿本(イ)と同筆墨書する。内題、卷一「蒙古諸軍記弁疑一」と記し、その許に「橋守部草」と自署する。前記稿本(イ)には此署名を欠く。卷二は「蒙古諸軍記弁疑二」と改められ、以下の各卷は改訂に拠っている。稿本(イ)は本書の転写本であるところから、卷二以下の改訂に従い、卷一のみを「弁疑」と書き、見消ちし「疑」と訂しているのであろう。本稿よりの改題である。

各巻題名は、

巻一 絵言葉の巻、巻二 やはたの記ノ巻、巻三 聞ひかめの巻、巻四 作りことの巻、巻五 人しれぬ事の巻と誌す。

巻五の巻尾に、

此書はある儒者の鎌倉政談纂疏といふを作りて見せけるにいたくはけまされてにはかに艸してこたへたる下かきなり故レたゝ其儒者一人への論しなりければいひ過しかき過せし事多かりなんゆめく他見あるへからす又殊にいそきていまたみつからよみても見さりければとゝのはさるふしくも多かりなかし

天保十年正月十九日

と、稿本(イ)の奥書を影写している。本書は天理図書館目録に守部自筆と記しているが、巻一・二・三は自筆、巻四・五は斯道文庫蔵自筆稿本(イ)の影写本である。既述した如く、その各々は上記の稿本(イ)と僚巻をなすものである。一見同筆かと思ふほどであるが、巻四・五は明らかに別筆であり、例えば、巻四、四丁表に「……在京ノ人減省ヌとあ□世の騒きに事よせて」、又は巻五、七丁表に「京鎌倉に尊信して一大□の開祖と仰きつるは」の如く、影写の際に不審な辞を空白としているなど、自筆では起りえない処などがまま散見される。しかし、僚巻たる稿本(イ)の巻一・二・三の影写部分と共に守部周辺の者の手による丹念な副本である。

蒙古諸軍記弁疑は本書の前半と斯道文庫本後半とにより最終成稿本として繕写され、同時に副本二部が作製されていたのが、偶々自筆稿本と副本とが混入して現在にいたったものと思われる。

しかし現在、(イ)・(ロ)両稿の自筆稿本と副本とを相互に見較べると、影写時の誤写・誤脱にかぎらず、多少の相違が見出される。

先ず、本書の自筆部分である巻一・二・三に於ては、巻一に四・五ヶ処の朱筆の書入れが見出される。書入れは守部自筆とも見えぬが近似する。又、勿論全集に収録するところではないが、後の転写本中にも書写されているので次に掲出する。

あるそめ川 太宰府と観世音寺との間に二なかれてたる小川にて今に此名を呼へり、二は御笠郡にて住吉とは三里斗隔れり(巻一、五オ)

季長かいへる詞に後日の御大事といへる事三処有しは此密旨にそあらしか後の弘安の度にさしてはたらかさりしも疑なきにあらねとそはさたかなる証もなければきはめてはいひかたからんか(同巻、廿一オ)

熊本の元本にて写し、広足か巻も永章かのも此通有か家の二図はを別巻の始とせり(同巻、廿二オ)

○熊本本こゝにつゝきて絵有妻戸ある内に武者二人居たり妻戸に季長か手にて朱もて此処妻戸あるへからさるところ也絵師のあやまり也としるせり(同巻、廿二ウ)

かの熊本本には此石垣の上に紫さかおもたかの鎧着て郎等あまた引具したるか菊地二郎武房なり馬上にて前を過るは季長也(同巻、二十三ウ)

と註記を加えている。又、巻二、十丁表には、附箋一葉あり、

二字不明
□□云この巻九丁ヲノ四行

異国人ハ○法弱なる者……かりノ二字落字ニハアラジカ(下略)

と、これは全く別筆の附箋註記がある。

前者の註記は次述する転写本にも書写されるのであるが、稿本(イ)の副本には見えぬところから、終稿成立後程経ての書入れであろうが、後者の附箋とは自ら異にする。蒙古襲来絵巻の熊本本など参照して自筆稿本に書入れているの

をみると、然るべき人が予想されねばならぬ。本書には椎本文庫印が捺されておらず、全集底本ともならなかったところをみると、橘家を比較的早くから離れたのではなからうか。橘家の後嗣の加註か、後の所蔵者のそれか猶審らかにしがたい。

又、本書の影写部分である巻四・五は既述した如き転写時のあやまりを散見するにすぎないが、稿本(イ)の自筆稿巻五に後補貼付されている「桂林漫録」と守部私按一枚が本書には転写されていない。副本二部共に転写していないのを見ると、この増補はかなり後れての事であつたらうか。いずれにせよ、後半巻四・五は自筆本と相違するのはこの一ヶ処である。

猶、本文中には自筆・影写両稿共にわずかの本文訂正が散見される。自筆稿の巻は当然守部の手跡であるが、影写の巻も又原稿本に拠つたものが主である。又稿本(イ)に屢々散見された朱筆の補訂の跡は一切なく、この補訂が後々の加筆を交えていることを示している。特に稿本(イ)の前半巻三迄は寧ろ本書によって改め、補訂さるべきところであるのは既述したとおりである。以後の転写本は、この稿本(イ)・(ロ)の孰れかに拠るものである。

蒙古諸軍記弁疑 五卷

筆者未詳

斯道文庫蔵

本書は上述の天理図書館蔵稿本(ろ)の影写本である。袋綴、五冊。朽葉色花卉唐草空押表紙、堅二十七糎。横十八・七糎。子持梓付刷題簽に「蒙古軍記 壹(一五)」と墨書する。料紙は薄手の楮紙。以下、各冊丁数・行数・字詰等同本と全く一致する。但し、同本巻二の附箋註記一葉を欠いているが、同書の上欄書入れはほぼ其儘に転写している。上記の副本二部とは異なる後の影写本である。

蒙古諸軍記弁疑 五卷

平田延胤筆

国立公文書館蔵

袋綴、五冊。縹色布目表紙、竪二十七糎、横十八・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・五糎。弁疑本文一・二字下げ。毎半葉十行。各卷本文墨付は自筆稿本と全く同じ。

題簽、子持梓付短冊（表紙左肩）に、「蒙古諸軍記弁疑 一（一五止）」と墨書する。内題、同上。「橘守部草」の署名を欠いている。

奥書は卷五に守部の、

天保十年正月十九日

の日付を誌し、又各卷にはそれぞれ次の識語が記されている。

まず、卷一の奥には、墨筆にて、

此卷は安政五年九月始に書はしめて夜なく筆／を執り同月の廿日余り三日という日夜庭つ鳥か／け
三度鳴ての後に書写しの功終ぬ
森田道依

と三行に誌し、次に朱筆にて、

右朱をもて書したるは異卷と校合したるなり傍に朱点／したるは異卷には虫はみて文字の見えぬな
り又其奥左ニかきをも／写し置つ安政六年四月九日
平田延胤

卷二の奥には、墨筆にて、

此卷は神無月十余り二日と云日の夜かけ／声是又三度聞ての後写し終ぬ／春のやの児しるす
卷三の奥も墨筆にて、

此一巻は同月の廿日まり四日の日の夜庭つ／鳥かけ三度なける声のいまた終らさる間／に写し畢ぬ

森田七郎左衛門道依しるす

卷四も墨筆にて奥に、

此巻は安政の五とせと云ひし年の霜月の十八日の／夜九ツと名付し時の半頃書終ぬ

森田七郎左衛門道依しるす

卷五の卷末には、すべて墨筆にて、

弁疑五巻者橘守部所著也得可雲上人所蔵之本／自書写訖 安政三年丙辰五月五日 縦園老圃識し（卅二丁裏）

此書奉仕武蔵国府斎場得藤原朝臣盛章君之／自所書写之本自安政五年九月之始起筆依無／農業間暇在

不日中執筆毎夜務而書之至同十二月／晦日全書写畢 森田七郎左衛門道依謹識

全書五巻以森田氏自筆之本令写之終

安政六年四月 平田延胤（花押）（卅三丁表）

と、書写次第を細記している。右の奥書に依って転写経過は明らかであるが、一言すれば、可雲上人所持本を縦園老圃が書写し、その転写本である藤原盛章筆写本を安政五年九月から十二月晦日にかけて、森田某が農事の余暇に書写した本に依って、翌年平田鏡胤の男延胤が重写したのであるというのであろう。

本書の本文は前掲斯道文庫・天理図書館蔵自筆稿本と転写過程の誤写を除き相違する処はなく、各冊の丁数・行数は一致し、僅かに一行字詰、草躰などに多少の相違を見るにすぎない。卷五の識語の如き転写を重ねながらに、それは影写・臨模に近い書写が繰返されたためであらう。但し、天理図書館本巻一の上欄書入れ数ヶ処、巻二の押紙等は転写されていない。恐らく、可雲上人所持本は斯道文庫に現蔵する椎本文庫本に依ったものである。勿論、本書に

は斯道文庫本に見られる全集刊行時の朱筆補訂は存しない。

本書、卷一・二に所引する蒙古襲来絵詞・八幡蒙古記には朱・藍両筆の精しい校異を主とした書入れがある。朱筆書入れは卷一の奥書に、平田延胤が誌している「異巻」との校合である。この「異巻」に就いては、卷一の平田延胤の奥書の次に、

此奥書前ノ丁ニ入ルベシ(筆者註、此奥書とは異巻の奥書の事である。)

Ⓔ蒙古合戦画巻は肥後国大矢野某か家に古より持伝へたり／けり年久成ぬれは虫食ところ／色とりもうせつき／くも／みたれて有けるを早く我師長瀬真幸其絵詞によりて巻の／ついてを改めおきぬそを小山武岑露たかはすうつしてひめおけ／るを先つ年江戸に参りける折携来れるを今寺井大人の露／ほともたかはす写せるこれのまきはもとつ巻よりふたゝひの／写になむ有ける此事を筆加へよと有にしたかひてしかいふ

文政十二年九月四日

肥後 武田茂熊俊彦(花押)

と朱書している絵巻である。守部所引の古絵巻と原本は同じくするが、既に異同する処が尠くなかったのである。平田延胤が朱筆を以て丹念に校合している。

又、藍筆の書入れは、その文中に、

延胤云己カ校合シタル異絵巻ニハ上中下ノ差別ハナク只ニタ巻ニシテアリ、又螢蠅抄ニ引タルニモ上中下ナトノ別ハ見エズ(卷一)

藍モ以テ書タルハ螢蠅抄ニ引タルヲ校合シタルナリ文ノ順ハ□□ヲ印ス(卷一)

などの記が見え、塙保己一の螢蠅抄により同じく延胤が校合したものである。共に詳細な校訂である。そのほか、卷五巻末近くに、森田道依の書入れ一枚を書写し押紙としている。

印記、各冊、表紙見返しと第一葉に、それぞれ「花廬屋文庫」、「浅草文庫」の朱印が捺されている。

蒙古諸軍記弁疑 五卷

竹尾正胤筆

豊橋市立図書館蔵

袋綴、五冊。白地に下辺錫色刷毛引表紙、竪二十三・五糎、横十六・一糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・五糎。弁疑本文一字下げ。每半葉十行。本文墨付（各巻柱に丁附す）、巻一 三十四丁、巻二 三十八丁、巻三 二十八丁、巻四 三十八丁、巻五 三十丁、奥書一丁半。

題簽、単郭付薄茶色短冊（表紙左肩）に、「蒙古諸軍記弁疑 一共五（〃五）」と墨書する。内題、同上。巻一題下の署名なし。

巻五本文の奥に、

天保十年正月十九日

の日付のある守部奥書につづき、

弁疑五巻者橋守部所著也得可雲上人所蔵之本自書写訖

安政三年丙辰五月五日

縦園老圃識

此書奉仕武蔵国府齋場得藤原朝臣盛章君之自所書写ノ之本自安政五年九月之始起筆依無農業間暇在

不日ノ中執筆毎夜務而書之至同十二月晦日全書写畢

森田七良左衛門道依謹識

全書五巻以森田氏自筆之本令写之終

安政六年四月

平田延胤（花押）

右蒙古諸軍記弁疑五巻以氣吹乃舍之蔵本書写于大江ノ戸谷中旅窗畢

安政六己未歲七月廿二日

竹尾正胤（花押）

の各識語が列記され、同裏に、埴色別筆にて、

蒙古諸軍記弁疑^{竹尾正胤}写本五卷同子息ヨリ／求之

七十九翁羽田埴多可乎（花押）

と購入経路を誌している。

本書は前掲国立公文書館蔵平田延胤筆写本の転写である。右識語、安政三年樞園老圃・安政五年森田道依・安政六年平田延胤の両三識語は前掲書と全く同じくしている。しかし、前掲書の各巻末に識す森田道依の書写日付は巻五のみを書写し、他巻は省筆している。更に奥書によれば、平田延胤筆写本を安政六年七月廿二日に竹尾正胤が転写したのが本書である。そして、該書を羽田埴某が竹尾正胤子息より購入したことを記しているので、本書の筆写者は竹尾正胤であるのは確かであろう。

本書は前掲平田延胤筆写本とは各冊丁数を異にするが、同書の忠実な転写本である。同書解題にて述べた如く、朱・藍両筆の延胤書入れは本書にも其儘に転写され、前掲書と同じく、巻一の末に、

㊦蒙古合戦画卷は肥後国大矢野某が家に古より持伝へたりけり年久／成ぬれは虫食ところ々々色どりもうせつき々々もみたれて有けるを／早く我師長瀬真幸其絵詞によりて巻のついでを改めおきぬそを／小山武岑露たかはすうつしてひめおけるを先つ年江戸に参りける／折携来れるを今寺井大人の露ほどもたかはす写せるこれのまき／はもとつ巻よりふたゝひの写になむ有ける此事を筆加へてよと有／にしたかひてしかいふ

文政十二年九月四日

肥後 武田茂熊俊彦（花押）

右朱をもて書したるは異巻と校合したるなり傍に朱点したる／は異巻には虫はみて文字の見えぬ也

又その奥かきをもうつし／置つ

安政六年四月九日

平田延胤

と、転写している。又、藍色書入れは、弁疑文中の余白に、

延胤云己カ校合シタル異絵巻ニハ上中下ノ差別ハナク只ニタ巻ニシテアリ又螢蠅抄ニ引タルニモ上中下ナドノ別ハ見エズ(巻一)

藍ヲ以テ書タルハ螢蠅抄ニ引タルヲ校合シタル也文ノ順ハ□□□ヲ印ス(巻一)

など、前掲書同様に註記し、以下に平田延胤の校合加註本を丹念に重写したものである。蒙古諸軍記弁疑本文は既に記した如く、転写上の誤りを除き自筆校本と異るところはない。

印記、各巻の巻首巻尾に、「羽田文庫」、「羽田塾」と方形・円形の両朱印が捺されている。

蒙古諸軍記弁疑 五巻

和田元亨筆

京都大学附属図書館蔵

袋綴、五冊。茶色刷毛引表紙、竪二十三・五糎、横十五・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・五糎。每半葉十行。弁疑本文一字下げ。本文墨付(各巻柱に丁附す)は前掲竹尾正胤筆写本と全く同じくする。

題簽、単郭付短冊(表紙左肩)に、「蒙古諸軍記弁疑 一(一五)」と墨書する。内題、同上。巻一題下署名なし。

本書は竹尾正胤筆写本の転写である。巻五奥、「天保十年正月十九日」の守部奥書につづき、竹尾正胤本の各識語をそのままに転写し、その後、

右全五巻以竹尾氏所蔵之本自摹写之畢

万延元_{庚申}年九月十七日 和田元亨(花押)

と誌している。「自摹写之」と記している如く、丁数・行数等全く同じくする。しかし、わずか、各行字詰に多少の異同が散見される丹念な臨写本である。朱・藍両筆の校合加註も前掲本と同じくし、安政六年平田延胤加註本の再

転写本である。

印記、各冊第一葉に「幡龍亭」方形墨印が捺されている。

蒙古諸軍記弁疑 五卷

佐藤弥三郎・藤野静輝筆

東京大学史料編纂所蔵

袋綴、合二冊（巻一・二と巻三・四・五の兩冊とする）。淡黄蘗色刷毛引表紙、豎二十六・四糎、横十九糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十糎。弁疑本文二字下げ。毎半葉十行。本文墨付、乾冊七十九丁、識語一丁、坤冊百二丁、識語一丁。

題簽、子持梓付白紙短冊（表紙左肩）に、「蒙古軍記弁疑 乾（坤）」と墨書。扉題、「蒙古軍記弁疑 橘守部著 乾（坤）」と記す。内題、「蒙古諸軍記弁疑 一（一五）」と記すが、題下の署名を欠いている。

卷五本文の末に、

天保十年正月十九日

の日付のある守部奥書がある。

又、乾坤兩冊の奥に、それぞれ

明治十六年十一月廿八日小中村清矩蔵書ヲ写ス 二級写字生佐藤弥三郎

明治十六年十二月三日八等学記名倉信敦校 (以上乾冊)

明治十六年十二月三日写之 三級写字生藤野静輝

同月十三日 御雇小野権之丞校 (以上坤冊)

と両識語がある。右の両識語から本書の転写経過は明瞭である。但し、現在小中村清矩蔵本はその所在を明らかにしていない。

本書は前掲斯道文庫蔵「蒙古諸軍記弁疑」五卷五冊本と、各卷丁数・行数・字詰等を同じくし、又、天理図書館蔵本に見る卷一の書入れを欠くなど、斯道文庫本系統からの重写である。書写後、主に朱筆の訂正が散見されるのは、前記校者による誤写等を訂正した跡であろう。

蒙古諸軍記弁疑 五卷

九州大学附属図書館蔵

袋綴、合二冊。葡萄茶色行成表紙、竪二十三・四纏、横十六纏。料紙、楮紙。字面高サ約十七・四纏。弁疑本文一・二字下げ。每半葉十行。本文墨付、各卷丁附あり、卷一 三十七丁、卷二 四十二丁、卷三 三十丁、卷四 四十一丁、卷五 卅二丁。

題簽、重郭付短冊（表紙左肩）に「蒙古諸軍記弁疑 上（下）」と墨書する。内題、「蒙古諸軍記弁疑一（二五）」と記す。内題下の署名を欠いている。

本書は直接閲覧の機を得ず、各巻複写見本によるものであるが、各巻の丁数・行数・字詰等、自筆定稿本の訂正に従った臨写本である。依拠した原本が、天理図書館本か、斯道文庫本か、未だ確認しないが、恐らく後者からである。僅か両本に見ぬ上欄書入れが散点する。本文の誤字を訂正したもののである。

印記、第一葉に「佐度菽／野遜之／図書記」の方形印を捺す。

蒙古軍記弁義（稿本は） 五卷

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、五冊。下辺に銀砂子を散した淡褐色刷毛引表紙、竪二十六・八纏、横十九・二纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・七纏。弁義本文一・二字下げ。每半葉十行。本文墨付、各卷丁附あるも、切除箇所もあり〔 〕内に推定丁

数を示すと、卷一 三十四丁、卷二 〔三十六〕丁、卷三 二十四丁、卷四 〔三十七〕丁、卷五 〔二十八〕丁。

題簽、卷一剝落す、以下は香色布目短冊(表紙左肩)に「蒙古軍記弁義 二(一五)」と自記する。内題同上。その許に「橋守部草」と自署している。各巻題名は、

卷一 絵詞ノ巻、卷二 八幡ノ記ノ巻、卷三 聞ひかめの巻、卷四 作りことの巻、卷五 人しれぬ事の巻
と、ほぼ定稿本と同様である。

本書の本文は猶朱筆の補訂が散見し、時に貼紙し改稿する処のある稿本である。次述する草稿本(乙)の修補の本文に沿いつつ、弁義部分を増補しながらに、本稿の土台が清書されたのであろう。蒙古諸軍記弁義の稿本としては第二次の経過をとどめたものであり、更に上記の加筆増訂が施された自筆稿本である。

本書は右の刪修によって既に定稿(イ)・(ろ)に近接し、定稿寸前の過程にあり、次述の稿本(乙)に比すれば、その隔りは僅かである。定稿は恐らく本稿本に基づき、多少の増訂が加えられて成稿となったものであろう。

この改稿の時期も審らかにしない。本書は卷二・四・五の三巻には処々が切取られ、就中卷五は巻尾を欠いているために、上述の定稿本に見える奥書の存否は知りがたく、改稿の年月は未詳というほかはない。しかし、次述の稿本(乙)でも触れるが、定稿奥書の日付、天保十年正月が、おおよその見当となることであらう。定稿寸前の稿本であるところから、その間は略々接続していたものと推測される。

印記は各巻初葉に「椎本文庫」朱印が捺されている。

蒙古軍 弁義 (稿本に) 存卷二・三・四

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、三冊。改装深縹色表紙、竪二十四・八糎、横十八・一糎。元表紙は本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約十

八・六糎。弁義本文一字下げ。每半葉九行。細註は二行割書き。本文墨付、卷二 三十七丁（挿紙一枚）、卷三 三十二丁、卷四 三十二丁。全卷裏打す。

題簽、金切箔散し香色短冊（改装表紙）に「蒙古軍弁義 卷二（三・四）」と墨書する。元表紙には、卷二に後補の貼紙があり「蒙古軍紀弁疑 二」と別筆墨書し、卷三・四には、表紙左隅に自筆にて「三」、「四」と朱書している。内題は「蒙古軍弁義卷二（一四）」と記し、次行に、それぞれ、「〇八幡記の卷」、「〇後の作意の卷上」、「〇後の作意の卷下」と各卷題名を朱筆にて書加えている。

本文は朱墨筆の増補訂正の跡が著しく、時に別紙を綴じこみ、又貼紙して補訂するなど、恐らく初稿に近い草稿本である。

印記は卷二第一葉に「椎本文庫」の朱印が捺されている。

本書は「椎本文庫目録」に「前者（稿本^ハ）ノ前稿カ」と記している。現存自筆稿本から至当な結論であろう。

本書の編成を見ると、

卷二「八幡記の卷」は八幡蒙古記に記す蒙古軍記の弁義であり、稿本^ハから定稿まで同様である。定稿^イ又^ロは「やはたの記ノ卷」とあり、表記はやや改められている。

卷三・四は本書では「後の作意の卷上（下）」と卷題名を記しているが、稿本^ハから卷三は「聞ひかめの卷」、卷四が「作りことの卷」と改題され定稿本にと引継がれている。各卷主題に沿っての改題である。

しかし、本書卷三「後の作意の卷上」の構成は、増鏡第四・参考太平記第三十九と東鑑の弁義とからなり、稿本^ハから定稿^イ・^ロと相違する。即ち、本書卷三の東鑑の弁義は稿本^ハからは卷四に改め編入されている。

本書卷四「後の作意の卷下」は、北条九代記第十に対する弁義のみを以て構成され、従って稿本^ハ以下と相違して

いる。

この編成の組替えは単に便宜的な卷々の構成とは思われず、本書卷三・四の「後の作意の卷上(下)」を更に「聞ひかめの卷」、「作りことの卷」と各卷主題を細分し、改題するところにあつたのであろう。草稿は補訂加筆するに従い、弁義の対象となる史書は史書自らの持つ傾向によって、守部の論旨も又おのずから細分化していったものと推測される。

本書の編成は右に略記した如くであるが、守部が所引する史書とその本文は稿本(は)以降定稿本に至るまで少異の訂正を除き変ることはなく、その点では、「蒙古諸軍記弁疑」の骨髄は本稿の過程に於て成つたものと思われる。しかし、その弁義は初期の草稿本として当然のことながら、各卷主題を補筆訂正するにしたがい鮮明化してゆくのである。そして随処に散見される朱墨加筆の著しい跡を辿る時、前述(は)の稿本の本行となつてほぼ隣接するのである。しかし、記した如く稿本(は)は又更に本書を増補する処が尠ならず、両稿の間にはかなりの逕庭が認められるのである。扱、本書は蒙古諸軍記弁疑の初期草稿であるが、その執筆は何時頃であつたらうか。前後各一卷を欠き、奥書も不明であり、内部徴証からも未だ審らかにする手懸りを見出してはいない。定稿本奥書の日付に天保十年正月十九日とあるが、それは、守部の諸著述に屢々作意されているように、あるいは初稿時の年月を其儘に襲っているのではなからうか。

本書卷二の塗抹部分に、神異を述べて、次いで「此たくい書に見えたる限りを一つに合せて神威録に出しつればこゝには省きつ」と誌している。神威録は後の歴朝神異例七巻の原案をさすものであるうか。歴朝神異例は天保十四年七月の自序を持つ。その巻五「罰夷賊ニ諸神ノ靈異」は多く本書と重複する。本書の引証例蒐集の途路に併せて腹案したのが神威録ではなからうかとも臆測されるのである。歴朝神異例は大部な編述ではあるが、天保十四年に先立つ

こと、それほどに遠くない時期に原案されたのであろう。本稿と歳時をほぼ同じくするとすれば大凡の想像は可能である。やはり天保十年頃が妥当な推測ともなろう。本稿起筆の時期は確かな推定は判然とせぬが、やはり、この年頃を余り隔つものとも思われぬ。定稿奥書に卒爾の染筆とあることから、本書の起筆から成稿に至る期間は余りの期日を費したのも思われぬのである。後考を俟つこととする。

本稿本は巻一・巻五の首尾を欠いているが、巻一は勿論のこと、巻五の尾巻も恐らく執筆されていたことである。稿本(は)の書写状態からも想定される。

歌文集

蓬壺草文辞部・待問雜記・蓬萊園記・箱根紀行稿・穿履集・詠草七種・

讚大江戸歌並短歌・橘守部家集・下蔭集

蓬壺草 文辞部 自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。改装濃紺色表紙、堅二十三糎、横二十七・一糎の大型横本。元表紙は本文共紙。料紙、楮紙。字面高さ約十五・七糎。每半葉十三行。本文墨付三十二丁。

題簽、金切箔散し香色短冊(改装表紙左肩)に「蓬壺草 文辞」と墨書する。元表紙外題同上、左肩に自筆墨書している。内題「蓬壺草 文辞部」と誌す。

後表紙裏に、冬照筆であろう、

父守部翁幸手ニおはす／時よめる辞下書なるを今年／ほこの中よりひろひたる也／かそふるに五十四年経たり／かく書そふるとしは慶応元／年きのとの丑の師走の事になん

と書き添えている。慶応元年から五十四年前という文化八・九年の頃である。守部が武州幸手宿に転居、数年の後にあたる。因みに蓬壺は往時の庵を呼んでの号である。

本書は昭和四年刊行の橘守部伝記資料の一篇として所収された原本である。同書緒言に、橘純一氏は、

第三の蓬壺草文辞部は、翁が武州幸手在住中の、文章の草稿を綴つておいたもので、翁が幸手に居る間は蓬壺と号したからであります。此の文辞の部に対する和歌部もあつたのでありますが、それは江戸移住後、天保頃までの歌稿に加へて整理し、穿履集と題したわけであります。……………文は、穿履集にも少数よりなく、珍しい感が致しますので、全部集録したのであります。

と述べられている。殊更に附けくわえることもないが、長短の文辞十六篇、すべて幸手時代の文藻である。年次の旧い方では、文化九年、「八月十五夜とね川に舟を泛て月を見る詞」、新しいのは、文政三年十一月廿五日、「河辺舎記」がある。前掲の冬照の記は、この旧い年次から数えて五十四年と誌したのである。

この文辞部に対するに和歌部が併存したとみるのはもつともなことであろう。とすると、後述するように、穿履集の旧稿を執筆した時期と同じくすることであろうから、やはり文政の末年頃、対をなして編まれたものと推測されるのである。

印記、初葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

待問雜記〔前編〕 二卷

自筆

待問雜記後編上草稿

自筆

斯道文庫藏

前者は、袋綴、二冊。浅縹色布目表紙、竪二十七糎、横十九・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・三糎。每半葉十行。本文墨付、上卷五十二丁、下卷五十四丁。

題簽、白紙短冊(表紙左肩)に「待問雜記稿 前編 上(下)」を自筆墨書する。内題、「待問雜記 上(下)」と記すが、「雜記」の記は上下巻共に当初「話」と書れしを後に「記」と改めしものにて、はじめは「待問雜話」と題したことが判る。文中僅かながら墨筆訂正する処があるが浄書本である。

下巻末に

待問雜記追加 一冊出来

鉤玄雜錄 五冊近輯

智囊 三冊

と著述予定を追記している。

印記、兩冊巻首に「椎本文庫」朱印を捺している。

全集卷十二所収〔前編〕上下二巻の底本である。但し、振仮名、句点、清濁等に相互に多少の異同が散見される。

後者は、袋綴、一冊。濃紺色改装表紙、竪二十七・四糎、横十九・四糎。元表紙は本文共紙表紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・八糎。每半葉十一行。本文墨付三十九丁。

題簽(後補)、金切箔散し短冊(表紙左肩)に、「待問雜記 後編」と墨書す。元表紙にも白紙短冊に前者同様に別筆墨

書している。内題、「待問雜記後編上草稿」と記している。前編に較べ墨筆補訂の跡が稍多く散見される。

印記、巻首に「椎本文庫」朱印あり。全集後編の底本である。

備考

本書は守部の幸手時代の末年、郷里に農商業を営む門弟に、傍ら卑近な齊家経営、道の心得などについて、擡けた雑話漫筆風に綴った一種の教訓書である。現在、前編上下二巻、後編一卷からなる。

巻序に、

一日、心しれる若輩ども訪来て。云けるよう。古言学び。歌談は常の事なり。いざや今日は、我等か為に。卑き活計の心得どもを。諭し給へとぞいふ……………

誘乞といひて止さりければ。癡翁壯有し時より。冀さる事は不知過なんものをとおもひ経りしを。五十に近き此齡まで。辛苦憂世にまじり来し間に、いつとなく世にある人のなすめる態、いふめることの。眼につき耳にとまりて。あさましきまで穢染来つれば。心の外におもひよりし事どもを。さらば思出つ。すこしは語りてん。

さぞ人聞わろき事ならまし。

と、一日、閭里の子弟との談話として諸話が構成されている。前編上巻末は、

夕過るまでかたりつるに三人の若輩又の日をちきりて帰りぬさてもく卑くきにくき事ともかな

と終るのである。前編下巻も同様に、

かの若人等又一夜訪来ていひけらく御学ひの妨には侍れと先つふしの御談話不厭おもしろくおほえて又参堂はへりぬ願こよひもきかせたまへとこひけるに……………

とはじまり、巻末は、

此かたらふ中にまことにおのれか心にかくらん事はたゞ五件六条イックダリムクダリもましりたらんあなはつかし人にもらすなどいふ事をかきつけんとさへするかわりなさよ

と相對して結んでゐる。文末に「かきつけんとさへするかわりなさよ」と韜晦してゐる雑話ではあつたが、桐生社中の好評を博したことは社中の書翰にも頻りと伝えるところである。後篇はかくして書きつがれることとなつたのであろう。前篇の内題には「待問雜記上(下)」とあつて「前編」の記はない。それに対し後編の題目は「待問雜記後編上草稿」と「後編」の二字を挿挟んでゐる。その巻首は、

かの若輩等又一日訪来ワカウトトモていはく樂ひはたゞ心ひとつにありとのたまへる前の巻のみうたの意今少し心得かねはへる願ネガはくはその旨コノロサトを示し給へといふに

と前編巻尾の長歌に対する質疑から起首するのである。その巻の結びは、

例のいやしき長談オカモノカタリ するほとに日もくれよるになりには三人の若人ワカウトとも蓼食虫タテクフもおのかすきくとか又の
日を契りてかへりぬ

と、これも同工異曲な構成をとつてゐるのであるが、「又の日を契りてかへり」と後編下巻を予告してゐる。本編に「後編上草稿」と記してゐるので当然下巻は続稿する予定であつたらう。しかし、現在、その続稿は残っていないし、全集にも未載のところを見ると、やはり後編上巻をもつて終つたのであろう。桐生足利の地に社中を構えた守部の余裕が傍ら閭里の門弟に應ずる卑近な雑談をも執筆させることとなつたのであろう。

本編の執筆年代に就いては、全集解題に、橋純一氏は

巻初の序言めいた条に「五十に近き此齡まで、辛苦憂世にまじり来し間に」といひ「此文政の頃又一種甲斐芋といふものいでそめぬ云々」などゝもあるし、それから、文化四年八月十九日、深川八幡宮祭礼に永代橋の落ちた

事があるが、その椿事の事を記して「二十年あまり昔」と言つてゐる事などから考へ合せると、文政も九年、十年、十一年頃、即ち翁の四十六、七、八歳頃の著と見るべきである。原本は自筆稿本で、その書風も丁度その頃に相当して居る。

と指摘されている。至当な御推定である。近時、高井浩氏が桐生に於ける国学の新生とその文化社会に就いての論考註のなかで、吉田家蔵「待問雜記」と秋主宛書翰を紹介され、本編の成立年代は更に明確なものとなった。同論考の註記によると、吉田家蔵「待問雜記」下巻末尾に「文政十二年丑年正月」の日付が記されてあるといわれる。自筆本には此奥書はないが、前編上下両巻の完成日とみてよいであろう。又、文政十二年三月二十七日付吉田秋主宛、守部書翰には「待問雜記付録先日より草稿出来……今一本したため前後四冊に可致哉とも存じ」と記されている由であるので、本書後編上巻が此三月下旬に脱稿されたのであろう。前掲本前編下巻末に、「待問雜記追加 一冊 出来」と追記しているのは、此の時の事であろう。更に後編上巻につづけ下巻を併せ、全四冊を予定したことを思われるが、記した如く未完のままに終わったものと推測される。又、同年十一月十九日石原源兵衛の同秋主宛書翰に「待問雜記後篇……拝借奉願上候」、同十三年六月十六日長沢元緒の同秋主宛書翰に「待問雜記拝見後元恭へ……後篇も拝見仕度」と記す文面が見出されるという。前編に続き後編が社中の評判を得て回覧を希望する声の一端を伝えているものと思われる。守部著作中では異類な摧けた漫筆雜記として彼の素面を窺うにたる著録である。

追記

前編下巻末尾に付記している「鉤玄雜錄 五冊 近輯」とは、天保二年刊山彦冊子附載の「池庵橋守部大人著述目錄」中に見える「古史鉤玄冊七」の前身であろうか。とすれば、「古史鉤玄」が稜威道別の草案と目せられるので、此時期、天保二年のはじめには「古史鉤玄」七冊の企画にさきだち腹案として準備態勢を整えつつあったかと推測され

るのである。追記して後考を俟つことにする。

註 「関東機業地における文化社会の新生—桐生における国学の新生とその文化社会—」東京教育大学昭史会編「日本歴史論究」所収、昭和三十八年。

待問雜記〔前編〕 二卷

筆者未詳

天理図書館蔵

袋綴、上下合一冊。縹色表紙、縦二十五・五糎、横十八・二糎。料紙、薄様。字面高サ約二十・一糎。本文墨付、自筆本に同じ。

題簽は表紙中央に金切箔散し雲母入短冊が貼付されるが、書名記入せず。内題、「待問雜記上(下)」と記す。本書は前記自筆本前編二卷の丹念な影写本である。但し、自筆本に纔かに散見する訂正文は本書は本行としている。そのほか、下卷に次の二ヶ処を空白としている。

○この幸手あたりにては(自筆本二十三丁裏、本書同裏)

○此幸手あたりの人(自筆本三十二丁裏、本書同裏)

両処共に「幸手云々」とあれば、影写の際、故意にこれを避けたものか。

又、前編下卷末の、著述近況を誌す追記が省略されている。

印記、卷上卷初に「椎本文庫」印が捺されている。

上記二部のほかに、桐生吉田家に転写本の存する由であるが、未だ披閲の機会を得ない。

蓬萊園記 二卷

明治二十四年刊

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。浅葱色地水辺桜花紅葉散し表紙、竪二十七・二纏、横十八・九纏。見返し、朽葉色地銀砂子散し。料紙、厚手楮紙。匡郭、四周双辺、竪十九・八纏、横十五・八纏。每半葉九行。版心に丁附、「○上之一（一四五）」、「○下之一（一三十二）」。上巻巻首二葉に蓬萊園之図を刻す。刷題簽（単郭付、表紙左肩に貼付。）、「蓬萊園記 上（下）」、内題同上。

下巻末に、守部と孫道守の両跋文あり、それぞれは、

おほよそものに名をおふせて。よくふさひなむ事は。かたしともかたきわざながら。それも日をかさね。つきをへてかうがへもせば。かうかへ得まじきにもあらざめれど。やむ事なき御あたりのおほせごとを。しかのどめむはいとかしこし。いでやはつ草の。みじかきころにも。春の日のながきをうまず。おほせかうぶれりし。その日のゆふべより。玉たすき。心にかけて。けふのあしたにいたるまでに。霞むよの。おぼろくには。かうがへをへはべりつ。もしみころにかなはざるふしもはべりなば、あらためさせたまへ。たゞ此名どもよ。はしめよ。しかまのあながちに。いくつにみてんともかまへざりつるに。をだのかりばか。はからずみそぢまり。むつとなりぬるは。このみそのふの。おのづからにして。あめつちのことわりにかなひたらんと。ひそかによるこほしくなん。天保の五とせ。やよひのはつかあまりなぬかの日

橘守部かしこみしるす

明治のはたちまり四とせおなしやよひのはしめつかたおなしみそのふのあるしの君のおほせことかゝふりてかきうつしは

孫橘道守

と誌している。

後表紙見返しの奥付には、

明治廿四年三月廿三日印刷

同 年同月廿五日出版

著者 橘道守祖父
故人 橘守部

発行人 松浦詮 (同住所)
東京府華族

印刷人 橘道守 (同住所)
東京府士族

製本並 松倉町二丁目七十一番地
発行所 橋守部著書発行所
椎本陰社

と本文同様の匡郭内に印刷している。

道守の跋文にて明らかであるが、蓬萊園の当主松浦詮の依頼を受け、祖父守部の庭園記の板下を清書して上梓されたのが本書である。

蓬萊園記は以下に誌す諸本には、いずれも庭記中の語句の出所を註した贅頭が存するが、本書はこれを欠いている。本来存すべき贅頭であるので、上梓の際省いたのであろうか、その点、本書の拠った自筆本は正確には審らかたしがたい。しかし、庭園記の本文自体は次の斯道文庫蔵贅頭蓬萊園記二冊と全く同じくする。丁数・行数・字詰、草躰・句点等にいたるまで殆んど一致するのである。但し、左傍に施す漢字は省略している。が恐らく、斯道文庫本か、或はその原本かに拠り、庭記の本文のみを丹念に模写して板下としたのであろう。巻首二葉の図絵は開版にあたり、あらたに添えられたものと思われる。此絵図は大阪市立大学図書館蔵本の守部後記に、その献納本二本―清書本二冊・巻物三巻―のうち冊子本につき、「画は住吉内記に書しめらる」と見えるので、あるいは、其絵図に拠ったものか。

備考

蓬萊園記二卷は肥前平戸藩松浦肥前守熙侯の江戸邸―淺草向柳原、現都立忍岡高校所在地―の庭園記である。当主熙の請を受けて銘名し編述した総記一篇小記三十六篇よりなる。本編成立の経緯は編末に誌された守部跋文と龍門文庫蔵本・大阪市立大学図書館蔵本（後述）等に附載する守部の後記（献上次第）、又松浦熙跋文に詳記するところである。以下の解題中に掲出したので此処では僅かにその概要を触れるにとどめる。

こゝにかたしけなきおほせことあり。いまし守部よ此わがそのふのすべ名をはじめて。もゝたらず。やその島やま。さるへきところぐに。それくの名をおほせよや。……………（中略）……………とのたまはせてなん。ひとめさせたまひにける。ころはやよひの十日ばかり（板本上七ウ）

と記しているのは、天保五年三月十日のことであろう。邸園に招かれた春の一日、うべしもかばかりなるしま山に。たゝへなのなかりつる。……………

さくはなの雲をわけぬとおもふまにとこよのしまにわれやきにけん。

とばかりおぼめかれてなん。やかてこのみそのふを。とこよぞのとは。たゝへはべりける（同上十一オ）

と、蓬萊園銘名の由縁を誌している。ついで、

かくてこの蓬萊園のうちに。をかしき嶋。山。海。磯などもおほく。又なにの杜。くれの林と。あかぬところぐおほかり。こゝにその所のさま。其名のゆゑよしどもを。かつぐことわるなり（同上十二ウ）

と、総名につづき庭中の名勝を銘して三十六篇の記をなし、各記中数首の和歌を挿しはさんで庭園記を構成している。その名号は、

岩間の迫門、細江の橋、望潮の入江、金綺楼一名かつらどの、影ふむ橋一名吐月橋、見わたしの司、さし出の崎、手向の社、うきくさの橋、いはずの浦、壺墳、両児嶋、三児岩、みなし子石、たゆたふ道、おもかげの砌、三千

代の洞一名桃源屈、あやおる岸、下照岡、かゞみのわだ、はつねばやし、夕はえの小岫、詠帰亭一名夏なきいほ、色香山、ゆかりの磯、的にはの原、うまば殿、しるへの汀、にはふ畝尾一名勇魚山、おぼろの淵、よるべの石、葉わけの径、千引のはし、かすとの浜、誰か袖がき、ゆるさぬ門と誌している。

前記の跋文に「おほせこうぶれりし。その日のゆふべより。玉たすき。心にかけて。けふのあしたにいたるまでに。霞むよの。おぼろくには。かうがへをへはべりつ」と述べているので、頃日してなったのであろう。

更に、大阪市立大学図書館等に附載する後記には、初撰の稿本を繙閲した松浦侯から、再度の要請があり、初撰本の文詞は改めることなく、「此まゝにて頭に語の出所故事と見ゆる事の本文等をしるしつけ」、又、「猶此上の所は事のついでに標注をもすこしつゝくはへ漢字して傍注とも」を書き入れることとなるのである。かく鼈頭と簽を附して成ったのが、定稿本である「鼈頭蓬萊園記」二巻であろう。先の明治二十四年刊本はその庭園記本文のみを開版したものである。

一方、松浦家への献納本のほかに守部の許に手控として稿本が留められる。それには「注、爰ニ用もなき事なれば皆しるさすたゝ引たる事ともは少しつゝうつし」（同後記）おくにとどめることになるのである。

定稿本である献納本の系統は斯道文庫蔵「鼈頭蓬萊園記」であり、手控の稿本系統が龍門文庫・大阪市立大学図書館蔵「蓬萊園記艸」の二部である。後者は解題中に述べるように、鼈頭に於て相当の相違が見出されるが、庭園記本文の異同は僅少であって、恐らく初撰の稿本の本文と推定されるのである。

扱、松浦侯に献納した清書本は、同後記によると、一本は冊子本であり、「上下二冊、料帛は阿州侯へ乞給ひて彼国の名産大幅の金葉紙を用」い、画は「住吉内記に書」かしめ、表帛は「からきぬにさくら紅葉水をゑかゝ」しめた

本であり、もう一本は巻物であつて、「巻物の方は本文のみにして白絹四丈八尺を三巻に仕立らる金玉をちりはめて表絹宮にいたるまで」、雅美を尽せるものであると記している。現在、両本が何処に所蔵されるか知らない。斯道文庫蔵「鼈頭蓬萊園記」二巻は此唯一の系統本である。

蓬萊園記は右の板本の後、刊行を見ず、全集も又未載である。

鼈頭蓬萊園記 二巻

自筆歟

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。焦茶色絹表紙、豎三十二・二糎、横二十二・五糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十八・五糎。鼈頭約八・五糎。每半葉九行。本文墨付、上卷四十五丁。下卷三十二丁。

題簽・外題等なし。内題、「鼈頭蓬萊園記 上(下)」と記す。

下巻末に、守部の跋文あり、それには、

おほよそのものに名をおふせて。よくふさひなむ事は。(朱点)かたしともかたきわざながら。それも日をかさね。つきを
凡へてかうがへもせはかうかへ得まじきにもあらざめれど。やむ事なき御あたりのおほせごとを。しかのどめむは
考いとかしこし。いでやはつ草の。みじかきころにも。春の日の。ながきをうまず。おほせかうぶれりし。その
甚日のゆふべより。玉だすき。心にかけて。けふのあしたにいたるまでに。霞むよの。おぼろくには。かうがへ
夕をへはべりつ。もしみころにかなはざるふしもはべりなば。あらためさせたまへ。たゞ此名どもよ。はしめよ
終り。しかまのあながちに。いくつにみてんともかまへざりつるに。をだのかりばか。(朱点)はからずみそぢまり。むつ
枕詞となりぬるは。このみそのふの。おのづからにして。あめつちのことわりにかなひたらんと。ひそかによるこぼ
企しくなん。天保の五とせやよひのはつかあまりなぬかの月

と誌している。

右文（朱点）の鼈頭は、

○ふさひなん

古事記上卷、八千予神御哥ニ曰、奴婆多麻能、久路岐美邪斯遠、麻都夫佐爾登理与會比、淤岐都登理牟那美流
 登岐、波多々芸母、許礼婆布佐波受、幣都那美、會迦奴岐字三、蘇迦杼理能、阿遠岐美邪斯遠、麻都夫佐迦、登
 理与會比、淤岐都登理、牟那美流登岐波、多々芸母、許母布佐波受、云云、因女先言而、不良、云云、など
 あり、後の物語書にも、これかれ見ゆ、今俗に、夫婦中などにも云ごとく、物の相応して、互によくあひかなふ
 にいへり、

○小田の苅はか

万葉卷十、秋田吾苅婆可能過去者鴈之喧所聞冬方設而、同十一、あきの田の小田の苅婆加かよりあはゞそこ
 もか人のあをことなさん

と見ゆ。

既に述べた如く、本書は肥前平戸藩主松浦熙侯の依頼による、同江戸庭園の記であるが、右掲の鼈頭、傍記等も上
 下巻全篇にわたり、かなり詳細な標注として書入れられ、文中処々に漢字を当てている。次述する大阪府立大学図書
 館蔵本の後記―跋文の後に誌す―に記しているように、それは松浦侯の再度の要請によって、「語の出所故事と見ゆる
 事の本文等をしるしつけ」、更に事のついでに「標注をも」加え、「漢字して傍注とも」を施したものである。従って
 松浦家への献上本は此鼈頭・傍記が書入れられているのが本来の姿である。

本書の帙には、その題簽に「鼈頭蓬萊園記」橋守部自筆原本 松浦侯へ献納本と誌している。しかし本書が正式な献納本でなかったのは、以下の註記註によって明らかである。

筆跡は守部のそれと酷似し、鼈頭の字跡など自筆かと見紛うほどであり、あるいは薄様を用いての端麗な影写本であろうか、猶決めがたい。蓬萊園記定稿本の副本である。

伝存本は数少く、明治二十四年上梓の板本は前述したように本書か、又はその原本に拠って板下本がなったのである。板本は右記の鼈頭、傍記を省筆しているが、丁数・行数・字詰、句点、草跡をも殆んど同じくするものである。

註 大阪市立大学図書館蔵本の後記に、

清書本上下二冊料帛は阿州侯へ乞給ひて彼国の名産大幅の金葉紙を用ひらる画は住吉内記に書しめらる表帛はからきぬにさくら紅葉水を多かゝしめられたり

と記しているので、正式な献納本は本書ではなかったことが判る。本書は美麗な大型本に仕立てられ、単なる影写本とは考えられない。又椎本文庫印が捺されていず、早くから橋家を離れたものと思われる。然るべき献呈本であったのかもしれない。松浦家への献上本の一本とすれば、あるいは副本として添えられていたのであろうか。本書購入の際、松浦家の箱篋が共に存する由を仄聞していたのであるが……。帙の題簽は其箱書にでも拠ったのかもしれない。

鼈頭蓬萊園記 二卷

宮本正民筆

東京都立中央図書館蔵

袋綴、一冊。深縹色表紙、縦二十五・一糎、横十八・三糎。料紙、楮紙。字面高サ約十四・五糎。鼈頭約八糎。每半葉九行。本文墨付、上卷四十五丁、下卷三十二丁。

題簽、単郭付短冊に、「鼈頭蓬萊園記 全」と墨書する。内題同上。但し、「全」を「上(下)」とする。
下巻末の、

天保の五とせやよひのはつかあまり／なぬかの日

橘守部かしこみしるす

の奥書に続き、次葉表に、

橘守部かみつから書ける／鼈頭蓬萊園記は秘して／おさめ置ぬ此書はそれを見／うつさしめたるなり

蓬萊園主人（後補模写書印、「源熙」）

と記している。その手跡は、本文筆跡、又、次の小杉楹邸識語の筆跡とも異なるので、当時の蓬萊園主人松浦詮侯の添書であろうか。

同裏には、

この上下二冊の記はひと日ねもころに／二位伯爵君にこひまをしうけて／宮本正民に筆をかりうつさ

せ／得之秘架におくものとなす

小杉楹邸（「御歌所参候」、「文学博士」両印）

と書写由来を楹邸が自書している。

本書は前掲斯道文庫蔵本と両冊の丁数・行数は同じくするが、各行字詰、又草躰に相違する処が散見される。

右の両識語に依れば、蓬萊園主人松浦詮侯の許しを請うて、御歌所参候小杉楹邸が宮本正民に書写せしめた経由を記しているので、本書は守部自筆の松浦家献上本からの転写本であることは確かである。前記した如く、正式な松浦家献上本は現斯道文庫本とは異なるものと推定されるので、あるいは、本書はその自筆献上本を臨模したものであり、そのために斯道文庫本とは各行字詰、草躰等に若干の相違が生じたとも考えられるが、斯道文庫本が影写副本であると推定されることから、未見の自筆献納本も斯道文庫本と同じくするものであったと逆に想定されもするので、本書はやはり自筆献納本の形態をそのままに伝える臨写本ではなく、単に転写一本であろうと考えられるのである。本文・鼈頭は記すまでもなく全く同じくし、左傍註記の漢字、朱句点、傍点等も斯道文庫本と異るところはない。

印記、上巻第一葉に、「杉園蔵」印が捺されている。

鼈頭蓬萊園記 二卷

西尾市立図書館岩瀬文庫蔵

袋綴、上下合一冊。淡茶刷毛引表紙、竪二十四・六糎、横十六・六糎。料紙、楮紙。字面高サ約十六糎。鼈頭四・八糎。毎半葉九行。本文墨付、上巻四十五丁、下巻三十一丁。

題簽・外題なし。扉題、「鼈頭蓬萊園記 上(下)」。

内題同上。

下巻末に、守部の跋文があり、

天保の五とせやよひのはつかあまりなぬかの日
橘守部かしこみしるす

と日付を記している。

本書は前掲斯道文庫蔵本系統の転写本である。兩卷の丁数―但し下巻に誤脱、十九丁裏・二十丁表、見開き一面―行数を同じくし、一行字詰にやや相違するところがあるが、斯道文庫本に模して書写している。しかし、その鼈頭は上巻三丁表までを転写しているが以下を省いている。又、本文左の漢字傍記、朱句点も前者同様に同丁以下は省略されている。共に後補すべく其儘に残されたのであろう。

蓬萊園記 艸

自筆歟

大阪市立大学附属図書館蔵

袋綴、一冊。渋茶色絹表紙、竪二十七・一糎、横十八・五糎。見返し、金切箔散し。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十七糎。鼈頭約七糎。毎半葉八行。本文墨付八十四丁。

題簽、金切箔散し短冊(表紙左肩)に、「蓬萊園記 全」と墨書する。内題、「蓬萊園記艸」と記す。

下巻の庭記奥に、板本、斯道文庫本と同文の守部の跋文がある。但し、本書は板本と同じく本文左の漢字傍記がない。その末に、

……天保の五とせやよひのはつかあまり。なぬかの日。橘守部かしこみしるす。(八十一オ)

と誌し、同裏にやや小字にて、

此摠記一篇小記三十六篇は一わたり試にかいつけてうかゝひ侍りつるにかくて事實にたかへるふしもなく文からも心になへり此まゝにて頭に語の出所故事と見ゆる事の本文等をしるしつけていたせよとおほせられぬはしめより何心もなく唯うちおもふまゝにしるしつるわさともなりければその出処とは心せてものしつれとも仰せことなりければさりあへすおもひ出つゝ書くはへて奉りつこゝに又再ひ仰せられけるやうはすへて文者は書改るたひ毎に文詞を改め潤色をくはへたくなるものなれと此記はしかせすしていつくまでも此まゝになしおけ猶此上の所は事のついでに標注をもすこしつゝくはへ漢字して傍注ともせよとのたまへりこはいと未定の文なるをとおもへとすへなくて仰せにしたかひぬしかれとも注は爰ニ用もなき事なれば皆しるさすたゝ引たる事ともは少しつゝうつしおきぬ

清書本上下二冊料帛は阿州侯へ乞給ひて彼国の名産大幅の金葉紙を用ひらる画は住吉内記に書しめらる表帛はからきぬにさくら紅葉水をゑかゝしめられたり又巻物の方は本文のみにして白絹四丈八尺を三巻に仕立らる金玉をちりはめて表絹篋にいたるまで其美をつくせることた」(八十二オ)とへむにもものなし是をみるにも今少し改め正さゝりしそくちをしき

と、更に献上次第を後記している。又、巻首鼈頭のはじめにも、

下書に語の出所ことの例等を挙て一たひ見せよとおほせられければこゝにおもひ出るまゝにかつゝあぐ

と再び断り書きしている。

後記に次いで、

彼巻物の末に殿の君みつから記し給へる御跋文の写

おふしたてたる草も春をまたねは花さかすうつしうゑたる木も秋をまたねは実をむすはすものは時のいたるをりこそありけれまろとしこる此庭の記をほしくおもひわたりつるにあるはこひもとむれと」(八十二才) 事をはたさすあるはおほせよさせとえしるしあへすいたつらに過來つるほとも猶此人ならはとおほしき人も聞えず心さしをむなしうしてありてしに近きころ池の庵のあるし橘守部其名高く聞えていやしましらひもなさす世のかいなてのたくひならすきゝわたれりこれそ其人ならむとて人をやりてもとめけるにすみ」(八十二才) やかにまゐり来て此庭のうち三十あまり六ところの名をつけ其しるしふみを書いてえさせつそのこと葉のみやひて高く其筆のうるはしかるのみならずいさゝかもわたくしの心をもちひすもはら庭のあるかたちにしたかひてものせるまろか心になひてめて貴ふ事ふたつなしけに時のいたるはまどほきものなりや今この」(八十三才) をりにして廿とせあまりこのかた久しき望を遂げ心さしをはたせるそうれしくよろこほしけれ永くひめつたへて遠き世までの宝となむなしつへきそもく今かくしるしふみのなれるうへは我家の八十つゝきはつこの末々までも庭のすかたは更にもいはす木草一もとたりともみたりにうつしかへて此記の」(八十三才) こと葉にそむく事なかれもし石かきくえなはもとのかたちに直しつくるひ木草かれなはもとのさまにうゑそふへしこれかためにこと葉をくはへていましめおくになむ

天保五年四月

源朝臣熙識」(八十四才)

と、当主松浦侯の跋文を転写している。

本書は前記の斯道文庫本にある跋文のあとに、右掲の後記と松浦侯跋文を附載して、献納本とは異なる手控の稿本であることが判る。内題に「蓬萊園記艸」と記しているのもそのためであろう。前者と較べると、庭園記本文に於ても多少の異同が見出され、例えば、前者下巻の「よるべの石」篇末にある「神がきのよるべのいしのさざれみづくみてこそしれちばふこゝろも」の一首など未載である。そのほか、左傍に施す漢字、文中の簽など一切なく、清濁、句点等もかなり任意的なものである。殊に庭園記文中の語句の出所故事等を標注した鰲頭は概ね簡略な記載にとどまり、前者の注文を欠く処、又単に出典書名のみを記すなど、完備するにいたっていない。右掲の後記にも「注は爰ニ用もなき事なれば皆しるさすたゝ引たる事ともは少しつゝうつしおきぬ」と記している如く、備忘的な注記にとどめたのであろう。しかし、本書は手控えの稿本とはいへ、全篇美麗に浄書されていて草稿本とはいいがたい。

又、本書は天保五年四月廿七日の日附ある跋文のあとに、再修本までの経過を誌す後記、また松浦侯の跋文をも附載し、両文によれば、一見献納本以後の書写本の如くに推測されるのであるが、これは寧ろ反対で、松浦侯の閲覧した初撰本を基に本稿が成り—あるいは初撰本に後記と松浦侯の跋文を附記して—標注の概要を鰲頭に書入れて後、献納本が猶細部の改訂と標注の整備を経ながら浄書されたと見るべきであろう。本書が献納本以後の書写本であれば、尠くとも庭園記本文は献納本の本文と同じくすべきであろうからである。本書はやはり定稿となった献納本の前稿本として書きとどめられた一本であろう。しかし後記にも誌すように、松浦侯の要請により文詞の改訂は極く一部にとどめたので両本の異同は鰲頭を除き僅少なものとなったのであろう。

扱、本書の筆跡であるが、守部自筆としては、わずかに筆勢は弱く細さを感じしむるが、既にその真偽は見わけがたい。ただ猶も懸念されるのは、龍門文庫に自筆本の蓬萊園記一冊が所蔵され、同文庫解題と、かつて一覽した折の覚書きによると、本書と同じくする稿本と推測されることである。定稿本にあらざる稿本を両部わざわざ書写するこ

とは想像しがたいからである。本書が料紙に薄様を使用していることも影写本の疑いが起るのであるが、両本は丁数、又、每半葉の書写行数も異り、影写本でないのは確かである。又、本書には「椎本文庫」等の橘家の印記は一切捺されていないところから、然るべき贈呈本として書写されたものとしても、未定稿本をもつてすることもあるまいとも思われ、猶一抹の疑念を払拭しがたいのである。結局、龍門文庫本との比較精査を俟つほかはないので、暫く、守部自筆歟と未定のままにとどめておくことにする。

印記、卷初第一葉に、「但香花／開落処」、「克己齋足立／図書之記」の長方形両朱印、「森文庫」藍印が捺されている。

追記

龍門文庫蔵自筆稿本「蓬萊園記艸」一冊に就いて、同目録と往時の調査ノートにて簡略に触れておくことにする。

藍色表紙、豎三十一・八糎、横二十二・三糎。字面高サ二十・七糎。每半葉十二行。本文墨付四十六丁。朱句点を附す。外題、「蓬萊園記 下稿」と墨書する。内題は「蓬萊園記艸」と記す。

庭園記奥に橘守部跋文があり、その末に、

天保の五とせやよひのはつかあまりなぬかの日橘守部かしこみしるす

の記、次に前者同様に、献上次第を誌した後記と、また、巻物の奥の天保五年四月の松浦侯跋文を書加えている。眉欄には例の標注を書入れ、第一葉の始めには、

下書に語の出所ことの例等を挙／て一たひ見せよとおほせられければ／こゝにおもひ出るまゝにかつぐあぐと記しているのも前者と同じくしている。

同目録によれば「後明治四年に刊行せられた版本注無し」に比すると若干異同があるから、或は又後に改変したもので

あろう」と述べられているので、板本又は斯道文庫本（定稿）とは異なる本文を持ち、且つ守部の後記、松浦侯跋文、標注の一致などから、前記の大阪市立大学図書館本とは同一の稿本と推測されるのである。同一の未定稿本が両部書写されたとする疑念は述べた如く未だ解けがたい。再度閲覧の機会を得て確認することにした。

印記、巻首に、唐獅子朱印、「椎本文庫」印を捺す。

蓬 萊 園 記 艸

筆者未詳

国立国会図書館蔵

袋綴、一冊。梅松色紬表紙、竪二十七糎、横十九・四糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七糎。鼈頭約五・七糎。每半葉十行。本文墨付五十四丁。

題簽（表紙中央）、金銀箔散し短冊に、「蓬萊園記艸 完」と墨書す。内題、同上。

本書は前記大阪市立大学図書館蔵本・龍門文庫蔵本系統の転写本である。巻末に、守部跋文・後記、松浦熙跋文を同様に附載する。本文中に朱句点、朱清濁、又ままた右傍に漢字を施す処がある。鼈頭は大阪市立大学図書館蔵本と若干異なる。転写上の誤写とのみ云いがたい。あるいは龍門文庫蔵本などに拠るところの転写本であるところからの異同であろうか。いずれにせよ、わずかな相違にすぎない。

印記、巻首に「小沢醉園／火後蔵書」と長方形の印を捺している。

箱 根 紀 行 稿

奥河内清香筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。薄茶色刷毛引止緊ギ空押表紙、竪二十五・三糎、横十七糎。元表紙は本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約十九・八糎。每半葉八行。墨付、本文二十丁。清香識語一丁。

題簽（表紙左肩）、子持粹付き刷短冊に、「橘守部箱根紀行稿本」と本文別筆墨書。元表紙には「橘守部大人／箱根紀行 完」と外題を記し、表紙右隅に「奥河内清香藏」と前者同様に本文同筆にて墨書している。内題は「箱根紀行稿」と記す。

卷末に、

此稿いまだ未定なれば人に見せ給ふとも写し／などする事はさしとめ給へ文も歌も直す所／多かるへければなり

生葉園ぬし 守部

次葉に、

写し卷にもものせん事をかたくいましめ給へ／ど大人のたゞかをうけ給はるこゝろにてかりそ／めにとゞめおきつ

玉くしけ宮根の山のあけ暮を／とゞめし鳥の跡そ嬉しき

清香

と誌している。清香は元表紙にも記す、本書の旧蔵者、奥河内清香であろうが、守部門弟註の一人であるのほか、審らかにしない。

本書は全集卷十二所収「箱根日記稿」二巻の草稿本の転写であろう。奥書に「此稿いまだ未定なれば云々」と誌している如く、全集本文に較べ、本文また詠歌共に相当の異同が見出され、全集底本の前稿、又は草稿本から転写したものである。

全集底本は「原写本三巻」と同解題に見えるが現在所在未詳である。又、転写本の存在も聞知せず、本書一本を繙閱するにすぎない。

箱根日記は嘉永元年六月から五十余日にわたる、箱根宮の下に湯治の折の紀行日記である。前の月五月晦日に、今こそもらせ、わが病は、俗ヨに労性の衰へはてゝ、影となりし身にしあれば、ちからづくことの、かたきなりけ

り。其はじめは、さをとどしの冬より咳そめて、あくるとしの春より肉くだり、夏の比よりにはかに瘦はじめて、ことしの春にいたりて、ふみかく事もあたはずなり、いよゝ衰へて、つひに卯月のつもごりの日にたふれ臥つ云々(全集中巻)

と、弘化二年冬から、労咳の気配に苦しみ、遂に病の床に臥す身となる。嘉永元年六月三日、妻政子、上毛の梶子が姪孫栄子、村松の瑞枝を伴として、湯本の福住、木賀の亀屋、宮下の奈良屋等に滞在、病を養い、小康を得て七月二十三日帰途につくまでの、病床紀行の記録である。

本書はその前半部、全集巻上にはほ相当し、六月十一日湯本福住に、見舞に訪れた門人小佐野久豊が、同十七日に帰京するところにて終る。

守部は翌年五月二十四日に病没している。

註 高井浩氏「桐生国学発達史(四)」(群馬文化第七号所収)に清香は足利町の住人、文政十一年の歌合より守部の門に入るといわれる。

穿履集 六卷

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、七冊。深縹色表紙、縦二十七・五糎、横十九・七糎。料紙、第一冊と四冊まで薄手鳥の子紙、第五冊と七冊に楮紙(一部鳥の子紙)、字面高サ約二十一糎。每半葉十一行。各冊に丁附あるも本文墨付と必ずしも一致せず。以下に丁附を誌し、()内に実数を註記する。

第一冊 百三丁(実数百四丁、内、前遊紙に後補貼付紙一丁)、第二冊 七十六丁、第三冊 六十三丁(同七十三丁、丁附四十番代重複)、第四冊 五十丁、第五冊 四十四丁(同四十五丁、丁附五重複)、第六・七冊の丁附は通し番号となつ

ている、二百四十九丁（同二百五十丁、丁附百六十三重複）。

題簽、淡茶色墨流し短冊（表紙左肩）に、「穿履集 春（雑下）」と自筆墨書する。

内題、「穿履歌卷之一（一六） 前編稿次第不同 / 春部（雑部）」と誌している。

本書は守部晩年の自撰家集である。穿履歌の名義は、万葉集卷五、憶良の歌に「宇既具都遠奴伎都流其等久」に拠るか。棄つるが如き破れ草履と我が歌詠を辞讓しての謂か。

部立は春部・夏部・秋部・冬部・恋部・雑部の六卷、雑部上下二冊、他部各一冊を宛てている。各部立内の排列は年次不同であるが、稠密な分類排置をもつて構成し、自詠歌の集大成たるべく入念な整備と補訂に意を払っている。

その編纂には自ら期するところがあつたのであろう。集録するところは、長歌・短歌を主とし、数尠いが旋頭歌、文詞等を含み、総歌数凡そ四千四百余首程の多きを数える。

本書はしかし未だ成稿の途次にあり、各巻随処に塗抹、推敲、増訂等、朱墨斧正の墨痕をとどめている。題詞中には、此三首見出て記す「今一首は失たり見出てしるすへし」（恋部）、「母のうせ給ひける時涙にひちてよめるへし長哥もありき」（雑部下）、「父の廿三年の忌によめる長うたみしかうた此哥見出して記すべし」（同下）、又は「こは文化年中始めてよみたるを見出て

記すなり此後再按を加へたるもあるへしもし見いてたらは校合を加ふへし」（雑部上）など註記して、猶網羅し完備すべく追補増訂を期している。穿履集は本書のほかに自筆稿本の所在を聞かない。恐らく唯一の伝存本であつて、更に、定稿、浄書本となるにはいたらなかつたのであろう。

橘守部伝記資料に所収する「穿履集選」は本書からの抜萃である。その解説に、橘純一氏は、

一体原集の体裁を見ますと、翁の晩年、恐らくは弘化三年の頃、即ち翁の身まかる二年程前に、従来の詠作を、類題式にまとめられたものらしく、翁が、武州幸手に在在中、一度整理された歌文の稿を、所々に切貼りをし、

又は綴ぢ込んであります。これは書風と紙質の相違によってわかります。従つて綴ぢ込みの都合上、若い時の歌文が、同類の題下に於て、却つて後の方に出てゐる場合が多くあります。

と述べられている。詳細はともかく適切な御解説である。

まず、本集六卷七冊に使われている用紙をみると、前記した如く、春部から冬部の四冊は、やや薄手の鳥の子紙、恋部・雑部の三冊は糊入して柔か味のある杉原紙が主で、雑部下には折々前半の鳥の子紙を一部挿入してゐるところがある。―更にもう一種の料紙が見出されるが後述する―この二種の料紙は概ね毎半葉十一行に書写され、筆跡もほぼ同じくする守部晩年の書体である。本集編輯時の執筆であろうと推測される。次に、春部の冒頭に貼付された補入歌は、前記の鳥の子紙、杉原紙を両用して、恐らく本集書写後に拾遺の詠を書改め後補したものである。春部巻初を構成すべく遊紙をも利用している。この部分は三・四葉にすぎなく、各巻の余白に屢々書入れている補訂の書風註と異るところがないが、雑部上下二冊には橋純一氏の言われるように、両冊の処々に前記の料紙とは異なる、やや粗い美濃紙に、明らかに晩年の書風とは異なる筆跡にて書写された旧歌稿が綴込まれている。その数も尠くない。ただ氏が「同類の題下に於て、却つて後の方に出てゐる場合が多くあ」とは限らず、歌題と排列に準じて妥當な当該箇処に排置されているのである。本書は用紙からみると右の三種類にわたるのである。

扱、それぞれの料紙にみられる歌詠の年代は、年月を明記しているのを拾うと、ほぼ同様の書風を示す前二紙の歌詠は主に天保期の年代である。その中で最も新しい年月を記しているのは、雑部上に、

弘化二年九月十七日伊勢皇大神宮の新嘗祭の勅使藤波三位卿祭はて、申し給はく此たひ禁裏におきて日本書紀の御会読はしめさせ給へりそれにつきて荒木田神主久老か日本紀槻の落葉奉るへし又江戸人橋守部か稜威道別もかねて聞及はせり神官の中にする人あらは其書奉すへしと仰ことありけるよし久守のかたよりいそき申おこせける

につきて写させて奉るときそへて奉りけるうた

と端書きする守部畢生の栄光に浴した時の短歌四首に記している日附である。

穿履集の編纂を橋純一氏が弘化三年の頃に想定されたのも、恐らく此の辺の記述からであろう。前半春部から冬部にかけて鳥の子紙を用い、後半恋部・雑部は杉原紙に毎半葉十一行の書写形態をとりながら、早くとも弘化二年の冬頃から編輯書写が続けられたものと推測される。そして雑部にすすみ旧詠の稿を拾い採り、折々には、その間に綴じはさみながら下稿の完成をいそいでいたことかと思われる。

次に旧稿の、美濃紙に書かれた綴込みの部分であるが、これも明示された年月をみると、文化文政期の、武州幸手時代の旧詠である。旧稿中の早い時期の詠草には、雑部下に、

文化の六とせ八月はかり幸手にうつり住ける時丹波の笹山しらす君の御いろと観濤公子おのれか蓬壺の額のもしかきてえさせたまひけるよろこひによみてきこえける長うたみしかうた

の端書をもつ長歌と反歌一首が見出される。幸手転居の際の事である。

又、同稿中の最も新しい日附けは雑部下に、

文政の八とせ葉月はかり相模国雨降山の麓の里の荒つる時あやしき事ありきとそこなる人のかたりけるを聞てよめる長うた又みしかうた

と誌す長歌と反歌二首を載せている。旧稿中には猶年次の降る詠草はあろうが年月を明らかにしない。これらのことから臆測するに、旧稿は、そのすべてが幸手在住時代の詠作であったろう。それを、恐らく江戸転居を前にしての事か、文政もおしせまつての頃であろう、幸手時代の詠草の整理がなされたのではなからうか。本書の処々に綴込まれている旧稿は用紙、書風共に同じくし、守部壮年時の筆跡と推定されるので、上述の推測の時期に自撰し書写さ

れて、其後晩年の本集編纂の時に、再び其儘に採り入れられたのであろう。この旧稿は既述した「蓬壺草文辞部」に対する「和歌部」として併存したものであろう。

本書はいずれ散佚詠草をも網羅し、完備した上で、あらため繕写し、守部終生の記念ともすべく尽瘁するところであつたにちがいない。しかし遂に完稿を見ずに終つたのであろう。現状にみる如上の経過のほかに、随所に塗抹・刪修・推敲の跡、又朱墨の合点、その他簽符など、既にさだかにしがたい処もあるが、それら斧正の墨痕には、守部のなみなみならぬ熱気が偲ばれるのである。印記、各冊第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

註 猶本集中には数葉の附箋―料紙不等―が貼付されているが、いずれも編輯時の補訂稿である。

附記

本集の完本はまだ刊行を見ぬが、その一部は昭和四年に「橘守部伝記資料」の中に「穿履集選」として公刊されている。同書の編者である橘純一氏の「緒言」によると、

今こゝに伝記資料として抜き出した標準は、歌の詞書や、歌詞或は文章中に、人名（これに準ずべき家号その他の名詞）、地名を含むもの、又年月の明示せられてあるもの、此三つであります。これらについては、必要か必要でないかといふ判断は致さず、もれなく採つたつもりであります。

と撰歌の基準を立てておられるように、守部の対人事関係の詠草が主となっている。そのために、雑部二巻の部分が多くなり、四季・恋部等、風物詠、題詠歌の撰出歌は皆無に近い結果となっているのである。

又同緒言に、

思想上の特色あるものも抜き出したくは思ひましたが、さういふ方面は、既に全集として出版しました稜威道別以下の諸書によつて、学界に知られて居ると存じまして、この度は割愛致しました。

と述べられている。

本集の一割にも満たぬ撰集としては共に当然の処事ではあるうが、その生涯を和歌とともにあった守部の詠草の全貌と経営を辿るうえには猶惜まれることであった。全集所載の「橘守部家集」（冬照撰）も又本集に拠つての撰であるが、同様に、その一部の抄出にすぎない。その意味では、本集は守部詠草のほぼ全容を集大成した唯一の自撰家集として就中留意されるのである。

詠 草 七種

自筆

斯道文庫蔵

守部自筆の詠草類は、斯道文庫蔵七種のほかにも猶かなり現存するのであるうが、現在のところ所在を明らかにしない。^注本詠草は元来未装幀、仮綴の歌稿、歌反故を輯めたものであり、その詠作は武州幸手在任期から江戸池庵時代も晩年にいたる折々の詠歌、長歌・短歌を主に、旋頭歌・文辞をもあわせている。時に類題し整備を手がけたとおぼしき歌稿もあるが、書風・紙質など、各々相違するところがあり、それぞれに年次の隔りが見うけられる。最晩年の自撰家集「穿履集」に採り入れられる歌詠も尠くないが、原稿との間には自ら逕庭があつて、その経緯を辿るには興趣ある資料といえよう。旧斯道文庫の購入時に装幀を整えたと聞くが、現在は各冊共に濃紺色表紙、題簽は金切箔を散した香色の短冊を表紙の左肩に貼付している。大・中・小、或は横長の冊子と書型を異にしている。以下の解題には重複の煩をさけ省略するので、改装表紙題簽に記す整理外題を次にあげることにする。即ち、「詠草い」、「詠草る」、「詠草は」、「詠草に」、「詠草長歌一（二）ほ（へ）」、「詠草と」と誌している。本解題も上記の次第によって叙述することにした。

詠草 (い)

自筆

袋綴、一冊。引合紙元表紙、竪二十三・二糎、横十五・九糎。料紙は十一行の野紙。本文墨付十五丁。全卷裏打す。外題、元表紙中央に「詠草」と自筆墨書している。

本書は天保期の詠草か。猶審らかにしがたい。書中に「池浦信基か女弟の身まかりける時あくれにかなしき書つくれるを見てよみてとふらひける長うたみしか哥」の端書が見えるので、幸手時代の作詠ではなからう。詠草は長歌・短歌を主に旋頭歌・文詞など輯めている。巻初数葉は四季・恋・雑などに排するが、次第に朱筆貼紙補入歌、塗抹改稿、補訂など入りみだれ、未整理の草稿である。

目につく、いくつかの題名を拾うと、「人の乞けるにかきて得させる詞」、「富貴問答歌」、「人生不満百常懐千載憂」、「述心緒慰旅情歌並短歌」など穿履集未見の歌稿でもある。その数はおよそ百首ばかりが書き留められている。印記は「椎本文庫」等、守部印は見えぬ。

詠草 (ろ)

自筆

袋綴、一冊。淡茶色布目元表紙、竪十六・六糎、横十・三糎。料紙、楮紙。字面高サ約十三・三糎。每半葉七行。詠草本文墨付十九丁。但し詠草とは別に、前部に十八丁、尾部に四丁別稿を合綴す。別稿は前者に語義、歌句用例、後者は「草木花葉」と題し歌語草花を排列したものである。全卷裏打す。題簽、内題等はない。

本書は自撰短歌百三十六首を輯めている。詠草(い)に較べ、四季部・恋部にわかち、各歌題の許に整理、清書されている。が、巻尾数葉は不統一のまま書留られ、やはり草稿的な反故の一部か。又、本書の詠草は何時頃のことか、審

らかにしえない。書風からは老年時の筆跡とも見えず、寧ろ幸手在任時の印象を受ける。穿履集未収録歌と見受けられる。いずれ共に精査を期すことにする。「椎本文庫」印記等は捺されていない。

詠草 (は) 自筆

袋綴、一冊。焦茶色表紙、竪二十三・七糎、横十六・一糎。料紙、一〇十五丁迄十一行野紙、十六〇百一丁迄十行野紙。墨付百一丁。但し、十六〇三十六丁、九十四〇百一丁は雑稿下書きである。従って、十一行野紙十五丁迄、十一行野紙三十七〇九十三丁迄が詠草本文である。全巻裏打する。

題簽、内題等を欠く。但し、表紙左側に後補の白紙を貼り、「詠草 は 守部筆／天保八年二月末、大塩平八郎の変の長歌あり」と誌している。

本書も守部歌詠の草稿である。前記の十一行野紙と十行野紙に書かれた歌稿はそれぞれ別時の執筆になるものであろう。偶々詠草反故として合せ綴じられたものと思われる。

前半の十一行野紙の詠草は、長歌十首ほどに、旋頭歌二首、文辞一、短歌六十九首ほどが書きとめられている。第四首目に、

天保八とせ二月の末廿あまり一日二日の間つかた大阪の大塩何かし恨む事ありて一揆をおこし鉄炮もてか城のへをさはかしける事をきつたへて（以上ミセチチ）よめる長哥みしか哥の町を焼はらひきとてそのさたのかしましかりける比戯れに

の端書ある長歌、反歌二首が見える。端作り同様に、歌詠にも朱筆の著しい推敲のあとがあり、辿れば穿履集の本文となる。そのほかの長歌にも加筆、斧正を施しているが、穿履集の所収歌は大概はその補正に従っているので、恐らく以前の歌稿と推定される。

ただ、同十一行野紙、最末の詠草は、しかし、

嘉永二酉年四月十九日唯乘院の三年の忌に

なきあとをしたふ心はをさな子にくら[□]もまさらさりける

いつしかとみとせへにけりしひしはのもと[□]の心をわすれさるまに

時鳥ほと^{すきぬまにめぐりきて}きす^き過^きて^きけ^きふ^きは^きは^きやお^きなし^きね^きにな^きく^き時^{けふにもあるかな}は^ききに^きけり

ほととぎすほと過ぬまにめぐりきておなしねになくけふにもあるかな

と、嘉永二年四月十九日の日附を記し、前証願寺唯乘院の三回忌を詠んでいる。穿履集は弘化二・三年頃の自撰と推定される。本歌稿などにも拠ったことであろう。とすると年次があわないことになる。しかも、守部は、この年の五月二十四日に、昨年来の病痾が悪化し遂に不帰の人となったのである。恐らく病床にありながら門下の忌日をとぶらつての詠草であり、備忘の旧稿の端に書きそえたのではなからうか。守部詠草中、最後のものとなるう。

本歌稿に合綴された後半の十行野紙の詠草の方は執筆年時は未詳であるが、草稿反故の裏面を利用して書かれている。その前後尾にある雑稿中には撰格類の光彩・方辺などの用語と用例など見えるところから、前記の歌稿とは歳時を異にするであろう。天保二・三年から十一年末頃迄には三撰格は完成しているので、天保期の歌稿であることは間違いない。部立の如き分類はなされていないが、歌題類別のもとに排列しているのをみると、日々の詠作を書きとめた雑纂とは思われず、かなり意図的編成である。その意図がそのまま穿履集編纂につらなるかいは分りにしがたいが、穿履集載録歌に屢々撰出されているところを見ると、結果的には同集編述の下書き原稿ともなったことであろう。現在残る詠草中では最も多くこの歌稿から採られているようである。上欄余白に歌題を記し野中に歌を書きとめているのであるが、墨筆の補訂、朱墨の○印簽、合点などを施し、諸種の勘案の跡をとどめている。

本稿は詠歌中短歌が主に類纂され、長歌はわずか四首を数えるにすぎない。所収歌総数は、凡そ千百五、六十首ほどである。又、本稿は整理ノートの草稿であるため、穿履集との正確な関連は今後の調査に残されるが、恐らく天保期も後半、自撰集編纂を計画して類聚したもののひとつであったかと思われるのである。

詠草(は)は以上二種の歌稿が合綴されたものである。本書にも、「椎本文庫」等印記は見えない。

詠草 (に)

自筆

袋綴、一冊。元表紙欠落。縦十七・五糎、横十二・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約十五・五糎。每半葉十一行。本文墨付、十九丁。首尾に落丁あり。外題・内題欠。

本書の所収歌(短歌)は二百十六首、題詠歌を輯めている。歌題は幾分類別されているが、雑輯的な草稿である。墨筆の推敲も尠からず、その他合点・墨点など随処に施している。詠歌年代は審らかにしがたい。書風も細字の走り書きにて歳時は推定しがたいが、壮年時の筆跡とも見えぬ。所収歌は穿履集中に撰歌されているものも見出すので、やはり池庵時代の詠草の書き抜きではなからうかと臆測される。

守部の印記は、前記の詠草同様に所見されぬ。

詠草 (は)・(に)

自筆

詠草(は)・(に)共に美濃紙に書きとめられた、長歌並反歌の歌稿である。(は)四十一枚、(に)二十八枚よりなる歌反故である。現在は台紙に貼付され、上述の改装冊子二冊に綴じられている。両冊共、縦十七・五糎、横二十五・一糎の横長本である。行数は当然不等であるが、字面の高さは、ほぼ同じく十六・五糎前後である。両冊第一紙に、守部草稿の

整理用白紙が貼られ、「詠草ほ／長歌」、「詠草へ／長歌」と各々に誌している。「椎本文庫」等印記なし。

詠草(ほ)は長歌四十一首、反歌略五十余首、詠草(へ)は長歌二十八首、反歌三十六首が各々一紙毎に書かれ、朱墨両筆の推敲、補入等が各所に著しい。参考までに両冊所収歌の詞書を後記した。

先ず、詠草(ほ)の歌稿をみるに、その過半は後に穿履集雑部上に所収されているのであるが、本書に加筆された補訂に沿いながらも、更に改めるところも尠くなく、両書の間には、時に面目を一新する歌詠もあり、相互の逕庭には時の隔たりを見る。詠草(ほ)は詞書からも恐らく幸手宿在住時代の折にふれての歌反故と推定され、輯められて穿履集の原資料となったものであろう。年次の明らかな歌稿の中で、最も古いものでは、「江戸よりさちての里にうつりける時よめるうた」(文化六年)の詠が見え、新しいところでは「文政の二とせふる郷のいせのくにへまかりける時云々」と端作りする長歌并短歌、又、「吾子茂松にしめしけるうた」(文政四年改名茂三)などが見出される。書風は各々折々の詠であれば必ずしも同じくしないが、いずれ壮年時までの旧詠であらう。

穿履集所収歌と相違する一例をあげると、清水浜臣の幸手来遊と二荒山詣の詠は、旧詠とは歌詞はわずかに異なるにすぎないが、反歌一首「二荒よりこゆ鳴わたれほとゝきすあとおひしきて君かへるかね」が添えられている。それとはともかく、この来遊は穿履集に「文化の九とせ四月の十日はかりに清水浜臣かわかりとひきてしはしありけるに云々」と文化九年のことと記している。この旧詠には「文化の十とせ四月の十日はかりに清水浜臣かおのれかもとより云々」と、文化十年と明記していて、歳時に一年のずれがある。旧詠の歳時を改めた理由は推測すべくもないが、これなどはやはり原歌稿によって訂されるべきではなからうか。この一例のみならず、旧詠草中には諸々の興趣を含む諸詠が存するものと思われる。

詠草(へ)は歳時を明示する歌詠は見出されないが、書風と紙質と共に前者と共通するところがあり、同様に幸手時代

の旧詠を輯めたものと推測される。詠草中に強いて年代を関連づけるとすれば、桐生の石原周朝、川越景麿など姓名が散見され、兩名共に幸手時代からの門下であるところから、この両歌についてはほぼ推定せしむるに足るが、他の詠草については未だ審らかにしがたい。

又、この詠草(ハ)は殆んどが穿履集未収歌の如くである。いずれにせよ、両詠草は守部の歌の中では最も旧詠に属する初期長歌の実態を提示している資料として留意されるのである。

詠草(ハ) 目次

詠暁雲歌并短歌(二首、短歌数以下同、改案ヲ含ム)

詠金花山歌并短歌(二首)

望筑波山作歌並短歌(一首)

詠富士山歌並短歌(一首)

窓燈といふ題を探りてよめる長うたみしか哥(二首)

詠富士山歌并短歌(四首)・ふしの山をよめる(短歌一首)

燈をよめる長うたみしかうた(一首)

名所といふ題をよめる長うたみしかうた(一首)

名所の題をさくりけるにみちのくの松しまをともしひしてよめるうた(長歌)

称皇国歌并短歌(一首)

詠滝歌并短歌(三首)

五十子胤^マ季か二月はかり^{伊予国}へ^{ツクシヘ}旅たちて葉月の比かへらんといいひけるに馬のはなむけ^{ヒミセケチ}すとてよめる長うたみし

か哥（一首）

海をよめる長うた短哥（一首）

おなし時二荒より来て江戸にかへるをおくる長うたみしか哥（一首）・浜臣たちなから池の蓮の花を見にこねなどあるにかへし（短歌一首）

文化の十とせ四月の十日はかりに清水浜臣かおのれかもとより二荒山にまるのほりけるにかへさのおそかりければよめる長うたみしかうた（一首）

不動院大先達の葛城山にのほり給へる馬のはなむけに（長歌）

役流山の大先達おほやけのみことのりをうけ給はりておほみね葛城の大御祈に春秋^マけてのほらんとて二月はかり旅立し給へるをおくる長うたみしか哥（二首）

水野の君のみかと守りにまけ給へる時人にかはりてよみてまゐらせけるうた（長歌）

ある国をしろしめす君の給はりける題^{題の}の中に田家の心をよみてたてまつる長うたみしかうた（二首）

山家をよめる長うたみしかうた（一首）

山家の心をよめる長うたみしか哥（一首）

閑居の心をよめる長うたみしかうた（一首）

故郷をしのひてよめる長うたみしか哥（二首）

万葉集の題を探りけるに悲寧楽故郷といふを得てよめる長うたみしかうた（一首）

江戸よりさちての里にうつりける時よめるうた（長歌）

讚上野国相生郷作歌并短歌（一首）

讚皇国歌並短哥（二首）

讚皇国歌并短哥（二首）

夕旅の心をよめる長うたみしかうた（一首）

羈旅の心をよめる長うたみしかうた（一首）

故郷の伊勢国へまかりける時箱根山にてよめる長うたみしかうた（一首）

陳防人悲別之情歌并短歌（二首）

文政の二とせふる郷のいせのくにへまかりける時粕壁の小淵の村にてひとく馬のはなむけすとてうたともおほくよみて出しけるに立なからよみてこたへける長うたみしか哥（一首）

述懐歌（長歌）

旅泊の心をよめる長うたみしかうた（一首）

寄歌述懐歌（長歌）

ゐなかにておのかなりはひにおこたりける人の床の掛ん料にとてうたこひけるにかきて遣しける長うたみしか哥（二首）

もの学ひの事をあけつらふついでによめる長歌みしかうた（一首）

吾子茂松にしめしけるうた（長歌）

万葉集の竟宴に人々とも題をわかちて擬贈遣唐使といふを題てよめる長うたみしかうた（三首）

詠天歌并短歌（一首）

詠草（一）

自筆

刀根川をよめる長うたみしかうた（一首）

詠嵐山花歌並短歌（二首）

奉称山部大人歌作歌并短歌（一首）

詠九月十三夜月歌并短歌（一首）

む月はかり小佐野豊かいせの神の宮にまうてけるうまのはなむけによめる長うたみしかうた（一首）

春のはしめによめる長うたみしかうた（一首）

蝸牛をよめるうた又みしかうた（一首）

奉貴神功皇后作歌並短歌（一首）

山旅作歌并短歌（一首）

伊勢国なる石大神ををろかみてよめるうた（長歌）

寄□述懐のうた又みしかうた（二首）

立春歌并短歌（一首）

む月はかりもの論ひしける人のもとへ梅の花をくりてよみてつかはしけるうた又みしかうた（五首）

題月添秋思作歌并短歌（一首）

□釣長歌并短歌（一首）

伊勢国にまかりけるついで清見か崎にてよめる長うたみしかうた（一首）

詠行路草花歌并短歌（一首）

詠鹽竈歌并短歌（二首）

神な月はかり不動院先達の母としのみとせの忌にまうて、人々ともによめるうた又みしかうた（二首）

石原周朝かなけく言にこたへける長うた又みしかうた（一首）

九月十三日めの父の三とせの忌によみてその子百枝のもとにおくりける長うたみしかうた（二首）

五月はかり川越懸曆の母としの身まかり給へるをかなしひてよみておくりける長うたみしかうた（二首）

ある人の家にて田家といふ題をさくりけるにそのあたりの家のさまを見てよめる長うた又みしかうた（一首）

紅葉のうた（長歌）

春曙をよめる長うたみしかうた（一首）

立春言志といふことをよめる長うたみしかうた（一首）

奉称柿本大人歌作歌并短歌（一首）

人の家に山吹を見にまかりてよめる長うたみしかうた（一首）

詠草（と）

自筆

袋綴、一冊。本文共紙元表紙、竪二十四・五糎、横十六・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・五糎。本文墨付六

丁。全巻裏打す。外題、内題欠。「椎本文庫」等印記なし。

本書は巻初に、

七月の十日まり九日の日弾正尹親王家四季三十題をよめる当座うた

守部

と誌す。歌合出詠歌である。歌題は、

立春・霞・梅・春月・見花・落花・藤・郭公・五月雨・納涼・初秋・草花・鷹・鹿・山月・満月・擣衣・時雨・

落葉・雪・忍恋・不逢恋・契恋・待恋・別恋・絶恋・恨恋・暁・旅・祝

の各題二首、六十首を書きとめている。書写後の推敲のあと、歌頭に合点、歌頭・歌尾に○印簽を施す処などが散見される。

彈正尹親王家の歌会の歳時は未詳であるが、書風は明らかに守部晩年の筆跡である。彈正尹親王、又守部との関係も分明にしがたい。本朝皇胤紹運録に、文政十一年十一月彈正尹になられた仁孝天皇の御子に愛仁親王が見えるが、あるいは此親王であるか。猶審らかにしない。穿履集に一部撰入している。

註 猶守部の詠草反故は諸稿の草案に屢々使用され、その全容は確認しがたい。又、守部の生地、現三重県朝日町公民館に寄贈されている遺墨の中に多数の詠草反故が残されている。いずれ機会を得て精査する予定である。

讚大江戸歌並短歌

文政九年刊石摺本

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。唐草地紋黄色表紙、豎二十七・六糎、横十八・一糎。料紙、厚手楮紙。匡郭、双边。豎二十三・二糎、横十四・一糎。每半葉五行（但し跋文十行）。書腦下辺に丁附あり、「第一（一二十四）」、「跋第二（一二十）」、目錄一丁。

題簽、单郭付き短冊（表紙左肩）に、「讚江戸歌 全」と刻し、内題は「讚大江戸歌並短歌」と記す。内題下に「橘守部」の署名がある。見返しは韓紅色紙、四周双边の郭内を界線にて三分し、

下毛国足利／幸手里塚橋大人歌并書／和栲舎蔵板
と刷っている。

跋文末に、

文政の九とせ四月の十日あまり七日／小佐野豊しるす

と記され、次葉表には、

橘先生著述

士佐日記鱧 嗣出／五十音図説 近刻／長歌撰格／文章撰格／難語考／神道弁

の諸書を挙げている。同裏に、

文政九年丙戌七月

書林

浅草新寺町

和泉屋庄次郎

の刊記がある。

本書は小佐野豊の跋文に、「凡そ句は五百句にあまり、言は三千言にこえぬ」と誌す、長歌一首と反歌三首の大江戸讚歌である。「文政の七とせの秋。わか橘の大人。江戸にもものしたまへるに。その人のもとめけるまゝに。とりあへず」詠まれた、此ほぎうたを、世にひろめようと乞得て板に彫らせたものであり、且つは又「大人はものかくわさにもすくれ給へれば。もし此筆のあと。世に筆まなひする人の手本ともなりなは。ほいのほかなるさいはひも」あらうかと、守部の手跡を模刻石摺したのであると記している。

小佐野豊は表紙見返しに見える、下毛足利の機業家―和栲舎―、足利連を代表する守部高弟である。再度の江戸転出を期す守部の処女出版は、かく和栲舎を蔵板主として、足利連支援のもとに文政九年七月に刊行されたわけである。永年にわたる幸手の研鑽時代はようやく桐生足利に地歩を固めて、本格的な活動期を迎えたのであろう。本書は学問上の著録ではないが、その意味では、守部にとって一時期を劃する記念の出版であったと思われる。巻尾の著述目録は嗣出近刻を予告している―猶いずれも後年の出版となるが―ことには、江戸進出―三年後―の雄図を秘して、諸篇

の成案を敢て世に問うているのもあつたらう。

讚大江戸歌並短歌

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、豎二十四・二糎、横十七・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八糎。每半葉八行。本文墨付、十二丁。

外題、「讚大江戸漫歌草稿」と墨書。内題、「讚大江戸歌并短歌」と記し、その下に「橘守部」の署名がある。

本書は前掲石摺本の草稿本である。板本との間には猶歌句の少異、仮名・漢字の表記の相違が散見されるが、既成稿に近い。僅か左傍に施された斧正が板本本文に移されている。本書の書写年代は奥書等もなく明らかでないが、板本跋文に云う文政七年の秋、江戸から帰省しての頃であつたらう。又、本書の手跡は守部諸稿本のそれと、やや異なる書風であり、一見別筆かと思われるが、一種の法帖としての考慮からであつたらう、やはり守部自筆と推定される。

印記、表紙右隅に「椎本文庫」の朱印が捺されている。

讚大江戸歌並短歌

筆写未詳

東京都立中央図書館蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、豎三十二・五糎、横二十一・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十四糎。每半葉八行。本文墨付十二丁。

外題、「讚大江戸歌草稿」と表紙左肩に墨書。内題、「讚大江戸歌並短歌」と記し、その下に「橘守部」の署名がある。

本書は前掲天理図書館本の転写本である。転写の際、同本の加筆補訂に従い本行としているが、猶一・二ヶ処旧稿に拠るところも見出される。又、目移りによる誤脱が二ヶ処ほど散見される。六丁表に、

かたへにはよねのくらまちかたへにはこかねのくらまちぬりこめの軒をつらねて

七丁表、

人はみちたりかくゆけはこまのわさをきかくゆけはくれのまひひめそこにしも人はみちたりかくゆけはくるわの
あそひ

の傍点箇処である。そのほか、僅かの誤写も見出されるが、概ね天理図書館本を模し書写され、前掲の石摺本以前の草稿転写本である。

印記、表紙上辺に「大礼記念図書」の円形朱印が捺されている。

橘守部家集 三卷

嘉永七年刊

斯道文庫蔵

袋綴、三冊。下辺に金切箔を散した白堊色松樹雲形空押表紙、竪二十六・九糎、横十八・四糎。料紙、楮紙。匡郭、四周単辺、竪二十・四糎、横十五糎。每半葉八行。版心下方に丁附、上卷「○序一（〜三）」、「○上一（〜四十二）」、中卷「○中一（〜三十五）」、下卷「○下一（〜三十二）」、「○跋一（〜三）」、書目「○一（〜二二）」。

題簽、淡茶色短冊（表紙左肩）に、「橘守部家集 上（中下）」と記す。内題同上。内題下に「橘冬照選」と選者名がある。

巻頭序には、

御代の号を嘉永といふ七とせさつきのやかの日文おへるあやしき亀井戸の里に世をのかれたる源朝臣皓しるす

の日付が見え、下巻末識語には、

嘉永七年四月

橘冬照

と記す。次行に、

橘元輔 蔵 板

とあり、跋文三丁の奥に、

嘉永七年六月

大江戸 中村正富

更に、椎本蔵板書目二丁が附され、書目執筆者（門弟）が、

嘉永七年八月

大江戸 西村秀実識

と年紀を附している。本書は上記の日付から、嘉永七年八月頃の開板であろう。

本集の部立は、上巻 春歌（百三十七首）、夏歌（九十三首）、秋歌（百十三首）、中巻 冬歌（八十首）、恋歌（七十四首）、雑歌（百四十四首）、下巻 長歌四十七首並短歌三十五首から成り、各題詞の許に一首乃至数首が撰ばれている。総歌数七百二十三首の撰歌集である。撰者は嗣子冬照が主にあつたのであろう。源朝臣皓（松浦皓）の序にも「かれいきのかきりかきすてし歌も辞もいとさはなるかなかをうみの子なる冬照をしへ子らをつとへて物さとすいとま／＼に家の名におふ椎か本つ葉かきつめてこたひ桜木にゑらせつ」と誌している。冬照の識語にも「七年の魂祭にそなへまほしくてとみにゑらせつ」と記しているのを見ると、亡父の七回忌を祭る追善の家集であつたのであろう。撰歌の拠り所となつたのは主に前述した「穿履集」七巻であつたと思われる。

全集首巻に所収するのは本版本三巻である。

備考

本書の下巻末に「椎本蔵板書目」として、江戸の門弟西村秀実が短い解説を加えて挙げている書目には、

難語考三冊・鐘乃響三冊・助辞本義一覽二冊・神楽催馬楽入綾六冊・土佐日記舟乃直路二冊・心の種三冊・万葉緊要二冊・五十音小説折本一冊・花月帖墨本一折・稜威道別五冊・稜威言別三冊・下蔭集七冊・橘守部家集三冊の十三部である。嘉永七年八月現在の椎本文庫の蔵板本の大概であろう。参考までに附記した。

橘守部家集 三卷

村上忠順写

刈谷市立刈谷図書館蔵

袋綴、上中下合一冊。縹色表紙、竪二十三・六糎、横十六・七糎。字面高サ約十九・七糎。每半葉八行。書腦下方に丁数を施す。上巻 「序一（一三）」「上一（一四十二了）」、中巻 「中一（一三十六了）」、下巻 「下一（一三十三了、但し三十二を誤記）」、跋「一（一四了）」。

題簽、鶯色班紋短冊（表紙左肩）に、「橘守部家集 全」と墨書する。

本書は前記板本からの忠順の臨写本であろう。各巻歌員、序・跋・識語はもとより、丁数・行数・字詰にいたるまで同じくしている。但し、各巻本文は板本がそれぞれ第一丁表から始るのに対し、本書は同裏から書写しているために各巻は板本に比し半葉ずつのずれが生じている。又極くわずかながら忠順の書入れが散見される。

印記、第一葉に、「参河碧海／村上図書」朱印、「大正記念／藤井図書」の円形朱印が捺されている。後者は村上文库寄贈者の一人である。

橘守部家集 存卷上下

京都大学国語国文学研究室蔵

袋綴、二冊。茶褐色表紙、竪二十六糎、横十九・一糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・八糎。每半葉八行。墨付、

上巻 序三丁、本文四十二丁、下巻 本文三十二丁、跋文三丁。

外題、表紙左肩に「橘守部家集 上(下)」と墨書する。

本書は巻中の一冊を欠いているが、前記板本からの写しであろう、歌数はもとより序・跋・識語、又丁数・行数・字詰・字体までが一致する。但し下巻遊紙裏に「論親族不睦歌」長歌一首、同巻末上欄余白に「詠小人儒病歌並短歌」二首を書入れている。猶板本附載の「椎本蔵板書目」二葉は書写されていない。

下 蔭 集 七巻

天保九年刊

国立公文書館蔵

袋綴、七冊。下辺に金切箔を散した淡茶色刷毛引表紙、竪二十三纏、横十六・三纏。料紙、楮紙。無辺無界。字面高サ約十九纏。每半葉十三行(但し、序九行)。丁附(版心)、巻一 序・集のゆゑよし「〇一 序一(〜五)」 目録「〇一 目一(〜二)」 「〇一ノ一(〜五十五)」、巻二 目録「〇二ノ目」一丁 「〇二ノ一(〜三十六)」、巻三 目録「〇三ノ目」一丁 「〇三ノ一(〜四十五)」―但し、丁附「〇三ノ又十二」ト重複、実数四十六丁、巻四 目録「〇四ノ目」一丁、「〇四ノ一(〜三十八)」、巻五 目録「〇五ノ目一(〜二)」 「〇五ノ一(〜四十二)」、巻六 目録「〇六ノ目一(〜二)」 「〇六ノ一(〜二十七)」、巻七 目録「〇七ノ目一(〜二)」 「〇七ノ一(〜二十六)」、下蔭集初編作者姓名「〇七ノ二十七(〜三十五)」。

題簽、現在巻五のみ存し他は剝離す、淡茶色短冊(表紙左肩)に、「下かけしふ 五 恋」と刻印する。内題、「下蔭集巻第一(〜七) 春歌(〜雑歌下)」と記す。

序文末に、

天保の九とせう月の七日の日おなし柴人のとも橘守部よみ人のこゝろをうけてしるす

と記し、つづけて、「集のゆゑよし」の奥に、

天保九年四月十八日

嗣業 橘冬照識

の日付を誌している。奥附は、卷七後表紙見返しに、

製本所 芝神明前／岡田屋嘉七

と記す。

下蔭集七冊は守部門下の撰歌集である。部立は、四季歌・恋歌・雑歌上下の七巻とし、卷一春歌六八六首、卷二夏歌四五二首、卷三秋歌五八四首、卷四冬歌四七八首、卷五恋歌五一八首、卷六雑歌上三二一九首、卷七雑歌下三〇三首、総歌数三三五〇首を数える。作者は、冬照の「集のゆゑよし」に識すように、「ことくくわか翁のをしへ子」である一四三名（卷七附載下蔭集初編作者姓名）と読人不知を列ねている。書名「下蔭集」は「かれをこかましかれと、橘といふによりて、よみ人の方より、下蔭集とよひなせるにしたかひつ」（集のゆゑよし）と冬照が述べているように、橘の下蔭に生るところの歌集の意であろう。後述するが、初編七冊につづき続編も目論まれたのであろう。が、次編は其後に編纂されたのを聞かない。

下 蔭 集 七 卷

天保九年刊

国立国会図書館蔵

袋綴、七冊。下辺銀砂子散し淡茶色刷毛引表紙、竪二十三・六糎、横十六・七糎。料紙、楮紙。題簽、韓紅色短冊に、「下蔭集一（二） 春（夏）」、「下かけ集 三 秋」、「した蔭集四 冬」、「下かけしふ五 恋」、「下蔭しふ六 雑上」、「下蔭集七 雑下」と刻している。前記国立公文書館本は卷五のみ存し、他は剝離しているので添記した。

本書は前掲国立公文書館蔵天保九年刊本と同版本である。前者同様に卷七末に「下蔭集初編作者姓名」九丁を附載

している。但し本書の奥付には、

天保九年戊戌晚秋発兌

の刊記に続け、「三都書林」として、

京都寺町通り松原下ル

大坂心齋橋通り

勝村治右衛門

秋田屋太右衛門

江戸芝神明町

同右町十軒店

同中橋広小路

同日本橋通三丁目

同同町

同通一丁目

兵衛／須原屋伊八／須原屋佐助

同浅草茅町二丁目 同通四丁目

の十書肆を並記している。本書により刊年は更に明らかとなるが、両書孰れが初版であるか猶未詳である。記して後考を俟つことにする。

下 蔭 集 七卷

明治廿六年修刊

斯道文庫蔵

袋綴、六冊（巻六・七合綴）。浅縹色布目表紙、竪二十三・一糎、横十五・九糎。料紙、楮紙。題簽、単郭付短冊

（表紙左肩）に、「和歌下蔭集 春（一）（雑） 一（一）（六）」と刻す。

卷一表紙見返しに匡郭を設け、界線にて三分し、

橘守部撰

六冊／和歌下蔭集／明治廿六年磨欠補正

椎本唸社蔵

と印刷している。

卷七後表紙にある奥付は、

皇典歌文書
發行所

東京市本所区小泉町二十九番地
椎本唸社

本社発行書類愛読者ハ本社並ニ左之特約書林へ御便宜御送金
相成候得者神速送付可致候但シ東京市内ハ通送料不申受

東京市京橋区南伝馬町 吉川半七

同 日本橋区通一丁目 大倉孫兵衛

同 浅草区北東仲町 浅倉屋久兵衛

と記す。

本書は前掲天保九年板の補修重印本である。重印に際し、卷一表紙見返しに、新たに扉題を補い、卷末奥付を改訂している。又、前掲書に附載する「下蔭集初編作者姓名」九丁を省いている。

下 蔭 集 卷五零本

筆者未詳

静嘉堂文庫蔵

袋綴、一冊。薄鼠色墨流し改装表紙、縦二十四・二糎、横十六・七糎。元表紙、本文共紙。料紙、薄様。字面高サ約十七・九糎。每半葉十二行。丁数、目録、丁付あり、「〇五ノ目一（一）二」、本文、第一葉のみ「五ノ一」と丁附するも他は省筆し、全三十五丁。

題簽、子持梓付短冊（表紙左肩）に、「下蔭集 五」と後補し、元表紙中央には、「下蔭集□□／恋之部」と外題を墨書している。内題、「下蔭集卷五」と記し、「恋歌」二字を書落している。

本書は前記板本卷五―卷尾一部を欠く―からの転写本である。目録には板本と同じ各題の丁数を記すが、本文は板本十三行に対し、本書十二行に書写しているため、当該題丁数と一致しない。初葉のみ丁数を施し以下を省略したのはそのためであろう。ままた誤脱、誤写が散見される。後者は多く見消ち補訂している。

卷尾欠落部分は、板本二十九丁裏「閑居恋」題橘冬照歌以下卷末、四十一丁裏迄までであるが、本書三十五丁表裏に、「閑居恋」題同人歌から「思兩人恋」題小川持平歌までが書写され綴じこめられている。誤綴か。又、本書三十

二・三十三丁両表裏及び三十四丁表には、板本二十五丁裏終行の「雨中増恋」題正信寺後室町子歌から板本二十九丁初行「恋夕」題観音院宣胤歌までを重複書写しているが、これも又、板本二十六丁裏初行「恋月」題よし田秋ぬし歌から同二十七丁表終行「夏恋」題蓮光寺興瑛歌まで十三首を書落しているなど、巻尾の書写にはやや混乱がある未完零本である。印記、初葉に「松井蔵書」方円形朱印が捺されている。

備考

天保九年四月（序）といえば、幸手から江戸へ再進出してから丁度十年の歳月を閲し、池庵の門流は、桐生・足利の社中、江戸社中を加え、下総周辺から次第に諸国にもおよぶ門弟の入門を見るにいたり、相続く学問上の成果と共に確実な地歩を占めるにいたった時期である。下蔭集七巻の出版は、その意味では門流の結集を図る恰好の手段ともなったであろうし、一方、出詠の側からすれば、希ってもない自詠の公刊に心の動かされるものがあつたにちがいない。その出版費は詠草提出者の負担によつてまかなわれたと聞くが、至極尤もなことであつたらう。

本書上梓の趣旨については、守部の序に、

又かゝる世には、世の人てらひに、泊瀬女ならぬ、ゆふ花をつくりいて、実ならぬけつり花をとりかさりて、しかまの市の、あなかに名をうらむの、好みなるもおほかれと、今此うたは、さるたくひにはあらず、早川のはやくの時より、埋木の、人しれぬ我にしものひとひて、海士のまでかた、いとなき身にも、真こゝろにもおせるかいとほしくて、折たく柴の、をりくくに書とめおきけるか、梓弓いつしかむかしくおしうつりて、今は世になき人となれるも、おほくなりぬれば、かつは其人のかたみとも見、かつはその心さしを、むなしうせしとなり、これを巻のはしめとして、つかの木のつきくにも、猶とりあつめて、あらず玉のとしのはことに、二巻三巻つゝ、おひそへむとす、すへてわか一たひ友とむつひし人のかきりは、落しひのおつることなく、かしの実のひと

りも、むなしうせし、

と誌し、辺邑雌伏時代以来の、鄙の地あづまの門弟の詠草を攢集し、年毎に巻を継がんことうたっている。冬照の「集のゆゑよし」には、

此企をきゝ伝へて、哥くはへてよと、こへる人も多かれと、他門の人は、はゝかりてひとりもくはへず、此集にのれる限りの人は、高きもいやきも、ことくくわか翁のをしへ子なり、

と、重ねて池庵の門流の撰集たるを誇示している。巻七巻末には、「下蔭集初編作者姓名」九葉を附載している。

その作者数は一四三名と作者名を憚った読人不知の多きを数え、恐らく守部門の過半を占める人々であろう。参考までに註記掲出したので贅言しないが、詠作者には武家・僧侶・医師等の階級も多少は見出されるが、その大部分が商・農業にたずさわる庶民層である。江戸後期の和歌享受の一面を窺うに足る資料ともなるうか。学究の日々の傍、古典入門の捷径として歌文の指導は学匠の主要な職掌でもあったのであろう。後述の諸歌合、又歌会、あるいは月次・臨時の詠会などを通して、其処に出詠された諸篇は、師守部の批評と添削を俟って成ったことであろう。

かゝれば此しふは、難波堀江の、あなちよしあしにもかゝはらず、たゝひとくゝの心さしを、もたさしとてのわさなるを、見む人、もし哥のまたしきをとかめて、そしりを守部か身におふしなんか、

と、詠草の未熟をあやぶみながらに、一方では、

あはれ今行すゑ、梨壺の花さく春もありて、さらにみことのりうけつきたまふ世もあらは、此あつまにてやしなはれたる人の子の、舌たみたらんふしくを引なほして、玉河にさらすたつくり、ひとへに好むこゝろをあはれひて、しつたまきいやしきをもて、言をすてまさす、十にひとつも、えらひくはへて、得させ給はらは、ふりし木のめも、春にあふ君か世に、うまれあへるかひありと、よろこひなんとて、柴人の身に、おふけなきねき事

も、せられおおくになん、

と、抱負と期待を添えている。序文に見る単なる紛飾とばかりとも云えぬ真面目な本心かもしれぬ。

冬照の「集のゆゑよし」に、

巻尾に、よみ人の国所、姓氏通称等をしるしおくは、わか翁、ましはりをあつくせられし、後の思ひ出にもし、かつは序にねきおける、ほいもありて、もしよき人のえらひに、くはへ給はんをりもあらは、その時のためにもとてなり

と、重ねて断っている。撰入歌の署名にも、姓氏通称雅号に添えて、その在所を一人くくに記している。

かく百四十余名の出詠者歌、三千三百五十首を四季・恋・雑歌上下七巻に部立しているのであるが、四季は季節の移ろいに従い、恋・雑歌にも各々に歌題を設け、歌群を以て統一している。その「大むねは、のちの撰集のふり」に倣うものであった。その歌題はしかし依然伝統的な範疇にとどまり新奇な獨創性にかけるのは守部の歌論から当然帰結されるところである。が一方、江戸庶民社会の和歌享受の側面よりみれば、古典的類詠をして、ともかくも或る水準にまでいたらしめていることは、歌詠の巧拙をこえて、守部の指導性によるところの賜であつたらうと思われる。その歌題を参考までに、目録に従い註記^{註二}し、併せて各歌数を（ ） 圏内に補記した。猶※印は目録に欠く歌題である。

本集の上梓は、序、「集のゆゑよし」に天保九年四月と記し、又、前掲国立国会図書館蔵の版本奥付には、「天保九年戊戌晩秋発兌」と記しているので、初篇七巻は同年晩秋には発刊の運びとなつたのであろう。

又、「集のゆゑよし」には、

猶つきくの集には、此初編に出さる人も、あまた出へきを、そもみな門人の外はあらさるなり、たゞをしむら

くは、うせにし人の中に、うたもうせて、得かたきか多かり、こはもし後にもとめ得は、二編以下の集に、くはへつへし、

と記して結んでいる。初編七冊につづき、二編・三編の続集を計画していたのであろう。

同じ天保九年六月刊行の「心の種」三巻（足頼舎蔵版）附載の「池庵北畠守部先生著述略目録」には、

○下蔭集初編七冊 出来 ○同二編五冊 嗣出

此書は、守部先生、我が門弟の中にて、名ある人々の哥を、撰べる所也、先生は、前段（心の種）に云如く、歌学にたけて、人を導く方に、妙を得られたれば、今此集に撰べる所も、おのづから秀歌多く、又わるきもわるきなりに一ふしありて、取所のなきは、をさをさ見えず、近世此類の歌書多しといへども、かばかり哥のおもしろきはあらず、即題林の作例とも、成べきさまに撰べれば、哥の眼目を思はん人は、必ず此書によりて、味はべしるべきなり、

と広告文を誌して、本集の概要と趣旨をよく要約している。そのはじめに、「初編七冊 出来」とあり、次に「○同二編五冊 嗣出」と次編五冊の予告があるから、初編七冊の上梓と共に、続編五冊の撰集計画が—この天保九年六月の頃には—進められていたものと推測されるのである。同十年己亥十一月刻成の刊記がある「鐘のひびき」附載同目録にも、下蔭集七冊と共に同二編五冊の嗣出を広告しているので、やはり続編五冊の立案は前年度来継続していたのであろう。又、天保十年以後成立の次掲歌合判詞の中にも、例えば、「擬難陳三十番歌合」（天保十年十一月）、「五十四番歌合」（天保十一年八月）、「八十一番歌合」（弘化三年六月）等の判詞にも、その佳藻には「下蔭集にくはへ侍るへし」、「下蔭集に収むへし」などと追記して撰歌対象としているのを見ると、続編嗣出は単に机上の空文ではなくして最晩年まで継続し、撰歌されていたと考えるのではなからうか。しかし、現在、その撰集遺稿をきかな

い。恐らく撰歌対象は右歌合などに於て留意しながらに、猶門下の詠草は続編として集輯し編纂するまでにいたらなかったのではなからうかと思われる。嘉永七年刊行の橘守部家集添付書目には、「下蔭集 七冊」として、

此集はをしへ子の中にさきなくてはやう死たる人又年久しく歌を好みてよみたる人などの歌を本としてさなきも撰はせ給ひて題林やうにももし給へる書也

とのみ記して、二編五冊嗣出の予告を削っている。明治重印の「心の種」附載「椎本文庫蔵板目録」には「下蔭集 六冊 守部撰」と記し―雑歌上下合一冊とす、前述―続編は嗣出されることなく終ったのであることが明らかである。その広告文に「即題林の作例とも成へきさまに撰はれたれば歌の眼目を思はん人は此書によりて味はへしるへき也」と、題林の作例として本集を謳っているが、それは、あるいは本集撰集意図の一部でもあったのかもしれない。明治二十六年修重印本題簽に「和歌下蔭集」とあらたに外題しているのも、あながちに椎本陰社の広告文というのみではなかつたのであろう。

註一 本書巻末には、冬照の「集のゆるよし」に「巻尾に、よみ人の国所、姓氏通称等」を一覧した「下蔭集初編作者姓名」を附載している。本集作者のみならず、天保九年頃までの守部門人総覧ともなるべき便宜を考え、参考までに次に掲出する。

下蔭集初編作者姓名

豊 下野足利里吏号和栲舎 小佐野清七、等雄 同所号近江屋又観不尽舎 伴忠四郎、春雄 同所等雄男 伴幸之助、清香
同所学生 奥河内逸平、秀穂 同所学生 寺田摠八、足穂 同所小佐野家 日下田嘉兵衛、楚幹 同所伴家 木村兵三郎、
蔭好 同所 川岸栄三郎、長昭 同国足利郡今福邑長 武井弥左衛門、正寿 同郡助戸村 石田喜兵衛、清風 同郡小俣村
郷士号外山庵 山藤政八、貞暉 上野桐生里吏号萩舎称塾翁 星野三六、すま子 同所前郷長通称又左衛門 書上勝智妻、
元緒 同所里吏号与呂都屋 長沢新助、春江 同所元緒二男 長沢卯蔵、愿恭 同所医師 八木橋愿恭、宣秋 同所号楽齋
吉田源兵衛、秋主 同所号足穎舎 吉田清助、広継 同所号松原又鳴機舎 高橋藤助、弘固 同所広継男 高橋藤四郎、す
は子 同所 稲垣是則母、敬之 同所大谷屋鋪 田村金兵衛、かち子 同所通称林兵衛 田村直恒妻、邦親 同所号齋檀舎

田村仙藏、百成 同所号京屋 藤井久兵衛、春雄 同所 吉田七兵衛、貞寛 同所 新井幸藏、寛瀉 同所在境野村 橋本
龜松、信有 同広沢村前郷長 彦部数馬、紀綱 同国佐位郡伊勢崎 吉田源助、宝山 同国高崎甲府大納言様御菩提所願行
山 大信寺、諦善 同所 同寺沙弥、正美 同所 富岡氏、茂里子 同所 正美女、やほ子 同所 長坂氏、登里子 同所
井上氏、正邦 同所 河辺氏、弘門 同所号毛軒 志倉西馬、俊臣 同所 富所忠兵衛、有雅 同所鑿師 堀松頌、すめ子
同所大谷雅雄妻 大谷三右衛門母、光門 同所 矢嶋利兵衛、季村 同所号榮屋 市川治助、清方 同所 萩原孫市、真靜
同所書家 小島治兵衛、蔭好 同所 武井善次郎、長照 同所栗崎村 五十嵐氏、師興 同国群馬郡中大類村 松本勝右衛
門、康道 同郡大類村 某氏鉄五郎、義弼 同上中居村 松本市郎兵衛、英勝 同寫名村 三友幸右衛門、春秀 同国碓日
郡大竹村郷長 柳沢宗三郎、松蔭 同国板鼻駅 嶋方定次郎、永世 同国藤岡号京屋 富田金藏、永清 同国緑野郡鬼石町
鑿師 小林玄弘、顕応 武蔵児玉郡御嶽山役氏法橋位 法楽寺、富明 同国那賀郡広木村前郷長 鈴木思孝、清英 同郡穴
志村吏 千田丹治、三重子 同八幡山四方田彦兵衛 藤原弘昌妻、長喜 同国榛沢郡寄居町 清水徳兵衛、長房 同所 小
西藤兵衛、靜阿 江戸浅草本願寺院家 善照寺、唯乘 同本願寺一家前証願寺号椎之本 唯乘院、干勢子 同 唯乘院室、
兼敬 同本願寺一家 円照寺、みち子 同 兼敬室、公甫 同本願寺一家 宗恩寺、みす子 同 公甫室、詢雄 同 公甫
長子、興瑛 同本願寺一家号方雅 蓮光寺、寿海 同本願寺内権律師 乘願寺、靜景 同本願寺内権律師 等光寺、すま子
同 靜景母、池徳 同金龍山浅草寺十二坊 前金藏院、惟行 同浅草寺家侍 金子八郎、真幸 同境内号花海堂又藤舎 加
藤幸七、貴和 同神田須田町号悠々館住境内 田辺善右衛門、冬照 同浅草寺内弁天山池庵翁息 橘茂三、登勢子 同冬
照妻、芝月 同浅草田圃隠士 浅井芝月、守一 同花川戸鑿師 杉浦玄信、称瑞 同北浅草律院 称往院、称勲 同 同寺
沙門、念阿 同新堀 淨念寺、顕阿 同鳥越 寿松院、満潮 同下谷 清徳寺、光房 同鳥越三筋町 小川源左衛門、直芳
同関播磨守家士 小西衛守、大秀 同深川靈巖寺中溪 寮司、元寿尼 同大河岸 林寛兵衛母、成美 同神田銀街長家 明
田摠藏、浦子 同 成美妻、浜子 同池庵翁女 成美息美和妻、露遊 同飯田町幕府 平正雄母、義天 同上野谷中鶯谷
長明寺、清香 同若松町一橋殿官医 小山幸元、常堅 武蔵埼玉郡太田岱村史 高山和助、斎庭 同郡久喜里鑿師 宮本順
貞、質 同郡岩槻侍医 松葉氏、照海 同郡粕壁廿八寺本寺法印 最勝院、孝純 同所駅長孝熙長子 関根八郎、孝熙 同
所前駅長通称次郎兵衛後改 関根持平、持尹 同所号松川 小川弥五兵衛、軌長 同所号三升屋 浜嶋助右衛門、三居 同

所号俵屋又有良庵通称 大橋才助、永達 同所醫師 吉村永達、頼円 下総葛飾郡小淵村役流山東国大先達 不動院、衛之
同 饗庭法眼母、宣胤 同所觀音別当年行支權律師 觀音堂、宣敬 同法印 前觀音院、邦照 同所 酒井勝三郎、忠弘
同所 白石愛二郎、真章 同所 大塚三右衛門、貞則 同所前吏 佐藤利右衛門、千足 同所貞則弟 佐藤祐右衛門、保章
同八丁目村通号隅 鈴木兵右衛門、好里 同新町号堺屋 橋本喜右衛門、秀求 同国幸手駅号蓮舎 担景寺、秋郷 同所中
新田村 安田稻助、夏雄 隅田川向岸 葛飾孫三郎、千稻 同国関宿大夫 富田外記、茂樹 同藩大夫 杉山内記、貞幹
同藩前大夫 杉山市大夫、梶麻呂 同藩前大夫 川越殿衛、高鞆 同藩前大夫 伊藤右七郎、正庸 同藩士 加藤虎之助、
貞幸 同国古河鍛冶町号伊勢屋 三谷伝右衛門、和楽 同所古靈場 大聖院、まぢ子 伊勢神戸玉垣一身田院家池庵翁姉
正信寺母、千畝 尾張津島根高村 津田三輪助、泰平 近江国日野 矢野久四郎、仲子 信濃埴科郡坂木駅長 杳掛道寛
母、淵魚 同道寛弟仲子季子 杳掛氏、亮都 同国水内郡荻窪村郷士 宮川荻之輔、成章 同高井郡小布施 高津唯祐、佳
晴 同長沼本願寺院家 西殿寺、春仁 同所法印 経善寺、守道 同所 松井源右衛門、貞典 美濃大垣藩 筒見三郎大
夫、道徴 同 江沢源右衛門、穀篤 越中富山藩 村尾金助、元道 越後蒲原郡一ノ木戸医師 平原元道、宣弘 肥前平戸
藩 坂口平四郎

註二 下蔭集卷一春歌略目錄

年内立春題五(十首)、立春題十二(二十二首)、若水(一首)、元日(二首)、試筆(一首)、春從東到(一首)、初春題八
(十一首)、早春題八(十九首)、春水題三(四首)、春色類題四(四首)、白馬(一首)、子日題七(十二首)、賭弓(一首)、
霞題二十七(三十九首)、鶯題廿五(三十四首)、若菜題十(二十一首)、春雪題一(七首)、殘雪題五(八首)、余寒題三(六
首)、梅題卅五(五十五首)、落梅題三(三首)、紅梅(一首)、殘梅(一首)、柳題二十(三十六首)、春風(一首)、若草題
十(十六首)、早蕨題三(六首)、春月題十六(二十七首)、春曙題八(十一首)、春雨題七(九首)、歸鴈題七(九首)、春駒
題一(六首)、雉題二(六首)、雲雀題四(七首)、桜題八(十三首)、待花題一(六首)、尋花題二(三首)、花題百二(一六
二首)、落花題卅三(三十九首)、呼子鳥(一首)、春野(一首)、野遊題一(四首)、遊糸題一(二首)、遅日(六首)、桃花
(三首)、三月三日(一首)、燕(二首)、春望題三(四首)、莖(一首)、蛙題一(四首)、苗代題一(二首)、躑躅題一(二
首)、若楓(一首)、杜若(一首)、欵冬題三(五首)、藤題九(十二首)、暮春題六(八首)、惜春(二首)、殘春題一(一首)、

三月尽(二首)

下蔭集卷二夏歌略目錄

首夏題五(七首)、早夏(一首)、更衣題三(八首)、遲桜(四首)、余花題二(五首)、殘花題二(四首)、新樹題九(十六首)、新竹題一(二首)、若竹(一首)、卯花題廿二(二十七首)、灌仏(一首)、賀茂祭(三首)、葵題二(五首)、郭公題四十九(八十五首)、早苗題九(十五首)、五月五日(一首)、藥玉(一首)、菖蒲題十(十六首)、橘題三(五首)、五月雨題廿一(三十四首)、櫻題一(三首)、水鷄題三(五首)、夏月題十六(二十八首)、瞿麥題五(九首)、百合題一(二首)、夏草題十(十六首)、鶉川題四(七首)、照射題三(八首)、螢題十八(二十八首)、夕顔題三(八首)、蚊遣火題十一(十三首)、蓮題一(二首)、冰室題一(四首)、※夏朝(一首)、※夏雲(一首)、夕立題九(十五首)、蟬題八(十一首)、扇題三(五首)、※夏夜(一首)、泉題四(四首)、納涼題十九(二十七首)、夏被題三(七首)、晚夏題三(六首)

下蔭集卷第三秋歌略目錄

立秋題四(七首)、新秋題二(二首)、初秋題五(九首)、早秋題二(三首)、七夕題十八(二十八首)、萩題五(六首)、萩題十七(二十首)、女郎花(四首)、薄題九(十三首)、蘭題二(三首)、朝貝題五(七首)、葛(一首)、草花題十四(二十首)、秋花題一(三首)、露題十二(十四首)、秋野(一首)、虫題十七(二十首)、殘暑題一(六首)、秋風題二(五首)、野分(四首)、鹿題廿一(二十七首)、秋望題一(三首)、秋夕題四(八首)、※秋夜(一首)、稻妻(二首)、稻花題二(二首)、秋田(二首)、秋祝(一首)、月題百七(一七一首)、駒迎題一(八首)、雁題十四(二十三首)、鶉題二(二首)、※小鷹狩(一首)、霧題十一(十四首)、擣衣題十(十五首)、菊題十四(十七首)、殘菊(一首)、秋霜(五首)、紅葉題五十五(八十四首)、蔦題一(四首)、暮秋題五(十一首)、九月尽題三(六首)

下蔭集卷四冬歌略目錄

初冬題八(十五首)、時雨題十六(二十四首)、落葉題三十(三十九首)、殘菊題四(六首)、霜題十(十四首)、木枯題二(七首)、冬風(二首)、枯野題二(七首)、寒樹(二首)、寒松題二(三首)、寒草題三(八首)、寒蘆題三(八首)、水題十七(三十二首)、冬月題二十(二十六首)、寒月題九(十首)、※椎柴(三首)、千鳥題十四(二十六首)、水鳥題八(十四首)、網代題六(十一首)、霰題七(十首)、霰(一首)、殘鷹題一(二首)、雪題八十一(一三四首)、鷹狩題二(四首)、薪(二首)、

炭竈題五（九首）、埋火題二（七首）、冬夜（二首）、冬曉（一首）、衾題一（二首）、神樂題二（七首）、早梅題二（三首）、
※年題暮（二首）、歲暮題十二（三十三首）、仏名（二首）

下蔭集卷五恋歌略目錄

初恋題二（九首）、不言戀題二（二首）、言出戀題三（四首）、詞和戀（二首）、忍戀題八（十首）、不聞戀（一首）、聞戀題三
（六首）、未對面戀（二首）、見戀題三（七首）、白地戀（二首）、尋戀（二首）、戀書題七（十首）、祈戀題四（七首）、契戀題
四（五首）、馴戀（四首）、疑戀題二（三首）、不逢戀題八（十二首）、不來戀（一首）、過門戀（二首）、偽戀（一首）、待戀
題十三（二十五首）、逢戀題十一（二十二首）、語戀（三首）、別戀題五（十首）、歸戀題二（二首）、後朝戀題三（九首）逢
後戀（二首）、逢不遇戀題二（四首）、名立戀題六（九首）、顯戀題四（六首）、增戀題五（九首）、切戀題二（五首）、厭戀題
二（三首）、悔戀題三（六首）、驚戀題二（三首）、妨戀題一（三首）、隱戀題二（五首）、疎戀（三首）、變戀題三（六首）、
稀戀題三（六首）、久戀題四（五首）、旧戀（三首）、經年戀題二（四首）、隔戀題四（八首）、近戀（二首）、遠戀（一首）、
片戀（二首）、片思（三首）、思戀題四（九首）、忘戀題二（七首）、難忘戀（六首）、恨戀題九（十九首）、絶戀題四（五首）、
戀雜物（三首）、戀風（一首）、戀雨（一首）、雨中戀題四（五首）、雪中戀（三首）、戀月（四首）、月前戀題三（六首）、春
戀題二（五首）、夏戀題三（五首）、秋戀題二（五首）、冬戀題二（四首）、曉戀（一首）、朝戀（一首）、昼戀（三首）、夕戀
（五首）、夜戀題二（四首）、山家戀（一首）、閑居戀（一首）、旅戀題二（二首）、名所戀（二首）、思高人戀（一首）、思兩人
戀（一首）、等思兩人戀（一首）、老戀題二（二首）、幼戀（一首）、不憚人目戀（一首）、人伝戀（三首）、恥人戀（三首）、
人戀我（一首）、戀夢題三（三首）、移香戀（三首）、寢覺戀（二首）、※空閨殘燭夜（一首）、戀某題七（十首）、戀形見（一
首）、忘余波（二首）、寄戀題七十七（一一三首）

下蔭集卷六雜歌上略目錄

天（一首）、日（一首）、星（一首）、月題一（三首）、風題二（五首）、嵐題一（二首）、雲題七（九首）、虹（一首）、雨題七
（十首）、烟題六（十二首）、晴（一首）、曉（一首）、朝（一首）、昼（一首）、夕題一（二首）、燈題五（五首）、山題九（十
二首）、山ひこ（一首）、杣（四首）、山路題一（五首）、崖（一首）、洞（一首）、巖題一（二首）、野題一（二首）、行路（一
首）、関題五（七首）、水題六（七首）、滴（二首）、滝題六（十四首）、河題三（五首）、海題十（十五首）、湖（一首）、浦題

三(四首)、嶋題一(二首)、湊(一首)、渡題二(二首)、橋(三首)、水郷(二首)、沼(一首)、池(一首)、国(二首)、市題一(二首)、故郷題三(五首)、仙家(二首)、※題しらす(一首)、閑居題五(九首)、寺題三(七首)、錢別題十五(十六首)、羈旅題廿三(二十五首)、旅宿題五(六首)、旅泊題三(四首)、古戰場(三首)、山里(一首)、山家題十九(二十六首)、山居(一首)、山館(一首)、田家題四(十一首)、苔題五(九首)、芝(一首)、篠題一(三首)、蘆題一(三首)、浜ゆふ(一首)、瓜(一首)、竹題六(九首)、松題十六(二十二首)、杉題二(三首)、榲(一首)、柴(一首)、梨(一首)

下蔭集卷七雜歌下略目錄

鷓題八(十三首)、鷺題三(五首)、鷄(二首)、鷺(一首)、鷹(一首)、鳩(一首)、鳥題二(三首)、鳥題八(十首)、虎(一首)、熊(一首)、牛(三首)、馬(一首)、猪(一首)、猿(二首)、狐(一首)、狸(一首)、兔(二首)、魚題一(二首)、貝題一(二首)、龍(一首)、龜題一(四首)、蝸牛(二首)、蝙蝠(一首)、蝶(一首)、蛛題一(二首)、貢(一首)、藥(一首)、酒(一首)、書題一(三首)、画(一首)、筆(一首)、劔(一首)、大刀(一首)、弓(三首)、杖(一首)、笛(一首)、鏡(二首)、枕(一首)、もとゆひ(一首)、筵(一首)、塵(一首)、栞(一首)、衣題一(二首)、帶(一首)、紐(一首)、錦(一首)、車(一首)、鐘題三(五首)、船題十(十三首)、漁火題二(二首)、眺望題十一(十五首)、述懷題廿四(三十一首)、懷旧題五(七首)、夢題三(八首)、影媛(一首)、正成(一首)、舜(一首)、上陽人(一首)、李夫人(二首)、王昭君(二首)、楊貴妃(一首)、老人題四(四首)、武士(一首)、樵夫題一(二首)、海士(二首)、釣(一首)、遊女(一首)、傀儡(一首)、行人題一(一首)、無常題六(八首)、哀傷題十三(十四首)、年忌題六(六首)、神祇題六(十五首)、社頭題六(九首)、釈教題十(十四首)、宴題二(四首)、祝題三十(三十八首)

歌合

百五十番歌合・四十八番歌合・五拾六番扇面歌合・擬難陳三十番歌合・

五十四番歌合・五十壹番歌合・八拾四番歌合・四十四番歌合・八十一番

歌合・十五番歌合・二十五番歌合

百五十番歌合

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。淡褐色表紙、縦二十三糎、横十五・九糎。料紙は美濃紙野紙、上冊十一行、下冊九行。本文墨付、上冊四十八丁、下冊三十一丁。

外題、表紙左上に「歌あはせ」（上冊）と墨書。内題「百五十番歌合」。両冊に後補の貼紙あり、「百五拾番歌合判者立華庭麻呂自筆／一番より八十三番まで」、「百五拾番歌合 続稿／八拾四番より百四十四番まで」と二行に誌している。又、下冊には表紙左上に「花笥第一稿」と自筆墨書するが、本書とは別の守部著述名（後述）である。

この歌合は、前書き末に、

文政のふたとせ葉月のつきたちの日、ひか事すてふいせの国人、立華庭麻呂、筆さしぬらしてかりそめにしるす、と日付を誌しているのをみると、守部主催の歌合としては、最も年紀の早いものに属する。守部三十九歳、その著述は「伊勢物語箋」、「万葉摘翠抄」と成り、桐生、足利の地に門戸をようやく構え得た時期にあたる。

その構成は、

題

春曙 夏夜 秋夕 冬日 厭恋 思恋 遠恋 近恋 皇都 故郷 山里 田家

作者左方

衛之 久子 持平 寛之 定国 好里 保章 千穎 由貫 義栄 並枝 有種

右方

頼雄 宣敬 宣胤 秀岱 秀栄 素教 菅根 貞則 千足 年彦 仲道 真清

と誌している。歌題は、四季・恋・雑題から各々四題を撰び、出詠者左右十二人、判者、講師を立てての開催であり、判詞も後に例示する如く、一応歌合の形式を踏んで、かなり大規模な構成である。その間の消息は、前書きに見えるので、その後半をあげる。前半はまず歌合の沿革を述べ、ついで、

今わかともからのせる歌合は、たれをなくさめむのすさひにもあらず、人に見すへきためにもあらず、あしたにはあき田かり、ゆふへにはいねつきて、つかれたる身のいたつきをやすめんとて、たゝおのかしゝ、こゝろやりくさにせるのみなれば、おそるへき所もなく、はゝかるへき人もなきまゝに、みなうちとけて、うかふかまゝによみいて、おもふかまゝにことわれゝは、かつへき人の、あやまちてまけつるもあるへく、まくへき人の、さいはひにかちつるもあるへし、いさゝ、うときしたしき人につきて、かたひきはせさるなり、しかはあれと、それよめるは、あつまのひな人、それことわれるは、伊勢の海人、うたはかならず言たみて、詞はかならずひか事やおほからむ、よしやそれもいかゝはせむ、おのれ／＼か国のさかは、のかれてもなほ、まぬかれかたしとよ、文政のふたとせ葉月のつきたちの日、ひか事すてふいせの国人、立華庭麻呂、筆さしぬらしてかりそめにしるす、

と記している。この消息文から、歌合参加者の構成主体は自ら推察される。桐生・足利の機織地を背景とする地方文化、とりわけ歌文に閑暇をみつけて心を託する人々であったろう。歌題も又当然に月並な詠題を撰択して、詠み易く、余事の風雅を翫ぶべく心遣いがなされている。がしかし、一方、歌合の形式は形式として遵守することには、ことさらに心をくだいでいるのが窺われる。勿論、守部の当然に意図するところであったろう。百五十番の歌合といえ、一地方の、文化事業としては、その内容の如何はさておき、相当な企画であろう。とりわけ、堂上の雅事に興致を誘い、ともあれ、企画し構成しえたのを見ると、守部の指導的基盤は、この時期を迎えて、ようやくに拡がり、

次第にたしかなものになりつつあったことが認められるのである。その意味では、この歌合は守部—庭麻呂—には記念すべきイヴェントであったにちがいない。

参考に、一例を挙げることにする。

春曙 一番

左勝

泉川いつみしよりもをかしきはかせやまかすむはるのあけほの

右

有明の月はかすみて雪花のあはれならふるはるのあけほの

判云左の哥泉川にかせ山をよせてつゞけからもいうに聞え所のさまもかのあたりはをちこちに名くはしき山ともみえてけにをかしかるへき明ほのをめつらしくもおもひより給へるかな尤よろしき哥と申すへし 右のうた有明の月かけしろこのれるにあるは花あるは雪とり／＼におもかけうかふらん明ほの／＼けしきいはれぬにも侍らねと雪月花といふもしをこと更にとりこみてそれをふしにし給へるやうなるにそいさ／＼か心おとりせられて

いつみ川わけてをかしき明ほのにしらけておつるあり明の月

各番に判詞について、範例として自詠歌を添えるなど、歌文の指導的意味あいが強く表面にあらわれている。歌合の判詞に、かく範例歌をもって補足することは、以後の歌合にも常のこととなる。後述する守部晩年の歌合「五十一番歌合」の中に「おのれはこれまで哥合の度ことにうたもてことほりならひつれば云々」と記しているように、かく初期の歌合の判詞に採り入れた方針が一貫して続くのである。この啓蒙的態度は当代の一地方学匠として当然のこと

とはいえ、やはり守部一流の創意であつたろうと思われる。

印記、両冊各巻頭巻尾に、「椎本文庫」と唐獅子印が捺されている。

四十八番歌合

序・判詞自筆・歌別筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。鈍色地古綾文様表紙、竪二十八糎、横十九・三糎。料紙、厚手楮紙。字面高サ約二十二・六糎、判詞二字下げ。行数不等。本文墨付五十二丁（内序三丁）。

題簽・内題なし。表紙左肩に後補の白紙が貼付され、「四拾八番歌合／序と判詞守部自筆」と墨書している。貼紙に誌す如く、序文と判詞は守部自筆であり、歌の部分は明らかに別筆である。その筆者は出詠者の一人である星野貞暉歟。後考を俟つことにする。

印記、巻初に「椎本文庫」朱印を捺す。

本歌合の構成は、八題四十八番、出詠者左右各六人である。題は、

遠山花 初郭公 湖辺月 古寺雪 不言恋 寄石恋 名所滝 社頭松

と、四季題各一首、恋・雑題から各二首ずつ出詠している。出詠者は、

左方 清香 豊風 貞暉 由歌子 真篤 正

右方 池徳 惟行 齋庭 興風 冬照 弘正

と見える。

仮名消息をなす序文末に、

みよの名も、あめのたもつといふよとせ、さ月の廿日あまりいつかの日、人々のあはせられたる哥どもを、こと

われるついでにしるす

池庵のあるし橋守部

と誌しているので、天保四年五月に、冬照等江戸在住の者、貞暉等幸手時代の門人が集つての歌合であつたことが判る。

歌合に臨む判者の態度として、守部は、その序文に、

哥はものに就て、おのがじゝの心ざしを述るなり、もしそのうた、こと人の耳には、よからずきこえぬとも、よめる人の心には、おのゝひとふし、いひ出たるおもゝちなるものなり、さればうちまかせては、しばらくよさあしさもなきがごとくにして、そをわろしといはむは、其人の心ざしに、あらそふがごとくなり、此心ぐるしさや、うたあはせと云わさの、あかぬふしなりかし、

と、まず出詠者の立場を充分に慮つて、判詞の難しさを述べている。しかし、つづけて、

しかはあれと、おもひよれるふしゝにも、ま弓月弓しなあり、つゞけなせる詞しらひにも、綾にしきのすがたあり、そのしなすかたは、くれ竹の世にふる人の身のきはに、高いいやしき隔マども、あるがごとくにぞありける、

と記し、以下に、人の世に譬えて、歌の趣向にも品々のあるを説いて、判者の観点を示している。そして、

哥も又それがように、すがたは下のきざみながら、おとしめがたく聞ゆめるもありぬべく、したてはものげなきさまながら、あなづりがたく見ゆめるも多かるは、もはら思ひよりのさえ、うたの心のはたらきに、よるわさなりや、かゝればひとゝの、今かくもよほし企てゝ、見せたまへる此巻も、たゞかの階シマくらあ、心のざえ、うちあひてすぐれたらんと、事たらずおくれたらん所のあるとは、見くらべてもしるべけれど、よき人の時におくれ、いやしき人の世のおぼえ得て、あふさきるさに、くらべぐるしきさまなるにいたりては、たれかはきはや

かにさだめあへむ、人を見るもかたかるらめど、哥を見るも又かたし、ましてかずならぬ、いせをのあまが身に
して、いかでよくきゝわきしらむ、

と、守部としては、かなり慎重な態度を持して、この歌合に対しては、この期の守部は著述活動も一段と冴え、
その評価は江戸に於ても、ようやく確かなものとなりつつあったであろう。自然、歌合の如き雅遊にも判者の立場を
闡明に教示しておく必要があったにちがいない。この歌合の序文は、判者としては、温厚妥当な、公正を期する立場
の説明に終始しているにすぎないが、寧ろ守部の指導意識の一端を具体的に論ずるところにあったのであらうと思われ
る。

前例に倣い一例を左に挙げる。

四十番 名所滝

左

由哥子

あらし山もみち散りしく錦にもまかふ戸なせの滝のしからみ

右

興風

滝の糸はたゞ真白くも吉野山春はおりかく花のにしきを

判云、左の哥、こゝろみやひて、うるはしくしたてられたりや、二の句は、ちるやもみちのといふへきかゝり
也、猶此うへのつゝけさまを申さは、

あらし山ちるやもみちの錦をはさらす戸なせの滝のしら波

とあらは、殊によろしき哥なるへし、これはよきかうへにもとてなん、

さて、錦をさらすとは、故事侍ること也、花陽国志云、蜀時濯錦於流江中、則鮮明也、文選蜀都賦云、具

錦斐^レ成、濯^ッニ色江波^ッ、など云ことあるより、こゝにも多くいひて、後撰集にも、

もみちはのなかるゝ秋は川ことに錦あらふと人や見るらん、

なとよみたり、右の哥、下句は、いはれあれと、二の句、ちからなし、こは滝の糸のしろきをもとゝ、とあるへし、論語に、絵^レ事後^レ素^{キヨリ}、といへる比喻あるより、弘れる詞也、かくては、これもよろしく、をさくおとらす聞ゆ、されと、

滝の糸のしろきはもとの色なからもみちの錦たちやまさらん

など、故事を引き、範例歌を記するなど、判詞は大方に丁寧な配慮が見られる。

四十八番歌合

筆者未詳

京都大学国語国文学研究室蔵

袋綴、一冊。淡茶色花卉唐草押表紙、竪二十七纏、横十八・七纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十二・五纏。判詞三字下げ。行数不等。本文墨付三十七丁（内序三丁）。

題簽、上辺に「清□□」、下辺に「薄齋叢書」とある郭付き刷短冊（表紙左肩）に「四十八番歌合 判者橘守部」と墨書する。内題はない。歌・判詞共に同筆。

序文末に、

みよの名もあめのたもつといふよとせさ月の廿日あまりいつかの日人々のあはせられたる哥ともをことわれるついでにしるす

池庵のあるし 橘守部

と記す。

又、巻の奥に、

此哥合はうひまなひのすさひなることしるくて哥はおしわたしてつたなけなる物から判者ねもころにことわりたるかいとをかしければおなしくいまたしきともからにみせんにはいさゝかみちのたつきともなりぬへくやとてある人のもたるをかりえてさなからにうつしとゝめつるなり作者は左の方清香貞暉真篤豊風正由歌子右方池徳惟行齋庭冬照興風弘正などみえたり天保の五とせといふとし八月廿八日の夜
と本書の筆者は誌している。

本書は前掲「四十八番歌合」の転写本である。が前掲自筆本から直接書写されたのではなく転写一本からの再転写本であろう。本書本文には前掲本に見える出詠者名は一切省かれている。「さなからにうつしとゝめつるなり」とあれば、本書の親本にも記入されていなかったであろう。

天保八年五拾六番扇面歌合

貞涑写

名古屋大学附属図書館神宮皇学館文庫蔵

本書は「二十二番哥合」(判加納諸平)と合綴されている。筆写者は両書異にする。

袋綴、一冊。朱色刷毛目模様表紙(後装)、竪二十三・四纏、横十六・三纏。料紙、楮紙。字面高サ約十七・六纏。判詞一字下げ。每半葉十行。本文墨付、二十二番歌合十二丁、本歌合四十三丁。

題簽(後補)、「廿二番哥合 判加納諸平／五十六番哥合 判橘守部」と墨書。本文共紙の元表紙中央には各々、「二十二番哥合」、「東都橘守部先生判詞／五拾六番歌合」と外題を墨書している。内題、前者はなく、本書のみに「天保八年五拾六番扇面歌合」と記す。以下、守部判歌合のみに触れることにする。

本歌合目録には、

題 野夏艸 松下泉 忍待恋 山家垣

左 守部 頤阿 方雅 義天 单誉 春仙 忠佃／芝月 宣弘 穀篤 道徴 千畝 三顔 真幸
右 念阿 静阿 池徳 唯乘 宰相 学天 満潮／斎庭 冬照 貴和 禄子 常子 登瀬子 浜子

講師 冬照

読師 斎庭

判者 北畠橘守部

と誌している。

本歌合は右の目録に見るが如く、四題十四番、出詠者は左右各十四人である。判者の守部自身が出詠しているのは珍しい。内題に扇面歌合とあるが、どのような催しであったか、消息を記す序文などもなく猶明らかでない。中古の扇歌合などに擬したものか、あるいは出詠歌を扇面に書して合せた趣向でもあったらうか。

本書の筆写者は、巻末に、

弘化三^丙年七月

貞涑写置ぬ

と書写年月を記している。貞涑は守部門下と思われるが審らかにしない。

印記、第一葉内題下に、「浜和助」の長方形印が捺されている。

前例に倣い冒頭一番を次に掲出する。

野夏艸

左

守部

ふしのねもひくゝそなれる夏艸の山とそひえしむさしのゝ原

右勝

冬照

君か世はあれたる原もなくなりて夏野の草の珍しき哉

左判者のうたなからいにしへの例によるに自らよりも思ふ事はすしもあらず先此うた高きふしのねを低くなりぬといひみしかき草を山とそひえしなどそへなせるむかしの人の蓬か柚とよみけむも物の数ならしかしつゝけからはた雄々しくて千よろつの軍なりともことあけせぬますらをか手ふりとも申さんかとおのか物からはをよろしと打みたるに右のうたこそかしかければに君か世は名たゞりしむさしのも並ふいらかに所せき草よりいてゝくさに入し月かけも軒より出て軒に入にきはひに此大江戸のみさとの人夏野の艸をめつらしむはかりなり左もけおさるへきにはあるましかれと秋の山にたけかりするにわか足もとなる草むらを人にとられたらむこゝちのすれはむさしのゝ薄高かやわけてたに世にめつらしきくさをたらんとて右に勝をゆつる也昔より哥合のならひ一番の左にまけをとらせぬならひとは承りたれと是はおのれかうたなれば也かくて二首共撰に入へし

擬難陳三十番歌合

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。縹色刷毛引表紙、豎三十五・二糎、横二十四・五糎。料紙、薄様。字面高サ約二十八・八糎。判詞二字下げ。毎半葉十行。本文墨付四十四丁（内目録、一丁）。

題簽、茶褐色墨流し短冊（表紙中央）に、「難陳歌合」と自筆墨書、内題は「擬難陳三十番歌合」と誌す。特大型の自筆清書本である。「椎本文庫」等の橘家印記は見えぬ。

本歌合の構成は、

題 紅葉移水 見書増恋 閑居夜雨

作者 左方

方雅 深成 静景 長豫 正富 千英 政孝 真路 真幸 浜子

右方

唯乘 詢雄 冬照 教里 蔭好 常蔭 芝月 露遊 歌子 登勢子

判者 守部

と誌している。三題各十番の歌合である。内題に「擬難陳三十番歌合」と誌す如く、判詞を左右方人の難陳の形式に擬らした趣向である。勿論、すべて守部自らの筆とるところである。

卷末に、

天保十年十一月六日時にとりての戯れこと／なり例よりみたりにいやしき詞ともをかきちら

／したるとみにやりすてたまへ

守部

と三行に誌している。其頃の成立であろう。晩年に屢々試みられる歌合の様々な趣向のひとつとして、伝統形式を借りて、歌合の判詞に興味を添えしめたのである。しかし、「時にとりての戯れこと」とは思えず、守部にとって、かなり意を尽すところであつたにちがいない。判詞は例になく詳細にして長文にわたっている。煩をいとわず一例を掲出すると、

一番 紅葉移水

左

大る川なかれぬ色のしからみはふかぬあらしの峰のもみち葉

右

もみちはのちらぬ限りは此岸をさしやはなれん朱のそほ舟

哥吟し、講終て、右の作者、謹て申ていはく、左のみうた、たけ高くして、をさく難も侍るへからず、されとこたひは、おのく心のかぎり、憚らすいへの仰せにつきて、おろかなる心のむかふ所をは申試み侍るなり、なめしき罪はゆるし給へ、此みうた古今集なるなななれもあへぬしからみは、と云によりて、かくもとりなし給ふならば、さてあるべきを、宗良親王千首に、

大る河ちらぬ梢の影なれやなかれもあへぬせゝのもみちは
又文明十三年、雅親千首に、

もみちはの影もなかれす大る河ちらぬ梢をしからみにして
此外、ちらぬあらしの山のもみち葉、といふも侍れば、かれこれを、とりあはせ給へるやうにて、いひふり侍りたるにや、

左のよみ人、謹て陳していはく、然か隔なく、申したうはるこそうれしけれ、されどわれら如きの哥のうへに、古しとの御難し、すこしわりなきやうになん、もとより古哥を犯さんの心侍らざりければ、もし似たるが侍らば、おのつから似たるにこそ、今は其他の句どもには、難も侍らすや、難あらば、猶隔てす申したまへ、まろも心得のため、右のみうたの心詞、うけ給はり試み侍らん、一首の姿のあてなるさまは、我らが及ぶへき手際ならねと、此みうたの赤のそほ舟は、まことのそほふねに侍るか、又もみちにつきて、まうけたまへるいひなしか、いつれにとりても、申むね侍り、そは伝へ承りつるに、いにしへのみ定め、おほやけの船はあかく、民戸の舟は白く、流人などの舟は、黄色なりきとなり、しかれは今まことのそほ舟ならんには、身の矩を踰たり、又もみちはのちりかゝりたらんにこそ、赤くならめ、うつる影にて、舟のあかくなりなん事、有べく

もあらず、いかゝ

右のよみ人陳していはく、これはくおもひよらざる事どもを、深くもうがち給へるかな、さらば其よし、申とき侍りてん、先この舟は、我のりたる舟に侍り、それをしも赤のそほふねと、申しなし侍りつるよしは、まだきちりたるもみぢ葉にて、ふな笹赤くふきそへて、もはらそほ舟の如くなれるをば、かくは申とり侍りしなり、又難していはく、さては落葉のうたにして、移水といふ題には、かなふべくも有べからず、

更に陳していはく、花はちる中に、さくも侍り、もみちもうつる中に、ちるも侍るへし、きのふちりたるが、苦にかゝりて、けふも猶のこるもみちの、うつろふをめで侍るなり、

判者ことはりて申さく、左のみうた、哥も巧によみ給へるが、御難しも又巧みなり、哥の巧みなるに、御難しのをかしきをとりそへて、下蔭集にくはえ侍るべし、右の哥、すぐれてよろしにも侍らねど、わがものめきて、一ふし侍るさまなりければ、これも下蔭集にくはへ侍るへし、左右哥がら、たけしらべ、これかれをとりあはせて、よろしき持と申すへし、

と記している。左右難陳の形式は、一例にすぎぬが、出詠者の立場にあつて、詠歌の心情を掬し、又、出詠歌には証歌、故実を織りまぜて説述するなど、自らかなりの効果を博したことであろう。守部の良き意味での指導性は此処にも見られるのである。右記した判詞の中に「御難しのをかしきをとりそへて、下蔭集にくはえ侍るべし」、「一ふし侍るさまなりければ、これも下蔭集にくはへ侍るへし」と、いずれ次篇の上梓を企図しての撰歌対象として言及しているなど心憎い配慮のほどが偲ばれる。以下の番から十余首が、判詞中に記して、その撰にあずかるのである。

五十四番歌合

柳子筆

国立国会図書館蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、豎三十糎、横二十・七糎。料紙、奉書紙。字面高サ約二十六・四糎。判詞一字下げに書写。行数不等。本文墨付五十九丁（内、目録一丁、序二丁、識語一丁）。

外題、表紙中央に「五十四番歌合」と墨書。内題同上。

本書の筆者は卷末に、

破損
合はよみ人の名くはしきか立ならひて
同上
きのにしきをめもあやにしらへ給らるのみか
同上
の

よの月にむかひてはひとを恋わたりうれしともかなしともころ／＼にいひあらそひ滝の千筋のいとくりためてよみきそはれたるを守部の大人武蔵野のはてなくひろきみ心もてとり／＼にさためられたるは三十あまり一文字をたにわいたためなきころにもこよなうめてたしとおほえて賤のめか手わさもいとなき比なから玉くしけ明くれのころろやりくさにもかなと五月雨のしのをみたしてみたり書に
同上
写しをはりぬ

明治六とせ／さ月の末の三日

柳子

と誌している。柳子は未詳であるが、冒頭「よみ人の名くはしきか立ならひて」と記しているのをみると、守部門流の者か、親近者かと思われる。

扱、本歌合の構成は、卷初目録に、

題

野外萩 月前恋 名所滝

左作者

守部 詢雄 単誉 光房 正則 穀篤 利泰 親美 正孝 千楯 真幸 宮城 真路 昌磨 常蔭 蘆根 千加
子 登瀬子

右作者

頭阿 唯乘 方雅 寿海 記氏 純嘏 重雄 長豫 正富 石癖 千英 浅樹 寛瀉 冬照 露遊 須磨子 歌
子 波満子

と誌している。三題各十八番の歌合である。出詠者は守部門流の中核をなす人々による構成であるが、その中に、判者である守部が左方作者の一人となっているのは珍しい。各番には作者名を表記せず、各出詠歌は誰人であるか、すべては判明しがたい。

歌合の消息は、目録に続き、

うなひ子かおやのこゝろをしらぬもことわりわか友たりのみやひらとふらひ来ていへらくこのうたともはせあつむるほとに時過にけりいかてとみにことはりてよとそいふなるさらぬたにからき世にしほしみてめかりしほやきいとなきに家にはよたりのまろうと有日には七たりはやりいて入人たえさるをといはまほしかれとさすかにそのこゝろさしのさけかたかれはあまのまてくしさして宣る方もなく磯のもくすをなんみたりに書すへたること海人の見ためこそやさしけれ

天保十一年葉月廿五日

池庵主人

と自序している。この歌合は右の文中に「このうたともはせあつむるほとに時過にけり」と記しているのを見ると、日時を定めての歌合ではなく、主だちたる者によって撰せられた撰歌合のかたちをとったものであろう。いずれ上記の期日近き日の撰であつたらうかと思われる。

自筆本の所在をみぬので、以下、例に倣い一例を挙げ参考にしたい。題「月前恋」二十六番は次の如くである。

左

あくかれて心となしに人もこんいみそかねつるよはの月影

右

有明のつきぬなこりの別路をむすふはゆめの情なりけり

判云左の哥あくかれて心となしに人もこん月のよひの情をよくおもへる物にして玄の又玄たる所なるへしいみそかねつるとうけられたるもまたおもしろし此故事は白氏文集に莫_下对_二月明_一思_中往事_上減_三美年_二損_三君顔_一色とある語なり出てこゝにも後撰以下これかれよみたりおもて哥と申へし右の哥むすふはゆめのといへるあたり巧にして今めかしくは承れと和哥庭訓抄に月前とあらん題には有明は詠するへからず寄月といふには未出る月も既に入て後の月をも明て後の月をもよむ也月前はそれとはおなしからすとありもし此哥は別路の夢によめれば難なきにやあらんそはいかにまれ

わかれ路のゆめははかなくさめうせてたゝあくかるゝよはの月かけ

左下蔭集にをさむへし

猶本歌合にも、下蔭集の撰歌対象として入集を告示する歌詠八首ほどが数えられる。

五十壹番歌合零本

判詞自筆・歌別筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。玉蜀黍色布目表紙、竪二十六・四纏、横十八・三纏。料紙、楮紙。字面高サ約十九・二纏。行数不
等。本文墨付三十七丁。

題簽欠。内題、「五十壹番歌合」と誌す。表紙左肩に白紙短冊を貼付し「錦所叢書

守部先生撰哥合
評先生自筆也

全^(朱)十三^(朱)と墨書

している。原所蔵者の整理題簽であろう。錦所は桐生、吉田秋主分家、吉田錦所のこと守部門人の一人である。同

じく表紙右寄りに白紙を後補し、「五拾一番歌合 判詞守部自筆／夢中ニ契沖真淵宣長現はれて判をしたる様に擬したり」と別筆墨書している。上記の後補貼紙に誌すごとく判詞は明らかに守部自筆であるが、大振りに書かれた左右の出詠歌は別筆である。誰人か審らかにしない。出詠者の一人であろう。判・歌共に補訂の跡のある草稿本である。本書は現在、五十一番歌合の前半、卅四番の成順（左）・魚淵（右）の歌のみにて終る残欠本である。印記、巻頭に「錦所」小形の朱長方形印が捺されている。

本歌合の構成は元来、三題五十一番の撰歌合であったのであろうが、前半卅四番にて終るので、題は前半の二題を明らかにするにすぎない。即ち、

名処花 寄筏恋

が詠題である。出詠者は、

左方

成順 重雄 保定 忠佃 正徑 真幸 浅樹 喜典 千英 昌磨 雅宣 登勢子 長豫 大滋 浜子 穀篤 韋雄

右方

齋盟 正富 吉尚 单誉 祐良 鞆丸 興瑛 真路 千尋 魚淵 正則 重臣 冬照 幡磨 義豊 常蔭 唯乗の三十四名にわたる三題各一番である。出詠者は晩景の守部門流の中核をなす人々であり、各地方にまたがるところから守部による撰歌合の形式をとったのかもしれない。

判詞の趣向には前記した如く一段と作意が擬され、夢中に国学の三大人が現れて各々の見地から判を加えているのである。中頃から更に荷田春満、荒木田久老がまた参加するという手の籠みようである。巻初の一例をもって示すと、

一番 名処花

左

成順

しらくもにまかへる花はよしの山ちりても雪と又つもるらん

右

粂盟

高砂のうら風はやみ尾上なる花の梢もなみそたちける

こそその冬は神楽催馬楽に心をつくしことしの春は万葉緊要土佐日記のときことにおもひをくたきぬかくしも時々おもひよらぬわさともにさへられてかきさしおきし書とものおくるゝか口をしかるにあるは神典をいそかせられあるは祝詞を催ほされて心ひとつのやるかたそなきさをりしも又此哥合をことわれとせむる人あり越^{其人}にたつ日の近つかすしあらはのとめてもおきぬへきを旅よそひもにはかなりければすへなくて夜のいとまにたともし火^のもとにとうてけるを春のよのねふりやすきにひるまのつかれやさそひけんとはかり文机にひち杖つきてまどろみぬ夢ともなく現ともなく時ならさるはなたち花のかをりさとにほひきぬあやしと見れはみたりのみむかしつ人ゆくりなくあらはれ出てまへにあり其ひとりはうつふしそめのあさのころもに朽葉色の袈裟かけたり今ひとりはおふひてふあやのみけしにうすみとりのしたゝれきたり又のひとりはつるはみ色のきぬのうへに胴服といふものかけたりこはいかにいつこよりおはしぬるととひけるに御声いとたふとくてのり給はくわれらはみましか学ひの親にしてあれは即円珠庵の阿闍梨契沖なりまろは県居の賀^茂の真淵なりおのれは鈴屋の本居の宣長なりおのゝ世に出し時頃の一世二世つゝおくれ先たちてまのあたり逢見さりつれは見しらぬもことわりなりされとも朝ゆふみましか身のかけにつきそひて学ひをたすくる事年久しわれら三人復古の学ひのくさかり^きはしつれともいまた時至らすしてまたしき^説事多かりきさをいましか心にはわれらか誤りを正すとのみおも

ふへけれともまことはわれらの^かみたまのみましか手をかりてありし世の^{あやまちとも}誤りを改るにはあるそかし此心を得て
今よりのちも神典国史の誤をうつなひえさせよやそれにつけてもいましか身をなんいたはらるゝこよひかくい
ひあはせてあらはれ来たるもこの比のつかれをおもひてなりけりいさ先此うるさかるへき歌合よりことわりえ
させてんとておのゝ文机によりそひて巻を披きたまひぬ^{へるをみるにも夢の中に夢を見しこゝちして八たひをろ}
かみてうれしき事かなさらはとてねきたてまつる

円珠庵云左のうたちりても雪と又つもるらんといへる腰の句ちからあり右の哥うら風に合せて浪そ立けるとい
へるこれもいはれざるにあらず高砂とはまことは山の惣名にて名所にはあらされと近世となりては尾上等の山
をしかよめる事^{みたるも}あれはこの哥にとりて難もなかるへし

県居云うたのたけ左高しかちとすへきなり

鈴屋云左二の句のはもし少し心ゆかぬ所あり花もと云へきかゝりなれと次のももしに憚りて除たるにやさらは
花のそこそあるへけれ耳^哥からも耳なれたれば右のうたもおとしめかたかりなん

判者これに^{の定め}そへて云^{申す}かくひとり^はまさるとのた給^{たま}ひひとりはおとらしとのた給^{たま}へればははらく円珠庵の心につ
きて持と見侍るへき歟^{こゝにねき侍ることは}それにつけてもおのれはこれまで^{哥合の度ことに}ことわりならひつればそのよし^御のうたそへ
給ひねと云に申し給はく事多きは煩ひを招くなり畢竟いましかいたつきをたすけんとのわさなればこたひは
省くへしとなん

と、おおよそ、かくの如くであるが、三者の判は各々観点を變えて捉え、趣向の中に多角性ある判詞を構成しよう
とするのが、守部の意図であつたらう。その成否はともかくも、「寄筏恋」題廿三番では、

……前略……をりしも荷田ノ東まろの大人荒木田久老の翁酒肴もたせてと^{ひけり}はれたり皆おとろきてこはおもひよ

らすもあるかないかにきよつけてにはおほしきといへるに天の八衢にて三人のをちらか守部は池庵かりがり物すけに
ゆきつと聞て跡おひぬき此文机にひらきたるは哥合と見えたりいとめつらし心をむかしに若かへりていさわれら
もことわらはやまつわぬしたち此みききこしめせとて互に盃さしかはしみさかなには何よけんとうたへる程になりぬれはいつしかかのいさかひもとけにけりいかて此判をこよひ
の内にとおもへは判いそかれて久老ぬしにゆたぬるにをちさかつきを持なから……

と春満久老の登場となり、判は継がれてゆくのであるが、如何にも戯謔にすぎた感はまぬがれない。晩年の守部に
とつての、せめてもの閑雅な遊楽であつたらう、かと俚ばれる。

扱、本書の執筆の時期であるが、後半部を逸する現在、推測の域にとどまる。

まず、この歌合には、登勢子、浜子の兩人が出詠していることは、ひとつの示唆を与えている。登勢子が冬照に嫁
いだのは、天保九年の春である。従つて、天保九年春以降のことである。浜子の結婚は天保八年八月、其後離縁とな
り池庵に帰つたのが天保十一年二月のことといわれる。婚家からの出詠とみるより、やはり離婚後とみるのが妥当で
あらう。とすれば天保十一年二月以降となる。また、一番の判詞に「こ、その冬、は神楽催馬楽に心をつくしことし、春
は万葉緊要土佐日記のときことにおもひをくたきぬ」と冒頭に記しているのをみると、旧年の冬、今年の春とうち
続き、神楽催馬楽、万葉集緊要、土佐日記の著述に追われた、しかも天保十一年以後といえば自ら年次は限定されて
くるのではないか。神楽歌入綾・催馬楽入綾の上梓は、跋文に天保十二年九月廿五日とあるので、この日附から極月
にかけてのことであつたらう。又、万葉集緊要の跋文には天保十三年二月一日と誌しているので、開板もこの頃、前
の両入綾上梓の翌年の春のこととなるのである。土佐日記舟の直路は自序に天保十三年正月元日と見え、跋文には天
保十三年二月十六日と誌すので、これも翌年の春頃の開板であることが知られる。

本書の判詞にみる文意は直接には上掲著述の上梓のための繁忙とのみ解しえないが、天保十二年二月以降に「こそ

の冬……ことしの春云々」とつづく年次は、やはり、これら諸本の上梓の時期が最も合致するようである。この年、天保十三年には、「あるは神典をいそかせられ」と記すごとく、九月頃には稜威道別の初稿十一巻を脱稿している。守部六十二歳、積年の成果を次々と世に問うている匆忙の間をぬってのひとときの雅遊でもあったろうかと推測するのである。即ち、天保十三年の春頃日であろうかと。

八拾四番哥合

筆者未詳

東北大学附属図書館蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、縦三十糎、横二十一・七糎。料紙、厚手楮紙。字面高サ約二十四・五糎。判詞一字下げ。行数不等。本文墨付八十六丁。

外題、表紙中央に「守部評 八拾四番歌合」と本文同筆墨書している。内題なし。

本歌合の構成は、第一葉表に、

題 擣衣 鶉 秋神祇／判者 橘元輔 同裏、第二葉表に、

作者 左

重哉 千寛 駒子／棟隆 高英 松子／正喬 安子 昌峯／武臣 千春 大真／泰成子 頼策 賢宗尼／鏡湖
継子 広明子／玉龍子 花寿美 愛敬／政和子 宇多子 峯亮／幾之子 曾免子／泰清 隆英

作者 右

久満子 津屋子 清安／宗子 晋子 仍豊／古風 蜂子 糸子／登子 浄意 山子／重思 滝子 見津子／昌興
梅霞 好邦／哥仙 胡堂 資昌／忠順 忠美 紫遊／為春 保道／如空尼 真人

と誌している。三題各二十八番の歌合に仕立てている。

卷末、八十六丁表に、

あつまの日枝の一品のみこのみかとの御用人／みなもとのあそみ守部もとめにつきて／宮つかへのいとなき比こ
ゝろにも／あらしいとすゝろに／かきけかしつ

と記し、同裏に、

難波かたよしあし／わかす浪かけて／こと浦人の／見るめはつかし
と所懐の一首をしたためている。

右の識語からは、この歌合判執筆の経過は猶明瞭にしがたく、その成立年代も審らかではない。出詠者は下蔭集附載「初篇作者姓名」などと一人も合致せず、いずれも守部門下の人々とも思われない。又所懐歌に「こと浦人の見るめはつかし」と述べているのを想うと世評を憚るというより、守部門外の人々の詠草によしあしを判じた自恃を韜晦しているようにも受けとられる。

又、そのはじめに、「あつまの日枝の一品のみこのみかとの御用人^註」とことさら記しているのを見ると、本歌合の出詠者は「あつまの日枝」―東叡山に關係のある人々ではなかつたらうか。守部が東叡山の御用人となつたのは何時の事かあきらかにしないが、前掲「穿履集」雑部に、

天保十三年八月八日東叡山准后宮に硯を奉る時そへけるうた

同としての九月朔日一品宮より家につたへたる硯めしけるに十一たてまつりぬそのうちゆゑよしある四の硯にうた
そへよと仰ことありければそへけるうた

豆班研とむかしのから人の名つけたるは黒き石にあかき班^フあまたふゝみけるさなから花の如くなりければ
と詞書する数首が見出される。此頃の事であろうか。同十五年三月に冬照が上野寛永寺御吟味役になっているとい

うことであるから、この天保十年代、守部は東叡山一品宮御用人のごときを拝命しており、その関係者から歌合の判を請われて筆をとったのが、この八拾四番歌合であろうか。猶未詳なるままに、臆測を加えて後考を俟つことにする。

前例に倣い、「擣衣」題一番とその判詞を掲出することにする。

左

大真

山さとはおのか夜寒にいそかれてさぬるまもなく衣打覽

右

忠美

皆人の焔の夜寒そしられける衣うつ也遠近の里

左のみうた、山さとはおのか夜寒に、いそかれて、とうち出給へる、山家の擣衣の心、さる事と承りぬ、下の句は、よそよりはやく衣うつ也、といふ勢ひも侍るさまなれと、又さぬる間もなくといふも、いそく中のひとつなれは、そはとまれ、結句、うつらんとおもひやりたらんよりは、みつから山さと人になりて、うつなりと、いひさためたかた、なさけ深かりなんか、右のみうたしられける、衣うつなりと、二所迄いひはなち給へる、あまりきさみ過たるやうにも侍れと、上下よくかけあひて、あかぬふしなく、いひとほれる、少しまさりさまにも侍れと、一番の左の哥に、負をとらすなと、申すたくひもはへれば、たゞ見ん人の心にまかせつ、

これらの事、歌などそへて、みやひかにも、ことわり侍るへきを、こたひはいとまなくて、すへてみたりかはしき、たゞ言にませたる、いかにきくに^マかりなん、よきに見ゆるし給ひてよとなん、

註 光格天皇皇子、実は有栖川織仁親王御子、公猷法親王であろうか。文化五年十一月一日入室、天保十四年九月二十五日に門跡を辞されている。

四十四番歌合下書

守部・東世子両筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。深縹色菊花唐草空押表紙、竪二十七糎、横十九・七糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十二・五糎。判詞二字下げ。行数不等。本文墨付四十七丁。

題簽、濃茶色雲形短冊（表紙左肩）に「四十四番歌合」と自筆墨書。内題、「四十四番歌合下書」と記す。表紙見返し右隅に「生薬園」と自署する。本書の筆跡につき、表紙右寄りに白紙を貼り、「歌は東世子筆／判詞守部自筆」と誌している。本文筆跡は共々酷似し、殆んど見分けがたい。が、紙面左右いっぱいには書かれた出詠歌は心なしか生硬な感じをうける。又処々にあらずもがなな誤写を冒し、あるいは貼紙し訂しているなど、やはり前記の貼紙に従うべきであろう。因みに和歌は各葉すべて一面に書写され、次面に判詞のみを筆写している。それも、東世子による出詠歌の書写の後に守部がついで判詞を書加えたがためにかかる書写形態をとどめているのではなからうかと思われるのである。

擬、本歌合の構成は、

題

幽栖春月／松樹契久

左作者

雪雄 乗常 大海／重蔭 以亟 孝純／千英 千浪 祐良／容齋 冬照 真管／義豊 豊雄 久利／町子 野沢

子 すて子／田鶴子 ちせ子 よし子／とせ子

右作者

広命 氏珍 秀美／義方 唯乘 方雅／可雲 壽孝 正富／正孝 長豫 多武呂／真路 昌麿 信之／真幸 千
矛 栄子／礼子 楚久子 珠子／むら子

判者 橘守部

と誌している。二題四十四番、冬照、東世子の二人をまじえた江戸でのことであろう。

本歌合の開催は確かな年月は審らかにしがたいが出詠者に東世子の名を列ねているところを見ると、冬照に嫁した後の催しであろう。その結婚は天保九年の春の事であるから、当然、この年以後の歌合である。又、浜子の名が見えぬから、浜子の結婚後（天保八年八月）と思われる。浜子は、その後離婚し、婚家から戻ったのが、天保十一年二月の事という。従って、この間、天保九年の春から同十一年二月の頃までの間に催された歌合とも考えられる。しかし一方、表紙見返の右隅に「生薬園」の署名があるところから、此の署名が本書執筆と同時のものであれば、「生薬園」を号した、浅草蔵前桐畠に転居後、弘化二年十二月二十八日以後の事となる。この年の同月七日に浜子が亡くなっているから、あるいは弘化二年十二月以後、翌年か翌々年が推測される年次となる。恐らく、後者の推測の方が確かであろう。浜子没後、東世子が代って清書することなども屢々あったのであろう。義父守部の筆跡にも習熟し、一見みまごうほどの書体が既に東世子の手跡となっていたものと思われる。

いうまでもなく、守部の最晩年にあたり、又、出詠者の顔ぶれには自ずから門弟の重立たしき名簿が見出される。その故か、この歌合の判詞にも新手的趣向をとりいれて、さすがに余裕のほどをしめしている。巻初の一例を挙げると、

第一番 幽栖春月

左持

雪雄

われのみか月もさやけさ見せしとてふかき霞のおくにすむらん

右

真路

のかれすむかひそくまなくおもほゆる朧月夜の花のしたかけ

橘の蔭にあそへるをみなをとこ○うたをあはせてたのしめり今はいかにいひてかのかれまし巻物にかけといへは長きもうる

さからんとてめつらしく催馬楽のしらへにならひてことわりぬ初段は左のうた二段は右のうた三段にまけかち
をことわるなり其中には必ず然らぬも有へし

初段 われのみか あはれ 月も、月も霞の、おくにすむや、はれ そこよしや、二段 のかれすむ、のかれす
む あはれ 朧月夜の、花の、花の下かけや、あはれそこよしや、三段 さためて得させよ、さきんたちや

と、判詞を催馬楽の調べに借りてことわるといふ、奇抜な趣向に堕した戯謔はいささか鼻につくが、晩景の身近な
門弟に囲まれた守部の所得顔が偲ばれる。

印記、巻初に「椎本文庫」朱印を捺す。

八十一番歌合

判詞自筆・歌坂倉千英筆

斯道文庫蔵

大和綴、一冊。朽葉色地翔鶴銀繡表紙、竪二十九・五纏、横二十・六纏。見返し、金切箔散し。料紙、斐紙。字面高
サ二十二・五纏。判詞一字下げ。每半葉歌七行、判詞十二行。墨付、目録三丁。本文百二十二丁。追記（貼紙）一丁。

題簽、金泥雲形文様短冊（表紙左肩）に、「八十一番歌合」と墨書、内題同上。

本歌合の構成は、目録に、

作者

左方

長豫 靖夫 豊綱 正武 乘常 秀実 以亟 吉亨^註 千浪 秀堅 弘貞 壽考 壽朋 真路^註 歌一 好成 義豊
壽海 熊雄 冬照 千矛 まち子 すて子 よし子 野沢子 まさ子 とせ子

右方

氏珍 広命 唯乘 正富 蔭弘 義方 祐良 貞磨 真幸 昌磨 敏並 真菅 美明 真路^(直ノ誤歟) 正和 光海 露堂
栄子 礼子 美津子 たま子 瓊花子 はく子 むら子 うた子 翠簾子 千英

読師 (欠名)

講師 (欠名)

判者 (欠名)

と誌す。歌題は本文中に、

瞿麦露 朝氷室 寄鳥恋

と見え、三題各二十七番の歌合である。

目録末に、

弘化三年六月十二日

と記し、又、二十一番の判詞にも、

かく世のうた人のくせをあけつらふ。其判者には。くせはなきかといふに。其くせの多かる事。次々いふか如し。先つ文亡不才にして。著述をこのむくせあり。然か著述を^{好て}〇。心にいとまあらされは。いまたうたと云ものをよます。いつかよまんとおもひつつ。七十になりにけり。かく心長きくせあり。さて然かうたよまされば。

人のうたも。聞わかさるへきに。まだ三十許の比。長歌短歌の撰格をかきて。世に名たゝる人々に。ゆるされたり。これもあやしき心くせなりや。この心くせをはたらかして。今此つかひを見るに、

と断り、判詞にのぞむ守部の態度を書きしるしているが、その中に、「いつかよまんとおもひつゝ、七十になりにけり」と自身の老齡を回想している。守部は数え年六十九歳の五月二十四日に没しているので、七十翁云々は文詞のあやである。此年弘化三年は守部六十六歳にあたる。前年歳暮には老來の恃みとした娘浜子が二十九歳にして亡くなっている。婚家より帰った浜子の出詠が見えぬのも其故である。とかく老境を覚える翌年の夏のことであつた。

卷末の跋語には、

此卷や。たゞ一朝の戯れにて。ひたふるに俗語俗事をとりこみたるのみならず。筆さしぬらし。考へくかきなかしたれば。ところく文もなされと。かきけたんもうるさけなれば。此まゝにかへしまゐらす。おのれか判詞を。はしめて見らん人は。いつもかういやしくものするかとて。いかにおもひくたすらん。あたし人には用捨あれかし。書をさへ。いやしくかきたるは。披講の人の、よみ安き為とてなり。 守部

と誌している。右文に続き、その余白に別紙を貼紙し、それには、又、

此卷よみ人の名は、判の時はしるさず、判をはりて後、披講のために記しつ、いさゝか依怙のさた、
なきなきか
ため也

と記し、判詞の公正を期した旨を付記していて、守部を困む歌合の披講形式が窺われる。

更に、卷末の遊紙には、次の追記一葉が貼付されている。

去年は後の五月の比かとよ□けくもなき鬼ほとゝきす軀膺はわたり川の瀬ふみしにまかりぬとおよつれ鳴になきつたへしとて此哥合に洩されしねたさうれたさやるせなさにことし神無月しはしかほとゝ黄泉路かへりて此とち

卷をひらき見ればこはいかに彼鎌首の老法師一の幡さしとある何かし風流士此二人はや撫子の露水室のつらゝと
きえいにてたゝかたみとは錦なす言の葉玉藻なす鳥のあとのみなりけり嗚呼空蟬の世の中そかし

歌よみは哥をかたみとのこしおきてたゝよみ人と成にけるかな

と記して、鬼籍に点じた門弟を追悼している。才媛浜子が逝き、年来の高弟軀膺、千英と続く去世を歌詞を以て悼み
卷末に附したのであろう。

本書の帙底には、又、此歌合の出詠者である以亟が、

此うた合はいにし年の夏我友千英の催にて橘の蔭ふむともからはいふもさら也さもなき人々にもよませ給ひて一
卷となしたりけり作者の名ともかき入たるは千英の筆の跡なり判書ともに橘翁のみつからみふてをそめられける
をいたくめてゝ永き世に伝へんとしけるかはかなしや今年長月末つかた千ふさ身まかりければそのまゝにかの家
の文庫ニかくして徒ニしみのすみかとなしはてんもあたらしく思ひてそのよしことわりをとけてしはらくおのれ
か家にあつかりおくになむされは此卷ニ入給ふ人はもて行一わたりものし給へる後以亟かもとへかへし給はれよ
かし

弘化四とせ神な月

以亟誌

としたためている。この以亟の識語によれば、本歌合は坂倉千英が主催するところであり、その筆者は、千英、守
部であることが判る。但し、文中「作者の名とも書入たるは」千英の筆の跡とし、「判書ともに」守部自筆と誌し、
やや文意は不明瞭ではあるが、目録・歌詠・作者名を大字に半葉に浄書したのが千英であり、判詞・跋文・追記・附
記等が守部の筆跡である。もつとも歌詠中、左右出詠歌の勝負を誌す朱の判は守部の筆である。ともかく歌合の番を
浄書し（作者名は後補）、守部の判詞を得て、一卷をなしたものである。主催者の千英が、此年（弘化四年）九月の末

に亡じ、彼の家^に留置れた此一卷を以亟が預り、識語して出詠者に回覧したものと思われる。守部の悼詞も此時のことであろう。余紙に押帑してとどめたものと思われる。

守部判の歌合としては、年紀次第を明らかにする最晩年のひとつである。

前例に倣い、巻首の一例を挙げて、参考に供する。

一番 瞿麦露

左

長豫

あはれたゝはらはてや見む中々に露けきよるの床なつの花

右勝

正富

生しける籬のくさを手すさみにむすふもすゝしなてしこの露

近き比は。哥合もたひくなれば。今は何をとりてかことわらん。慈鎮和尚の哥に。人ことにひとつのくせはあるものをわれにはゆるせ敷島の道。とよまれたるやうに。このむ事は。皆くせなり。こゝに先つ。うたよむ人の。くせもていはゝ。左のうた。あはれたゝはらはてや見む。といへるは。ものゝあはれしりかほなり。露けきよるの床夏の花とは。古くは在五中将。交野少将。近くは光源氏などを。学へるにて。少し男ぼこりのわれはがほも見ゆるものから。色ごのみのかたにとりて。ゆるさるゝほとなるへし、右のうた。籬の草を手すさひに。といへる口つき。世の中の塵をいとひて。俊恵法師の歌林園。西行上人の外山庵を。ちかきかつしかのさとわにうつして。柴の戸のうち。こゝろをやるおもゝちせり。かゝれはかのいるこのみのなさけも。すてかたかれは猶^とこの籬の露に。心のかゝれるは。夜床わすれし。翁かこゝろのくつほれか。

附記

本歌合にも四・五ヶ処に、例えば「……めてたき持とたゝへて。ともに下蔭集に収むへし」(二十九番)など記して、下蔭集入集を告示しているところが散見される。

註 国会図書館本 吉亭を吉亭に作り、真路を直路に作る。

八十一番歌合

藤波教忠筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。薄紫色亀甲布目空押表紙、竪二十五・五糎、横十八・一糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・五糎。判詞三字下げ。每半葉十行。本文墨付七十九丁(内目錄二丁・跋文等二丁)。

題簽、白紙短冊(表紙左肩)に、「八十壹番哥合 橘守部判」と墨書。内題、「八十一番歌合」。

本書は前掲斯道文庫蔵「八十一番歌合」の転写本である。目録・本文・跋文は勿論同じくするが、前掲書の跋文に続く余白又は遊紙に貼付された追記・悼詞をも、「押帛」、「もりへ又しるす」と同記の前後に註して転写している。その後に、

明治十四年三月十五日以元本騰写／遂一校了

藤波教忠

と奥書している。前掲書が判詞を屢々散し書きするが、本書はこれを毎葉十行に書き改め、書写後、転写の誤りを朱訂している。

印記、巻首に「渡辺／千秋／清観」の方形朱印、内題の下に「渡辺千秋蔵書」朱印を捺す。

八十一番歌合

筆者未詳

国立国会図書館蔵

袋綴、一冊。藍色亀甲花文ツナギ空押表紙、竪二十三・一糎、横十七糎。料紙、薄様。字面高サ約十八・三糎。判

詞一字下げ。每半葉九行。本文墨付八十八丁（内目錄二丁、跋文一丁）。

題簽、金切箔散し布目短冊（表紙左肩）に、「八十一番歌合」と墨書、内題同上。

筆者未詳であるが、料紙に薄様を用い、筆跡はやや生硬ではあるが守部に酷似する。前者とは丁数・行数等相違して、その影写本ではないが、筆跡の共通点から見て、守部自筆の、或は冬照筆の副本などが存し、それからの臨模本かとも推測される。

但し、本書は三十二番の判詞・六十八番の判詞の部分を何故か筆写せずに空白のままに残している。又、前者に貼付されている追記と追悼の辞は共に本書には転写されていない。これからも、八十一番歌合原本からの転写本でないことが判るが、一方、本書の依拠本は其点から又判明しがたい。

十五番歌合 下書

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。改装濃紺色表紙、竪二十四・五糎、横十六・五糎。元表紙は本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約十九糎。判詞二字下げ。每半葉九行。本文墨付十七丁。全巻裏打す。

題簽、金切箔散し香色短冊（改装表紙左肩）に「十五番歌合 下書」と墨書す。元表紙外題は「十五番歌合 下書」と左側に自筆墨書している。内題なし。又、序、目録等もなし。まま判詞に補訂のあとあり。外題に云う草稿本であろう。

印記、外題の許に「椎本文庫」朱印を捺している。

本歌合の構成は、十五番月題である。即ち、

十五夜月 月前風 月前露 山月 野月 浦月 花洛月 故郷月 山家月 月前鴈 月前虫 月前鐘 月前恋

月前遠情 月前神祇

の各一番である。左右の出詠者は記名を闕くので、左右方人の構成は全く不明である。例示する如く、左右の番に守部の判詞と範例歌を添えている。

この下書きの期日は最尾の「月前神祇」題の判詞につづき、自詠歌をあげ、

さか樹葉のかゝみに月をてらしつゝめてむめてしは神のまに／＼
なとみたりなるえせ事ともいひちらすも

いとまなき海人のまてかたかた時にかきてのかるゝもくすなれはそ 守部

弘化三とせふつきのつもこりの朝

と誌している。守部六十六歳、最晩景の筆跡である。

五番「野月」を例示すると、

左

夕くれの露に山かせふきたえてつきかけおもるをのゝあさちふ

右

あきの夜のあはれのおくもしられけりさかのゝ露の月をたつねて

左のうた月かけおもるをのゝあさちふ、聞なれたるふしともいはゝいふへけれとうたの風情はかやうの所に侍るへし二の句露に山かせといふ詞延へていふようは侍らぬにや一句中に物ふたつをいふ、霞に霧にといふ類はよし一字のてにをはを中にはさみたるはふしたちていやしきか多しといへる古へのをしへも侍れは也もし止事を得すは夕露のたま／＼風も吹たえてとやうに申さんか右のうたあはれのおくもしられけりこれはいひなしの

すくれてをかしきなりさかのゝおくといふへきを秋のかたにめくらしたる手たりのわさなりやはれのうたと申すへし

あきのよのあはれのおくをたつね得てさかのゝ外は見る月もなし

と判を添えている。判詞にはおのずから枯れて老熟の句調が感受される。

附 二十五番哥合

橘守部筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。改装濃紺色表紙、豎二十四・二纏、横十七・二纏。元表紙は本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十・二纏。判詞二字下げ。毎半葉九行。本文墨付十五丁。全巻裏打す。

題簽、金切箔散し香色短冊（改装表紙左肩）に「二十五番歌合 完」と墨書す。元表紙外題は「廿五番歌合 浜臣判」と左側に本文同筆墨書する。内題、「二十五番詞合」。

本歌合の構成は、

題

幽栖春曙 両方水鶏／林葉漸変 連日鷹狩／恋学問妨

作者 左

定良 蓮阿 至誠 広津 春子

右

景寛 豊香 祐義 光房 縫子

判者 浜臣

と誌す。四題二十五番の歌合に、清水浜臣が判を加えている。卷末に、

文化十五年三月

の日附があり、次いで、

三十番当座歌合之跋

今年人のそゝのかすにまかせてひと春のうち三たひ四たひの哥合しきりにする／事ありこたひも拙き判詞をそふもとより其むしろをさらすして時の興を／そへんとてのわさなれはとてもなくもありぬへきことゝはいひなからやくなき／筆墨をもつひやしけるなりけふはおもふことありて判詞をそへすもしまこと／心さし深からん人あらは勝負のゆゑよしはくちつから申のへはへりぬへしとなり／これかたへは延喜よりのさきつかた世の古き例にしたかひかたへはいたつらなる／ことの葉をつひやさしとの心なりけり

清水浜臣

と、跋文をそえている。この跋文と本歌合との関係は審らかにしないが、文面どおりに読めば、別時の歌合跋文を守部が書添えたものとしか思われぬ。又、並記書写した理由も未詳である。

殊に守部と本歌合の関係は全く不明である。文化十五年といえは、浜臣との間は、数年後の不和のきざしも未だ見えず、寧ろ、互に切磋して緊密な交友を続けている時期にあたる。がしかし、何故に本歌合を書写しとどめる事情があつたのであろうか。明らかにしない。同時に出詠者についても俄かな推定はさけ、共に再考を俟つことにする。

本書には守部の印記が見えぬ。

前書同様に、冒頭の一例を挙げ、参考とする。

一番 幽栖春曙

左勝

定良

あはれにも霞てのこる月なれやすむとしられぬ身のたくひとて

右

景寛

世のことの聞えぬやとも花鳥にこゝろにきはす春のあけほの

判云左閑居の暁月まことにいはれたり上句をよみくたすより下句をいひとめしまてかついうにかつたくみなり
こまやかにしてくたけたる所なしめてたき哥にこそ右上句はたゝありなるを四句にて春曙□賞したるさま価千
金といへる心を曙にめくらされたる心ちして又をかしされと一番のつかひとひうたからと申しかたゝ左の
勝とさため侍るになん

附記一

高井浩氏の「桐生吉田家所伝史料による橘守部伝の補正―幸手時代まで―」―昭和三四年『群馬文化』第二五号所収―
によれば、上記歌合のほかに、桐生吉田家には、百五十番歌合・桐生連百番歌合・桐生連歌合印南野巻・桐生連恋十
題歌合・桐生連六十番歌合・桐生連八十八番歌合等、守部判の歌合が所蔵されている由である。その詳細は未紹介で
あり、又披閲の機会を得ぬので此処に附記する。右記歌合の中、六十番歌合・八十八番歌合・歌合印南野之巻等は徳
田進氏による紹介、^註論考がある。

註「橘守部の未紹介資料六十番歌合の研究序説―短歌撰格の指導面への展開―」昭和三七年『関東短期大学研究紀要』第七
集・「橘守部と日本文学―新資料とその美論」第一一・一二章。昭和五〇年。

附記二

又、高井浩氏は前論考に続き「桐生連『歌合』」に関する未紹介資料―昭和四五年三月『桐生史苑』第九号―に於て、
以下、十一部の歌合を紹介されている。共に未見資料につき併せ追記する。

一文政六年七月「百二十番春秋」―原卷所在不明―、二文政九年五月桐生連「百番歌合」―吉田家蔵―、三文政九年秋「歌合」―原卷所在不明―、四文政十年三月「歌合印南野卷」―吉田家蔵―、五文政十一年四月「恋十題歌合」―原卷所在不明、抜書一部存―、六文政十一年秋「百十番歌合」―原卷所在不明―、七文政十一年十月「六拾番歌合」―吉田家蔵―、八文政十二年秋「八十八番歌合」―吉田家蔵―、九文政十二年十二月「百番歌合」―原卷所在不明―、十天保三年十二月「三十六番歌合」―原卷所在不明―、十一天保四年九月「二百番歌合」―跡見学園蔵―。

伝本が現在不明な歌合に就いては、「秋主雜記」―一・三(上記歌合番号、以下同)―、「詠草たりほのや」(秋主)―五―、「杉詠草」(秋主輯)―六―、周朝發信秋主宛書翰―九―、貞暉詠草―十一―等の記載によるものであり、十一「二百番歌合」を除き、いずれも附記一の吉田家蔵書本に同じくするのであろう。

本稿は、夙に慶應義塾学事振興資金研究補助と、又近時、トヨタ財団研究助成金とによる調査結果の一端である。記して謝意を表す。又、本調査に際し、御蔵書の閲覧・複写など種々の御高配を賜った天理図書館をはじめ公私の諸図書機関に深謝申上げる。